用水を地域資源として活用するための 水利用の歴史

―砂川用水を例にして一

2020年

小坂 克信

立川市文化財保護審議会委員

用水を地域資源として活用する ための水利用の歴史 一砂川用水を例にして一



小坂 克信

目 次

はじめに	1
第1章 本研究の目的と方法	4
1. 調査・研究の目的	4
2. 調査・研究の方法	6
(1) 規 模	6
(2) 方 法	6
第2章 砂川用水の歴史	7
第1節 江戸時代の諸相	7
1. 「上水記」に見る分水の成立	7
(1) 柴崎分水	9
(2) 砂川分水	11
(3) 平兵衛分水	12
(4) 中藤分水	14
(5) 南野中(榎戸)分水	15
(6) 上鈴木分水	16
(7) 国分寺分水	17
(8) 金子分水	18
(9) 小金井分水	19
(10) 小金井新田分水	20
(11) 梶野分水	21
(12) 境分水	22
2. 分水の維持・管理	23
(1) 分水の管理と水見廻り役	23
(2) 水料	23
(3) 分水口の構造と伏替え	24
(4) 水制限	25
3. 幕末の動向	26
(1) 南野中分水口の場所替えと平兵衛・中藤分水の暗渠化	26
(2) 千川・三田用水の増水と玉川上水の帰流	27
(3) 通船計画と分水	29
第2節 明治前期の分水口の統合	30
1. 分水口の改正(統合)	30

(1) 目 的	30
(2) 工事	32
(3) 増水願い-国分寺分水の	35.
2. 5分水の水量増加と深大等	手分水の開削 35
(1) 5分水の水量増加	38
(2) 砂川村の水田計画と田月	引水 35
(3) 深大寺分水の開削	3′
(4) 明治5年の砂川用水の制	大況 38
3. 水賦金の賦課と組合約定書	39
(1) 水賦金の賦課	39
(2) 組合約定書の成立	4:
(3) 平兵衛・中藤分水の水量	量変化と約定書 42
4. 5分水の水量減少と砂川木	寸の田用水 43
(1) 5分水の水量減少と砂」	用水の対応 43
(2) 深大寺分水の対応	44
(3) その後の砂川村の田用元	X 44
(4) 水積の譲渡	45
① 熊川分水への譲渡	45
② 日本麦酒醸造会社への	譲渡 46
③ 国分寺分水への譲渡	40
④ 板橋火薬製造所への譲	渡 46
5. 水利用組合としての規約	47
6. 上水水料賦課規則と水賦金	2 4′
(1) 浄水水料賦課規則の制気	Ē 47
(2) 水賦金の賦課	48
(3) 小金井村組合の水賦金	49
(4) 水賦金納期定規約	50
7. 水利用と維持・管理	50
(1) 製氷場	50
(2) 川浚いの連絡と用水注	意事項 5.
(3) 分水口や水路の移動	52
① 境分水口の移動	52
② 上鈴木分水口の移動	52
③ 小金井新田の分水口の	統合 52
④ 甲武鉄道の工事	5,

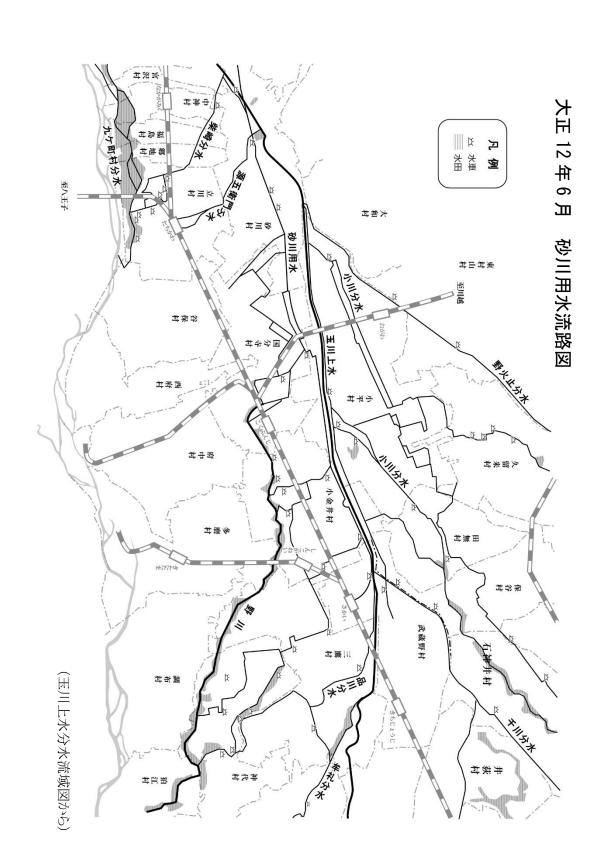
	⑤ 国分寺分水の伏替え	53
(.	4) 梶野の築樋の修理	54
(5) 水難事故	54
8.	近代水道の計画と三多摩地区の東京府編入	54
(1) 近代水道の計画	54
(2) 三多摩の東京府移管	55
第3	3節 明治後期の水利組合	56
1	. 水利組合規約の認可	56
(1) 水利土功会	56
()	2) 水利組合条例	56
(3) 東京府における水利組合条例の施行	57
(.	4) 砂川用水への水利組合条例の適用	58
(5) 砂川村七ヶ村水利組合規約	59
(6) 明治34年度組合費予算案	60
2	. 普通水利組合の成立	61
(1) 水利組合議員の選挙	61
()	2) 砂川村七ヶ村水利組合規約の改正	61
	3) 普通水利組合の認可	62
(.	4) 砂川村七ヶ村普通水利組合規約	62
3	. 水積の譲渡とその影響	63
(1) 板橋火薬製造所への譲渡	63
()	2) 譲渡金と学校教育基金	64
(3) 東京市への譲渡	65
(.	4) 源五右衛門分水の成立	66
(5) 柴崎(立川)分水の独立	67
4	. 耕地整理法と水利組合法	67
(1) 耕地整理法	67
()	2) 水利組合法	68
	3) 規約の一部改正	68
5	. 明治末期の水利組合の活動	69
(1) 明治40年臨時組合会	69
(2) 明治 41 年組合会	70
	3) 残堀川の横断工事	70
(.	4) 明治 42 年組合会	71
(5) 明治 43 年組合会	71

(6)	明治 44 年組合会	71
1	明治 44 年度歳入出予算	71
2) 暗渠敷設	72
3	流水使用許可	72
4	組合会議員の選挙	72
(5)) 断水連絡	74
(7)	明治 45 年組合会	75
1	流水使用料	75
2	用水注意事項の立札の設置	76
第4節	i 大正時代の継続	77
1. 箩	第1水道拡張事業と玉川上水の分水	77
2. 5	大正時代の調査	79
(1)	大正8年の調査	79
(2)	大正8年から同12年の調査	80
(3)	大正 12 年の調査	80
3. 5	大正時代の用水組合の活動	83
(1)	大正2年度の歳入出決算	83
(2)	大正 10 年度の歳入出決算	84
(3)	定例の浚渫	84
(4)	流水使用料	85
(5)	関東大震災後の対応	85
(6)	その他の臨時断水	86
(7)	管理者の変更	86
4. 5	大正時代の主な許認可	86
(1)	流水使用許可と枝堀水車台帳	86
(2)	小金井村の水路の交換と払下げ	88
(3)	多摩鉄道の架橋認可	89
(4)	平兵衛新田の水路交換	89
(5)	砂川村の水路変更	90
(6)	国分寺村の立木伐採	90
(7)	京王電気軌道(株)の水路・堤塘敷の使用	月 90
(8)	榎戸新田の田用水路払下げ	92
(9)	隧道上の使用許可	93
(10)	榎戸新田の分岐点	93
(11)	中央線と西武(川越)鉄道の利用	94

第5節 昭和時代の新展開	96
1. 戦前の動向	96
(1) 昭和5年度の歳入出決算	96
(2) 昭和6年の調査	96
(3) 殿ヶ谷戸庭園周辺の水路の廃止	97
(4) 昭和 16 年度の歳入出決算	98
(5) 昭和 20 年の組合総会	98
2. 第2次世界大戦後の用水組合の活動	99
(1) 昭和 22 年度の用水組合	99
(2) 流水使用料と組合費	99
(3) 昭和 21 年度の歳入出決算	100
(4) 境分水の工事	100
3. 土地改良区の結成	100
(1) 土地改良事業	100
(2) 砂川用水土地改良区定款と土地改良区規約	101
(3) 砂川用水の状況	102
(4) 昭和 30 年前後の砂川用水土地改良区	103
① 昭和27年度収支決算	103
② 昭和 28 年度総代会	104
③ 昭和29年度総代会	104
④ 昭和30年度の水路の変更	104
⑤ 昭和31年度収支決算	105
⑥ 昭和 32 年度役員会	105
⑦ 昭和 33 年度総代会	106
4. 人口の増加と砂川用水への影響	106
(1) 東京のベッドタウン化	106
(2) 水道の普及と旧・境分水の廃止	107
(3) 第2水道拡張事業と玉川上水の分水	107
5. 砂川用水利用組合	109
(1) 土地改良区の解散	109
(2) 砂川用水上流部の暗渠化工事	109
(3) その後の砂川用水	110
(4) 国分寺市の砂川用水調査委託	110
(5) 小平市の用水路活用計画	111
(6) 平成 10 年前後の利用組合	112

6. 現 状	112
(1) 地方分権による水路の移譲	112
(2) 恋ヶ窪分水の文化財指定	113
(3) 分水をめぐる最近の動向	113
第3章 本研究を生かした「町歩き」事例	114
第1節 松中橋から砂川8番まで	114
1. 導 入	114
(1) 武蔵野台地	115
(2) 玉川上水の工事	115
(3) 現在の玉川上水の水の行方	116
(4) 玉川上水の国史跡指定申請の理由	117
2. 玉川上水の蓋掛け	117
3. 柴崎分水と砂川用水	117
(1) 柴崎と砂川の分水口の変遷	117
(2) 松中橋	119
(3) コンクリート堰	120
(4) 柴崎分水	120
(5) 砂川用水	120
4.1番橋	121
5. 天王橋周辺	121
(1) 石橋供養塔	121
(2) 内野水車	122
(3) 八雲神社	122
(4) 高札場跡	123
(5) 天王橋	123
(6) 五日市街道	123
6. 殿ヶ谷分水	124
7. 稲荷橋	124
8. 玉川上水と残堀川	125
(1) 砂川水衛所跡	125
(2) 玉川上水の伏越	125
(3) 残堀川の変遷	125
(4) 上宿橋と上水橋	126
9. 砂川1番の共有水車	126
10. 砂川2番の共有水車	128

11. 砂	川新田の開発と砂川分	水	129
12. 砂	川村名主家		130
(1)	源五右衛門分水		130
(2)	砂川3番のタマグルク	₹	130
(3)	流泉寺		132
13. ま	いまいず井戸		133
14. 阿	豆佐味天神社		133
15. 並	川基地拡張予定地		133
16. 砂	川5番の共有水車		134
17. 砂	:川6番の共有水車		135
18. 馬	頭観世音		136
19. 砂	川6番の原島水車		136
20. 丁	分水口と戊分水口		137
21. 砂	:川7番の水車		137
22. 中	野絹篩		138
23. ま	とめ		138
おわりに			139
資料			142
資料1	明治8年3月13日 月	用水組合約定書	142
資料 2	明治14年4月 玉川_	上水分水字南側元堀用水組合北多摩郡砂川村	144
		外弐拾壱ヶ村関係人民集会規則	144
資料3	明治 29 年 9 月 16 日	砂川村外七ヶ村関係用水規約書	146
資料 4	明治 39 年 10 月 3 日	砂川村外七ヶ村用水普通水利組合規約書	151
資料 5	明治 43 年 4 月 21 日	砂川村外七ヶ村用水普通水利組合規約書の改 正点	157
資料6	明治 44 年 5 月 16 日	砂川村外七ヶ村用水普通水利組合規約書の改正点	158
資料 7	昭和27年 砂川村外	しヶ 市町村土地改良区定款	159
資料 8	昭和 27 年 7 月 28 日	砂川町外七ヶ市町村用水土地改良区規約	168
資料 9	昭和29年 砂川町外	Lヶ市町村用水土地改良区定款の改正点	173
資料 10	昭和29年 砂川町外	七ヶ市町村用水土地改良区規約の改正点	176
資料 11	昭和54年4月1日	立川市ほか4市砂川用水利用組合規約	177
参考文献			179
謝辞			180



はじめに

2020年の東京オリンピック、パラリンピック開催を控え、日本を訪れる外国人は年々増えている。2018年度の外国人観光客は3,119万人で、10年前の2008年835万人の約3.7倍にもなる。この背景には、人口減少・少子高齢化社会によって、国力の衰退などが懸念されることから、観光によって国を再生しようと観光立国推進基本法が施行されたなど、国の政策の変化がある。また、円安やビザの緩和、LCC(ローコストキャリア)の発達による旅行代金の低下などの経済的要因も絡んでいる。

特に、中国、韓国、台湾などのアジア系の観光客が多く日本を訪れ、以前は団体で一度に大量の製品を購入する「暴買い」現象が見られた。しかし、最近ではWebサービスや SNS などの発達により、様々な情報が入手可能になり、個人や友人、家族との旅行に変化している。それに伴い、商品の購入より、選択しながら楽しめる「体験」に重点が置かれるようになってきた。例えば、日本独自の自然や風景が見学できる観光スポットを訪問したり、和食・着付け・茶道・武道などの日本の文化に触れたり、南半球と北半球の季節の違いを利用してスキーやサーフィンなどのスポーツを楽しんだりするなど、目的が多様化している。この流れの中で、日本人の友人と一緒に地方都市の町歩きのイベントに参加する外国人も徐々に増えている。

一方、アウトバウンドも増加しているが、日帰りの国内旅行が多い。これも、古くから残る建造物や寺社、温泉などの観光スポットばかりではなく、丘陵地の山城歩きや近代化を支えた鉄道やダム、鉱山などの産業遺産の見学、無人島体験ツアーなど、対象が多岐にわたるようになってきた。また、自治体や観光協会、NPOなどが主催する町歩きや地域の歴史に関する講演会の参加者も多い。テレビでも、古地図をもとに、日本各地の地方都市を中心に町を散策したり、地形をもとに街道や河川、橋などから町の歴史を探ったりして、フィールド・ワークを楽しむ番組が放映されている。

このように、町歩きをしながら地域の資源、例えば地域の生活を支えてきた古民家や古道、石造物、特産物、寺院、橋、湧水や溜池、用水などを活用して、その地域の歴史を探る活動は、観光に生かされている。

一般に、地域資源とは「その地域特有の産業資源」であり、観光名所や



玉川上水(立川市砂川)

は市民一人一人が、地域に愛着や誇りをもつ必要がある。そのためには、 勤務したり居住したりしている地域を支えたものは何か、その歴史を知り 理解することが必要であろう。

現在、武蔵野台地南部には多くの市部が形成され、生活に必要な水は水道によって不便なく使用できる。しかし、17世紀中期以前は地下水位が低いことから、飲料水や生活用水が確保できず、継続的に居住することが困難であった。承応2(1653)年または同3年江戸の水不足を補うため、玉川上水が武蔵野台地南部のほぼ中央を横切るように開削された。その後、約30の分水が徐々に開削され、飲料水や生活用水、田用水、工業用水、水車の動力など広範囲に生活に必要な水が供給されるようになり、現在の市部のもとになる多くの新田村が成立した。

この分水は自然の河川とは異なり、先人たちが幕府の援助を受けて、生活に必要な水をやや離れた玉川上水から水路を掘って引いた人工的なものである。それゆえ、利用に当たっては共同で維持・管理がされた。

しかし、現在では水道や電力の普及とともに飲料水・生活用水、水車の動力などの用途が失われ、暗渠や排水路と化した所がある。また、冬季には水が流されずに草が生え、ゴミが捨てられることがある。このように、下水として利用された側溝の「ドブ」と見分けにくくなっている場合がある。しかし、分水は町並みに残る歴史的な地域の資源の1つであり、飲料水や生活用水など多岐に利用されたことから、これをもとに町の変化を読み解くことができる。

それにもかかわらず、その水 利用の歴史はあまり明らかでは ない。特に、近代は利用者が用 水組合を結成し、分水の維持・ 管理にあたってきた。この用 組合の活動は断片的には知られ ているものの、歴史的経緯は明 らかにされていない。

現在、地方分権によって、分水は水路のある市が管理してい



砂川用水の洗い場(立川市)

る。数市に跨る用水は、各市における水路の長さやその周辺の環境、例えば住宅街か雑木林が残っているかなどによって、市の対応が異なる。しかし、かつては、1つの水路として共同で維持・管理されてきた。今後の活用を考える上で、分断された形ではなく1つの用水路として活用された姿を、明らかにする必要がある。

また、玉川上水と分水沿いの豊かな自然や文化を未来の子どもたちに残したいという市民団体の活動が未来遺産として登録された。この影響もあり、分水を中心とした町歩きなどのイベントが増えている。しかし、その歴史が不明なことから、重要な場所にもかかわらず、説明ポイントとして取り上げられないことがある。

水道法が改正され、今後の水利用を考える上でからも、武蔵野台地に居住した先人たちの水を得るための苦労・工夫を知る必要がある。分水が開削されても、渇水期には分水制限をされることがあり、水配分をめぐってトラブルが起こることもあった。このため、その維持・管理に関しては水資源を自らの問題としてきた。海外では水道が使えず、水不足で時には紛争に発展する地域もある。水道敷設以前の水利用の歴史を知ることは、足元の歴史を知ると同時に、今後の水利用を考える上でも大事である。

さらに、身近な環境の大きな軸の一つである河川や湖沼の水、武蔵野台地にあっては玉川上水やその分水を次世代に継承する保全・活用の面からも、水利用の歴史を明らかにし、その成果を教材として、学校教育でも活用できるようにする必要がある。

第1章 本研究の目的と方法

1. 調査・研究の目的

まず、本研究の舞台となる武蔵野台地南部について概観する。武蔵野台地は、関東平野の南西部に位置し、東京都とその北にある埼玉県に跨り、日本の洪積台地としては大きいものの1つである。形態は台形に近く、東西に近い方向は約40km、南北に近い方向は約20kmになる。西部中央に狭山丘陵があるが、全体的に東方に緩やかに傾斜する平坦な地形になっている。台地南部は東京都に属し、その高度は青梅周辺で約190m、東端で約20mになる。その地質は、表面に火山灰の堆積した関東ローム層があり、その下は武蔵野礫層があって水が浸透しやすい。このため、地下水位が低く、水が乏しいことから近世までは人がほとんど住んでいなかった。

17 世紀中頃、江戸への給水を目的として玉川上水が開削された後、武蔵野台地南部に分水されてから、新田開発が進み集落が形成された。つまり、玉川上水の分水によって飲料水や生活用水が供給され、継続的な居住が可能になった。また、田用水や水車の動力にも使われ、地域用水として活用された。特に、明治 3(1870)年分水口の統合によって、玉川上水の北側は 8 分水が新堀用水(当時は北側元堀)に、南側は 11 分水が砂川用水に統合された。昭和 6(1931)年の調査1では、この 2 分水は台地のほぼ中央を流れ、流路が長いこともあり利・活用が他の分水より大きかった。

近年、江戸の上水に関する調査・研究は増えているが、この新堀用水や 砂川用水に着目すれば、次のものを挙げることができる。

矢嶋仁吉は『武蔵野の集落』²で、武蔵野台地の新田村落は玉川上水の 分水路を利用したことから、水路と平行した東西方向の列状になっている ことを指摘した。また、渡部一二は『玉川上水系に関わる用水路網の環境 調査』³で、痕跡も含めて残っている分水路の調査を行った。個別の分水

注番号は章ごとになる。但し、第2章は節ごとにする。

^{1 『}東京市第二水道拡張計画参考書』東京市役所水道局拡張課

² 矢嶋仁吉『武蔵野の集落』古今書院 1954年

³ 渡部一二『玉川上水系に関わる用水路網の環境調査』とうきゅう環境浄化 財団 1980年。

の歴史については、各市の市史で取り上げられ、聞き取り調査⁴も行われている。また、菅野雪雄⁵は、簡潔に昭和 20 年代後半の砂川用水の状況をまとめている。

しかし、これらの文献は各市内の状況や流路の説明などが主になり、短期間で範囲が狭い。特に、明治23(1890)年6月水利組合条例が公布され、その後、水利組合として活動していく歴史的経緯は明らかにされていない。新堀用水は小平村を中心とする任意組合になるが、砂川用水は江戸時代の分水ごとの水(みず)利用組合から、明治時代の法に準拠した団体になる。つまり、明治39(1906)年砂川村外七ヶ村普通水利組合、46年後の昭和27(1952)年砂川町外七ヶ市町村土地改良区として、水道敷設以前の地域の水利用を支えてきた。

そこで、今回、多くの市域を流れた砂川用水を取り上げ、立川市歴史民俗資料館に残された用水組合関係の資料や各市の史料集、古文書などを丹念に調査し、用水組合の活動を中心に水利用の歴史を明らかにする。

明治3年の分水口改正以降、砂川用水に所属するようになった11分水は、江戸時代は分水ごとに水利用を行っていた。しかし、統合後は、1つの用水として上流から昭島市、立川市、国分寺市、小平市、小金井市、武蔵野市、三鷹市、調布市までを流れ、普通水利組合として足並みをそろえるようになる。まず、その過程を見ていく。次に、1つの用水路として活用され、共同で維持・管理された時代の姿を明らかにする。つまり、次の3点を目的に調査・研究をする。

- ① 明治3年分水口の統合から、砂川村外七ヶ村普通水利組合が成立する までの歴史。
- ② 明治39(1906)年砂川村外七ヶ村普通水利組合の成立とその後の活動。
- ③ 昭和 27年砂川町外七ヶ市町村土地改良区の成立と昭和 38年同土地改 良区の解散までの歴史

このように、砂川用水の近・現代の歴史を、水利組合の活動を中心に明らかにし、地域の資源として町歩きなどに活用できるようにする。

^{4 『}用水路 昔語り』こだいら 水と緑の会 2016年

⁵ 菅野雪雄「砂川用水の概況」『武蔵野』第 301 号 武藏野文化協会 1983 年

2. 研究の規模と方法

(1) 規模

地域的には、玉川上水の南側で砂川用水を水利用していた立川、国分寺、 小平、小金井、武蔵野、三鷹、調布の7市を対象とする。また、必要に応 じて、野火止用水と新堀用水なども比較の対象として取り上げる。

(2) 方法

筆者は玉川上水とその分水の水利用・水配分に関して、いくつかの知見を公にしている。例えば、『玉川上水の水利用と水車(I)』⁶では、砂川用水の水車と統合前の各分水の水利用を報告し、『玉川上水の分水の沿革と概要』⁷では、分水の全体の動向を断続的に描いた。『埼玉県での多摩川の水利用』⁸では、野火止用水を取り上げ、多摩川の水が埼玉県でどのように利用されたのか、江戸時代からの歴史を明らかにした。

これらの成果を基盤に置きつつ、以下の文書類などの分析を進める。

- ① 東京都公文書館の水利組合関係文書のうち、明治時代を中心とした史料。東京都水道歴史館蔵の文書の玉川上水の分水に関する文書や写真、立川市歴史民俗資料館蔵の砂川村役場文書のうち砂川村外七ヶ村普通水利組合関係文書、国分寺市、小金井市、小平市、武蔵野市、三鷹市、調布市など市史編纂時に収集した地方の諸家文書のうち水利に関する文書や、個人宅に残る文書。
- ② 立川市、国分寺市、小平市、小金井市、武蔵野市、三鷹市、調布市などの市史や資料集など翻刻されたもの。
- ③ 玉川上水の分水に関する調査報告や論文など。 文献調査が主であるが、必要に応じて現地調査も行った。

なお、分水や用水の固有名詞は通称を用いる。また、明治3年分水口の統合前は砂川分水、統合以降は砂川用水とする。また、一部の地域では、元堀(本流)を深大寺用水と呼称したようであるが、砂川用水で統一する。

⁶ 拙著『玉川上水の水利用と水車(I)-砂川用水を中心に一』玉川上水と分 水の会 2000年

⁷ 拙著『玉川上水の分水の沿革と概要』とうきゅう環境浄化財団 2014

⁸ 拙著『埼玉県での多摩川の水利用―野火止用水―』とうきゅう環境浄化財 団 2017年

第2章 砂川用水の歴史

第1節 江戸時代の諸相

1 「上水記」に見る分水の成立

「上水記」¹は、寛政 3(1791)年普請方上水道方の石野遠江守広道が、 江戸の上水管理に必要な神田・玉川上水などの資料を集成したものである。 これをもとに、砂川用水に統合される前の各分水について見ていく。

玉川上水が武蔵野台地南部のほぼ中央を横切るように開削されると、表 1 のように 33 の分水が作られた。この時期は大きく承応 3(1654)年~元録 13 (1700)年と享保の改革期(1720~1745年)に 2 分される。

前期は、松平伊豆守信綱の家臣安松金右衛門が玉川上水の開削に貢献したと言われることから多くの水量を使用した野火止用水の開削から始まる。次に、明暦 3(1657)年砂川、小川、国分寺の3分水が許可される。国分寺は村への分水であるが、砂川、小川は新田で後に「村」となる。また、明暦の大火(明暦3年)後の江戸の町の拡張に伴って寛文4(1664)年三田用水、元禄9(1696)年千川用水が開削された。

後期は享保の改革期で、分水が一番多く開削された時期になる。この改革は、8代将軍吉宗が中心となり幕府財政の打開策として実施された。具体的には、①既耕地からの税収の確保や②新田開発による新たな税収が試みられた。特に、②は享保7(1722)年7月全国的に新田開発を奨励する高札を契機に発展する。武蔵野台地周辺の村々も、主に畑になるが開発願を多く提出し、享保9(1724)年5月開発地の割渡しを受ける。しかし、分水の許可は享保14(1729)から享保19(1734)年が多い。それ以前に新田に移り住んだ人々は、飲料水や生活用水などで苦労する。

砂川用水で、前期に属するのは砂川、国分寺の2分水で、後期は柴崎、平兵衛、中藤、南野中、上鈴木、梶野の6分水、他は時期不明の小金井、下小金井新田、境の3分水である。これらを拙著2とともに概観する。

^{1 『}上水記』東京都水道局 2006年

^{2 『}玉川上水の水利用と水車(I)-砂川用水を中心に一』玉川上水と分水の会 2000年

表1 玉川上水の分水(「上水記」より)					
	17	1770年7月(10巻)			
番	分 水 名	願 済 年	分水口	坪数	
1	拝島村	玉川清右衛門掛の節	7寸四方	49	
2	殿ヶ谷新田	享保5(1720)年	8寸四方	64	
3	柴崎村	元文2(1737)年	1尺5寸×1尺	150	
4	砂川村	明暦3(1657)年	7寸四方	49	
5	野火止村	承応年中(1652-1655)	6尺×2尺	1,200	
6	平兵衛新田	享保17(1732)年	1尺×6寸	60	
7	中藤新田	享保14(1729)年			
	(砂川新田)		1尺×6寸	60	
8	小川村	明暦3(1657)年	1尺四方	100	
9	南野中新田	享保14(1729)	1尺×6寸	60	
10	上鈴木新田	享保19(1734)年	1尺5寸×1尺	150	
11	国分寺村	明暦3(1657)年	1尺四方	100	
12	大沼田新田	宝暦年中(1751~64)	1尺×8寸	80	
13	野中新田	享保13(1728)年			
	(下小金井村南	可野中新田地内より)	8寸四方	64	
14	田無村	元禄9(1696)年	4寸四方	16	
15	鈴木新田	享保19(1734)	1尺×6寸	60	
16	関野新田	享保年中(1716~36)	8寸四方	64	
17	下小金井村		1尺四方	100	
18	下小金井新田		8寸四方	64	
19	梶野新田	享保19(1734)年	8寸四方	64	
20	千川用水	元禄9(1696)年	2尺×1尺5寸	300	
21	境村		1尺四方	100	
22	品川用水	寛文9(1669)年	2尺5寸四方	625	
23	牟礼村	延享2(1745)年	8寸四方	64	
24	烏山村		5寸四方	25	
	上北沢村		1尺四方	100	
26	下高井戸村	安永4(1775)年			
27	幡ヶ谷村		2寸四方	4	
28	三田用水		3尺四方	900	
29	神田上水助水		1尺3寸四方	169	
30	原宿村	享保9(1724)年	3寸四方	9	
31	戸田家屋敷	元禄12(1699)年	6寸5分四方	42.3	
32	内藤家屋敷				
33	田安家屋敷				
合 計 4892坪25					
9け南野中新田 10け上絵木新田と た 相 10と15の区別け3巻					

9は南野中新田、10は上鈴木新田とした。但し、10と15の区別は3巻の水積に合わせた。1791年の分水名の()は、10巻記載のもの。下小金井新田と小金井村は他資料をもとに修正した。



玉川上水(立川市)



玉川上水松中橋

右:柴崎分水口 左:砂川分水口

(1) 柴崎分水

柴崎分水は、「上水記」によると元文 2(1737)年許可され、分水口は上川原村(現・昭島市)地先で現在とほぼ同じ場所になる。大きさは高さ1尺5寸(約45cm)、幅1尺(約30cm)の150坪(1坪は1寸四方から入る水量、以下同じ)で水料は無料である。天保15(1844)年2月の調査で高さ1尺、幅1尺5寸と修正される。この利用は柴崎村と芋窪新田で、長さは1里半程になる。芋窪新田への分岐は、中神の左右衛門水車の下流であった。

この分水が許可される約 50 年前の貞享 5(1688)年「柴崎分水訴願状」が組頭・小川弥五左衛門から出されている。それによると「柴崎村の多摩川の芝地 20 町歩 (約 20ha)余りを新田にしたい。田用水は、多摩川から取水したいが、10 町歩余りは堰に近く、地形も高いので難しい。そこで、玉川上水から分水をお願いしたい。」というものである。なお、前年の同4 年柴崎村の新堰をめぐり宮沢・築地村(現・昭島市)が訴訟を起こした。この結果、柴崎村は敗訴したことから、九ヶ村用水ではなく、玉川上水からの分水を願ったようである。なお、この訴願状は、立川市の市指定有形文化財になっている。

天保 10(1839)年 3 月の調査 4によると、柴崎分水の願い出は延享年間 (1744-1748)で、分水口は縦1尺(約30cm)、横1尺5寸(約45cm)、柴崎村と新田220軒、芋窪新田28軒の飲料水、水田1町歩余りがあった。水車は、上流から砂川村・徳右衛門(搗臼11個、挽臼1個、糸繰仕掛)、中神村・左右衛門(搗臼10個、挽臼1個)、柴崎村名主・治郎兵衛(搗臼10個・挽臼1個)、弥惣次(搗臼15個、挽臼1個)の4台があった。

柴崎分水は河岸段丘上にある柴崎村では飲料水・生活用水として利用された。一般に、新田では都市計画的に街道、民家、分水、畑が配置されることが多い。街道に沿って民家が並び、分水は街道沿い、もしくは民家の裏を流れる。しかし、柴崎分水は、図1のように既にあった民家に給水したことから、曲がりくねっている。また、河岸段丘の下では水田に利用された。この水田は、現在の多摩都市モノレール柴崎体育館駅の東方になる。水田で使用された後は、根川を経由して多摩川に流入した。

^{3 『}立川市史資料集 第1集』立川市教育委員会 1963年 pp. 60-61

^{4 「}多摩川上水襍書 漆」(東京都公文書館)

現在、芋窪分水は消滅し流路は確認し難いが、流末は砂川分水が砂川8番周辺で南下した水路(通称:弁天川)に流入したようである(図2参照)。

なお、本流は図1の大和田のA地点で南下し、柴崎町4-9で段丘崖を下りる。一方、A地点から段丘上を東に向かう水路は現在消滅したが、以前は段丘崖のカーヴ付近(柴崎町4-3周辺)で下りていた(水量は7対3)。しかし、明治9(1876)年の地図5によると、さらに段丘崖の上を南北に屈曲しながら東に続いていた。第六天神社(立川市錦町5-9)の前を通り、錦町6-3付近で武蔵野台地の下を流れていた矢川に合流した。この水路は、文久元(1861)年下和田の井戸の枯渇による飲料水や消火用水の不足によって開削されたものである。

なお、明治 22(1889)年甲武鉄道の開通に伴って、山中の東、横町の西の水路が変更された。

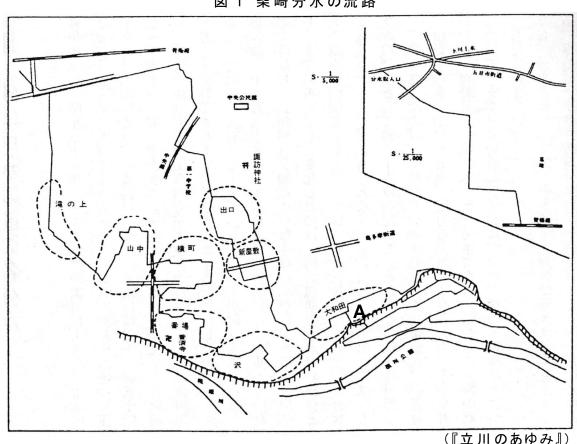


図 1 柴崎分水の流路

5 武州多摩郡柴崎村地図『立川変遷地図集』立川市教育委員会 1979 年

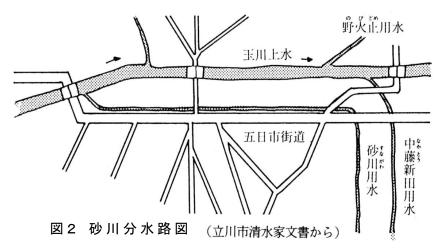
(2) 砂川分水

砂川分水は、「上水記」によると明暦 3(1657)年国分寺、小川とともに許可され、玉川上水の分水の中では野火止用水に次ぐ古いものである。分水口は現在とは異なり、天王橋と稲荷橋の間の右岸であった。その大きさは7寸(約21cm)四方の49坪で、砂川村だけが使用し、水料金1両を毎年納めていた。分水は飲料水・生活用水、水車の動力源として使用された。長さは1里余りで、「武蔵国多摩郡砂川村之図」(立川市清水家文書)によると、図2のように五日市街道の北側に沿って流れ、砂川8番付近で南下し、中藤新田に入る。

砂川村の開発願書は、慶長 14(1609)年岸村(現・武蔵村山市)の村野家(現在は砂川姓)によって出された。しかし、実際の開発は寛永 4(1627)年頃から、芝分けの百姓(宮崎、萩原、矢嶋、清水、豊泉、内野等)が中心になって始めたようである。その場所は、残堀川が五日市街道と交差していた砂川3番、4番を中心とした地域であった。しかし、明暦3年砂川分水が開削されると、五日市街道に沿って村が展開し、やがて街村となる。新田といっても耕地は畑で、その面積は寛文9(1669)年116町6256であったが、20年後の元禄2(1689)年213町1874と約1.8倍に増えている。なお、寛延3(1750)年井戸は9カ所あり、分水が制限された時など共同使用した。

水車は、「上水記」によると天明 8(1788)年には 2 台があった。1 台は村蔵と名主・源五右衛門の共有で搗臼 9 個、挽臼 1 個であったが、当時は壊れていた。他の 1 台は安永 6(1777)年源五右衛門の水車で搗臼 8 個、挽臼 1 個があった。

前者は砂川7番、後者は砂川3番の水車と推定される。



^{6 『}砂川の歴史』砂川町 1963年 pp.30~32、p.43、p.48

(3) 平兵衛分水

「上水記」によると、平兵衛分水は享保 17(1732)年 11 月に許可された。 分水口は、砂川新田(現・立川市)で小川橋上流右岸になる。大きさは、高 さ 6 尺(約 18cm)、幅 1 尺(約 30cm)の 60 坪で、平兵衛新田、榎戸新田、野 中新田、戸倉新田(以上、現・国分寺市)、砂川前新田(現・立川市)が使用 した。図 3 のように中藤分水口とは別であるが、すぐ下流で合流し、その 後、図 4 のように中藤新田名主家の上流で分岐し、東側は国分寺崖線上を 流れ、西側は崖線下を流れる。分水口から流末まで1里半程であった。

各新田では飲み水として使用し、水料は無料であった。中藤分水と合流し、使用する新田村が入り組んでいることから中藤新田外 5 ヶ村組合として共同使用し、寛政 3 (1791)年 11 月には中藤新田 40 軒、平兵新田 22 軒、戸倉新田 48 軒が使用した 7。また、天保 10 (1839)年 3 月の調査 8 では、戸倉新田 20 軒、中藤新田 20 軒余り、砂川新田 26 軒、榎戸新田 2 軒、高木新田 14 件、計 92 軒余りが使用した。また、平兵衛新田では田用水としても使用し、元文 5 (1740)年約 8 反の水田があった 9 が、用水不足で宝暦 4 (1754)年には下々田 1 反 3 畝 18 歩に減少した 10。

水車は、文政 5(1822)年 10 月の調査 ¹¹では、明和 2(1765)年に設置した 榎戸新田名主源蔵の所有で、搗臼 10 個、挽臼 1 個のものがあった。但し、 天明 8(1788)年「上水記」の水車調査 には、この水車は記載されていない。

分水口は木製であることから、約 10年で交換した。これを伏替えとい うが、嘉永 5(1852)年、中藤分水口と 共に伏替えをしている。

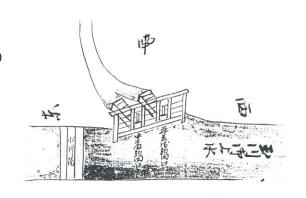


図3 平兵衛·中藤分水口 (国分寺市中藤伸弥家文書)

9 『国分寺市史料集(Ⅱ)』国分寺市史編さん委員会 1982年 p.150

10 『国分寺市史料集(I)』国分寺市史編さん委員会 1981年 p.93

11 「玉川上水野方分水流末水車幷新田場ヶ所書上」(東京都公文書館)

^{7 「}村々用水書上」国分寺市川島清家文書

⁸ 前掲4

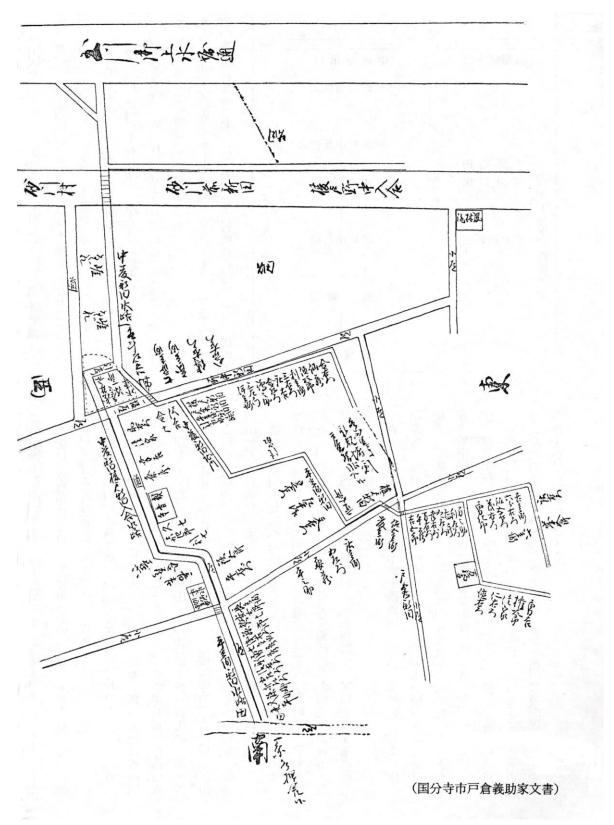


図 4 平兵衛・中藤分水流路図

(4) 中藤分水

中藤分水は、享保 14(1729)年に許可され、大きさは高さ 1 尺(約 30 cm)、幅 6 寸(約 18 cm)であったが、天保 15(1844)年 2 月高さ 6 寸、幅 1 尺に訂正されている。平兵衛分水と同じ 60 坪であるが、中藤新田だけの使用であった。「上水記」より古い寛延元(1748)年 9 月「差出村明細帳写」 12 によると、分水口の大きさは 1 尺 2 寸に 6 寸の 72 坪である。嘉永 5(1852)年、取水しにくいことから、蛇篭を玉川上水の分水口前に入れている。

水車は、弥左衛門が天明元(1781)年と文化 4(1807)年に設置している。前者(天明水車)は搗臼 10 個、挽臼 1 個あり、後者(文化水車)の設置は不明であるが、冥加永を納めてその権利を確保した。当時の武蔵野の水車は、農家から小麦を買い集め、製粉して江戸へ出荷していた。嘉永 2(1849)年天明水車が壊れたので、規模を拡大(水輪の直径 1 丈から 2 丈 5 尺とし、搗臼 5 個、挽抜臼 4 個、挽臼 3 個設置)して再建した。水車は、中藤新田名主宅上流の分岐の西側にあり、大量の水量を使用した。さらに、嘉永4(1851)年文化水車を再建したことから、東側の水量が少なくなり水争いになる。嘉永 5(1852)年 2 月戸倉、野中新田等は、①飲み水の確保と②堰止めの原因になる文化水車の撤去、③天明水車は元の大きさに戻すことを求めて提訴する。これに対し、水車所有者の弥一(市)郎は応訴する。同年3 月 10 日約 30 人が水車への流れを堰き止めたことから、平兵衛・中藤分水を使用していた全ての村が水争いに巻き込まれた。

嘉永 5(1852)年 3 月近隣の村々の名主等の仲裁で、①飲料水や田用水の分量は計測して決める。②文化水車は中止する。③天明水車は直径 2 丈、搗臼 5 個、挽臼 3 個にする条件で内済した。しかし、嘉永 6(1853)年になっても天明水車の規模は変えず、文化水車は場所を変えて新設した。そこで、嘉永 7 年 5 月戸倉、野中新田の農民は再度提訴するが、奉行所からは当事者間で協議するよう申し渡される。

19世紀中半は、江戸の小麦粉の需要が増加したことから、水車粉の出荷は順調で、村落共同体の秩序を乱すような水利用を行っても、それ以上の魅力(利益)があったようである。水車は共同利用していた用水を個人で利用することから、それまでの水利用に大きな変化を与えることがあった。

¹² 前掲 10 p.99

(5) 南野中(榎戸)分水

南野中分水は享保 14(1729)年許可され、分水口は高さ 1 尺(約 30 cm)、幅 6 寸であったが、天保 15(1844)年 2 月高さ 6 寸、幅 1 尺に訂正されている。野中新田六左衛門組(南野中)、榎戸新田、戸倉新田が飲料水として利用し、流末まで 1 里程であった。南野中新田は、五日市街道に沿って南北に民家が並び、榎戸新田と入り組んでいた。分水は家々の裏を、南北に約 7 対 3 に水量を二分して流れ、最後は合流して国分寺分水に流入した。

元文 4(1739)年 9 月分水ができても、冬は氷水で流れが悪く、夏は水不足で分水の水量が制限された。そこで、本村の井戸まで水汲みに行く必要があり、南野中・平兵新田に井戸を 4 本、戸倉新田に 2 本、計 6 本の井戸を願い出る。これは許可されるが、2 年後の寛保元(1741)年 12 月設置された井戸は各新田に 1 本、計 3 本であった 13。

寛保 2(1742)年分水より西に出百姓が住むようになり、全ての農家に水が行き渡るよう、小川新田地先(現・小平市)の分水口を 80 間(約 145m)上流に移動したいと願い出る ¹⁴。これは、同年 3 月 20 日に許可されるが、幕府から工事費は出されなかった。そこで、分水口の移動を断念し、延享 2(1745)年 12 月同じ場所で掘り下げることを願い出る。これは認められ、翌 3 年 2 月水田 1 町歩を作ることを条件に、幕府が工事費を出した。

寛政 3(1791)年 11 月この分水の使用は南野中新田 48 軒、榎戸新田 36 軒であった ¹⁵。享和元(1801)年分水口から取水しにくくなり、平兵衛・中藤分水から砂川前新田の水路を使用して、分水するよう依頼した。

さらに、文化元(1804)年 10 月約 290 間(約 527m)上流に分水口を移設するため、小川村と次のことを協議した ¹⁶。①分水路の土地代金として金 13 両を小川村に支払う。②分水口は埋樋にする。③水路は幅 3 尺で崩れた場合はすぐ修理する。④役所の指示により変更もありうる。これは同年 11 月小川村の関係者の領収書があるので、実施されたようである。

その後、慶応2(1866)年には、砂川の天王橋の上流に分水口を移動した。

¹³ 前掲 9 pp. 149~150

¹⁴ 前掲 9 1982 年 pp. 177~178

¹⁵ 国分寺市戸倉義助家文書

^{16 『}小平市史料集第 24 集』小平市中央図書館 2000 年 pp. 37~39

(6) 上鈴木分水

「上水記」によると享保 19(1734)年許可され、小川新田(現・小平市) 地先より取水した。分水口の大きさは高さ 1 尺、幅 1 尺 5 寸の 150 坪であったが、天保 15(1844)年 2 月高さ 4 寸 5 分(約 14 cm)、幅 5 寸 2 分(約 16 cm)の 23.4 坪に訂正された。さらに、3 巻の分水口絵図では高さ 5 寸 5 分、幅 4 寸 5 分の 24.75 坪である。流末まで 2 里程あり、上鈴木新田、野中新田善左衛門組(堀野中、以上、現・小平市)、貫井新田、小金井新田(以上、現・小金井市)の鈴木新田 4 ヶ村組合が飲料水として使用した。

鈴木新田組合 7 ヶ村は、享保期に開削した上鈴木分水(右岸)、大沼田分水(左岸)、野中分水(左岸)、鈴木分水(左岸)、関野分水(左岸)、下小金井新田分水(左岸)、梶野分水(右岸)の使用村からなる。これは各分水口の伏替えと上鈴木分水の 2 カ所の掛樋(国分寺分水と小金井分水との交差)の交換、修理を行った(図 5 参照)。当初、これらの工事は御普請(幕府の費用)で実施され、村々は竹や縄、俵などを出した。ところが、安永 7(1778)年、幕府からは普請手当として金 44 両 2 分と銭 87 文のうち、実際にかかった工事費 22 両と銭 87 文が支払われた。その残金 22 両 2 分は貸付役所の貸付金として、1 割の利息で貸付け、利息で 10 年毎に自普請で伏替えをするように決められた 17。しかし、天保 15(1844)年利息が年 8 分と 2 分切り下げられた。さらに、同年貸付高の半分は帳消し、半分は無利息になり、村々には金 43 両 2 分、永 116 文ずつが 5 年間支給になるなど、計画通りには運用できなかった。

なお、安永 6(1777)年 10 月分水口の大きさは 6 寸四方 36 坪で長さ 5 間 (約 9.1 m)の埋樋で、樋尻が開く形の扇樋であった。しかし、安永 7 年扇樋が禁止になった。そこで、分水口にゴミが詰まることがあり、取除きやすくしたいので長さ 2 間(約 3.6 m)にしたいと願い出て認められた。文政11(1828)年長さは 2 間で、高さ 5 寸 4 分、幅 6 寸の 32.4 坪である 18。なお、明和元(1764)年の伏替えの時は、木組みを江戸で行い、それを船で引又(現・埼玉県志木市)に運び、そこから馬で運んだという。その後、喜多見(現・世田谷区)の御林(幕府の林)の木を使用した。

¹⁷ 前掲 16 pp. 33~34、p. 83

¹⁸ 前掲 16 pp. 12~14、p. 17、p. 55

(7) 国分寺分水

「上水記」によると、明暦 3(1657)年に開削され、国分寺村、恋ヶ窪村(以上、現・国分寺市)、貫井村(現・小金井市)が田用水として使用した。 分水口は小川新田(現・小平市)にあり、大きさは 1 尺(約 30.3 cm)四方の 100 坪で、流末まで 1 里半程あり、水料は米 1 石 5 斗であった。

この水料に関しては『国分寺市史』 19 が詳しい。当初の分水口の大きさは不明であるが、寛文 9(1669)年 1 尺 5 寸(約 45 cm)四方とされた。また、貞享 3(1686)年水料の納付を求められたが提出しなかったところ、元禄7(1694)年 1 尺四方に狭くされた。その後も、水料の提出を求められ、宝永元(1704)年から元文 4(1739)年の間に納め始めたようである。水料の米1 石 5 斗の割合は、国分寺村 8 斗、恋ヶ窪村 2 斗 2 升 7 合、貫井村 4 斗 7 升 3 合であった。その後、寛政元(1789)年国分寺村、貫井村、戸倉新田の水車 3 台が金 2 分ずつ負担したことから、残金を 3 カ村で負担した。

この分水の田用水としての効果は、正保年間(1644~1647)の田高は国分 寺村22石6升、恋ヶ窪村3斗9升2合、貫井村13石5斗2合であったが、 延宝6(1678)年にはそれぞれ44石7斗5合9勺、8斗8升7合3勺、26 石9斗9升3合5勺と各村とも2倍以上に増えている。

天保 10 (1839) 年 1 月 21 日国分寺分水を利用していた 6 台の水車関係者は、分水口の樋尻が浸水して取水量が減少したことから、分水口を上流に移したいと願い出た。これは、天保 11 年 3 月役所の実地調査の上で認められ、4 月 8 日から 23 日まで工事が行われた。人足は延べ 161 人、工事費は材料費や役人への接待費などを含めて金 20 両 2 朱と銭 53 貫 600 文であった ²⁰。分水口は、小川村との協議で 60 間 (約 109m) 上流に移動した。

安政 3(1856)年 10 月分水口が修理され、その時に各分水への分岐の確認が行われた ²¹。貫井村への分岐(現・恋ヶ窪交差点)は幅 2 尺 8 寸 5 分(約86 cm)で、国分寺・恋ヶ窪村への幅は 5 尺 8 寸 5 分(約177 cm)であった。その下流、国分寺と恋ヶ窪の分岐(現・東恋ヶ窪 5 交差点西)は、それぞれ幅 4 尺(約121 cm)と幅 1 尺 8 寸(約55 cm)になる。

^{19 『}国分寺市史中巻』国分寺市史編さん委員会 1990年 pp.621~625

²⁰ 前掲 19 pp. 625~628。前掲 10 p. 44

²¹ 国分寺市小柳享司家文書

(8) 金子分水

金子分水は、享保 11(1726)年から延享 2(1745)年まで 19 年間、佐須村、 金子村、大町村、柴崎村(以上、現・調布市)、小足立村、覚東村、和泉村、 岩戸村(以上、現・狛江市)の 8 カ村が使用した用水である。

享保 11(1726)年 2月 21 日、用水開削に当たり、8 カ村は次のような証文 ²² を作成した。

- ① 水料として田1反につき2斗の割合で、玉川庄右衛門・清右衛門に納める。
- ② 分水に関する諸費用は、田反別に応じて負担する。
- ③ 分水は、田用水以外には使用しない。

各村の水田は、佐須村3町、金子村5町7反、大町村3町5反、小足立村1町5反、覚東村1町2反3畝、和泉村2町7反5畝、柴崎村4反、岩戸村は覚東村分に2反3畝の計18町3反1畝であった。これを1反につき2斗の割合で計算すると、水料は計36石6斗2升になる。なお、宝永4(1707)年田用水としての使用が認められた千川用水では、田1反につき3升の割合で水料を水元役の千川家に納めている。これに比べると、かなり高額である。

8 カ村の水田は元来、野川を利用していたようであるが、田用水不足から幕府に願い出て、分水が認められた。その分水口は国分寺分水に 5 寸(約15 cm)四方の取水口を設けたようである。水積は 25 坪で、国分寺分水に合流させて野川に入れ、それを下流で使用した。しかし、享保の改革期は武蔵野台地に多くの新田村がつくられ、そこに給水した玉川上水の分水の残水が野川に入り、水量が増えた。そこで、再び野川を田用水として使用したようで、延享 2(1745)年この分水を廃止して、水積を牟礼村(現・三鷹市)に譲渡している ²³。

なお、「上水記」は寛政 3(1791)年に成立したことから、この金子分水 については記していない。しかし、牟礼村が使用した牟礼分水は、延享 2(1745)年開削されたことが記されており、牟礼分水の譲渡の年代は裏付 けられる。

^{22 『}調布の近世史料下』調布市 1987年 pp.138~139

^{23 『}狛江市史料集第 4』狛江市 1975 年 pp. 327~331

(9) 小金井分水

「上水記」によると、貫井新田(現・小金井市)地先から分水し、分水口8寸(約24cm)四方の64坪であったが、天保15(1844)年2月高さ8寸、幅7寸2分(約22cm)の57.6坪に改められる。流末まで1里余りで、上・下小金井村が使用した。水料は、下小金井村が金1両と米1石8升、上小金井村は米5斗4升であった。

設置年は不詳であるが、「小金村むらかがみ年代記」²⁴ によると、元禄9(1696)年頃、仙川沿いの窪地(南長窪)に築樋を設けて、南方に水路を作っていることから、この頃に開削されたと考えられる。この工事には普請奉行の手代倉嶋幸右衛門が現地に出張し、府中領内の村々に石高に応じて人足を出させている。この築樋は下小金井村(現・本町)にあり、高さは1丈8尺(約5.45m)、長さ50間(約91m)であった。

小金井分水は、当初は飲料水として開削されたようであるが、宝永2(1705)年頃から湧水が止まり、さらに国分寺村からの水(野川)も入らなくなり、田用水が不足した。そこで、「4月から6月まで田用水として使用したい。ついては、金1両と米4俵を上納したい」と玉川庄右衛門・清右衛門に願い出ている²⁵。寛保3(1743)年9月「武州多摩郡上小金井村差出帳」²⁶によると分水口は1尺四方の100坪で、「上水記」(寛政3(1791)年)以前は大きかったことがわかる。築樋の高さは1丈8尺で変わらないが、長さは56間(約102m)であった。飲料水と田用水に使用され、分水口や築樋に関する工事などの際は上小金井村と下小金井村が立合った。

しかし、水不足になると、その配分をめぐって両村で水争いが起こることもあった ²⁷。文化 3(1806)年 9 月小金井新田と関野新田の名主が仲裁の上、両村は次のように議定している。①分水路にかってに堰を設けない。②田用水が必要な時期は、両村の村役人が時々見回り水争いにならないようにする。

²⁴ 小金井市史編さん委員会『小金井市史編纂資料 第 55 編 下小金井村鴨下家文書』小金井市教育委員会 2016 年 p.166. 明和 3(1766)年 10 月 25 東京市役所編『東京市史稿 上水篇第 1』臨川書店 1975 年 p.297

^{26 『}小金井市誌Ⅲ 資料編』小金井市役所 1967 年 p.162

^{27 『}小金井市誌編纂資料 第 4 編』小金井市役所 1958 年 p.116

(10) 小金井新田分水

(下)小金井新田分水は、「上水記」巻 3(寛政 3(1791)年)によると同新田だけで使用し分水口は1尺四方の100坪であった。長さは約5町(約545m)で、分水の開削時期は不明である。なお、「上水記」巻10の明和7(1770)年7月の調査では、分水口の大きさは8寸四方の64坪である。

この開削時期は、小平市当麻家文書²⁸によると、享保 17(1732)年上坂安左衛門が代官の時で、幕府が出金した。その後、明和元(1764)年喜多見村の幕府所有の林から材木を切り出し、幕府の費用で分水口の伏替えが行われた。その後、上鈴木分水の項で見たように、鈴木新田組合 7ヶ村は安永 7(1778)年積立金の利子で、伏替えをするよう決められる。

『新編武蔵風土記稿』²⁹によると小金井新田は「水田少ク陸田多シ多磨川上水ヲ分シテ水田ニ沃ケリ、民戸 31 軒所々ニ散在ス」とあり、田用水として使用し、水田は元文元(1736)年には 2 反 4 畝 24 歩であった ³⁰。

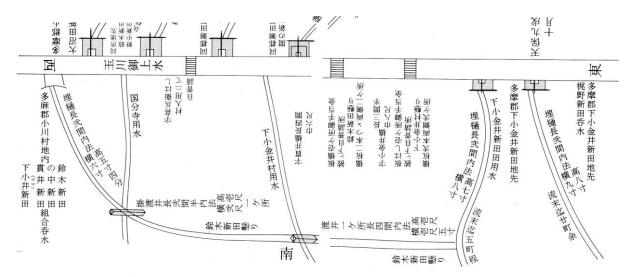


図 5 小金井新田分水周辺の分水口(『小平市史料集第 24 集』pp.74~75 の一部)

図 5 によると、西から東に上鈴木分水が流れ、国分寺分水や小金井分水と交差する所は掛樋で上を流し、流末は下小金井新田分水に入る。下小金井新田の分水口は小金井橋下流にあり、縦 7 寸、横 8 寸の 56 坪である。

²⁸ 前掲 16 p.19

^{29 『}新編武蔵風土記稿三多摩編 第 4 巻』 千秋社 1981年 p.388

³⁰ 前掲 26 p. 254

(11) 梶野分水

「上水記」によると、享保 19(1734)年に許可され、分水口は下小金井 新田地先にあり、8 寸四方の 64 坪であった。天保 15(1844)年 2 月に高さ 9 寸(約 27cm)、横 8 寸(約 24cm)の 72 坪に改められている。利用村は、梶 野新田、染谷新田、南関野新田(以上、現・小金井市)、境新田(現・武蔵 野市)、井口新田五郎左衛門組・権三郎組、野崎新田、仙川村(以上、現・ 三鷹市)の 7 カ村が使用した。

延享 3(1746)年の村差出帳 31 によると享保 18(1733)年飲料水として分水され、残水は仙川に流入した。また、低地を流すことから敷 14 間 (約 25m)、長さ 130 間 (約 236m)の築樋が幕府の費用で造られた。築樋には長さ 14 間 (約 25m)、横 9 尺 (27cm)の悪水吐も設けられた。その後、築樋が破損したことから、寛保 3(1743)年に修理している。この時、左右に 6 間 (約 11m) ずつ、長さ 150 間 (約 273m)の免税の土取場を設けている 32 。

分水は 8 カ村が利用することから、 宝暦 4(1754)年 3 月分担を決めて一斉 に堀浚いをし、使用規則を決めている。 さらに、宝暦 9(1759)年 3 月に決め直し をした ³³。ここでは、宝暦 9 年の規則 を取り上げる。

1. 道より雨水が流入しないようにし、 雨天の時は見回りをする。



梶野町の築樋(右下が仙川)

- 1. 用水の中で洗い物をしない。洗濯は水を汲んで行う。
- 1. 水汲み場に芥留(あくたどめ)の坑木を打ち込まない。流水の妨げにならないようにする。
- 1. 畦へ用水を引込まない。鼠穴など水漏れの個所は必ず塞ぐ。 このように、水量の確保と水を清浄に使用することを申し合わせている。 なお、文政 8(1825)年 3 月下流の水量確保のため、水番を置いた。

³¹ 前掲 26 p. 166

³² この土取場は、宝暦 6(1756)年梶野新田明細帳(前掲 26 p. 177)には左右に横 8間(約 15m)、長さ 130間と記されている。

^{33 『}小金井市史編纂資料 第 56 編』小金井市教育委員会 2017 年 p.55

(12) 境分水

「上水記」によると境村地先より分水し、分水口の大きさは 1 尺(約 30 cm)四方の 100 坪であった。開削年は不明で、境村だけが使用した。分水口から流末までは 24 町(約 2,618m)で、水料として金 1 両を納めた。同一村内での利用であるが、旱魃の時は水不足で飲料水の確保をめぐって水争いが起きることもあった 34。

嘉永 2(1849)年 3 月 29 日分水口の一部が腐ってきたので修復したいと 普請奉行に願い出て、4 月 4 日には完成している ³⁵。図 6 のように、分水 口は木樋で内法は 1 尺四方、長さは 3 間(約 5m45cm)である。

なお、図 7 は明治初めの境分水の流路であるが、複雑に枝分かれし各家 に配水されていたことがわかる。自宅の庭などに小さな池を作り、そこに 水を溜めて使用した。なお、図には示されていないが、2 カ所で仙川を越

える所があり、築樋が使用された。新堀は、明治3年の分水口統合で、玉川上水からの樋口が閉鎖されたことから、梶野橋南方から、砂川用水を取水するために開削された。

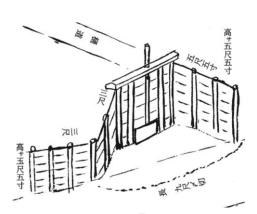


図 6 境分水口(『武蔵野市史 続資料編 11』)

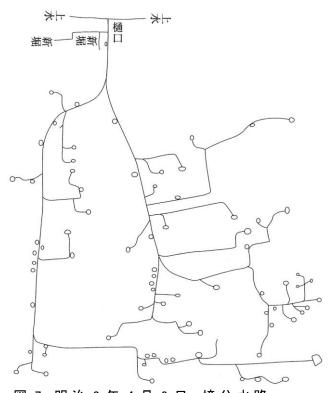


図 7 明治 3 年 4 月 9 日 境分水路 (『武蔵野市史 続資料編 13』)

34 『武蔵野市史 続資料編 11』武蔵野市 2007年 pp. 354~355

35 前掲 34 157

2. 分水の維持・管理

(1) 分水の管理と水見廻り役

当初、分水の管理は水元役の両玉川家の下役人が行っていたようである。元文 4(1739)年9月両家が免職された時には庄右衛門には4人、清右衛門には1人の手代がいた。この他に、水番人が羽村2人、四谷大木戸1人、代田村1人、計4人がいた。彼らは、上水管理に支障が出ないよう幕府の雇人として職務を継続した。「上水記」巻10によると、彼らの担当区域は表2の通りで、主な仕事は玉川上水の管理であるが、江戸の水不足に対応して分水口の差蓋を下す時に立ち会った。

元文 4(1739)年 10 月下高井戸名主源太左衛門と小川村名主弥二郎が、 上水見廻り役になった。担当区域は、弥二郎が羽村から廻り田新田まで、 源太左衛門が小金井橋から四谷大木戸までであった。その後、源太左衛門 が病気のため、同年 12 月代田村水番人多七が兼職した。また、弥二郎は 砂川村助左衛門と交代する。砂川村の水見廻り役は、嘉永 3(1850) 年 7 月栄左衛門が老齢(73歳)なことから、25 年間見習をしている子息源五右 衛門と交代する。

このように、分水管理に直接関係した水番人は、名主など村の有力者が 就任し子孫に継承したが、個人的な理由で交代することもあった。分水路 に関する管理は利用村が行ったが、分水口に関しては役所に届出、その許 可を取る必要があった。

(2) 水 料

分水は使用料として水料を納めたが、全ての分水が負担したわけではなかった。表 3 のように、明和 7(1770)年は 30 分水のうち負担していたのは 17 カ新田・村で、14 分水になる。この水料を納める村とそうでない村があるのは、幕府の担当者間でも問題になり、明和 7(1770)年勘定奉行は全ての分水から水料を徴収しようと調査をした。しかし、支配者が異なっ

表2 玉川上水の水番人・水見廻り役					
		(「上水記」)			
役 名	名 前	担当区域			
羽村水番人	源兵衛・儀助				
砂川村水見廻り役	助左衛門	拝島分水口~国分寺分水口			
代田村水番人・水見廻り役	文左衛門	大沼田分水口~高井戸分水口			
四谷大木戸水番人・水見廻り役	彦七	幡ヶ谷分水口~四谷大木戸			

ていることもあって賛同が得られず、1773(安永 2)年 11 月結局従来通りになった。砂川用水系では、水料を納めていたのは 4分水で、飲用が砂川、境、田用が国分寺、兼用が小金井になる。

文化 2(1805)年 7 月 29 日砂川村の水料は「当村内百姓為取続、 香水二被下候。其後七八年相立、 香水為冥加金壱両ツツ、年々無増減御上納仕来候。尤高懸り家別を以相納候訳ニも無之、隣村小川村・田無村共、金壱両つゝ

表3 1770年3月 玉川上水の分水の水料					
	(「上水記」)				
分水名	金納	米納	備考		
拝島	1両				
砂川	1両				
小川	1両				
国分寺		1石5斗			
田無	1両				
小金井	1両	1石8升	下小金井村		
		5斗4升	上小金井村		
千川	4両1分				
境	1両				
牟礼		3石4升			
烏山		7石2斗			
上北沢		4石			
		2石	代田村		
下高井戸		6斗8升2合			
幡ヶ谷		3石7斗			
神田上水助水		8石	淀橋水車		
原宿		6斗9升212			
合計	10両1分	32石4斗3412			

相納候、右村方高反別等相違仕罷在候得者、全く為冥加、御上納仕候儀与奉存候」³⁶つまり、砂川分水ができた 7、8 年後に冥加金 1 両を納め始めたという。明暦 3(1657)年に分水は開削されたので、寛文 5(1665)年頃になる。小川村(現・小平市)や田無村(現・西東京市)も 1 両で、村の石高や家数には関係がなく、使用料というより冥加金(雑税の一種)として納めた

ようである。なお、金納は飲料水代、米納は 田用水代として毎年 10 月に納めた。米は後に 物納ではなく、張紙値段で金納になる。この うち、水番人の給料を引いて幕府に納めた。

(3) 分水口の構造と伏替え

分水口は、開渠で流れる玉川上水の川底に近い法面(のりめん)にあり、図 8 のように差蓋(さぶた)で水量の調節をした。分水口は木樋(埋め樋)で土手に埋められ、樋尻から開渠の分水に流出した。分水口の上の横木を笠木、左右の太い柱を男柱(おばしら)、差蓋を上下

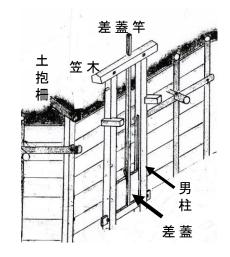


図8年礼分水口(東京都公文書館)

³⁶ 立川市史編纂委員会『立川市史 下巻』立川市 1969 年 pp.88~89。 砂川家文書は、現在公開されていない。

に動かす棒を差蓋竿と言った。また、法面が崩れないように土抱柵で周辺を保護した。木製であることから、約 10 年で伏替え(交換)したが、一部を修復することもあった。

(4) 水制限

1770 (明和 7) 年 7 月羽村の一之水門で取水した多摩川の水は 9,000 坪である。このうち、最下流の江戸に流れるのは 4,107 坪 7 合 5 勺で、上流部の分水の総量は 4,892 坪 2 合 5 勺である。つまり、分水への総水量の方が約 785 坪も多いのである。そこで、夏に江戸が水不足にならないように、5 月初旬から武蔵野の全ての分水口を半分、もしくは 1/3 塞ぐという取水制限が行われた 37。

文化 2(1805)年 5 月 24 日の取水制限 ³⁸ は、普請役所の指示を受け、代田村水番人の佐久間文左衛門から 3 分開きを守るよう村方に連絡があった。次に、確認のため普請役所からの見回りがあるので、分水口の差蓋や堰板など壊れていたら至急申し出るよう指示している。このように、分水口が規則通りになっているか、洩れ水がないか確認し、検査に当たっては分水口に村役人を立合わせた。嘉永 5(1852)年 6 月 18 日には名主代理の年寄が遅参したことから、詫び状を普請役所に入れている ³⁹。

分水制限を守らない時は処罰の対象にされたが、水不足にたまりかねて分水口を規定以上に開けてしまうことがあった。明和8(1771)年5月国分寺分水は他の分水と同様に、分水口の5分止めを指示されたが、「樋口一はい二明度候故甚未熟成致方与思召され委細御糺御座候(中略:小坂)夜水ヲ盗引取、又者見廻り役助左衛門見分致候跡ニ而樋口残らず明ケ」40でしまった。つまり、指示を守らず分水口を全開した。このため、役人の査問を受けたが、夜間や水見廻り役が調査した後に分水口を全開したことも証言している。その後、詫び証文を提出したが、田植えの時期で水がどうしても必要であったようである。

さて、この分水量の制限は江戸の水量の確保のために行われたが、江戸

³⁷ 前掲 25 p. 406

^{38 『}三鷹市史史料集第1集』三鷹市史編纂委員会 1969年 p.3

³⁹ 前掲 34 p. 455

⁴⁰ 本多家文書(国分寺市民俗資料室寄託)

市中も見回りを強化し、板を付けて 5 分もしくは 3 分に水量を減らす水制限を実施している ⁴¹。同時に、羽村での取水量を増加させるため、堰に莚や菰を重ねて敷き、その上に土砂を敷いて、多摩川の水を全て玉川上水に取り込む努力をしている。

なお、嘉永 6(1853)年 6 月 3 日浦賀にペリーが来航した時は、6 月 13 日に非常事態に備えるため、通常の3分明きの半分の1分5 厘明きにした $\frac{42}{6}$ 。

3. 幕末の動向

幕末の砂川用水系の動向については『玉川上水の水利用と水車(I)』『武蔵野台地南部の水利用の歴史』43をもとに、概略を見ていく。

(1) 南野中分水口の場所替えと平兵衛・中藤分水の暗渠化

慶応 2(1866)年 12 月南野中分水口前の玉川上水の深堀を補充していた蛇籠などが流失したことから、利用村(南野中・榎戸・戸倉の 3 新田)は、分水口を上流に移動したいと普請役所に願い出た 44。これが認められ、図9のように新しい分水口は、砂川分水口の上流 268間(約 490m)に設けられ、新堀を掘って砂川分水に合流させた。さらに、流末は砂川分水が南下する地点から東に新堀 130間(約 240m)を掘り、その先は胎内堀(暗渠)150間(約 270m)にして在来の南野中分水路に繋げた。この胎内掘を予定していた所は、平兵衛・中藤分水が交差していたが、深堀で水路を作った。

驚いたのは平兵衛・中藤分水を使用していた村々で、慶応3年1月7日 水が一滴も流れて来なくなった。調べると、それまでの水利用を無視した 形で新堀が開削されていた。そこで、平兵衛・中藤分水の使用村々は普請 役所に訴え出るが、慶応3(1867)年11月29日南野中分水と平兵衛・中藤 分水が交差する所は、後者を胎内掘(暗渠)にすることになった。今まで 使用していた水路の既得権を侵された上、村の負担で工事しなければなら

⁴¹ 前掲 25 p.697

⁴² 前掲 34 p. 456

⁴³ 前掲 2 pp. 86~103。拙著『武蔵野台地南部の水利用の歴史-玉川上水と分水を中心に-』玉川上水と分水の会 2006 年 pp. 72~77。

⁴⁴ 民部省土木司「玉川上水堀分水口伏替」(東京都公文書館)

ず、不満は非常に大きかったと思われるが、水を確保するために最大限の譲歩をしたのであろう。

これは幕末の混乱もあり、慶応 4(1868)年閏 4月 28 日に許可され、同年 8 月長さ 540 間(約 980m)の 水路工事に取り掛かり、10 月に落成した。

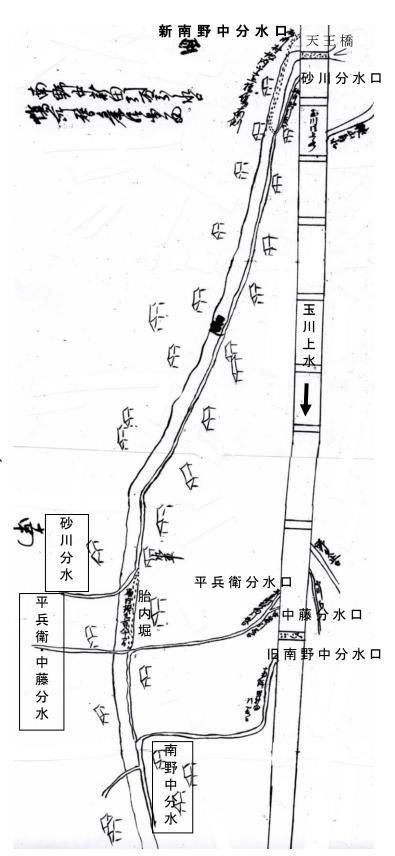
江戸の役所との交渉は、 主に平兵衛新田のの百姓代 伝兵衛が担当し、 1868 年 2(1866)年 11 月から 1868 年 4 月まで 1 年半の間に 20 回も江戸に出のそれて 277 ちの間に での往復滞在しまでのででである。 が大変に たかわかる。

(2) 千川・三田用水の増水 と玉川上水の帰流

慶応 3(1867)年 11 月玉川 上水の水量を増やすため、 図 10 のように、村々が使用 した分水の水を再度玉川上 水に戻す(帰流)工事が実施 された。

① 南野中分水の分水口の

図 9 南野中分水の移転(東京都公文書館蔵)



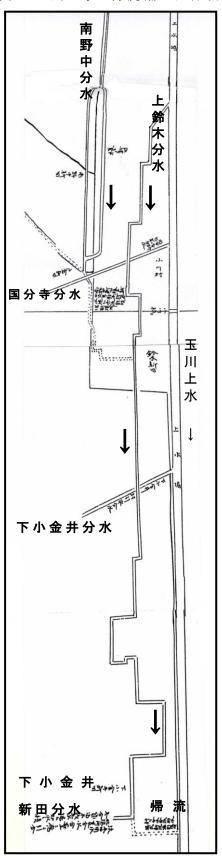
移転によって、砂川村(現・立川市)から南野中新田(現・国分寺市)まで分水が繋げられた。国分寺分水に流入していた南野中分水の流末を、掛樋で国分寺分水の上を渡し、戸倉新田(現・国分寺市)に新堀を掘って上鈴木分水に繋げる。

② 上鈴木分水の流末は小金井新田分水に合流していたが、新しく胎内堀(暗渠)を掘り、 玉川上水に帰流させる。また、冬期は全水量を玉川上水に戻す。

当時、幕府は黒船の来航により欧米諸国との軍事力の差を見せつけられ、対外的な軍事力の強化を急いでいた。嘉永 6(1853)年江戸の湯島に鋳砲場の設置や伊豆の下田(後に韮山)に反射炉建設の許可を出し、また後に小石川関口に大砲製作所を作った。この一環として、千川用水と三田用水沿いに水車を動力とした軍事施設の設置を計画した。このため、玉川上水の水量を増やす必要があり、帰流工事が実施された。

千川用水の場合は、元治元(1864)年7月陸軍奉行小栗忠順たちは滝野川村(現・北区)に大砲製造所を作る計画を立てた。ここには、鞴(ふいご)を動かす水車や大砲の砲身に穴(砲腔)をあける水車が必要であった。そこで、慶応元(1865)年9月千川用水を拡張し、水車への分水工事が行われた。しかし、慶応2(1866)年2月田用水として利用していた滝野川村や池袋村など17カ村からは水量の確保の願いが出された。また、幕府内にも千川用水に水量を分けることによって、江戸の水量が減少するのは困るという意見があった。この

図10 玉川上水の帰流(都公文書館)



ような状況であったので、玉川上水の水量増加は願ってもないことであった。 三田用水の場合は、安政 3(1856)年千駄ヶ谷にあった幕府の焔硝蔵(火薬庫) を三田村に移転させた 45。この時、爆発を恐れた三田村など 9 カ村は、水車用 地の補償や水車のための水路の設置などを求め、幕府はそれを認めた。しかし、 村々が恐れた通り文久 3(1863)年 9 月に爆発事故を起こし、火薬製造は中止さ れた。しかし、幕府はこの水車の再建を計画、または再建したようで、水量の 増加が必要であった。つまり、軍事力強化の一環として、千川用水や三田用水 の増水が必要となり、帰流が行われた。

なお、帰流の工事資金は、平兵衛・中藤分水の調停役を自ら買って出た福生村名主の十兵衛が負担をした。彼は酒造業を営んでおり、自宅に水車設置を望んでいた。慶応3(1867)年3月1日飲料水として呼井を願い出、この見返りとして帰流の工事の負担を申し出た。これは同年11月に許可され、十兵衛は掛樋と戸倉新田内の新堀を除いた費用金31両と銀2匁を出金した。十兵衛への呼井は約5坪で、帰流による玉川上水への助水は240坪である。無料で240坪入手できることから、幕府は容易に呼井への分水を許可した。

(3) 通船計画と分水

当時、多摩の産物を江戸に出荷するには甲州街道が使用されたが、船の方が馬より大量に早く運ぶことができた。そこで、玉川上水の舟運が計画された。慶応 3 (1867)年 9 月通船の実地調査を兼ねて試筏が玉川上水に流され、同年 10 月源五右衛門によって通船計画が提出された。彼の家は、代々砂川村の名主で、玉川上水の水見廻り役を兼任し、玉川上水や分水などの水事情に精通していた。この計画によると、船の大きさは敷幅 4 尺(約1.2m)、長さ 5 間半(約 10m)で荷物 10 駄を積み、1 カ月に 6 回往復する予定であった 46。船の運航には玉川上水の水量の増加が必要なことから、慶応 3 年 1 月南野中分水の分水口を天王橋の上流へ移動し、砂川、南野中の分水路を繋げた。さらに、同年 12 月砂川村から下小金井新田(現・小金井市)まで分水を繋げ、帰流を実施した。このように、天王橋上流から小金井新田まで分水路を繋げたことから、分水口統合の準備にもなった。

45 東京都立大学学術研究会『目黒区史』東京都目黒区 1961 年 pp. 321~322

⁴⁶ 山口一之「玉川上水における通船事業」『立川市史研究 第7冊』立川市 史編纂委員会 1967年 pp. 43~44年

第2節 明治前期の分水口の統合

1. 分水口の改正(統合)

玉川上水の分水は、神田・玉川上水を所管する役所が所管した。これは、江戸時代の作事奉行所から明治政府の行政機関へ移行したが、幕末・明治維新の混乱の中で、目まぐるしく変化した。しかし、その役人は旧幕臣たちが中心で、彼らは土木の専門職として玉川上水などの維持・管理の必要上、継続して明治新政府に雇われた¹。彼らの担当時に、明治 3(1870)年分水路の歴史上、最大の変化と言える分水口の統合が行われた。

(1) 目 的

明治3年3月27日玉川上水を管轄していた民部省土木司は、分水を使用していた各村の代表者を水源の羽村に集め、分水口の改正を伝え、同年6月に実施した²。

その結果、江戸時代末に羽村から四谷大木戸間にあった 34 分水は表 4 のように半数の 17 に統合された。具体的には、右岸は上流から福生、拝島、柴崎、砂川、平兵衞、中藤、南野中、上鈴木、国分寺、小金井、小金井新田、梶野、境、品川、牟礼、烏山、上北沢、三田、原宿、戸田、内藤の 21 分水が、福生、拝島、南側元堀(砂川用水)、品川、牟礼、烏山、上北沢、三田、原宿、戸田、内藤の 11 分水になった。左岸は上流から殿ケ谷、野火止、小川、大沼田、野中、田無、鈴木、関野、千川、下高井戸、幡ヶ谷、神田上水助水、田安の 13 分水が、殿ケ谷、北側元堀(新堀用水)、下高井戸、幡ヶ谷、神田上水助水、田安の 6 分水になった。

この分水口統合の目的は「隠水ヲ防キ、東京掛水量ノ減縮ヲ防クニ在リタル者ノ如ク」³というもので、隠水(分水口の周囲に穴を開け、不法に多量の水を引取ること)を防止し、東京への水量を確保することにあった。

しかし、「分水口改正」が伝えられる直前の明治 3(1870)年 3 月 11 日から 5 日間、玉川上水の拡幅工事を実施している 4。同時に、低い橋の架け替えや、玉

¹ 坂誥智美『江戸城下町における「水」支配』専修大学出版 1999 年 p. 268

² 東京市役所『東京市史稿 上水篇第2』臨川書店 1976年 pp.110~117

³ 前掲2 p.138

⁴ 前掲2 p.150

	表4 明治3(1870)年	6月 玉川上水の分水		さ 東京市史稿 上水篇第2』より)				
番	分 水 名	分水口(幅×高さ)	坪数	備考				
1	福生村田村	直径2寸5分繰抜	4.938					
2	拝島村	5寸×5寸5分	28	526人				
3	殿ヶ谷新田	3寸×8寸	24	349人				
4	南側元樋(砂川用水)		296.95					
1	柴崎村	7寸×7寸5分	52.5					
2	砂川村		54.45	100人に付1.5坪 ※を含む				
	砂川新田	2寸四方	※ 4					
34	平兵衛•中藤	5寸四方	25					
5	南野中新田							
6	上鈴木新田	1寸5分×2寸	※ 3					
7	国分寺村	6寸×7寸5分	45	3分明き30坪に5割増加				
8	下小金井新田	4寸3分×4寸5分	19	田用水				
	下小金井新田	3寸8分余×4寸	※ 15.5	6坪飲用、9.5坪田用				
9	上下小金井村	6寸×7寸5分	45	3分明き30坪に5割増加				
10	梶野新田	3寸7分5厘×8寸	30	10坪増加、流末不足分				
	境新田	1寸四方	1	離家3軒分				
11)	境村	5寸四方	25	410人。2坪7合増加				
5	北側元樋	1尺8寸×4尺5寸	810	北側元堀の合計は645.71坪				
1	野火止村	1尺3寸×1尺5寸4分	200					
2	小川村	7寸×7寸7分	54	1,801人				
34	大沼田·野中	7寸×9寸	63	31坪野中•鈴木新田飲用				
				8坪大沼田飲用、24坪田用				
5	田無村	7寸×8寸	56	1,878人				
6	鈴木新田	6寸×6寸7分5 厘	40.5	6.71坪は分水から汲取り				
			6.71	分水から汲取り				
7	関野新田	8寸×7寸2分		7寸2分×8寸				
8	田無新田	3寸×4寸	12	206人				
9	関前新田	3寸×4寸	12	104人				
10	上保谷新田	2寸×3寸	6	飲用水				
10	千川用水	1尺×1尺9寸5分5厘	195.5	66.8坪反射炉用、				
				128.7坪田用、飲用水				
6	品川用水	1尺3分余×2尺	206.25	87坪5合1割増加分				
7	牟礼村	2寸8分余×4寸	11.25	3.75坪は5割増加分				
8	烏山村分	3寸6分×8寸	+	9坪6合は5割増分				
9	上北沢村分	4寸5分×1尺1寸	49.5	16坪5合は5割増加分				
10	下高井戸村	2寸×2寸2厘5毛	4.5	1.35坪は5割増加分				
11	幡ヶ谷村	3寸×3寸3厘8毛	9.113	3.038坪は5割増加分				
12	三田用水	8寸7分×3尺	261	石垣樋				
13	神田上水助水	2間5寸×3尺5寸	262.5					
14	原宿村	3寸5分四方	12.25	田用水				
15	戸田家屋敷	3寸5厘余×3寸6分	1	千駄ヶ谷村旧宇都宮藩邸				
16	内藤家屋敷	4寸四方	1	高遠藩邸				
17	田安家屋敷	6寸四方	36	飲用水				
	計		1907.311					
4以7	1以下の○数字は4の内訳、5以下の○数字は5の内訳になる。							

川上水の両側3間の土揚敷の竹木の伐取りも行っている。このような大規模な拡幅は、同年4月15日から実施された通船の準備であった。分水口の統合も、その一環として行われた可能性が高い。地元の村々は「通船相成侯上ハ在来分水口ハ御廃止ニ相成玉川南北江新井筋相立元水壱所より引入」5と、通船事業によるものであると理解した。この事業は多摩地区の産物を江戸市中に運ぶもので、江戸時代末に砂川村名主の源五右衛門が中心になって計画・提案したものである。しかし、幕末・維新の混乱で延期され、明治初めに実施された。

源五右衛門は自らも船を建造して通船事業に参加し、分水口の統合をはじめ、玉川上水の拡幅などの計画作成や地元との交渉など積極的に活動している。分水口を統合すれば船が運行しやすくなることから、「分水口改正」は通船事業とは無関係ではなかった。

同時に、従来各分水口の大きさに基準はなかったが、この時に基準を設け、それに従って大きさが決め直された。それは「呑水人員百人=付寸坪三坪、田用水は百坪以上、是迄三歩明之水積、同以下之分三歩明之水積江壱割増分水被下置」6つまり、①飲料水は100人につき3坪(1坪は1寸四方の断面積の流量。以下、同じ)、②田用水は、100坪以上はそれまでの3割の水量を給水する。但し、100坪以下は3割の水量に1割増すというものであった。飲料水は人口をもとにして算定した。田用水は田の広さではなく、当時定例であった分水口の3分明きに基づいて実施した。

この分水口改正によって、砂川用水は柴崎、砂川、平兵衞、中藤、南野中、上鈴木、国分寺、小金井村、小金井新田、梶野、境の 11 分水が統合され、現在の昭島市から武蔵野市まで繋がり、南側元堀と呼ばれた。

(2) 工事

分水口の統合工事は、玉川上水の南に沿って在来の分水路を利用したり、新たに水路を掘ったりして、新しい分水口を設けた。これを地元では「又分水」、 玉川上水から直接分水することを「直分水」と称した。この工事は、国分寺分水の担当区域では明治 3(1870)年 4月 4日~7日に実施された。

南側元堀(以下、砂川用水とする)の水路工事の分担を表 5 にした 7。これに

^{5 『}小金井市誌編纂資料第 19 編』小金井市教育委員会 1988 年 p. 57

⁶ 前掲2 p.117

	表5 明治3(1870)年 砂川用水(南側元堀)の工事								
						(『東京市	史稿 上水篇第2』)		
番	担当村	工事内容	長さ(間)	土坪(坪)	賃銀(匁)	人足(人)	備考		
1	砂川村		3,612	625.144	10622.87		元圦樋~榎戸新田		
		・白堀深さ7尺以上		192.892		253.46	1.34人掛		
		・白堀深さ7尺以上		46.83		140.49	砂利場、3人掛		
		・胎内堀浚渫深さ5尺以上		40.833		146.998	3.6人掛		
		・半胎内浚渫深さ5尺以上		68.75		137.7	2人掛		
		・白堀深さ3尺以下		275.839		275.839	1人掛		
		•新規胎内堀	60			108			
		白堀浚渫幅4尺、深さ1尺	150	16.667	166.77	16.667	元圦樋下		
2	榎戸•南野中新田	白堀拡幅、浚渫、深さ3尺以下		47.5	475		1坪銀10匁		
3	戸倉新田	白堀拡幅、浚渫	72.3	24.3	204.3		1坪銀10匁		
4	上鈴木新田	白堀拡幅、浚渫	153.2	18.62	186.2		1坪銀10匁		
5	下小金井新田	新規堀幅1尺8寸、深さ3尺	35	52.5	52.5		1坪銀10匁		
6	境村	在来・新規深さ3尺以下	666.3	29.996	299.96		1坪銀10匁		
	合計			763.552	10207.4		200両銀7匁4分		
長さ	の単位は間、但し小	数点以下は尺になる。							

よると、土質や深さによって工事人数を決めた。例えば土坪 1 坪の場合、白堀 (開渠)で深さ 3 尺 (約 91 cm)以下の時は 1 人、深さ 7 尺 (約 2.1 m)以上の時は 1.34 人、同じ深さ 7 尺以上でも砂利の場合は 3 人、胎内堀 (暗渠)の浚渫は 3.6 人、半胎内堀の浚渫は 2 人である。長さは榎戸・南野中新田の担当区間が不明なので除いて合計すると 4,748 間 8 尺 (約 8.6 km)になる。工事の土坪は 763.552 坪で、工事費は銀 12 貫 7 匁 4 分であった。これは各村の負担であったが、「工費ハ会計官及民部省所轄中国庫ヨリ支出、追而水賦金取立返納之見込、東京府ニ於テ専ら取調ト雖モ、追々遷延、民部省ヨリ数度督促中、廃省トナリ、終ニ国庫ノ支弁ニナル」 8 と、最終的に国が支弁した。

(3) 増水願い一国分寺分水の場合—

分水口の統合に対し、使用村々は水量が減少することから増水を望む願書を多数提出した。ここでは、国分寺分水の増水願いを見ていく。

国分寺分水は国分寺村、恋ヶ窪村、貫井村の3カ村(以下、3カ村とする)が田用水として使用していた。分水口の大きさは1尺四方で100坪の広さであったが、改正で縦5寸5分、横6寸の33坪と狭くされた。つま

⁷ 前掲 2 pp. 125~136

⁸ 前掲2 p.150

り、従来の3割に1割増した大きさである。3カ村は、分水口改正が伝えられた2日後の3月29日、小金井分水や小金井新田分水を利用していた村々とともに、水不足で水田経営が持続できなくなることから、従来通りの大きさにしてほしいと嘆願書9を提出した。その後も、3カ村は継続的に水量の確保をめざして活動していく10。表6によると、分水口改正後2カ月余りの間に、3カ村の名主は交代で品川県の役所に嘆願に行くなど、水量の確保のために粘り強く活動した。その中で、①他の用水関係者の要望もあり、当初33坪であった水量が約1.5倍の45坪に増水された。また、②分水口を取水しやすい上流へ移動させた。なお、この間にも他の分水使用村や3カ村内の協議、水車業者との打ち合せなどを行っている。ま

	表6 国分	寺分水利用者の増水のための活動
月	日	出 来 事
3月	27日	土木司から分水口改正が村々に伝えられ、承諾書を書く。
	29日	3カ村は、田が存続できないので、分水口改正は実施しないでほしいという嘆願書を品川県に提出する。しかし、これは「下げ戻し」になる。
4月	3日	下げ戻しになった嘆願書を、再度品川県に提出し、土木司に交渉するよう依頼する。しかし、土木司からは、増水は認められないとの返事がくる。
	4日~7日	新堀(南側新井筋)を掘る工事が実施される。
	11日	3カ村は、現地調査にきた土木司の役人に分水口改正の中止や延期を依頼する。
	15日	3カ村は、田の継続とそれに伴う租税納入のため、分水口を従来通りの大きさに してほしいと土木司に依頼する。
	18日	村々の増水願いについて、土木司が田の実地調査を行う。
	24日	実地調査の結果、国分寺分水は33坪のところ、45坪と増水になる。
5月	3 目	増水に伴って国分寺分水口を拡幅する工事を実施する。
	7日	後日、水争いなどが起きないように、3カ村は国分寺分水内に設けられた国分寺村、恋ヶ窪村、貫井村への分水口3カ所の大きさを調査し、図面を作成する。
	10、12日	現地調査の土木司の役人に、田用水の不足が予測されるので調査してほしいと
		依頼書を提出する。
	14日	現地調査の役人からは、依頼書は品川県に提出するように伝えられる。そこで、 3カ村は、品川県から土木司に田用水の調査を交渉するように依頼する。
	23日	3カ村は、水量確保について品川県役所に願書を提出する。
6月	2日	土木司、田の現地調査にくる。この際、3カ村は国分寺分水口を25間(約46m)
		上流に移動(場所替え)したいと願い出、許可される。
	4日	国分寺分水口の場所替えの工事を実施する。

^{9 『}小金井市誌編纂資料第 26 編』小金井市教育委員会 1991 年 pp. 64~ 65

¹⁰ 前掲 2 pp. 50~65。前掲 5 pp. 56~57、pp. 72~80、pp. 84~85。『小金井市誌編纂資料第 27 編』小金井市教育委員会 1991 年 pp. 156~157

た、6月4日の分水口の移動に伴う土地の補償などもしている。このよう に、当時の名主(用水総代)は水量の確保に大変苦労した。

分水口改正後の村々の度重なる増水願いに対し、土木司は一貫して拒否の構えを見せていたが、実情を視察した上で、田用水の一部増水を認めた。しかし、それでも不足すると願書を提出する村は多かった。なお、この分水口の改正と同時に、村々からは分水口の洩水などがないようにするという誓約書 ¹¹を提出させた。これには、上流で洩水があった場合、①下流は上流に厳重に抗議し、砂川村水見廻り役や代田村水番人へ報告する。②その上で、上流の村を東京や羽村役所へ呼び出し、厳しい注意を受けさせる。③さらに、洩水が1日なら1日、10日なら10日、分水口を止めるという罰則が設けられた。

2. 5 分水の水量増加と深大寺分水の開削

(1) 5 分水の水量増加

明治 4(1871)年 5 月土木寮は、東京市街の水量が減少した場合は通水を止めることを条件に、5 分水の水量を田用水として増加した ¹²。つまり、砂川村田用水 500 坪、深大寺分水 169 坪 2 合、福生分水 16 坪 7 合 5 勺、殿ヶ谷分水に砂川村分として 30 坪、田無村分水 113 坪を加えた。政府は芳しくない財政状況を打開するため、米の生産量を増やしたかったようである。

(2) 砂川村の水田計画と田用水

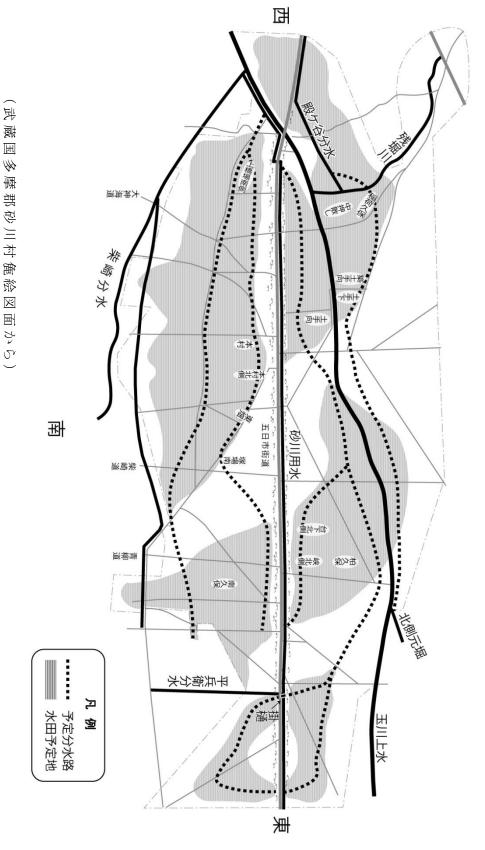
砂川村は、政府の新田開発計画に応じて願書と絵図面を提出した。この 絵図面の控えが明治 4(1871)年の「武蔵国多摩郡砂川村麁絵図面」¹³で、 大きさは縦 940mm、横 2,050mmの彩色された絵図である。この絵図を 図 11 にした。これには、水田とそこに給水する田用水の計画水路が描かれている。中央に五日市街道と砂川用水が描かれ、その南北に沿って家々が並んでいる。砂川村が砂川用水を飲料水や生活用水に使うことで、東西に広がる街村になったことがわかる。また、新田予定地が灰色で広く描か

¹¹ 前掲2 p.124

¹² 明治 10年「府県往復・第2部<土木掛>4月~7月」(東京都公文書館)

¹³ 立川市歴史民俗資料館蔵





36

れ、そこに給水する田用水が点線で示されている。この水路は、玉川上水の北側に1本、砂川用水の北側に1本(北田用水)、南側に1本(南田用水)、計3本が計画された。

①玉川上水の北側は殿ヶ谷分水からの分水で、増水された 30 坪分である。この水路は幅 2 間(約 3.6 m)、長さ 2400 間(約 4,362 m)余り、流末は北側元堀(新堀用水)に流れ込む計画である。②北田用水は砂川 1 番で砂川用水から分かれ幅 2 間、長さ 3500 間(6,363 m)で、途中 2 カ所で分岐し、東の村境で砂川用水に合流する。字本堀場で分岐した水路は南西に流れて砂川用水に入る。その下流の所沢海道で分岐した水路は幅 2 間、長さ 1,100間(約 2,000 m)余りで、掛樋で砂川用水を越え、五日市街道の南側を潤し、東の村境で砂川用水に戻す計画である。③南田用水は、天王橋西方で砂川用水から分岐し、幅 2 間、長さ約 2,760間(約 5,018 m)で途中まで道沿いに東に流れ、中藤新田(現・国分寺市)の方に入る。途中、天王橋の南東で分岐した北側の水路は、幅 2 間、長さ 2,500間(約 4,545 m)余りで、南側の水路と併行して東に流れ、字青柳街道東付近で消える。

この水田や水路の場所を示すため、大神海道や青柳海道、柴崎道などの道路が描かれ、現在では使用されていない地名(小字名)が記された。例えば、南田用水は上橋場南側の西で2つに分かれ、北側の水路は本村、本村北側、東畑、塚場南などを流れる。また、土地の高低差を示す台下北側や峡(はけ)北側、窪地を示す柏久保や南久保、稲荷久保などがある。見影橋下流の玉川上水は、古多摩川の河岸段丘(もしくは立川断層)で下流の土地が高い。このため、上流の玉川上水に土手を築いている。この付近は築土手向、土手下、土手向という地名である。

(3) 深大寺分水の開削

明治 4(1871)年 1 月深大寺村、佐須村、柴崎村、金子村、大町村(以上、現・調布市)、覚東村(現・狛江市)は幅 3 尺の堀を東と西に掘れば、100 町歩ほどの畑が水田にできる(畑田成)と願い出た。これにより、深大寺村他5 カ村に水積 169 坪 2 合が認められ、深大寺分水が開削された ¹⁴。

元来、深大寺村、金子村、大町村、覚東村は、深大寺村野ヶ谷の"釜" という湧水を田用水に使用してきた。しかし、安政 2(1855) 年の大地震で

¹⁴ 明治6年「各寮使庁府県往復・第2部(土木)」(東京都公文書館)

池が塞がり、水不足で荒地になる所も出てきた。そこで、深大寺村名主松 沢富之助が中心になり、品川県を経由して民部省土木司に分水願を提出し た。これは実地調査の上、明治 4(1871)年 5月 6日に許可された ¹⁵。

一般に、工事は許可後に始めるが、同年 4 月 30 日には民部省土木司などの役人が立会って工事を始め、5 月 20 日頃にはほぼでき上がった。その水路は、野崎村 (現・三鷹市)まで来ていた砂川用水の梶野分水を深大寺村まで 159 間 2 尺 (約 349.6m)掘り、村境で東西の 2 つに分けた。東堀は 106坪 6 合 3 勺 4 才で野ヶ谷、金子を経て野川まで 4,139間(約 7,525m)、西堀は 62坪 5 合 6 勺 6 才で絵堂を通って佐須村、柴崎村、大町村を経て野川まで 3,084間(約 5,607m)であった。東西の堀の合計は 169坪 2 合 ¹⁶で、明治 6(1876)年 5 月の 169 坪 9 合 5 勺 8 才とはやや異なる。 なお、明治 4(1871)年から明治 8(1875)年までの 5 年間は新田開発をすることから、鍬下年季(免税)となる。

(4) 明治5年の砂川用水の状況

明治 5(1872)年 5 月 31 日船の増加によって、玉川上水の水質が汚染されたことから通船事業が停止される。

この後、神田・玉川上水の分水の利用状況について調査 ¹⁷ があり、砂川 用水分を表 7 にした。これによると、飲料水としての利用は 16 カ村で 1,100 軒、田用水は 11 カ村で 35 町 2 反 2 畝 58 歩、飲用・田用の兼用は 4 カ村になる。なお、深大寺分水の場合、当時は鍬下年規 (免税) 中で開発予 定地を含むと思われるが、6 カ村で 108 町 7 反 7 畝 21 歩である。明治 20(1887)年の調査では、深大寺村 12 町 6 反 19 歩、佐須村 1 町 1 反 12 歩、 柴崎村 1 町 3 反 8 畝 18 歩、金子村 9 町 2 反 9 畝 9 歩、大町村 1 町 5 反 3 歩、合計 25 町 8 反 7 畝 61 歩 ¹⁸ で、当初予定 100 町の約 1/4 であった。

なお、明治 6(1783)年 5 月 19 日深大寺分水は砂川用水の流末にあり、 「上流の多くの分水口に余分に水が入る。このため水量が減少し、新田だ

^{15 『}行政資料に見る調布の近代』調布市 1986 年 pp. 206~208

^{16 「}深大寺用水創設以来沿革」調布市富沢家文書

¹⁷ 前掲 14

¹⁸ 前掲 15 pp. 206~208。同書では新田開発地の合計は 25 町 8 反 9 畝 1 歩である。

なお、明治 4(1871)年の 開削工事は概略ができた 段階で、民部省や品川県・ 韮山県の役人は引上げた。 しかし、砂川村から深大寺 村までは距離が長く、流水 の悪い所があり、明治 8 (1875)年 5 月水行がよく

表7 明治50	1872)年	年10月 砂川用水の利用					
			(東京都	公文書館文書)			
利用村	飲用(軒)	田(町)	畑田成(町)	旧分水名			
柴崎村	279	0.2827	3.5	柴崎分水			
芋窪新田	33						
砂川村	367	0.37		砂川分水			
平兵衛新田	21	0.4109		平兵衛•中藤分			
中藤新田	46			水			
南野中新田	14			南野中分水			
榎戸新田	10						
戸倉新田	22						
上鈴木新田	15			上鈴木分水			
国分寺村		6.9108		国分寺分水			
恋ヶ窪村		1.1429					
貫井村		3.7717					
下小金井村	78	11.572		小金井分水			
上小金井村		5.3908					
下小金井新田		2.8917		小金井新田分水			
梶野新田	38			梶野分水			
関野新田	15						
境新田	13						
井口新田	48						
野崎村	19						
境村	82			境分水			
深大寺村		2.4719	58	深大寺分水			
佐須村			4.2721				
柴崎村			5				
金子村		0.0102	19.5				
大町村			17				
覚東村			5				
計	1100	35.226	112.2721				

なるように水路を整備した。この資金は、水車営業人や関係 6 カ村から金 110 円、下流の組合外の和泉村・小足立村(現・狛江市)から金 30 円の補助 を受けて実施した。

3. 水賦金の賦課と組合約定書

(1) 水賦金の賦課

明治維新直後の混乱で、江戸市中の上水組合は十分機能しなくなり、明治元(1868)年から明治5(1872)年まで、「水税」を徴収することができなかった。そこで、官費(国庫金または国からの交付金)や民間の旧町会所積金

¹⁹ 前掲 16

(7分積金)を修繕費に充当した。

明治 7(1874)年 2 月 23 日東京府知事大久保一翁は、内務卿木戸孝允に 上水水賦金を徴収する申請²⁰をした。その概略は、次のようである。

- ア. 市街分は、間口に応じて賦課する。
- イ. 玉川上水の分水は、水積(分水口の断面の広さ)に応じて賦課する。
- ウ. 神田上水は田の反別に応じて賦課する。

特に、イの玉川上水の分水は、利用 121 カ村のうち、15 カ村は堰料や水料として米 214 石 4 斗 3 升 4 合 1 勺 2 才、金 6 円を納めていた。しかし、他の 107 カ村は、新田で困窮していることを理由に納めなかった。さらに、納める額も一定ではないことから、これらを廃止した。そして、玉川上水源入費として羽村の水門その他の修繕費など 5 年分を平均して 1 年 1,000円とし、水積に応じて明治 6(1873)年分から賦課することにした。

明治7年9月から明治8年にかけて水賦金を徴収するに当たり、東京府は分水口の大きさを数回調査した。そのうち、明治8(1875)年1月東京府の「玉川上水ヨリ分水水積取調書」²¹によると、玉川上水の水量は5,673坪2合4勺9才で、市街地への水積は2,782坪(神田上水への助水450坪、四谷大木戸2,332坪)、分水の合計は2,891坪2合4勺9才であった。水賦金の合計金額は1,003円81銭5厘で、1坪につき17銭7厘と計算された。明治6(1873)年分の水賦金は明治8年1月、明治7年分は明治8年3月までに集金するよう東京府から神奈川県へ連絡された。明治8年の水賦金は玉川水源諸入費1,649円25銭で、1坪当たり30銭1厘4糸1忽5微となる。

なお、「玉川上水ヨリ分水水積取調書」のうち、砂川用水分を表 8 にした。これには、明治 4(1871)年の砂川、深大寺の増加分が反映されている。 2 番と 3 番の砂川村は、同村の田用水(南田用水、北田用水)で、4 番は砂川用水の本流(南側元堀)になる。なお、13 番の境新田分は梶野・深大寺分水との関係からか独立している。また、下小金井新田は図 12 のように飲

²⁰ 前掲 2 pp. 334~337

²¹ 明治8年「各寮使庁府県往復・第2部・土木」(東京都公文書館)

用(兼田用)と田用で 分水口が分かれてい た。

(2)組合約定書の成立

明治7(1874)年2月国分寺村、恋ヶ窪村、貫井村(以上、国分寺分水)、上小金井村、下小金井村(以上、小金井分水)の5カ村には水田29町2反8畝3歩があったが、水不足で1/2は円掠さが

で 1/3 は 田 植 え が で き
なかったり、不作であったりした。そ
れでも納税をしてきたが限界であ
る。通船も廃止になったことから、元
のように玉川上水から直接分水し、
国分寺、小金井分水口とも 2 尺四方
に増水してほしいと願い出た 22。同様
に、下小金井新田(図 12)も水田 2 町
8 反 9 畝 17 歩の水不足解消のため、
旧分水口からの取水を願い出てい
る。つまり、通船事業によって分水口
が統合されたが、廃止された以上、玉
川上水からの取水を望んだ。しかし、
これは認められなかった。

また、深大寺分水による水路の整備や砂川村が村々の水賦金を取りま

	表8 明治8(1875)年1月 砂川用水の各分水						
	分 水 名	分水口(縦×横)	水積	備考			
1	柴崎村	7寸5×7寸93	59坪5				
2	砂川村	12寸×18寸72	224坪632				
3	砂川村	12寸×18寸43	221坪163				
4	砂川村他		54坪45	九力村通水路飲水			
5	平兵衛新田	3寸56×4寸5	16坪	含砂川新田			
6	中藤新田	3寸68×7寸	25坪8				
7	上鈴木新田	1寸5×2寸	3坪				
8	国分寺村	7寸5×7寸8	58坪5				
9	下小金井村	7寸5×7寸8	58坪5				
10	下小金井新田	3寸85×4寸	15坪5	飲料水			
11	下小金井新田	4寸5×5寸48	24坪7	田用水			
12	梶野•深大寺	12寸×16寸57余	198坪958				
13	境新田	1寸×1寸	1坪				
14	境村	5寸×5寸	25坪	· ·			
	合 計		986坪703	_			
			(東京	(都公文書館文書)			

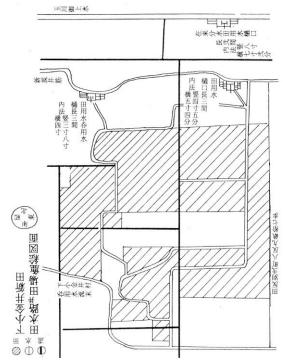


図 12 下小金井新田の水田

(『小金井市史編纂資料第31編』)

とめたことから、分水口の独立が難しいことを認めざるを得なかった。そ

^{22 『}小金井市史編纂資料 第 52 編』小金井市教育委員会 2013 年 pp. 64 ~ 65

こで、共同で水利用をすることにし、明治 8(1875)年 3 月用水組合約定書 ²³を作成した。それを巻末の資料 1 とした。

ここでは、前文で"組合として用水を利用する"ことを掲げ、総代1人は分水口に近い砂川村から、他1人は年番で他の村が担当すること(第1条)にし、その順番を第11条で決めた。田用水が必要な5月から7月までの3カ月間は総代人1人が1カ月3回見回り、1回につき金30銭を支給する(第5条)。水税(水賦金)は、明治8(1875)年は水積1,022坪に対し、311円71銭が賦課された(第12条)。これを元堀の水車が5割(87円53銭5厘)、各分水(枝堀)の水車が3割(40円99銭2厘)、合計128円52銭7厘を負担した。その残高183円18銭3厘を分水口の大きさ(水積)で割り、1坪17銭9厘2毛の負担とした。

また、分水口の開閉は砂川村が担当し、帳簿に記録する(第6条)。元堀の工事費は分水口の大きさに応じて分担する。各分水口の水冠が公平になるようにし(第7条)、規定外の施設を設けない。宅地、畑畦などへ自侭に取水した場合は罰金を科する(第8条)ことなどを決めた。

(3) 平兵衛・中藤分水の水量変化と約定書

江戸時代、平兵衛・中藤分水は分水口が別で、水積は各 60 坪であった。 しかし、下流で 1 度合流しさらに数条に分かれていた。明治 2(1869)年 1 月の調査 ²⁴では、平兵衛新田の水田は 3 町歩余り、飲用人口 146 人、水車 1 台が使用した。中藤新田は飲用人口 160 人、水車 1 台、戸倉新田は飲用 人口 316 人、南野中新田は 105 人であった。合計で水田 3 町歩余、飲用人 口 727 人、水車 2 台、この他に砂川新田が利用したが、この記録はない。

明治3年分水口統合で平兵衛と中藤の分水口は1つにされた。砂川用水から5寸四方の水積25坪を取水し、上流の砂川新田の分水と合わせて35坪8合が給水された。平兵衛新田では田用水が不足することから増水願いを出し、明治3年9月7坪、明治4年1月3坪の計10坪が認められ、45坪8合に増える。しかし、同年6月砂川新田の4坪を砂川村に組み入れたので、41坪8合に減る。明治8(1875)年8月の調査では、上流の分水口か

²³ 明治27年「第2種第1課文書類別・庶務、水利組合ニ関スル書類」(東京都公文書館)

²⁴ 国分寺市川島清家文書

ら 16 坪取水し、砂川村飲料水 6 坪、平兵衛新田の田用水 10 坪とした。平 兵衛・中藤分水口の 25 坪 8 合は、中藤新田の田用水 1 坪、平兵衛新田の 田用水 8 合、飲用水 24 坪である(表 8 参照)。

明治 12(1879)年 12月平兵衛、中藤、南野中、榎戸、戸倉の 5 新田は流 末まで水が届くよう 11 カ条から成る約定書 ²⁵を作成した。それによると、 元樋の水積を戸数で割当て、水計を建てる。漏水の無いようにし、水の流 れの妨げになる堰などは設けない。浚渫は毎年日を決めて下流から始める。 水車は、浚渫や分水口修理の時は協議の上、補助金を出す。飲用水路に関 する費用は戸数割とすることなどを決めた。

4. 5分水の水量減少と砂川村の田用水

(1) 5分水の水量減少と砂川用水の対応

明治 4(1871) 年 5 月土木寮によって増水された 5 分水の水量が、明治 10(1877)年 6 月東京市街の飲料水に支障が出るとして半減された。具体的には砂川村田用水 500 坪が 250 坪、深大寺分水 169 坪 2 合が 84 坪 6 合、福生分水 16 坪 7 合 5 勺が 10 坪 8 合 5 勺、殿ヶ谷分水のうち砂川村分 30 坪が 15 坪、田無分水 113 坪が 56 坪 5 合に減らされた。

砂川村では、明治 10(1877)年 9月玉川上水の南方で 75 坪ずつ 2 カ所に分けていた用水を、図 13 のように 3 カ所に分けることで、水が行き渡るようにした。それぞれ甲乙丙と名称を付け、甲分水(南田用水)口は縦 7 寸

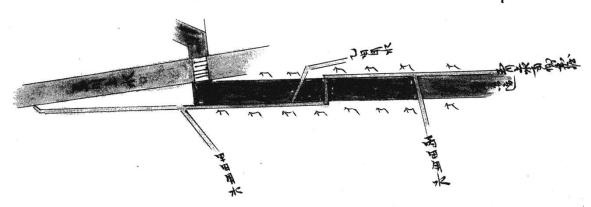


図 13 砂川用水の甲乙丙分水(東京都公文書館)

²⁵ 国分寺市川島清家文書

5分(約 23cm)・横 1尺(約 30cm)の 75 坪を縦 5寸(約 15cm)・横 6寸 2分(約 19cm)の 31 坪にし、乙分水(北田用水)は縦 7寸 5分・横 1尺の 75 坪を縦 6寸・横 9寸 5分(約 29cm)の 57 坪にした。丙分水は長さ 200間(約 364m)、幅 3尺(約 91cm)、深さ 5尺(152cm)の旧分水路を使用し、縦 6寸 2分(約 19cm)・横 1尺の 62 坪の分水口を設けた。これは同年 10月神奈川県を経由して東京府から許可された ²⁶。

(2) 深大寺分水の対応

深大寺分水は、田用水として許可されたことから 4 月 1 日から 9 月 30 日は全開であったが、農閑期の 10 月 1 日から 3 月 31 日は閉鎖された。しかし、水積が半減された時に、農閑期にも 3 分塞ぎで給水することを願い出て認められた。その後、明治 10(1877)年 6 月飲料水としても使用したいと願い出て、翌 11 年 3 月 27 日許可された 27。

(3) その後の砂川村の田用水

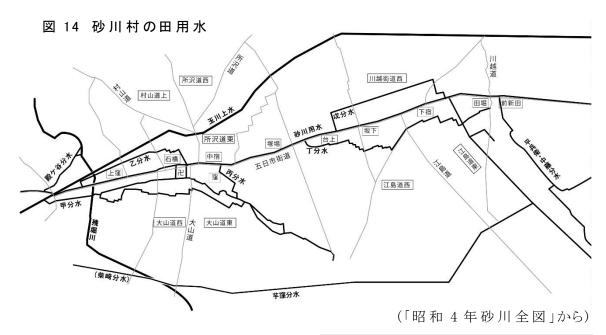
明治 10(1877)年代初めと思われる砂川村の「皇国地誌、村誌」²⁸には、表 9 のように 4 本の田用水、合計 5,597間(約 10,175m)が記されている。水田の面積は 5 町 7 反 5 畝 26 歩で、図 12 の麁絵図面には水田予定地が広く描かれているが、砂川村の耕地面積のわずか 0.7%に過ぎない。なお、甲乙丁戊は表 10 の分水名に対応させたが、明治 10 年 10 月にできた丙分水は記されていない。

その後も水田開発は続けられ、明治 31(1898)年 4 月砂川村全体として水田が 9 町 6 反 2 畝 12 歩あり、表 10 のように砂川用水を利用した水田は 9 町 4 畝 13 歩で、明治 10 年代初めに比べ約 1.6 倍に増えた。図 14 を併用すると、西部の甲、乙田用水の水田が減り、中央部、東部の丙、丁、戊

	表9 明治10年代の砂川村の田用水と水田						
田用水名		分岐点	長さ	幅	深さ	水田の場所	と面積
南側田用水	甲	拝島道南	2005間(3645m)	3尺	1尺	大山道西	9反8畝10歩
北側田用水	\angle	上水内	1175間(2136m)	3尺	1尺	上水内	3町1反9畝6歩
下南側田用水	丁	江ノ島道西	1260間(2290m)	3尺	1尺	江ノ島道西	7反
下北側田用水	戊	川越道西	1157間(2103m)	3尺	1尺	川越道西	8反8畝10歩
(「皇国地誌、村誌」『砂川の歴史』より作成)							

^{26 「}存続会及水利組合定規 第1課庶務課掛」(東京都公文書館)

^{27 「}松之助事務取扱記」調布市富沢家文書



用水の水田が増えたことがわかる。なお、玉川上水の北側、殿ヶ谷分水の流末にも水田が5反7畝29歩あった29。砂川村で砂川用水を飲料水・生活用水として利用したのは450軒、2,925人であった。分水口は木製で、1年中解

表10 明治31(1898)年4月 砂川村田用水

用水名	取水口字名	分水口		1 1 1 2 1 2
用小名	取小口于石	高さ(寸)	幅(寸)	反別(町)
甲田用水	拝島道南割	3.75	4	0.7911
乙田用水	上水内	7.	8.25	1.9428
丙田用水	大山道西	6	6.2	2.6924
丁田用水	江ノ島道西	5	6	1.7204
戊田用水	川越道西	5	6	1.8806

(「砂川村役場文書 総務庶務16」 立川市歴史民俗資料館蔵より作成)

放されていた。なお、図 14 で戊分水が砂川用水に合流した附近から南東 への分水がある。これが通称"弁天川"で元来の砂川分水の流末になる。 この下流には、柴崎分水から分かれた芋窪分水が合流していた。

(4) 水積の譲渡

砂川村の田用水は全体的には余ったようで、他の分水などの依頼で譲渡された。

① 熊川分水への譲渡

明治 19(1886)年 12 月熊川村(現・福生市)は、多摩川原の水田開発のために認可された川崎分水 50 坪のうち 25 坪を譲渡されて、翌年 2 月熊川分

^{28 『}砂川の歴史』砂川町 1963年 pp.116~117

^{29 「}砂川村役場文書 総務庶務 16」(立川市歴史民俗資料館)

水の工事に着手した。しかし、水不足で 25 町歩の水田の田植えが難しいことから、明治 21(1888)年 11 月砂川用水 687 坪 4 合のうち 50 坪の譲渡願いを東京府に出す。これは、明治 22 年 1 月砂川用水の分水口の改造費127 円 90 銭と熊川分水口改造費 23 円 60 銭を納めることで許可された 30。

② 日本麦酒醸造会社への譲渡

明治 20(1887)年 9月、日本麦酒醸造会社の創立が許可され、明治 22年 10月下荏原郡三田村(現・目黒区三田)に工場を建設した。この時、3本の井戸を掘削したが水量が不足した。そこで東京府や三田用水普通水利組合と協議し、三田用水から 4 坪の水使用が認められた。しかし、それでも、不足することから明治 22 年 8 月 9 日砂川村の田用水 3.8398 坪を譲り受け、三田用水の分水口の拡大工事費 47円 50 銭を東京府に納めた 31。

③ 国分寺分水への譲渡

明治 22(1889)年 7月砂川憲三は、砂川 用水 200 坪のうち 6 坪を 700 円で国分寺 分水へ譲渡した ³²。それ以前の同年 2月 5 日彼は砂川村北田用水 6 坪を譲り受けて いるので、それを転売したと思われる ³³。

4 板橋火薬製造所への譲渡

明治 23(1890)年 2 月陸軍の板橋火薬製造所の圧磨機を動かす水車が石神井川の水不足で、運転中に停止することがあった。このため、水量増加について用水関係者と協議したが、水量に余裕がないと断られる。そこで、砂川用水と交渉し、16 坪を2,000 円で譲渡される 34。これは同年 3 月

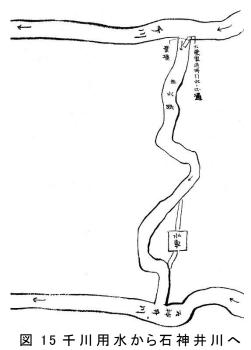


図 15 千川用水から石神井川への分水(東京都公文書館蔵)

^{30 「}明治22年 砂川村役場文書」(立川市歴民俗資料館蔵)

³¹ 拙著『近代化を支えた多摩川の水』とうきゅう環境財団 2012 年 pp. 108~109

^{32 「}分水口譲渡証幷届出書」国分寺市鈴木四郎家文書

³³ 前掲 26

³⁴ 前掲 33

千川用水に合流させ、図 15 に示した板橋町乗蓮寺裏手にある悪水吐(千川 用水の水量が多い時に石神井川に流した水路)に分水口を設けて使用した。

5. 水利用組合としての規約

明治 14(1881)年 4 月に決められた「玉川上水分水字南側元堀用水組合北多摩郡砂川村外弐拾壱ヶ村関係人民集会規則」³⁵は、水利用組合の規約としての性格をもつ。巻末に資料 2 として全文を載せた。その目的は南側元堀(砂川用水)に関する事柄や経費の支出徴収方法を議定すること(第 1条)にあり、通常会と臨時会に分けられた(第 2 条)。組合の戸長が集まって協議し、通常の案件は樋元戸長と年番戸長、非常の案件は郡長が施行の願人になる(第 3 条)。組合会の出席者は各村の戸長と議員で(第 8 条)、議員は各分水口 1 人、本堀 4 人、但し水積 30 坪以上の分水は 30 坪ごとに 1 人とした(第 9 条)。議長・副議長は議員の中から公選し(第 11 条)、その任期は 20 年とし、2 年ごとに改選した。また、議員の任期は 4 年とし、2 年ごとに半数を改選した(第 13 条)。通常会は 3 月に開催する(第 19 条)。これには、砂川用水を利用した 22 力村の代表が署名した。

6. 上水水料賦課規則と水賦金

(1) 上水水料賦課規則の制定

明治 22(1889)年 5 月水道事業は東京府から東京市へ引継がれ、東京市会は水道会計を特別会計とし、同年 7 月 26 日「東京市上水水料賦課規則」 ³⁶を定めた。そのうち分水に関係する部分を記す。

- 第二條 水料ノ課出方法ハ、其年度内ニ於テ、水源水路樋枡等ノ改造維持 其他ニ要スル費用ノ内、宮内省下附金、海軍火薬製造所出金、水汲場 ・水船水料、及雑収入ヲ控除シ、其残額ヲ賦課スルモノトス。其負担 割合、左ノ如シ
 - 一分水二八水源水路費ノ十分ノ 8.4373 ヲ負担セシム。其水料ハ神田上水路ニ於テハ灌漑地ノ反別ニ依リ、玉川上水路ニ於テハ分水口ノ寸積

^{35 『}小金井市誌編纂資料 第 35 編』小金井市教育委員会 1996 年 pp. 162 ~ 163

³⁶ 東京市役所『東京市史稿 上水篇第3』臨川書店 1976年 pp.45~47

ニ依リ、之レヲ賦課ス。但飲料専用ノ分水ハ、普通分水ノ三倍以内ヲ 増課ス。(以下省略:小坂)

- 第三条 水料は毎年四月十月ノ両度ニ、其半年度分ヲ所在地区役所ニ於テ 前収ス。但市外ニ係ルモノハ本文ニ依リ各管庁ニ委託シ徴収ス。
- 第五条 水源水路又ハ樋枡等ノ改造修繕ヲ要スル為メ、一時水量ヲ減シ、 若クハ給水ヲ停止スルコトアルモ水料ハ減額セス。

第六条 水料ヲ滯納シタルトキハ其給水ヲ廃止ス。

つまり、分水の水料は、その年度内の水源水路費のうち、宮内省下附金や海軍火薬製造所出金などを除いた額の 84.373%を負担する。そのうち神田上水は田反別、玉川上水は分水口の寸積で賦課する。但し、第3条の水料の徴収は明治 23(1890)年7月17日「毎年4月10月ノ両度ニ於テ、其半年度分ヲ前収ス」と改定された。また、明治22(1889)年10月24日「上水使用規則」³⁷を制定し、玉川・神田上水を使用する上水井、滝、分水圦樋、水車、水汲場等の新設・改造・修繕・廃止、水積の譲渡は東京市に届け出ることを義務づけた。

(2) 水賦金の賦課

分水の水賦金は、すでに見たように明治 6(1873)年度から玉川上水源入費として年 1,000 円の見積額を、分水口の水積に応じて徴収した。水賦金は年々増加し、明治 16 年 (1883)頃には 1,600 円余り 38 と明治 6 年の約 1.6 倍になった。各分水組合は水賦金がさらに増加することを恐れ、明治 17(1884)年東京府に金額の据置きを陳情した。そこで、明治 19(1886)年以降、同年度の 1 坪当たり 59 銭 5 厘で徴収することになった。しかし、明治 22(1889)年「東京市上水水料賦課規則」にもとづき、明治 23 年度の水賦金は 1 坪につき 1 円 35 銭 7 厘になると郡役所に通知された。従来の約 2.3 倍の金額が賦課されることになったのである。

これに対し、神奈川県・埼玉県の村々は多額であるとして、明治 23(1890) 年 6 月、7 月に東京府知事宛に請願書を提出した。それによると、明治 7(1874)年水賦金の施行時、内務省は公平に課税すると伝えたが、今回の

³⁷ 前掲 36 pp. 60~62

³⁸ 前掲 20 p.855

賦課は市街に軽く郡村に重い。従来通り 1 坪につき年 59 銭 5 厘に据置くよう願い出た。これは、明治 23 年 9 月 15 日告示第 60 号「上水水量規則徴収方」³⁹ によって認められ、賦課規則によらず明治 22(1889)年度の金額、つまり 1 坪当たり 59 銭 5 厘で徴収することになる。

(3) 小金井村組合の水賦金

明治 22(1889)年元小金井村組合の水賦金の負担を表 11 にした。水積割

は、取水量に対する負担、 元期は 10 の飲用 前 10 月 30 日、後期 が 2 間 で れ が 異 を 見 の かけ ご 額 が こ る な 見 の かけ ご 額 が こ な る る で は 2 6 町 9 り、 1 反 は 3 で れ が 数 3 厘 78 29 を 3 ま た、き 3 銭 3 厘 378 を 負担 した。

これに比べ、下小金井 新田分水には水田 4 町 1 反 2 畝 27 歩あり、1 反に つき 8 銭 2 厘 5 毛 473 で、 小金井分水の約 2.4 倍に なる。元堀汲取(飲用)は

表11	明治22(1889)年	元小金井村組合の水賦金

水積割	かき(+亚)	7	k賦金(円])
小傾刮	水積(坪)	前期	後期	合計
小金井村	58.5	10.969	10.011	20.98
梶野新田	30	5.625	5.187	10.812
下小金井新田	15.4	2.888	2.663	5.551
下小金井新田 田用	24.75	4.644	4.279	8.923
元堀汲取	軒数(軒)			
貫井新田	7	0.09	0.09	0.18
下小金井新田	17	0.238	0.219	0.457
元堀水車	臼数(枚)			
下小金井新田	1.3	1.95	1.758	3.708
梶野新田	3.2	4.688	4.326	9.014
枝堀水車	臼数(前期、後期)			
貫井村	2.1	2.052	1.892	3.944
小金井村	5.4 5.6	5.471	5.075	10.546
関野新田	3.7	3.615	3.134	6.749
村名・新田名け元名を何	#用 (『小会井	市中編纂	資料 第3	7編 []

表12	明治22(18	89)年前期	梶野分	水水賦金

村名	軒数	戸別割(円)	人口	人口割(円)	計(円)
梶野新田	30	0.675	168	0.751	1.426
関野新田	15	0.338	63	0.282	0.62
境村	13	0.293	71	0.318	0.611
井口新田	48	1.08	231	1.033	2.113
野崎村	19	0.428	96	0.429	0.857
計	125	2.814	629	2.813	5.627

※文書では戸数割の合計は2.812円、総合計は5.625円 (『小金井市史編纂資料 第37編』)

³⁹ 前掲 36 p. 438

^{40 『}小金井市史編纂資料 第 37 編』小金井市教育委員会 1998 年 pp. 180 ~ 183。『小金井市史編纂資料 第 44 編』小金井市教育委員会 2005 年 pp. 133~135、pp. 146~151。

1 軒につき 1 銭 4 厘で、小金井分水の方が約 2.4 倍高い。梶野分水の場合は飲用で、表 12 のように利用戸数は 125 軒あり、1 軒につき 2 銭 2 厘 504(戸別割)、さらに利用者 629 人に対し 1 人につき 4 厘 4 毛 72178 (人口割)を負担した。このように、利用する田の広さや利用者数は各分水によって異なり、さらに負担方法も異なるので、同じ水田面積や飲用使用でも個人の負担は異なった。

(4) 水賦金納期定規約

明治 25(1892)年 9 月水賦金の滞納や未納を度々する村があったことから、東京府の求めで玉川上水分水組合規約 ⁴¹が作成された。これは、次のように水賦金の納付に関するものである。

- 一分水賦金ハ毎年度弐期四月十月ニ前納スルヲ例トシ、組合各村役場ニ於 テ之ヲ徴収シ、納期五日前ニ砂川村役場へ送附スヘシ
- 一砂川村長ハ自村出金ト共ニ之ヲ取纏メ内訳書ヲ添へ東京府庁へ納付ス ヘシ
- 一納期ヲ過キ故ナク怠納ニ対スル用水ヲ停止セラルヽ義モ可有之ニ付、第 一項ノ手続ヲ履行セサルモノアルトキハ、砂川村長ハ其村方怠納ニ対ス ル用水ノ停止ヲ断行スルモノトス 但シ諸費用ハ其村方ノ負担タルヘ シ

つまり、砂川用水の利用村は水賦金を毎年 4 月と 10 月に前納し、分水口のある砂川村長が責任をもって東京府に納付することにした。

7. 水利用と維持・管理

(1) 製氷場

梶野の築樋の東端、北側の日陰になる低地に製氷場があった。明治20(1887)年11月梶野新田に製氷所を2カ所作りたいという3人の願いに対し、深大寺分水は寒い時期の50日間、25坪を1坪50銭で計2円50銭を負担するという条件をつけた42。その後、明治22年9月神奈川県は実

^{41 『}小金井市史編纂資料 第 37 編』小金井市教育委員会 1998 年 pp. 202~203

地検査の都合上、9月25日までの出願を求めた。その後の経過は不明であるが、小金井の天然氷製造業は1軒で、明治35(1902)年船田直次郎が2間半(約4.5m)に10間(約18m)の池を作り、12月から2月にかけて製氷した43。 氷室は、壁面に厚さ6 cmの板の間に"おが屑"を詰めたもので、大きさは5間(約9m)に12間(約21.6m)で高さ4間(約7.2m)あり、氷を貯蔵した。最盛期には池を3つにし、昭和14(1939)年まで製造したという。

(2) 川浚いの連絡と用水注意事項

例年 4 月になると、砂川村役場から各村役場に堀浚いの連絡があった。明治 21(1888)年の場合は「本月廿一日より同廿五日迄玉川上水南側之堀浚渫之為皆止候間、此段及御通知候也 但皆止中雨天順延二付申添候也明治廿一年四月十三日」44とあり、これは村役場から各村の伍長に伝えられた。この川浚いは、ゴミ拾いや周辺の草刈りだけではなく川底に溜まった泥まで浚った。分水使用者が 1 軒につき 1 人参加し、参加できない時は"出不足"と言って金を払うこともあった。

また、明治 19(1886)年 6 月田無警察分署から流行病が各地で発生しているので、飲料用の分水に汚物の投入や農機具洗いをしないよう注意があった。⁴⁵。さらに、明治 20 年 5 月神奈川県からは、次の連絡があった ⁴⁶。

- 一魚鳥ヲ捕リ遊泳シ、又ハ洗浴スル事、
- 一獣類ヲ牽入レ、又ハ物品ヲ洗フ事、
- 一塵芥瓦礫其他汚穢物ヲ投入スル事、
- 一汚水ヲ流入セシムル事
- 一用水土揚敷地ヲ使用シ、又ハ概敷地内エ塵芥其他汚穢物ヲ投棄スル事

つまり、飲用水路の使用に当たっては、清浄を保つよう注意を喚起され、 子どもを含めた家族全員に伝えるように指示された。

44 前掲 41 p.177

45 『小金井市誌編纂資料 第 38 編』小金井市教育委員会 1999 年 p.91

46 『武蔵野市史 続資料編 9』武蔵野市 2002 年 p. 364

⁴² 前掲 15 p.178

(3) 分水口や水路の移動

① 境分水口の移動

梶野橋の南西に梶野新田名主 宅があり、水車が設置されれを た。この水車の下流は、排水暗渠があった。 は、排水暗渠であった。 時渠になる所に、南下下になる所になる所に、中 があった。 り境分水口の分岐があった。 明実大寺合併分水口と東京の り境があることから、境分と に支障があることから、境とといる を水車の上流に移したい 原 に、東京府に願い出

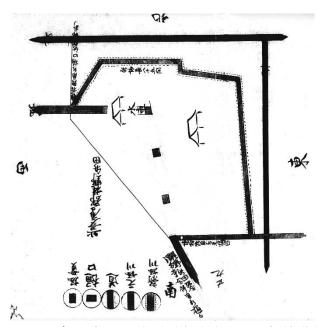


図 16 境分水口の移動(東京都公文書館蔵)

た ⁴⁷。分水口は、内法・縦 5 寸 2 分 (約 16 cm)、横 5 寸 (約 15 cm)、長さ 3 間 (約 5.5m)の木樋を設置して水積 26 坪を分水し、水路は図 16 で示したように、水車の北側を迂回して 85 間 (約 155m)を掘り、従来の水路につなげるものである。これは同年 8 月に許可された。

② 上鈴木分水口の移動

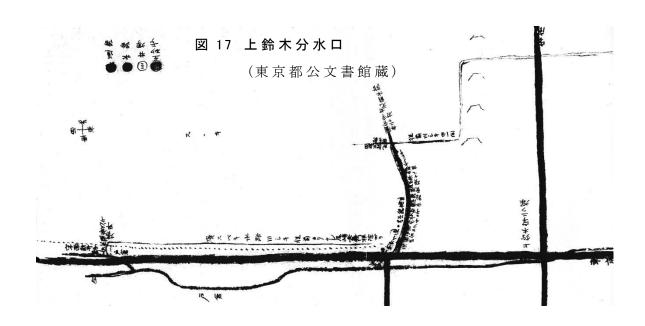
鈴木新田字二ツ塚横丁(現・小平市上水本町1丁目)にあった4軒は、幅1間(約1.8m)の上鈴木分水を利用していたが、分水口の統合で場所が変更された。南野中分水は五日市街道の南北に分かれ、戸倉で合流し、同街道の南側に沿って流れた。図17のように、この合流点の上流、五日市街道の北側に分水口を設け、分岐させた。しかし、取水しにくいことから廃止し、約100間下流に分水口を設け、元の国分寺分水を南から北に流し、上鈴木分水につなげて利用したいと願い出て、明治12(1879)年10月実地調査の上、許可された48。

③ 小金井新田の分水口の統合

明治 20(1887)年 4 月小金井新田の飲用水と田用水の分水口は別々であった(図 12 参照)が、2 つを合併して亀窪へ場所を変えた。さらに元堀の入

^{47 「}往復録乙土木課 明治 12 年 7 月ヨリ 12 月マテ」(東京都公文書館)

⁴⁸ 前掲 47



り組んだ水路を五日市街道沿いに付け換えた49。

④ 甲武鉄道の工事

明治 21(1888)年 9 月甲武鉄道の敷設に伴い、貫井分水を横切ることから、場所を変えて土管を使用する計画が示された。これに対し、使用者はその場所では川底が高くなり、流水が悪くなる。従来の場所で土管を使用し、砂利や塵芥が溜まらないように下流を掘り下げたいと願い出ている 50。

また、梶野新田で甲武鉄道が深大寺分水を横切るが、ここは事前連絡もなく土管 2 本で工事をした。これに対し、深大寺村などは出張の鉄道技師に土管では支障が出るので、開渠で橋梁にするよう交渉した。しかし、対応しなかったので、神奈川県を経由して主務省に出願し、橋梁に改めさせた。このため、線路工事は 18 町 (約 1,978 m)ほどやり直した ⁵¹。

⑤ 国分寺分水の伏替え

明治 22(1889)年 5 月国分寺分水口が腐ってきたことから伏替えることになった。しかし、すでに第 2 章第 2 節 4.(4)水積の譲渡 I ③で見たように同年 7 月砂川分水から水積 6 坪を譲渡されたので、それに合わせて分水口を伏替えたようで、明治 23 年 10 月木口板代として 12 円 35 銭を水積 1

⁴⁹ 前掲 42 pp. 173~174

⁵⁰ 前掲 45 p. 162

⁵¹ 前掲 27

石 6 斗 5 升で割り、1 軒につき 74 銭 848 を徴収している 52。

(4) 梶野の築樋の修理

明治 22 (1889)年9月11日梶野の築樋の北側が大雨で壊れ、漏水したので修繕が必要になった。そこで、同年9月13日から3日間元堀の閉鎖を砂川村役場へ依頼して工事をした。その後、23年1月にも修理工事をしたようで、明治23年5月18日に2回分の工事費85円の分担を決めている53。梶野、関野、井口の水車が器械1個につき1円88銭、計15個で28円33銭6厘を負担し、残金56円66銭7厘は水積114坪6合で割り、1坪49銭4厘5毛で負担した。つまり、深大寺組合は84坪6合で41円83銭5厘、梶野組合は30坪で14円83銭5厘になる。なお、梶野組合は水賦金と同じように戸別割(1軒につき6銭7厘344)と人口割(1人につき1銭3厘381558)で集めた。当時の梶野組合は125軒、629人であった。

(5) 水難事故

明治 11(1878)年 4 月貫井村(現・小金井市)の飲用水路での溺死人の検死願いが神奈川県に出された 54。それによると、同年 4 月 17 日鈴木家の雇人の 42歳の姉が、高井戸宿から家事の手伝いに来た。18 日午後 2 時頃水汲場に水を汲みに行って戻って来ないので、心配して探すと、隣家の水汲み場で溺死していた。すぐに引上げ、恋ヶ窪村の医師も駆けつけたが、蘇生できなかったという。

砂川での聞き取り調査によると、他地区から嫁に来た人は、家の入口にある橋の上から桶やバケツで水を汲もうとして流れに引込まれ、用水に落ちる人がいたと聞くが、当時は水量が多く流れが強かったようである。

8. 近代水道の計画と三多摩地区の東京府編入

(1) 近代水道の計画

明治 19(1886)年 8 月コレラが大流行し、東京市 15 区と郡部を合わせて 患者は 12,171 人、死者 9,879 人にのぼった。この中で、東京市の飲料水

⁵² 前掲 42 pp. 193~194

⁵³ 前掲 42 pp. 185~187

^{54 『}小金井市史編纂資料 第 23 編』小金井市教育委員会 1989 年 pp. 31~33

の水源ともいうべき多摩川上流の神奈川県長淵村 (現・青梅市)でコレラ患者の汚物を川で洗ったというニュースが東京に伝わり大騒動になった。実際には本流ではなく、断絶している川筋であったことが後に判明する。しかし、玉川上水の水は皇城内でも使用していることから、宮内省は内務大臣に取締りの強化を申し入れた。

このコレラの流行が契機となり、明治 23(1890)年 7 月 5 日東京市水道 改良設計が政府に認可された。その後、明治 24(1981)年 12 月中島鋭治に よる改正案が市区改正委員会で可決され、政府の認可を受けた。そこで、 明治 25(1892)年用地の買収に着手し、同年 12 月工事が始まった。

(2) 三多摩の東京府移管

多摩川上流の多摩地域が神奈川県に所属していることから、コレラの取締りが徹底しないことが指摘された。三多摩地域は、江戸時代はほとんど幕府の直轄地であったが、明治 4(1871)年 11 月の廃藩置県などにより、神奈川県の所管になった。このため、玉川上水の橋の修理や管理など、東京府は神奈川県と折衝する必要があり不便であった。

そこで、明治 25(1892)年 9 月東京府知事は水道の水源林の保護や飲料水の安全確保、上水路の管理、伝染病の取締りなど今後の水道事業の運営上、また交通や物資の流通の便宜上、三多摩地区の東京府編入を内務大臣に上申した。そして、明治 26(1893)年 2 月第 4 帝国議会に、三多摩郡の東京府移管に関する法律案が上程され、わずか 10 日間の審議で議会を通過し、同年 4 月移管が施行された。



砂川用水口の工事(昭和 58年2月)

第3節 明治後期の水利組合

1. 水利組合規約の認可

(1) 水利土功会

玉川上水からの分水は自然流下の用水で、その利用は決められた村や村々だけが使用できた。水利用に当たっては、利用者が共同で浚渫をしたり、工事費を出したりした。つまり、名主や村役人を中心とした水利用組合が、共同で維持・管理を行った。ところが、明治 13(1880)年 4 月太政官布告「区町村会法」によって、農業水利に行政措置がとられるようになった。水利土功に関しては、区町村会が協議して規則を作成し、府県知事の裁定を受けることを定めた。これにより水利が慣行だけではなく、公共のものとして町村行政に所属することが確認された。しかし、実際には区町村などの行政区域の他に、役割の異なる水利組織を温存したことになる。砂川用水を使用していた 22 カ村・新田では、すでに第 2 章第 2 節 5 で見たように明治 14(1881)年 4 月「玉川上水宇南側元堀用水組合北多摩郡砂川村外弐拾壱ヶ村関係人民集会規則」1 を作り、分水に関する各種の議案と経費支出徴収方法を議定するため、その審議を行う通常会と臨時会を設け、さらに議員の選挙、会議則などを決めた。

その後、明治 17(1884) 年区町村会法は改正され「水利土功会」を制度化した。水利土功会は町村会に準じて運営し、府県令の監督に服することを定めた。しかし、施設の維持管理、水利の配分秩序等に関する実質的な規定はしていない。つまり、水利に関して国一府県一郡役所という地方行政機構に編入して掌握する体制を整備したが、直接の管理主体である村や村落連合組織を積極的に改変する意図はなかった。また、同年灌水反別や排水反別による組合費徴収を原則とした「水利土功会規則」が定められた。明治 22(1889)年市制町村制が施行され、町村団体の法的性格や町村の住民との権利・義務関係が制度化されると、数カ町村に関係する水利組合を従来の慣行に任せておくことができなくなった。

(2) 水利組合条例

^{1 『}小金井市誌編纂資料 第 35 編』小金井市教育委員会 1996 年 pp. 162~ 163 巻末の資料 2 参照。

明治 23 (1890) 年 6 月 20 日「水利組合条例」が公布された。これは 58 条から成り、総則、組合ノ設置及廃止、水利組合ノ会議、組合ノ管理、組合ノ会計、水利組合ノ監督、附則が定められている。その第 1 条に「府県税又ハ郡費ノ支弁ニ属セサル水利土功ニ関スル事業ニシテ其利害関係ノ区域市町村ノ区域ト符合セサルモノ又ハ符合スト雖二市町村以上ニ渉ルモノニシテ特別ノ事情ニ依リ市町村若ハ町村組合ノ事業トナスコトヲ得サルモノアル場合」に水利組合が設置できるとした。これにより、土地所有者の地主と自作農たちは利水のために普通水利組合、治水のために水害予防組合を設置し、市町村という行政機構とは別に地域の水管理が可能になった。つまり、これまでの村から、土地を所有する個人を構成員とする原則が明確化された。

同時に、これらの組合の管理者は市長村長または郡長とされ、その運営も郡長や府県知事の監督下に置かれた。このように、内務大臣を頂点として府県知事、郡長、さらに市町村長と水利機構が一本化すると同時に、その支配体制が確立した。また、農業用排水に関係する事業費は原則として土地所有者の自費負担とした。これは、明治 6(1873)年からの地租改正によって地主と自作農は土地所有者となり、彼らに農業用排水の民費を負担させようとした農業水利行政施策の結果である。これにより、農業水利事業を公的なものとして、国による事業費の直接負担はできなくなった。

(3) 東京府における水利組合条例の施行

東京府では明治 24(1891)年 1 月 1 日伊豆七島・小笠原島を除く市町村に水利組合条例を施行した。それに先立って明治 23(1890)年 7 月 14 日水利組合の設置手順を決め、水利組合条例を施行する必要のある用悪水路の会議・管理費・負担などの方法を調査し、郡や町村管理の用水は上申するように決めた。これを受けて、明治 23(1890)年 11 月 10 日の郡区長会議 2 後、郡長が管理者として規約の認可を受けて結成した組合(水利利土功会)の区域のまま普通水利組合にしたいという具申が提出された。明治 23 年12 月東京府がこれを認めたことから、翌 24 年 3 月から 4 月にかけて、東京市に近く人口増加による都市化が進行している地区に隣接した荏原郡では、北沢用水や三田用水、品川用水が水利組合を結成した。

^{2 『}東京市史稿 市街篇第 80』東京都 1989 年 pp. 875~879

(4) 砂川用水への水利組合条例の適用

明治27(1894)年1月北多摩郡は東京府に、飲用・田用として利用されている玉川上水の分水に、水利組合条例が適用されるのか問い合わせた³。これに対し「適用される」と回答を得たことから、北多摩郡は調査をした上で、同年4月田用水が少なく飲用水の利用が多い場合は、灌漑地だけを届出るのか、再度問い合わせた。これには東京府から次の問い合わせがきた。

- ① 砂川用水は1町村以上に関わるのか、また飲用水は田用水として使用しているのか。
- ② 従来、水利土功会を設けて管理してきたのか、または関係者の協議で 対応してきたのか。
- ③ 水利組合条例ではなく、町村制第99条によるべきものではないのか。 これに対し、北多摩郡は次のように回答した。
- ① 砂川用水は数カ村を流れ、田用、飲用、水車に使用し、その場所は混在している。また、関係町村長が作成した規約がある。
- ② 明治13(1880)年公布の区町村会法により、明治14年水利土功会規則を 設けたが議事は1、2回で、その後は関係者の協議で事務処理をしてきた。
- ③ 田用水に限定すると水利組合条例に準拠する必要があるが、実際には 用途の区分が難しい。町村組合にすべきであるが1町村内ではないので 適用が難しい。

これを受けて、東京府からは水利組合は用悪水等の土地保護に関する事業のために設置するものであるが、町村の公益に関わるので府知事の認可を受ける必要があると回答された。

明治29(1896)年3月15日砂川村、立川村、国分寺村、小平村、小金井村、 武蔵野村、三鷹村、神代村(以下、関係8カ村とする)の各村長が、用水組合 規約認許について上申する。これは、同年5月手続上、問題があるとして 東京府から却下される。しかし、北多摩郡から経緯の説明があり、東京府 から「水利組合条例による設置ではない」ことを明記することが求められ た。同時に再度の問い合わせがあり、北多摩郡は次のように回答した。

① 全水積の6/10が飲用、4/10が田用として使用している。

³ 明治27年「第2種 第一課文書類別・庶務、水利組合ニ関スル書類・1」(東京都公文書館)

- ② 町村組合を組織するのは難しい。
- ③ 水量は従来のままで新たな増減はない。

そこで、明治29(1896)年9月16日東京府は砂川村外七ヶ村普通水利組合(以下、砂川用水組合とする)は、田用水、飲用水、水車用水と用途が混在し土地保護を目的とする水利組合条例の趣旨に合わないが、関係8カ村の公益上、特に規約が必要であるとして特設水利組合規約として規約を認可した。

(5) 砂川村外七ヶ村水利組合規約

明治29(1896)年9月16日特設水利組合規約として認可された砂川村外七ヶ村水利組合規約4を巻末の資料3とした。この目的は「飲田用水組合経費収支及修繕或ハ変更又ハ分水口伏替場所替増減其他渾テ用水ニ関スル事件ヲ処理スル為」である。つまり、用水に関する経費や水路の修理や変更、分水口の伏替えなどの事務処理のために設けられた。

水積は617坪4合で、第1条に記された内訳を表13にし、併せて明治3(1870)年3月の分水口統合時の水積も載せた。明治4年砂川村は田用水が増水され、また深大寺分水が開削された。このため、砂川用水の水積は増加したが、明治10(1877)年6月増加分の水積が半減された。この時、田用水は3カ所で250坪あったが、明治29(1896)年は6カ所で計174坪になる。また、深大寺分水の分水口を梶野分水の分水口にしたことから、旧梶野分水(小金井村30坪)と深大寺分水は同一水路の上流と下流の関係になる。なお、元堀は砂川村の原樋(分水口)から深大寺分水口までになる(第2条)。旧南野中分水や旧上鈴木分水などは、水路が玉川上水の南側に沿っていたことから元堀に組み込まれた。

組合会は3月に通常会を開き(第15条)、規約の改正や区域の変更、組合費の予算・決算、分水口や水路の変更などを議決する(第12条)。組合会を構成する議員は4年任期(第5条)で、分水口ごとに1人とし、水積30坪以上の分水は30坪ごとに1人増やし、元堀は2人とした(第3条)。

その他、議員の選挙や管理者の仕事、常設委員 2 名や水車に関しても規定した。元堀関係の費用は各分水の水積の割合で負担(第 27 条)するが、各分水はそれを利用している人が負担する(第 33 条)。このように、元堀

⁴ 明治29年「第1種 第一課文書類別・庶務・議員其他選挙、公共組合ニ関スル書類」(東京都公文書館)

表13 明治3(1870)3月と明治29(1896)年3月砂川村七ヶ村元堀筋使用水積明細表						
	1.7=	/I=\				
分水名	水積		使用村、大字名			
	1870年	1896年	区加生人人工和			
立川村	52.5	59.475	立川村、砂川村字芋窪新田			
砂川村		3	砂川村字久保			
砂川村		15	砂川村田用水			
同		57.8	司			
同		37.2	司			
同		4	同			
同		30	同			
同		30	同			
国分寺村		13	砂川村字弁天、国分寺村大字平兵衛新田			
国分寺村	25	25.8	国分寺村大字中藤新田、平兵衛新田、戸倉新田、榎戸新田、野中新田六			
			左衛門組			
国分寺村	45	64.5	国分寺村大字国分寺、恋ヶ窪、小金井村、大字貫井			
小平村		3	小平村大字鈴木新田			
小金井村	45	58.5	小金井村大字小金井			
小金井村	19	40.15	小金井村大字下小金井新田			
武蔵野村	25	26	武蔵野村大字境			
小金井村	30	30	小金井村大字梶野新田、関野新田、武蔵野村大字境新田、三鷹村大字			
			井口新田、野崎			

明治3年3月は表4をもとにした。明治3年の境新田1坪は表記しなかったが、合計には含めた。明治3年元堀汲取は「砂川村分」で砂川新田4坪、上鈴木3坪、下小金井新田・田用9.5坪、飲用6坪が含まれる。 (東京都公文書館文書)

54.45 35.375 砂川村、国分寺村大字榎戸新田、野中新田、戸倉新田、小平村大字鈴木 新田、野中新田、小金井村大字貫井、下小金井新田

84.6 神代村大字深大寺、金子、佐須、柴崎、大町

に関しては全体で協議するが、役員の選出を含めて各分水口から下流は、 江戸時代からの水利用を生かした管理になる。例えば、梶野の築樋の修理 費は、それを使用している梶野と深大寺組合が負担した。

(6) 明治34年度組合費予算案

296.95 617.4

神代村

元堀汲取

明治34(1901)年度の砂川用水組合の予算案⁵を表14にした。これによると、収入は78円84銭6厘で砂川用水を使用している村々が負担した。支出は大きく4項目あり、管理者は原樋のある砂川村長、収入役は同村の収入役に嘱託し、砂川村役場管理事務取扱費5円50銭を設けた。これは予算全体の約7%にあたる。次に旅費が6円、組合議員による会議費8円50銭である。支出の約75%を占めるのが水路修繕費で、明治33年度の水路修繕費は29円8銭、同34年度の水路浚渫費が27円になる。これは借入金で実施した。

60

^{5 『}武蔵野市史 続資料編13』武蔵野市 2012年 p.233

2. 普通水利組合の成立

(1) 水利組合議員の選挙

明治29(1896)年砂川用水 組合は議員選挙をしたが、選 挙方法に関する規定が無い ことから、協議して候補者を 指名した。明治34(1901)年議 員の改選にあたり、管理者の 砂川村村長は3月25日までに 選出の上、届出るように関係 8カ村に通知した。ところが、 組合員から投票による公選 の上申があり、投票を告知し た上で3月25日に執行した。 しかし、この選挙は砂川村で は用水関係者だけではなく、

	表14	明治34年度砂川	用水組合収支予算案	Ē		
収入	78.85	元堀筋村々負担額				
支出	78.85	同上組合費				
	内訳	砂川村役場管理				
		事務取扱費	5.5			
			役場員報酬	3		
			消耗品費	1		
			通信費	1.5		
		雑給	6			
			旅費	6		
		会議費	8.5			
			議員賄費	6.3		
			消耗品費	1		
			筆耕費	1.2		
		水路修繕費借入金	58.846			
			33年臨時水路修繕費	29.08		
			34年3月ヨリ5月迄3ケ			
			月分年1割5分ノ利子	1.091		
			34年水路浚渫費	27		
			34年4月ヨリ5月迄2ケ			
			月分年1割5分ノ利子	0.675		
			諸色代	1		
単位:円 修正前のもの (『武蔵野市史 続資料編13』)						

それ以外の村民も含めたことから選挙の無効を主張する者が出てきた。

明治34(1901)年3月26日砂川村長と選挙の無効論者3名、有効論者4名が 北多摩郡庁を訪れ、郡長に裁決を求めた。無効論者は、用水の経費を負担 してきたのは用水関係者で、それ以外の砂川村民を選挙した今回の投票は 無効であると主張した。これに対し、有効論者は、用水は砂川村が使用許 可を得たもので、田所有者が水料金などを納めたとしても個人の所有物で は無い。用水使用者以外が投票しても、この選挙は有効である。これに対 し、郡長から指示は出されなかったようである。

(2) 砂川村外七ヶ村水利組合規約の改正

明治35(1902)年5月27日砂川用水組合は規約の改正を申請したが、東京 府からは町村制第116条による町村組合にするよう指示された。さらに、 同年6月7日規約が適法ではないと通牒された。そこで、明治36(1903)年4 月1日水利組合規約書"を作成した。これは、明治29(1896)年の規約と多少

[「]第1種秘文書綴込明治21年~明治43年北多摩郡役所」(東京都公文書館)

前掲5 pp. 277~283

の相違点はあるもののほぼ同じ内容であり、認可されなかった。明治 37 (1904)年5月15日砂川用水組合は臨時会を開き常設委員6名を決め、砂川 源五右衛門を委員長にした。そして、同年5月31日水利組合規約の新たな修正案8を提出したが、同年7月14日東京府から返戻される。なお、明治37年7月23日砂川源五右衛門他30名は、砂川村村会が決議した飲用水や田用水、水車の使用料の徴収に関する砂川村用水使用条例に対し、異議申立書9を東京府知事に送った。それによると、砂川用水は村の所有権物ではなく、田所有者に所属するもので、村会で決めるべきものではないと訴えた。

(3) 普通水利組合の認可

明治39(1906)年5月22日関係8カ村は、砂川用水の関係区域が広大で公益上継続が必要なことから、普通水利組合法に基づいて土地の保護を目的とした水利組合を設置したい。ついては、村長を創立委員として任命するよう具申書¹⁰を東京府に提出した。北多摩郡長の副申もあり、同年6月21日東京府から認められ¹¹、仮区域が指定された。これを表15にした。これに

よると、水田の面積は約112町、飲用人口は約1,550人で、当時の実態に近い数字である。

明治39(1906)年7月3日東京府は創立委員を関係8 カ村の村長とし、管理者を北多摩郡長に指定した。 その後、明治39(1906)年8月13日関係総代会の議決を 経て砂川村外七ヶ村普通水利組合規約認可を申請し た。これは東京府から求められて、一部訂正した上 で同年10月3日北多摩郡砂川村外七ヶ村普通水利組 合(以下、砂川用水組合とする)として認可される。

(4) 砂川村外七ヶ村普通水利組合規約

明治39(1906)年10月3日普通水利組合として認可された規約を巻末の資料4とし、明治29(1896)年に特

表15 明治39年5月 用水組合関係区域

村名	反別	人員					
砂川	20.93町	390人					
立川	2.4828	238					
国分寺	18.1307	213					
小平	0.5	57					
小金井	38.772	373					
三鷹	1	59					
武蔵野	3.6	107					
神代	26.3313	116					
計	90.8168	1163					

(東京都公文書館文書)

⁸ 前掲5 pp. 284~286

^{9 「}明治39年文書類纂・地方行政・水利組合・第1巻」(東京都公文書館)

¹⁰ 前掲9

^{11 「}水利組合台帳」(東京都公文書館)では、この日を砂川村外七ヶ村普通 水利組合の設立年月日としている。

別に認可された組合規約と比較する。

新しい規約では水積は記 されず、各村の水田の面積 が示された(第3条)また、議 員は表16のように19名とさ れ、選挙区は17になる。これ は明治29年の規約第1条に ほぼ対応し、使用分水ごと になる。そこで、明治29年の 水積を表16に載せた。明記 されていないが、この水積1 坪に対して、灌漑面積1反と 決めた。また、明治34(1901) 年議員選挙でトラブルがあ ったことから、選挙におけ る管理者の役割(第9条~第 11条)や選挙関係の規定が 詳しくなり、投票に関する 条項(第13条~第17条)も増 え、選挙を公平に実施しよ うとしている。しかし、投票 は記名である。

	表16	明治39年 組合会の区域と議員数	
区域	議員数	村名	明治29年 水積(坪)
1	1	立川村、砂川村芋久保新田	59. 475
2	1	砂川村久保	3
3	1	砂川村拝島道南割	15
4	1	砂川村上水内西	57.8
5	1	砂川村大山道西	37. 2
6	1	砂川村上水内東	4
7	1	砂川村江之島道西	30
8	1	砂川村川越道西	30
9	1	砂川村弁天、国分寺村平兵衛新田	13
10	1	国分寺村中藤、平兵衛、戸倉	05.0
		榎戸、野中新田六左衛門組	25.8
11	2	国分寺村国分寺、恋ヶ窪 小金井村貫井	64. 5
12	1	小平村鈴木新田	3
13	1	小金井村小金井	58. 5
14	1	武蔵野村境	26
15	1	小金井村梶野新田、関野新田、武蔵 野村境新田、三鷹村井口新田、野崎	30
16	2	神代村深大寺、金子、佐須、柴崎 大町	84. 6
17	1	砂川村、国分寺村榎戸新田、野中 新田六左衛門組、戸倉新田、小平 鈴木新田、野中新田善左衛門組、 小金井村貫井、下小金井新田	35. 375

※明治29年水積中、小金井新田40.15は抜いた。 (東京都公文書館文書)

なお、用水の使用料金は用水組合が決める(第31条)ことから、明治37年 砂川村会が決めた砂川村用水使用条例は、北多摩郡長から差戻された。

3. 水積の譲渡とその影響

(1) 板橋火薬製造所への譲渡

明治37(1904)年2月から同38年9月にかけての日露戦争で、火薬の増産が必要となり、板橋火薬製造所の拡張が行われた。これに伴い工場用水が不足し、明治38(1905)年7月砂川用水から60坪、西多摩村の川崎分水から25坪、計85坪の買収を決めている。これは、明治23(1890)年と同様に千川用

水を利用し、板橋の乗蓮寺裏手の悪水吐から石神井川に合流させて、使用することにした。この買収については、分水口の改築などの工事費を含めて臨時軍事費から57,458円の支出を計上した¹²。

これに対し、明治39(1906)年6月砂川用水では水積617坪4合のうち85坪を売却する¹³ことにし、東京市の許可を求めた。内訳は、砂川村関係が20坪と25坪、小金井新田の田用水40坪、計85坪で1坪490円として合計41,650円になる。なお、砂川用水の分水口を狭くする工事は東京砲兵工廠が負担し、同年11月に実施された。この時期は、砂川用水が法律に基づく普通水利組合に許可される時期と重なる。

(2) 譲渡金と学校教育基本金

日清戦争(明治 27年 - 同 28年)後、国内では軽工業を中心に産業が発展し、社会の各方面で近代化が進展する。教育の分野でも一層の整備が必要とされ、明治 33(1900)年 9月に第 3次小学校令が公布された。その主な内容は、尋常小学校の修業年限(義務教育)を 4年とし、授業料などの無償を原則とするものであった。

この第3次小学校令に先立って、砂川村は北多摩郡から高等小学校の設置を求められた。これに対して、村は中央に1校を設置する計画で許可を得た上で工事に着手した。しかし、1校では通学上不便であるという村民の反対で紛擾した。さらに、税は等級賦課をしていたが、村会で平等賦課を決議したことから、村民の多数はこれに反対し撤回を求めた。しかし、村が応じなかったことから高等小学校の費用負担にも反対した¹⁴。このため、村長は辞表を提出した。しかし、北多摩郡の調停もあり①高等小学校については東と西に設置する。②現在ある東、中、西の尋常小学校は、分教場を除いて廃止することになった。さらに、第3次小学校令の施行により、明治34(1904)年7月砂川村では教育区域を第1区(5番~10番組、八軒)と第2区(1番~4番組、殿ヶ谷・中里・宮沢新田)に分け、各区が教育費の負担をすることにした¹⁵。しかし、校舎や設備、教員の配置など教育費の負

¹² JACAR(アジア歴史資料センター) C 03026615900 明治38年「満大日記 8 月」(防衛省防衛研究所)

^{13 「}東京砲兵工廠板橋火薬製造所へ水積譲与の件」(立川市立図書館)

^{14 「}明治33年 警視庁通牒」(東京都公文書館)

担は、村にとっては大きかった。

一方、明治39(1906)年に東京砲兵工廠板橋火薬製造所へ水利権を譲渡した金の分配を巡っては、水田所有者の損害補償に充てるという意見と村の基本財産にするという意見の対立が見られ、村を2分して紛擾した。この背景には、用水の所有権についての考え方の相違がある。水田所有者は灌漑用水として政府が許可したものであるから、損害賠償に充当すべきであると主張した。これに対し、他の者は、砂川村は地質が悪く井戸を掘るのも難しいことから用水は飲料水として許可されたもので、村の基本財産であると主張した。最終的には、賠償金の1/3を村の基本金にし、2/3を損害者に配分することになった16。

この基本金のうち4,000円を東と西の学校に使用する約束で、村長と秋本喜七府会議員の名義で田無銀行に預けた。明治42(1909)年11月10日「多摩新聞」¹⁷は"西砂川小学校増築の行き悩み"という見出しで、村民は、西砂川小学校(現・立川市立第九小学校)増築のため4,000円のうち2,000円を使用したいと申し出るが、秋本議員は砂川村の紛擾が落ち着いてから出金するとして応じなかった。このため、増築も行き悩んでいることを伝えている。この砂川村の騒擾は、次の東京市への水利権の売却でも続く。

(3) 東京市への譲渡

近代水道の給水は明治31(1898)年12月から部分的に開始され、翌32年11月には約11,000軒に拡大した。予想以上の増加により淀橋浄水場などの追加工事を数回行うが、すぐ限界に達する状態であった。そこで、明治42(1909)年東京市会は水道拡張事業に取り組み、大正元(1912)年9月内閣の認可を受ける。この計画が実施されるまで、水道局は当面の給水対策として、明治43(1910)年2月15日玉川上水の分水調査を実施した¹⁸。それによると、羽村で取水した毎秒451立方尺¹⁹(12.6㎡/秒)の水は、下流の和田堀の新水路では170立方尺(4.7㎡/秒)に減少する。和田堀上流には14の分水があり、

¹⁵ 明治34年「文書類纂 地方行政」(東京都公文書館)

^{16 『}多摩新聞』調布史談会 1970年 明治42年4月19日

¹⁷ 前掲16

^{18 『}東京市上水道拡張事業報告第1回』東京市 1913年 pp.68~71

^{19 1}坪は1秒間の平水量が0.0943立方尺になる。

この水積の合計は2,061坪3合1勺5才、つまり約194立方尺になる。全ての分水を買収して、水道に使用すれば2倍の給水が可能になる。そこで、東京市は分水の買収を計画し交渉を始めた。しかし、これに応じたのは砂川用水だけで、明治43(1910)年5月113坪を5万5千円余りで買収した²⁰。

この過程の一部は「多摩新聞」で報じられた。東京市からの水利権の買収依頼は明治42(1909)年頃からあり、これに応じて砂川村東部と西部の代表4名と村長、北多摩郡長、府会議員らが協議したが、田用水の水利権129坪の全部売却と一部売却に分かれ、決着がつかなかった。明治42年3月13日、3月19日、3月25日は村内の各字の総代12名で協議したが、まとまらず当分延期になる²¹。その後、5月15日には森久保代議士、長谷川東京水道課長などが砂川村役場で会談した²²。さらに、水利権を全て譲渡しようとする者、補償を学校基本金に充てようとする者、譲渡そのものに反対する者(1・2番組の田所有者)も表れ、協議はまとまらなかった。また、贈賄を疑われた村長が辞表を提出するなど、混乱を極めた²³。

最終的に、田用水を売却し水田所有者に分配し、一部を小学校基本金や水利組合基金とした。水利組合基金については、売却分の用水の組合費が減少することからその補充として、寄付が求められた。なお、明治43年12月15日水田の継続を希望した山本源太郎他2名は東京市を被告として、田用水の水利権確認と妨害排除を求めて東京地方裁判所に提訴した。その内容は、3名の水田には田用水から灌漑する権利があることを確認し、閉鎖した分水口の開放と砂川用水口の仮縮の田用水分の取払いを求めた。これに対し、明治44(1911)年1月25日東京市長は、砂川一平他59名の代理人秋本喜七との契約により、水利権の回収は明治43年3月29日市会で議決したとして、応訴を決めている²⁴。

(4) 源五右衛門分水の成立

明治 29(1896)年 3 月砂川村の田用水は、表 13 によると 174 坪あり、明

²⁰ 前掲18 p.69

²¹ 前掲16 明治42年4月19日

²² 前掲16 明治42年5月10日

²³ 前掲16 明治43年3月11日

^{24 「}明治44年 市会議案 冊3ノ1」(東京都公文書館)

治39(1906)年東京砲兵工廠に45坪譲渡したので残り129坪になる。前項で見たように、このうち113坪を明治43(1910)年5月近代水道の原水として東京市に売却した。残り16坪は源五右衛門分水として使用したようである。この分水は、明治43(1910)年3月11日に開削され²⁵、流路は明治25(1892)年の地図²⁶などによると、北側田用水(旧・乙分水)の流末とほぼ重なる。このことから、見影橋に新しく分水口を設けて北側田用水の流末に繋げ、源五右衛門分水として独立させた可能性が高い。

(5) 柴崎(立川)分水の独立

明治43(1910)年6月砂川村の用水を東京市に売却したことから、分水口を狭くする必要があった。この工事に合わせて、柴崎(立川)分水59.475坪を分離・独立したいという要望が立川村用水総代他3名から出された。水積を売買するための脱退ではないが、売却する場合は1坪15円の割で砂川用水組合に寄付することが条件とされた²⁷。但し、東京市の飲用水として譲渡する場合は除外された。これが認められ、砂川用水の分水口の上流に柴崎分水の分水口が設置された。

なお、柴崎分水は明治 3(1870)年 1,750 人の飲料水として 52.5 坪とされたが、明治 7(1874)年 11 月には 59.5 坪になる。この増加の時期は不明であるが、明治 5(1872)年 10 月 19 日の調査では、柴崎村は新田と共に飲用使用は 279 軒、水田は 2 町 2 反 8 畝 27 歩であった。さらに、畑田成を願い出たが、用水不足で開発は 3 町 5 反歩になる ²⁸。

4. 耕地整理法と水利組合法

(1) 耕地整理法

日清戦争(明治27年 - 同28年)後、資本主義の進展に伴い、水利開発(耕地整理)によって、小作人や零細農民は都市に流入し工業労働者や都市生活者になった。このため、米穀需要が増大し、米の商品化が拡大した。さ

25 「玉川上水分水料賦課徴収の概略」(東京都水道歴史館)

^{26 「}武蔵国北多摩郡砂川村面積『立川変遷地図集』立川市教育委員会 1979 年 p.79

^{27 『}小金井市史編纂資料 第 52 編』小金井市教育委員会 2013 年 p.96 28 「明治6年 院省往復第1部 土木」(東京都公文書館)

らに、軍事的な食糧自給の要求も加わり、食糧増産が政府の重要な課題となり、効率よく米の生産を行うため、耕地整理が必要とされた。この実施にあたり、前提として土地の所有権と水利権を明確にする必要があった。そこで、政府は明治29(1896)年民法と河川法を制定し、その上で明治32(1899)年耕地整理法を制定した。

なお、河川法では、河川が公的なものであるという原則を明示した。同時に、それまでに利用されていた農業用水は、河川法上、許可を受けたものとして慣行水利権として位置づけた。

(2) 水利組合法

明治41(1908)年4月水利組合条例が廃止されて、水利組合法が施行された。同法は基本的に水利組合条例を踏襲したので、普通水利組合は灌漑排水の事業の実施、施設管理を行うことに変更はないが、管理者や監督官庁の権限を強化した。また、組合費の徴収、督促、滞納処分を市町村長に依頼することが認められ(第54条、第56条)、財政基盤が強化された。さらに、組合区域内の水利権を強化し、市町村からの分離を一層進めた。

(3) 規約の一部改正

水利組合法の制定によって、砂川村外七ヶ村普通水利組合(以下、砂川用水組合とする)は規約の一部改正を実施した²⁹。

まず、明治42(1909)年3月16日水利組合法の改正により「組合ノ財務ニ関スル細則」と金庫設置を決めた。次に、巻末の資料5に示したように、明治43(1910)年3月29日田用水売却に伴う区域と議員の定数の変更(第3、4条)、第11、15、30~35条について、規約を改正した。

さらに、明治44(1911)年3月28日柴崎分水の独立によって第3条の第1区の変更があり、巻末の資料6のように規約を改正した。この区域の変更は、明治43年の田用水の廃止も併せ、表17にした。これによると、水積の合計は532.775坪で、第11区が対応していないが、水積1坪を1反として35町2反7畝23歩になる。しかし、明治44年度の歳入出予算書では反別は39町9反22歩で約4町6反3畝多いが、水賦金はそのまま水積352.7坪余りとし1坪59銭5厘で計209円90銭を計上している。なお、柴崎分水の独立により、第1区

^{29 「}自明治41年 砂川村外七ヶ村普通水利組合 組合議事録」(立川市歴史 民俗資料館)

	表17 明	治29(1896)年3月水積と明治44(1911)年砂川村外	七ヶ村音	普通水利約	目合の区域	戉
区	/\	/ - - m - l	1986年	1	911年	
域	分水名	使用村	水利	責(坪)	反別(町)	議員
1	立川村	立川村北立川、砂川村字芋久保新田	59.475	9	0.9	1人
2	砂川村	砂川村字久保	3	3	0.3	1
	砂川村	砂川村田用水	15			
	同	同	57.8			
	同	同	37.2			
	同	同	4			
	同	同	30			
	同	同	30			
3	国分寺村	砂川村字弁天、国分寺村平兵衛新田	13	13	1.3	1
4	国分寺村	国分寺村中藤新田、平兵衛新田、戸倉新田、	25.8	25.8	2.58	1
		榎戸新田、野中新田六左衛門組				
5	国分寺村	国分寺村国分寺、恋ヶ窪、小金井村貫井	64.5	64.5	6.45	2
6		小平村鈴木新田	3	3	0.3	1
7	小金井村	小金井村小金井	58.5	58.5	5.85	1
	小金井村	小金井村下小金井新田	40.15			
8	武蔵野村	武蔵野村境	26	26	2.6	1
9	小金井村	小金井村梶野新田、関野新田、武蔵野村境	30	30	3	1
		新田、三鷹村井口新田、野崎				
10		神代村深大寺、金子、佐須、柴崎、大町	84.6	84.6	8.46	2
11	元堀汲取	砂川村、国分寺村榎戸新田、野中新田六左衛	35.375	35.375	3.5323	1
		門組、戸倉新田、小平村鈴木新田、野中新田				
		善左衛門組、小金井村貫井、下小金井新田				
	計		617.4			12
				(東京都公	公文書館	(書文

の芋久保分水が旧・第3区の分水口(旧・甲分水口)を使用することになった。この樋口新築費・関係堤塘修繕費45円は個人から寄付された。

5. 明治末期の水利組合の活動

(1) 明治40年臨時組合会

明治40(1907)年10月15日砂川用水組合は、北多摩郡役所で臨時組合会を開き、明治40年度歳入出追加予算を決めた³⁰。歳入は586円70銭で、組合費は反別割で53町2反4畝に対し、1反につき1円3銭で賦課した。これは課率制限を超えていたが、明治39年10月に普通水利組合を創立し旧組合の事業を継承したことから、水路の浚渫や分水口の改造、水賦金の負担がある。しかし、他に収入がないことから、反別割で組合費を徴収せざるをえない

³⁰ 前掲29

としている。歳出は、経常費170円56銭、臨時費215円の計585円56銭で、残金1円14銭は次年度繰越としている。臨時費は第1、9、10区の分水口の改造である。なお、追加の組合費は11月30日までに徴収することにした。次に、北多摩郡長が町村吏員の中から選任すべき組合員を委任することにし、「砂川村外七ヶ村普通水利組合会々議細則」を決めた。

(2) 明治41年組合会

明治41(1908)年3月3日砂川用水組合は組合会を開催し、明治41年度歳入出予算と明治39年度歳入歳出決算を決めた。明治41年度の組合費は53町2反4畝に対し1反につき1円20銭とし、1期5月31日、2期11月30日までに徴収することにした。

明治39年度の決算を表18にした。この年は普通水利組合設立の時期で組合費は徴収しないで、旧組合からの引継金と寄付金を歳入とした。歳出の約84%は管理費、他の約11%が水路の浚渫になる。

(3) 残堀川の横断工事

明治40(1907)年7月23日玉川上水に流入していた狭山汚水(現・残堀川)を切り離し、下流に流すことになった。これは、平常は残堀川の水量は極めて少ないが、降雨の際は急増し沿岸の人家や田畑の汚物を含む濁水が流入し、衛生上問題があることから実施した。この工事は明治41(1908)年12月19日に落成している。この時、①残堀川が横断する北田用水は、幅3尺(約91cm)の開渠とし、両岸を含め幅4尺5寸(約1m36cm)の煉瓦で築造した。つまり、玉川上水と同様に、残堀川が下を潜り

表18 明治39年度砂川村外七ヶ村 普通水利組合歳入出決算

歳	入							
科目	本年度 予算額	本年度 決算額						
第1款組合費	159.72	_						
1反別割	159.72	_						
第2款雑収入	45.748	45.748						
1旧組合ヨ リ引継金	45.748	45.748						
第3款寄附金	150	150						
1組合費寄附	150	150						
合 計	355.468	195.748						
歳出								
第1款管理費	200	82.038						
第1項雑給	178	68.71						
1実費弁償額	100	36.55						
2手 当	15	15						
3傭人料	15	_						
4旅 費	47	16.16						
5雑 費	1	1						
第2項需用費	22	13.328						
1備品費	4	3.4						
2消耗品費	12	9.928						
3通信運搬費	6	Ţ						
第2款会議費	38	4.8						
1実費弁償額	31	4.8						
2書記給料	1	<u> </u>						
3印刷費	2	<u> </u>						
4消耗品費	2	<u> </u>						
5雑 費	1	<u> </u>						
第3款治水費	15	10.9						
第1項水路費	15	10.9						
1浚渫費	15	10.9						
第4款予備費	10	<u> </u>						
第1項予備費	10	<u> </u>						
合 計	263	97.738						
_								

(「砂川用水関係文書」立川歴史民俗資料館)

抜けている。②五日市街道沿いの砂川用水は幅12尺(約3m64cm)高さ5尺(約1m52cm)のアーチ形の暗渠にし、側壁と底部は結成石で築き、アーチ部は煉瓦を使用した。③南田用水は内径400mm、長さ16尺(約4m85cm)の鋼鉄管を架けた。④砂川村内には他に1本田用水があり、それは内径1尺5寸(約45cm)の土管を埋設した³¹。

(4) 明治42年組合会

明治42(1909)年3月16日砂川用水組合は組合会を開き、明治42年度歳入 出予算、組合費反別割制限外賦課、組合金庫設置、明治42年度反別割徴収 期限、明治40年度歳入出決算を議題にした。組合費は1反につき1円6銭5厘 である。

(5) 明治43年組合会

明治43(1910)年3月29日砂川用水組合は北多摩郡役所で組合会を開き、明治43年度歳入出予算を決めた。前年度に比べ歳入が1,754円80銭増えたが、これは田用水(第3~第8区)を売却した一部1,935円を寄付したことによる。それを積立基金とし、利子も歳入に入れた。これにより組合費は284円4銭減少し、反別割で40町3反4畝に対し、1反につき70銭を1期5月31日、2期11月30日までに徴収することにした。

他に、主に交通費や宿泊費に関係する「議員選挙立会人常設委員費用弁 償額支給方法」を改正した。さらに、明治41年度の歳入出決算の承認、国 分寺村の榎戸廣太郎からの水車設置願を諮問している。

(6) 明治44年組合会

明治44(1911)年3月28日砂川用水組合は組合会を開き、明治44年度歳入出予算暗渠敷設許可、青木直次郎水車の新設、水車関係の「流水使用二関スル規定」の一部改正、明治42年度歳入出決算を決議している。また、同年12月26日組合会を開き、京王電気軌道(株)による水路の変更、八王子第78銀行の破産により払い戻しになる81円19銭の明治45年度予算への計上、2名の常設委員について協議した³²。次に、その主なものを取り上げる。

① 明治44年度歳入出予算

明治44(1991)年度の歳入出予算を表19にした。これには、前年度の予算

³¹ 明治42年「文書類纂 土木」(東京都公文書館)

³² 前掲29

も記されている。歳入の減少は寄付金の減少によるものであるが、組合費は負担額を1反につき70銭から85銭に増額したので増えている。流水使用料の増加は、搗臼数が146から156に増えたことによる。

歳出の増加分は、管理費は議員の定期改選に伴う旅費の増加、事業費は 護岸修繕個所の増加、組合費取扱費は徴収金の増加による。臨時支出に対 応している予備費は分水樋口改築のため治水費を新設した。しかし、諸税 諸賦金、積立基金貯蓄が減ったので、全体的に減少した。

② 暗渠敷設

明治44年3月源五右衛門分水を使用した砂川家の宅地内の池水を、砂川村319番地西で砂川用水を横断して排水するため、水路敷下2尺(約60cm)以

上の所に直径8寸(約24cm)の土管の埋設が許可された。この先は、長さ62間(約113m)の下水路を五日市街道の北側に沿って敷設し、315番地の東端で同街道を横切って南下し、廃水路につなげた。この時に62間の砂川家の石垣も併せて作られた。なお、この設計³³では五日市街道の下も暗渠で、その長さは27尺(約8m)、内法は横1尺2寸、高さ1尺である。



砂川用水の土管埋設場所

③ 流水使用許可

水車を設置するには、砂川用水組合の流水使用の許可が必要となる。青木直次郎は、砂川2番の共有水車を設置するため、砂川用水内の北側の幅2尺(約60cm)を使い、木材で1尺堰上げ、2尺(約61cm)の落差を設けた。この水深は5寸(約15cm)である。水車の用途は生糸の揚返(あげかえし)で、鶴見川社の第39号揚返所になる。

④ 組合会議員の選挙

明治44(1911)年7月22日第1区から第10区までの組合会議員選挙が実施された。初めに同年6月22日選挙人名簿が作成された。この名簿は7月3日

^{33 「}総務庶務22 明治44年稟申綴込」(立川市歴史民俗資料館)

	表19 明治44年度 码	少川村外七	ケ村普通	水利組名	歳入出	万算書
歳	入					備考
	П	本年度	前年度	比	較	
枓	·目	予算額	予算額	増	減	
第1款 組合費		339.18	282.38	56.8	J	
第1項反別割		339.18	282.38	56.8	J	39町9反22歩
	第1目反別割	339.18	282.38	56.8	Ţ	1反二付金85銭
第2款 財産ヨリ生スパ	レ収入	96.75	96.75	1	J	
第1項積立基金利子		96.75	96.75	ĺ	J	
	第1目積立基金利子	96.75	96.75	ĺ	J	基本金1935円の5分
第3款 使用料及手数	対料	141.14	137.64	3.5	J	搗臼156個1個二付35銭
第1項流水使用料		141.14	137.64	3.5	J	挽臼24個1個二付3円50銭
	第1目流水使用料	141.14	137.64	3.5	J	馬力509 1馬力ニ付5円
第4款 前年度繰越金		78.19	57.08	21.11	1	
第1項前年度繰越金		78.19	57.08	21.11	J	
	第1目前年度繰越金	78.19	57.08	21.11	_	
第5款 寄附金		45	1935	_	1890	
第1項寄附金		45	1935	_	1890	
	第1目寄附金	45	1935	_	1890	
歳入合計		700.26	2508.85	_	1808.59	
歳出糺	圣常部					
第1款 管理費		179.4	151.1	28.3	_	
第1項雑給		168.4	140.1	28.3	_	
	第1目費用弁償額	68.5	51.5	17	_	管理者、選挙長、選挙立会 人 常設委員弁償額
	第2目傭人料	6.8	6.8	_	_	臨時傭人17人1人二付40銭
	第3目旅費	60.1	48.8	11.3	_	職員旅費
	第4目恵与	32	32	-	1	職員手当
	第5目雑費	1	1	-	1	
第2項需用費		11	11		l	
	第1目備品費	2	2	_	-	
	第2目消耗品費	5	5	_	-	諸用紙代
	第3目通信費	4	4	_	-	
第2款 会議費		44	44	_	-	
第1項会議費		44	44	_		
	第1目書記給料	1.5	1.5	_	_	
	第2目費用弁償額	37.5	37.5	_	_	職員13名車馬賃手当
	第3目印刷費	3	3	_	_	議案印刷費
	第4目消耗品費	2	2	_	_	
第3款 事業費		104.5	87.5	17	_	
第1項用水路費		104.5	87.5	17	_	

	2.2 3.2. 3.00 -H-	I				
	第1目浚渫費	71.5	71.5			元樋以下水路浚渫人夫貨
	第2目護岸費	30	13	17		護岸修繕費
	第3目圦樋開閉人給	3	3			
第4款 諸税及諸負	担	210.15	250.25		40.1	
第1項諸税		0.25	0.25			
	第1目諸税	0.25	0.25			
第2項負担		209.9	250		40.1	寸積352坪7合余
	第1目水賦金	209.9	250		40.1	1坪金59銭5厘
第 款 積立基本貯	·蓄		1935		1935	
第1項積立基金貯蓄			1935		1935	
	第1目積立基金貯蓄		1935		1935	
第5款 組合費取扱	費	22.21	21	1.21		
第1項徴収費		19.21	18	1.21		徴収金百分ノ4ニ対スル
	第1目徴収費	19.21	18	1.21		交付金
第2項金庫諸費		3	3			
	第1目金庫諸費	3	3			
第6款 予備費		25	20	5		
第1項予備費		25	20	5		
	第1目予備費	25	20	5		
経常部合計		585.26	2508.85		1923.59	
歳出	海時 部					
第1款 治水費		25		25		
第1項治水費		25		25		第1区並二第5区分水
	第1目堰樋費	25		25		樋口改築費
臨時部合計		25		25		
歳出総計		700.26	2508.85		1808.59	
		700.26	2508.85		1808.59	

(「自明治41年 組合会議事録」立川市歴史民俗資料館)

から7日間各村役場で縦覧された。砂川村では第1区45人、第2区11人、第3区7人、第11区301人、計364人になる。その後、7月12日管理者は各区の選挙立会人の候補4人の選任を各村長に依頼し、7月17日その中から各区2人を任命した。7月22日の選挙結果は30日に発表され、それを表20にした。各区の議員数は明治44年の改正された規約に基づく。

なお、明治44年11月7日第11区は補欠選挙を実施した。この区の選挙人総数は427名であるが投票者は57名で、投票率は約13%と極めて低かった。

⑤ 断水連絡

用水は時々断水した。明治44(1911)年は羽村取水口下流の砂利浚渫工事のため、2月14日から隔日に午前5時から午後4時半まで8日間断水、3月25

日午前5時から午後4時半まで1週間、12月10日午前5時から午後4時まで7日間、それぞれ雨天順延で断水が行われた。但し、4月18日から1週間の断水は水路浚渫のためであった。

(7) 明治 45 年組合会

明治45(1912)年2月19日通常組合会、同年7月5日臨時組合会を開き、明治45年度歳入出予算、反別割制限超過賦課(1反につき7銭)、流水使用(砂川1番の共有水車)許可、組合土地使用料許可、明治43年度歳入出決算認定、弁償額支給方法改正、流水使用料ニ関スル規定改正、用水注意事項の立札建設を諮問している³⁴。

① 流水使用料

水車を対象とした「流水使用料ニ関スル規定」は、明40(1907)年から施行した³⁵が、表 21 のように本堀も枝堀も同額で徴収していた。しかし、枝堀の水車は田植えの時期も含め、平時から本堀に比べて水量が少ないことから営

業状態に差異があるとして明治 45(1911)年枝堀の水車を40%減額した。なお、枝堀の使用料徴収額の6割 は関係区に枝堀浚渫費として交付 し、4割は組合の収入にした。当時、 水車があった枝堀は、第3、5、7、9、 10区になる。

これに対して、臼の大きさなどが 異なるのに均一の賦課は公平性に欠 けるとして苦情が出た。そこで、表 22 のように挽臼は直径 1 尺 5 寸(約 45 cm)、搗臼は容量で 3 斗を基準とした。 明治 45 年と比較すると直径 1 尺 5 寸

表20 明治44年組合 会議員当選者

区	当選者
1	中野国蔵
2	萩原駒助
3	浅見和助
4	中藤俊弥
5	小柳九一郎
	平井武左衛門
6	粕谷平次郎
7	大久保善左衛門
8	秋本喜七
9	船田直次郎
10	富沢松之助
	杉本仙太郎
11	尾崎万五郎

(立川市歴史民俗資料 館蔵文書より作成)

表21	明治40年と明治45年の流水使用料
2221	グルー・サークルロー・ナックルが入りがす

Cコ +kk+= k	個数や	明治40年	明治45年		
臼、機械	馬力	明治40年	本堀	枝堀	
挽臼	1個	3円50銭	3円50銭	2円10銭	
搗臼	1個	35銭	35銭	21銭	
機関運転	1馬力	5円	5円	3円	
		The Land	L 112 V/I	C+ 1 +A Lo	

(立川市歴史民俗資料館文書)

	表22	大正2年 流7	水使用料	
臼、機械	個数	大きさ	本堀	枝堀
挽臼	1個	1尺5寸以上	3円50銭	2円10銭
192 🗀	工门回	1尺5寸未満	2円	1円20銭
搗臼	1個	3斗張以上	50銭	30銭
1年日	打胆	3斗張未満	30銭	18銭
機械運転		1馬力	5円	3円
(立川市歴史民俗資料館文書)				

35 大正2年「地方 水利組合 冊の20」(東京都公文書館)

³⁴ 前掲 29

以上の挽臼は据置き、直径 1 尺 5 寸以下の挽臼は減額、搗臼 3 斗張以上は増額、3 斗張未満は減額、機械運転は据置きになる。

② 用水注意事項の立札の設置

分水を飲用水にしていたことから、コレラやチフスなどの伝染病が発生すると、たちまち下流に広がるという危険があった。砂川用水組合は注意を喚起するため、次の立札の建設を決めた³⁶。

- 一、塵、芥、汚水其他不潔物ヲ投入スヘカラス
- 一、衣類及不潔物等洗條スヘカラス
- 一、流水ノ妨害トナリ又ハ両岸崩壊ノ虞アル行為ヲ為スヘカラス

つまり、用水を汚さない、流水を妨げないことを掲げ、その建設場所は次 の13カ所で、人通りがあり用水の中でもポイントになる所である。

- 1. 砂川村1番組水車前角(現·天王橋)
- 1. 同村石橋北入往還角(現·五日市街道砂川3番信号)
- 1. 同村小川道往還角(現·五日市街道砂川9番交差点)
- 1. 同村10番組榎戸角(現・立川市・国分寺市境)
- 1. 国分寺村戸倉新田水車往還ノ角(現・国分寺市東戸倉2-37)
- 1. 小平村鈴木往還火見楷子附近(現·小平市上鈴木不動尊付近)
- 1. 同村野中新田喜平橋附近
- 1. 小金井村小金井橋ヨリ府中道ノ箇所
- 1. 同村関野橋附近
- 1. 同村梶野新田小学校分教場附近(現·長昌寺西南側角)
- 1. 同村関野墓所附近
- 1. 三鷹村井口新田非常小屋附近
- 1. 同村野崎往還角

なお、この建設予算は32円50銭で、1カ所2円50銭になる。

-

³⁶ 前掲 29

第4節 大正時代の継続

1 第1水道拡張事業と玉川上水の分水

明治 31(1898)年から東京市における近代水道による給水が始まった。その対象は、大口需要者で使用量の多い国防施設や公官庁、事業所、病院、学校などが優先された。また、給水区域の拡大やそれに伴う人口の増加、1人1日当たりの使用量の増加などにより、水道の使用量が予想以上に増大した1。

そこで、明治 42 年(1909)東京市会は水道の拡張に取り組み、最終的に大正元(1912)年9月内閣から事業認可を受けた。この内容は、羽村の取水口下流から毎秒 500 立方尺を入れ、長さ約 5,909間(約 10.8km)の新水路(羽村一村山線)を作って村山貯水池に水を貯め、武蔵境浄水場から東京市へ導くものであった。

新水路(羽村)下流の玉川上水の水量減少が予想されたことから、大正2(1913)年9月29日砂川村外七ヶ村普通水利組合(以下、砂川用水組合とする)は、北多摩郡役所で臨時組合会を開き、水道拡張事業について協議した。その上で、大正2年10月15日次のような照会²を東京市長に、ほぼ同文の意見書を内務省・大蔵省に送付した。

大正元年9月21日付、御市告示第15号水道拡張設計ノ告示ニ依レバ現在ノ上水路ノ外、更ニ新水路ヲ設ケラルコト相成候処右新水路竣功ノ上ハ、御市ノ借給用水ハ専ラ該新水路ニ依リ、導引セラレ、現在ノ上水路ハ主トシテ水利組合等ノ従来御市上水路ヨリノ分水ヲ使用シ居ル者ノ為ニ存置セラルルモノナルヤニ聞知致候、果シテ然レバ新水路竣功ノ上ハ現在ノ上水路ヲ流下スル水量ハ自然減少スルコト可相成、然ルトキハ本組合用水ニ亦現在ノ上水路ナル砂川村地内ヨリ分水シ居ルヲ以テ水圧減少等ノ影響ニ因リ用水量ノ減少ヲ来スコトナキヤヲ犯憂シ居ル次第ニ有之候、素ヨリ御市ノ周到ナル御計画ニ於テ萬々違等ナキコトヲ確信致候得共萬一前述ノ如キ減水ノ犯憂ヲ実現スルガ如キ場合モ有之候テハ、本組合ハヶ村ノ興廃ニ関スル重大事ニ有之候ニ付、将来新水路竣功ノ後ニ於テモ本組合現在ノ分水量ニ減少ヲ来サザル様適当ノ御計画相煩度、組合ノ決議ニ依リ此段及紹介候也

^{1 『}東京近代水道百年史 通史』東京都水道局 1999年 p.80

^{2 『}玉川上水および分水路調査』北多摩郡水資源対策促進協議会 1963 年 p.8

つまり、村山貯水池への新水路が落成しても、玉川上水には分水使用者のために流水すると聞くが、水量が減少しないように要望した。これに対して、東京市長は各分水の水量には影響を与えない見込みであると回答した。

その後、大正 3(1914)年 8 月から翌 4 年 7 月まで、東京市は多摩川の流量調査をし、変化の激しいことを把握した。そこで、羽村での最大取水量は通常毎秒 500 立方尺にし、そのうち 200 立方尺を玉川上水の分水で使用し、300 立方尺は村山貯水池に入れる。また、多摩川の水量が多い時は毎秒 600 立方尺を取水し、400 立方尺を村山貯水池に入れて満水にすれば渇水期に対応でき、下流の用水への影響はないと計画した³。大正 5 年 1 月工事設計の変更により、羽村一村山線は水路の長さを短くして、同年 5 月村山貯水池の工事に着手した。この工事は設計変更に加え、第 1 次世界大戦後の物価高により難航した。

大正 10(1921)年8月29日玉川上水の分水使用者代表12名が東京市長に、後日水争いに発展しないように分水口の現況調査を申請した。これは大正11年9月に実施され、12の分水口の水冠が記録された。その後、北多摩郡長は分水総代として、大正11年12月新水路が分水に及ぼす影響とその対応策について東京市長に問い合わせた。これに対し、分水の水量に影響がないよう計画中であると回答された4。

大正 13(1924)年 2 月から 4 月は断続的に分水の 3 分塞ぎや 5 分塞ぎを実施した。その理由は、①多摩川本流の水量減少により東京市内の給水に支障がある、また②関東大震災によって被害を受けた個所の応急工事の施行上必要である、というものであった。また、同年 11 月末には羽村取水口の砂利浚渫や玉川上水の護岸工事、12 月上旬は多摩川の水量減少、大正 14(1925)年 1 月は玉川上水の流量測定と砂利浚渫などの理由によって、断水や 3 分塞ぎが実施された。これに対し、大正 14 年年 3 月北多摩郡長は他の分水の管理者や総代等とともに、東京府に陳情書を提出した 5。それは①分水の断水や減水が多く、その通知も日時を過ぎて来るので組合員に周知できない。②分水は組合数十カ村の飲料水や水車、灌漑用水、災害時の防備として使用している。断水や減水は、生命の維持に関係し生活に損害を与えるので配慮してほしい、というものである。これに対し、大正 14(1925)年 3 月 23 日東京府は、東京市に交渉した結果、

³ 前掲1 p.81

⁴ 前掲2 p.9

減水補給の応急設備も3月12日には完成するので、13日からは午後4時から翌日午前6時までの14時間、隔日に断水し徐々に時間を短縮する予定である、と回答した。

一方、大正 13(1924)年 3 月第 1 水道拡張事業の中枢施設ともいえる村山上 貯水池が完成した。それに伴って、試験通水や貯水などを始めたようである。 東京市は、玉川上水の分水に必要な水量として毎秒 180 立方尺だけを流し、他 は全て村山貯水池に入れようとした。しかし、実際には分水使用者が危惧した 通り、水位が低くなり分水口からの取水量が減少した。そこで、分水口の 4 間 (約 7.3m)下流にコンクリート堰を設置し、必要に応じて水位を調節できるよう にした。この工事は、大正 13 年 8 月に着手し、大正 14 年 3 月に完成した。

その後、第 1 水道拡張事業は、物価高や賃金上昇などにより 2 期に分割し、大正 15(1926)年 3 月 29 日第 2 期工事に、山口貯水池の築造工事を追加した。これに対し、同年 11 月 25 日各分水の管理者は東京市長に、①村山貯水池完成後、3 分塞ぎが多くなり、②村山貯水池と同じ水源で山口貯水池が設置されれば、分水の水量が枯渇するとして、分水量の保全を陳情した 6。これに対し、昭和 4(1929)年 4 月 22 日東京市は①山口貯水池完成後でも、各分水の水量は変化しない見込みである、②分水口の 3 分塞ぎは多摩川本流の枯渇によるもので、貯水池の設置とは関係が無いと回答した。

この間の昭和2年(1927)年8月第2期工事は内閣の許可を得て、同年11月 山口貯水池の測量や地質調査に着手し、昭和9(1934)年3月に竣功した。

2. 大正時代の調査

(1) 大正8年の調査

大正 8(1919)年 6 月 12 日東京市役所は玉川上水の分水の調査を行った。具体的には、各分水総代に分水の流域町村名、灌漑反別、水車数、飲用戸口数、生糸揚場、養魚場、工場、最多額水料ヲ納ムル者(三名記入)・最低額ノ水料ヲ納ムル者(三名記入)の水利使用種別・水料・氏名・住所などの一覧表を提出させた⁷。砂川用水の分を表 23 にした。水田は合計で 136 町余あり、1 番多いの

^{5 「}自大正7年庶務書類砂川村外七ヶ村普通水利組合」(立川市歴史民俗資料館)

⁶ 前掲 2 pp. 10~11

^{7 『}小平市史料集第 25 集』小平市教育委員会 2001 年 p.85

は小金井村 83 町で約 61%、次は砂川村 33 町余、3番目は神代村 になる。水車は合計36 台あり、砂川、国分寺、 小金井の3カ村が各8 台で約67%を占める。 飲用は合計 1,044 軒、 6,490人で、砂川村が 3,570 人で約 55%、次 が小金井村 1,020 人 で砂川村の1/3 以下、

	表23 大	正8(1919)左	₣ 砂川	l用水	くの	用途			
	灌漑	水	省分	 :用	生糸	Т.	是夕	 ·水料	最少	水彩
村名		-								
	反別	車	軒数	人口	揚場	場	種類	水料	種類	水料
立川	5120歩	0台	36軒	219人			飲用	5銭	飲用	5銭
砂川	333222	8	510	3570	2	6	水車	3674	飲用	3
小平	5301	3	38	261			水車	1700	飲用	5
国分寺	61607	8	161	805	1		水車	1148	飲用	2
小金井	830513	8	204	1020	2	1	水車	1936	灌漑	1
武蔵野	26600		40	285			飲用	24	飲用	18
三鷹	8825	2	55	330	1	1	水車	784	飲用	6
神代	91309	7			1		水車	1198	灌漑	2
合計	1362497	36	1044	6490	7	8				

(「自大正7年 庶務書類」立川歴史民俗資料館蔵より作成)

3番目が国分寺村805

人になる。生糸揚場は立川、小平、武蔵野の3カ村を除いて、各村に1、2台 はある。工場の使用は砂川、小金井、三鷹の3カ村だけである。最多水料は水 車、最少水料は飲用と灌漑になる。なお、灌漑は1反につき40銭である。

(2) 大正 8 年から同 12 年の調査

大正 8(1919)年 3 月東京府に水利組合の予算案の提出時に、総人口などの併 記も求められた。それによると、表 24 のように区域内の総人口は 10,778 人、 戸数 1,688、組合員数 1,169 人で、組合員は通常 1 人 1 軒であることから約 70%になる。大正 12 年の総人口は約 2.5 倍、総戸数は約 3.5 倍に増加する。 これは大正 11 年 6 月岐阜県各務ヶ原からの陸軍航空大隊の立川村への移転に よるもので、翌年同村は町制を施行した。しかし、組合員数は大正 12 年まで ほぼ同じであることから、20%弱と相対的に減少する。さらに、大正 12(1923)

年9月関東大震災後は、被災者が東京市の周 表24 区域内の人口、戸数、組合員数 辺地区や武蔵野市、三鷹市にも移住し始め、 区域内の人口が増加するにつれて、組合員の 割合は減少していく。

(3) 大正 12 年の調査

東京市水道拡張課は、村山貯水池への通水 を目前に玉川上水の分水から水量の確保を 望み、大正 12(1923)年 2 月から 6 月まで分

	区域内	区域内	組合	
	総人口	総戸数	員数	
大正8年	10,778人	1,688軒	1,169人	
大正9年	10,878	1,688	1,169	
大正10年	10,984	1,706	1,175	
大正12年	28,054	5,969	1,175	
/F# L.T	7 H 7 H 7 H -	+小左, 上,		

|(|自大正7年 庶務書類」立川市歴史 民俗資料館蔵より作成) 水調査をした(表 25)⁸。この時の分水数は約 22 で、1 つの分水で飲用、雑用、消防用、灌漑用、工業用と多目的に使われた。特に、下流の分水は宅地化の進展に伴って組合員が減少し、用水の維持・管理のために工業用水や庭園などへの給水を行うようになり、多目的化した。しかし、淀橋浄水所への水路がある和田堀下流での使用は三田用水ぐらいで、和田堀上流の 16 分水の利用が多い。

まず、表 25 をもとに全体を概観すると、田用水の使用は 17 分水で合計は約1,239 町である。水田が 100 町以上あるのは野火止、小川、千川の 3 分水で、砂川用水は 6 番目で約 73 町になる。水車は 12 分水で合計 209 台あり、小川、砂川、野火止用水が多い。飲料は 8 分水で、合計 24,768 人である。武蔵野台地は地下水位が深く、当時は水道が敷設されていない地区が多いことから、江戸時代から引続き分水を飲料水として使用した。特に多いのは砂川、小川、野火止になる。以上、見てきたように、砂川、小川、野火止用水の利用が多く、この 3 用水は距離の長いこともあってよく利用された。

次に、砂川用水の内訳も表 25 に示したので見ていくと、11 区 8 カ村で使用した。飲料使用者は約 7,450 人で国分寺村、小金井村、小平村、砂川村になる。水田は約 73.5 町で、神代、小金井村、国分寺村にあった。また、雑用、防火用として使用し、水車は 38 台で立川村以外の村にあり、流末は野川に入る。国分寺や境停車場では蒸気機関車に使用し、また庭園 2 カ所にも使用した。

この用水関係者に対する、東京市のコメントを要約すると「郊外の著しい発展に伴って耕地の宅地化が進行し、灌漑用水も今後減少することは自明である。それにも拘わらず、既得権を子孫に残そうと他の分水関係者に連絡をとり、東京市に分水への給水廃止や減少が無いよう問題を提起するなど、宣伝や弁論、行動力がある。また、日比谷や浅草の噴水などの娯楽用水、自動車の洗車やビル周囲の車寄せの洗浄などの雑用水の調査や、羽村取水口、分水口の調査などをしている。」9ここからは、関東大震災後、北多摩郡を中心に人口が増加して宅地化が進み、砂川用水組合が分水の持続に危機感をもっていることがわかる。さらに、表 26 に大正元(1912)年から同 11(1922)年の近隣の用水も含めた砂川用水の水田の面積の変化を示した。これによると水田の面積は徐々に増えている。また、電灯線は大正 4(1915)4年立川村、大正 5(1916)年武蔵野町に供

^{8 「}玉川上水所属分水流域第1次調書」水道拡張課 (東京都水道歴史館)

⁹ 前掲8

		表25 192							
			. —		玉川上水所				
		分水名	坪数	利用町村	田反別(町)				庭園
1		福生分水		福生、熊川村	27.8722	8	0	0	1
2		熊川分水	75.06	熊川村	3	5	0	0	2
3		拝島分水	28.56	拝島村	9.5427	18	200	1	0
4		殿ヶ谷分水	24	砂川村	0.5729	0	600	0	0
5		柴崎分水	50.475	立川村	15	7	200	0	0
6		砂川分水	352.3	計	73.4952	38	7,450	0	2
				砂川村	0	9	550		
	和			国分寺村	15.9019	8	3,600		
				立川村	0	0	0		
	田			小平村	0	3	500		
				小金井村	31.9129	8	2,800		
	堀			武蔵野村	0	1	0		
				三鷹村	0	2	0		
	上			神代村	25.6804	7	0		
7		源五右衛門	16	砂川一平	2.45	0	0	0	1
8	流	野火止用水	212.125	大和田町他1町3村	268.5312	34	4,048	0	0
9		小川分水	339.6	武蔵野村他6町10村	393.5308	51	6,770	4	1
10		千川上水	96						
11		千川用水	310.31	保谷村他2町9村など	160.4649	10	4,000	3	1
12		品川分水	206	品川町他4町5村	94.5837	14	1,500	6	0
13		牟礼分水	26	三鷹村	19	0	0	0	0
14		烏山分水	80	千歳村、世田谷町	86.9519	7	0	0	0
15		北沢分水	80	世田ヶ谷町、松沢村	48.6109	5	0	0	0
16		高井戸分水	5.46	高井戸村	4.35	0	0	0	0
17	和	幡ヶ谷分水	12	代々幡町	6	0	0	0	0
18	田	海軍火薬庫	100						
19	堀	三田分水	291	品川町他1区4町	25.0408	12	0	7	15
20	下	原宿分水	12.25					1	0
21	流	千駄ヶ谷分水	11	徳川頼倫				0	1
22		植物御苑分水	64					0	1
		合 計	2437.99		1238.99	209	24,768	22	25

この表は各分水の内訳をもとに作成。田反別の合計は一覧表の方が砂川、千川、北沢品川は0.007町歩、小川は0.021町歩多い。

	表26 大正	元年から大	正11年 砂川	II用水関係	村の田反別
					単位:町
	大正1年	大正5年	大正9年	大正11年	備考
	1912	1916	1920	1922	畑 与
砂川	4.3223	4.0509	3.7813	3.6822	源五右衛門分水2.45 殿ヶ谷分水0.5729
立川	54.1512	63.0516	65.3507	65.9011	柴崎分水15 九ヶ村用水50.9011
国分寺	16.4516	16.091	15.992	15.9019	砂川用水
小平	1.9916	2.8208	2.6125	2.6125	小川用水
小金井	33.2216	33.2216	32.4	31.9129	砂川用水
武蔵野	0	0	0	0	
三鷹	74.3225	74.402	74.0224	74.0224	牟礼分水19 野川20 他天水
神代	124.0328	124.2401	124.3125	126.7004	砂川用水25.6804 品川用水6 野川他天水32
合 計	308.4936	317.878	318.4714	320.7334	
				(「玉川上水所属分水流域第一次調書」)

給されたが、水道は敷設されず、水車に代わる電気の動力線も含めてインフラの整備が不十分であった。このような状況では用水の生活に果たす役割は大きく、東京市の水道の原水確保の要求に応じて分水を提供する余裕は無かったと思われる。それゆえ、反対運動のリーダー的な役割を担うようになる。

3. 大正時代の用水組合の活動

ここでは、決算と定例の浚渫など砂川用水組合の常時活動を中心に見ていく。

(1) 大正2年度の歳入出決算

明治 41(1908)年度と 5年後の 大正 2(1913)年度の決算を表 27 にした。これを比較すると明治 41年度の歳入は組合費(反別割) が約 619円で約 81%、流水使用 料(水車)は約 16円で 14%、繰越 金が約 24円で約 3%である。こ れに対し、大正 2年は組合費が 約 243円で約 29%、流水使用料

表27	明治41(1908)、	大正2(1913)年度組合決算
12/4/	PD/D + 1(1000/s	八二八八八十尺四日八开

	項目	明治41年	%	大正2年	%
	組合費	619.35	81	243.48	29
歳	預金•積立金利子	15.94	2	125.77	15
	流水使用料	104.02	14	291.59	33
入	前年度繰越金	24.034	3	203.749	23
	計	763.344	100	874.589	100
	管理費	167.49	22	182.54	21
歳	会議費	39.05	5	23.85	3
	水路費	73.17	10	129.77	15
	諸税負担	316.95	41	209.915	24
出	組合費取扱費			24.803	3
	臨時費	42.75	6	81.19	9
	残金	123.934	16	222.521	25
	計	763.344	100	652.068	100

単位:円 (「自明治41年 組合会議事録」立川市 歴史民俗資料館蔵より作成) 約 104 円で約 33%、繰越金が約 203 円で 23%になる。繰越金の増加は、明治 43(1910)年当時の第 3 区から第 8 区の田用水が使用廃止になり、関係者からの寄付 1,935 円を積立基金にして、利子を歳入にしたことによる。また、流水使用料は明治 45 年、大正 2(1913)年と改定され、その金額が増加した。さらに、前年度繰越金も大正 2 年の方が約 8.4 倍も多い。これらによって、明治 41 年の組合費は 1 反につき 1 円 20 銭であったが、大正 2 年は 74 銭と軽減された。

歳出のうち、管理費(雑給と需用費)・会議費(実費弁償額、書記給料、印刷費、消耗品費、雑費)は両年ともほぼ同じであるが、諸税負担は明治 41 年度約 317円で同年の約 40%、大正 2 年は約 210円で約 25%になる。水路費は元堀浚渫費、護岸修繕費で明治 41年は約 73円で 10%、大正 2 年は約 130円 15%で第3、5、7、9、10区の枝堀浚渫に使用した。臨時費は明治 41年約 43円で第14区分水口の改築、大正 2 年は約 81円で第7区の樋口の改築と関係護岸の修繕をした。

(2) 大正 10 年度の歳入出決算

大正 10(1921)年度の決算を表 28 にした。歳入のうち組合費は約 351 円で 28%、割合は大正 2 年とほぼ変化ないが、予算総額が約 1,438 円で約 1.6 倍も

増えている。このため、組合費は1反につき1円と増額した。積立金利子も金額は120円で大正2年と大差ないが、割合は8%になる。流水使用料も395円と増加したが28%である。前年度繰越金が約572円で大正2年の約2.8倍になる。

歳出は、管理費・会議費とも大正2年と大差ないが、水路費は約244円で約30%を占めた。しかし、これは特に新しい工事計画もないので、人件費や材料費の高騰と考えられる。臨時の図面調整費は、砂川用水路の図面の作成で、大正9(1920)年4月事前の実地調査を行っている。

(3) 定例の浚渫

水路浚渫には、水を止める必要がある。大正 10 年の場合は、同年 4 月 14 日管理者北多摩郡長は 東京市長へ、組合用水路浚渫のため 4 月 20 日か

表28 :	大止10年	皮組合 决算
-------	-------	---------------

	項目	金額 円	%
	組合費	350.54	24
歳	積立金利子	119.97	8
	流水使用料	395.32	28
入	前年度繰越金	571.81	40
	計	1,437.64	100
	管理費	175.54	12
歳	会議費	38.58	3
	水路費	243.82	17
	諸税負担	210.53	15
出	組合費取扱費	35.81	2
	図面調整費	100	7
	残金	633.36	44
	計	1,437.64	100
(「白七正7年 事	タ 書 粨 一 立	山市

(「自大正7年 事務書類」)立川市 歴史民俗資料館蔵) ら約7日間雨天順延の予定で、分水口の閉鎖を願い出ている。これは4月19日その都度、砂川水衛所に申し出るという条件で許可された。一方、4月14日北多摩郡長は各村長と各区議員宛てに「本組合用水路浚渫ノ為、来ル4月20日ヨリ凡ソ7日間、雨天順延ノ予定ヲ以テ水干致候条、関係者へ周知方御取計相成度候、追テ枝堀水路浚渫方御注意相成度」という連絡を出す10。これを受けて、4月15日村長は各組長へ連絡する。さらに、4月17日に浚渫日を4月26日に決定したことを追加で連絡をした。

なお、常設委員が元堀の浚渫の検査をした。各分水は、その使用者が浚渫を行ったが、大正 11(1922)年 4 月の場合は、国分寺村榎戸新田から小金井村梶野新田までの元堀は専門業者に依頼したようで、約 6 人で実施することを常設委員・富沢松之助が報告している。

(4) 流水使用料

反別割の組合費は年々増加しているが、流水使用料(水車)は大正 2(1913)年から7年経過しているのに変更がなく、相対的に低廉であるという理由で、大正9(1920)年3月に値上げされた。表29には比較しやすいように大正2年の流水使用料も併記した。大正2年に比べ、全体的に1.4倍の値上げになる。なお、反別割は1反につき大正2年74銭、同3年80銭、4年1円、5年80銭、6年から8年は40銭、9年60銭であった。

(5) 関東大震災後の対応

大正 12(1923)年 9 月 1 日に起きた関東大震災による砂川用水の各分水口や水路などの被害状況を元常設委員で組合議員の富沢松之助が調査し、同年 9 月 19 日に管理者北多摩郡長に報告した ¹¹。それによると、砂川用水の取水口の異

常はないが、第3区砂川弁天・ 平兵衛新田と第4区中藤組合 の分水口が崩壊しており、改 造の必要がある。また、第7 区小金井分水口脇も修理の必 要がある。その他、水路の土 手が所々崩れ、放置できない

	表2	29 大正2年、					
臼	個	1. 3. 5.	大正2(1	1913)年	大正9(1920)年		
機械	数	大きさ	本堀	枝堀	本堀	枝堀	
+44.r1	1 /1551	1尺5寸以上	3円50銭	2円10銭	4円90銭	2円94銭	
挽臼	1個	1尺5寸未満	2円	1円20銭	2円80銭	1円68銭	
搗臼	1 /133	3斗張以上		50銭	30銭	70銭	42銭
海口	1個	3斗張未満	30銭	18銭	42銭	26銭	
機械運転		1馬力	5円	3円	7円	4円20銭	
				(立川市歴	医史民俗資料館文書)		

- 10 前掲5
- 11 前掲 10

状況であることを伝えている。これに対して、砂川用水組合は 10 月 15 日より 17 日まで 3 日間水止めをして応急修理を行った。この連絡は、東京市に伝える 一方、関係村長や組合議員に伝えた。さらに、来年 4 月の定例浚渫までに、流水に支障が無いようにすることも示したが、工費は次年度予算とした。

(6) その他の臨時断水

道路工事や決壊個所の応急修理などで、分水口を臨時に閉鎖することがあった。例えば、砂川村では東京府支弁道路(五日市街道)の修理や接続護岸の工事で、大正8(1919)年4月28日から2日間、また同年12月5日から4日間、大正15年3月15日から3日間断水している。

大正 13(1924)年 7 月小金井橋下流の隧道(島崎水車下流)が崩れ氾濫したので、その復旧のため 7 月 23 日から 25 日午前 6 時まで断水した。また、大正 14 年 4 月 1 日砂川村地内の隧道上面が決壊し、その応急修理のため同年 4 月 3 日から 4 月 5 日まで断水している。さらに、三鷹村では氾濫があった。年不明であるが、野崎 96 番地先の府道十字路で水路が詰まり、付近の家に浸水した。なお、分水だけの水止めも行われた。大正 13 年 11 月 5 日から 11 日まで砂川 4 番から立川停車場に通じる道路工事のため、第 2 区の水路を止めた。

(7) 管理者の変更

大正 15(1926)年 6 月 10 日砂川用水組合は北多摩郡長が管理してきたが、組合臨時総会で砂川村長に変更することを裁決し、変更を東京府知事に申請した ¹²。これが認められ、同年 7 月 1 日に変更した。この時、財産の引継が行われたが、大正 15 年度収入金は 1,316 円 54 銭、支出 85 円 68 銭、差引 950 円 86 銭、他に基本財産として調布銀行の定期預金 1,935 円になる。

その後、砂川村管理の明治 29(1896)年から明治 38(1905)年までの 17 冊の帳簿と、北多摩郡長管理の明治 39 年から大正 15(1926)年までの 38 冊の帳簿が引渡され、昭和 6(1931)年 11 月 11 日に事務引継が終了した。

4. 大正時代の主な許認可

(1) 流水使用許可と枝堀水車台帳

大正年間の流水使用(水車設置)の許可は、大正3年2月砂川村の篠崎良

¹² 前掲5

介(砂川5番の共有水車)、同8年3月砂川村の原島萬吉(砂川6番の共有水車)、10年2月国分寺村野中新田六左衛門組の池谷喜作(撚糸水車)、11年3月砂川村の尾崎平吉他3名(砂川10番の共有水車)、13年国分寺村中藤新田の池谷源三、国分寺村羽根沢(現・日立製作所中央研究所)の今村繁三(ポンプ用)の6台である¹³が、実際に設置されたのは砂川村の3台で、国分寺村の3台は設置されなかったようである。なお、今村繁三(1877-1956年)は今村銀行(後の第一銀行)の頭取で汽車製造株式会社(後、川崎重工業に吸収合併)取締役をしたこともあり、現在の日立製作所を別荘にしていた。

次に、原島萬吉が出願した砂川 6番の共有水車について見ていく。この水車は現在の立川市柏町 3-50-2で、五日市街道の 5番交差点から東へ約 200m の所に設置された。2 斗張 (2 斗入る) 搗臼 7 個があった。水輪は木製で直径 1 丈 3 尺 (約 3.94m)、幅 2 尺 8 寸 (約 85 cm) である。これを回すために、砂川用水の幅 6 尺 (約 182 cm)を 3 尺ずつ 2 つに分け、北側を松杭で 1 尺 (約 30 cm) 堰上げて水深 1 尺とし、4 尺 (約 121 cm) の落差を設けた。水輪を止める時は、北側を堰止めて、南側に水を流した。砂川村の 5番、10番も同じような構造であった。

なお、枝堀の水車台帳を表 30 にした。これには 24 台が記されている。 第 3 区(旧・平兵衛分水)は 1 台、第 4 区(旧・国分寺分水)は 8 台、第 7 区 (旧・小金井、旧・小金井新田分水)は 5 台、第 9 区(旧・梶野分水)は三鷹 村に 2 台、第 10 区深大寺分水は 8 台になる。但し、国分寺村花沢 2,774 番地は 1 台の水車を鹿島田盛男(製糸)と金山製糸(株)(精穀・精米)が共有 した。この金山製糸は、当時の製糸の先進地の 1 つ長野県諏訪郡平野村に 本拠があり、中央線を使って連絡ができ、横浜に生糸を移出しやすい国分 寺駅南方の水車を購入した。なお、搗臼は精穀(大麦や米の精白)、挽臼は 製粉(小麦粉製造)、馬力表示は製糸(生糸の揚返し等)になる。枝堀水車を 用途で分けると、精穀・製粉が 14 台、精穀 4 台、製糸 3 台、製糸と精穀 などが 2 台になる。小金井村小金井 1,452 番地は現在の武蔵小金井駅の南 方の中山谷の揚場(あげば)で休止中のようである。さらに、国分寺村榎戸 新田や小平村堀野中にも水車はあったが、元堀なので記載されていない。

¹³ 前掲5、10

	表30 枝堀水車台帳				
区	所在地	搗臼	挽臼	馬力	所有者
3	国分寺村平兵衛新田峡通95	10			川島孫三郎
5	国分寺村花沢2,774			0.3463	鹿島田盛雄
	国分寺村恋ヶ窪熊ノ郷西610	4		0.3724	市倉良輔
	国分寺村恋ヶ窪八幡窪481	10	1		鈴木作左衛門
	国分寺村花沢2,774	29	3		金山製糸株式会社
	国分寺村戸倉新田堀分126	10	1		戸倉市三郎
	国分寺村恋ヶ窪1,080	11	1		村野才兵衛
	小金井村貫井218	15	2		平井武左衛門
	小金井村貫井901	15	1		鈴木三郎兵衛
7	小金井村小金井新田上水通555	12	3		星野金次郎
	小金井村小金井西台1,402	12			関金太郎
	小金井村小金井西台1,404	12	1		岸森代
	小金井村小金井西台1,587	10	2		梶平重郎
	小金井村小金井1,452				星野廣助
9	三鷹村井口14	19	1		井野幸吉
	三鷹村野崎95	11	2		吉野泰之助外15人
10	神代村深大寺蛇窪186	6			富澤鉄五郎
	神代村深大寺南台992イ号	28			内野長蔵
	神代村佐須原前1,259イ号	10	5		山越錠次郎
	神代村金子清水1,121、1,221口	11	2		石井福太郎
	神代村本山1,221口号	19	3		小林玄次郎
	神代村深大寺諏訪久保1,256口号	13	3	0.631	杉本仙太郎
	神代村上原316			0.377	富沢松之助
	神代村佐須原前1,270			0.262	竹内武兵衛

(「自大正7年 庶務書類」立川市歴史民俗資料館)

(2) 小金井村の水路の交換と払下げ

大正 5(1916)年 8 月 21 日小金井村大字小金井字草木原にある砂川用水の支流の末は、大字小金井新田字栗山通で滞留し、周辺の畑へ自然に吸収されていた。しかし、水が溢れて近隣の宅地に浸水し、農作物に被害が出るようになった。また、衛生上問題があるので、水路の付替えを行いたいという願書 ¹⁴ を、鴨下玉松が出した。場所は、東京農工大学小金井キャンパスの南側で、用水は現在の中町 2-19 の北東部まで屈曲していた。それ

を廃止して中町 2-16、2-17 を南下させ、2-10、2-8 を通り、連雀通りの北側を流れていた砂川用水に合流させようとした。合計 195 坪の水路敷を廃止し、新たに 195 坪の水路敷を造り交換することにした。大正 6(1917)年 10 月鴨下玉松は廃止水路のうち、小金井新田栗山通 48、50、51 番地先の計 64 坪 5 合の払下げを願い出、25 円 80 銭で許可された。 彼は鴨下製糸工場の所有者で、工場(中町 1-13-13)はこの場所の南西にあった。

(3) 多摩鉄道の架橋許可

大正 6(1917)年 10 月 22 日多摩鉄道(現・西武多摩川線)は旅客や貨物と砂利運送の目的で、境(現・武蔵境) - 北多磨(現・白糸台)間が開業した。それに先立って、大正 5(1916)年 12 月 5 日多摩鉄道株式会社は、用水組合に小金井村字関野 35 番地と 41 番地の間にある砂川用水に架橋する許可を求めている 15。ここは、富士見通りの南に沿って流れてきた砂川用水が、踏切の手前で曲がって南下する、現・小金井市東町 3-14-15 付近になる。これは、大正 6 年 3 月 2 日に許可された。なお、昭和 2(1927)年 8 月多摩鉄道は西武鉄道に合併された。

(4) 平兵衛新田の水路交換

大正 6(1917)年 8 月 7 日国分寺村大字平兵新田字ハケ通 109 番地先の水路交換が許可された ¹⁶。ここは、現在の国分

路交換が計りされた 3。ここは、現在の国分 寺市光町 3 丁目の稲荷神社の北西で、光町 3 -23 で道路の東側を流れていた水路を、西側 の光町 3-24 に変更した。この工事は、大正 6 年 9 月 28 日に終了し、さらに旧水路 86 坪 は同年 11 月に 1 坪 1 円で払下げられた。図 18 のように、新旧の水路が道路沿いからやや 離れているのは、水車設置によるものであろ う。但し、水車の売却は明治 9(1876)年 2 月 で、浦野今藏から川島伝兵衛に 82 円 50 銭で 譲渡された 17。この水路交換によって、川島

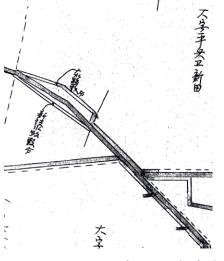


図 18 平兵新田の水路交換(東京都公文書館)

^{14 「}大正6年官有地 冊の6」東京都公文書館

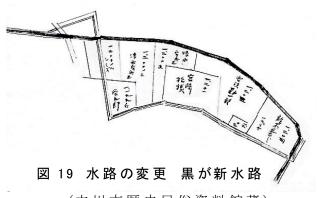
¹⁵ 前掲5

¹⁶ 前掲14

伝兵衛は自宅裏に水車を移転さ せることができた。

(5) 砂川村の水路変更

大正 7(1918)2月第1区関係者総代中野国蔵は、図19のように砂川村1,200番の8号と1,204番の間の水路(二重線)が屈曲していることから、流水しやすいように直線化する願い(黒線)を



(立川市歴史民俗資料館蔵)

提出した 18。ここは、現在の昭和記念公園の東、東京消防庁第 8 消防本部の北方になる。工事費用は関係者の負担で、同年 3 月 18 日許可された。

(6) 国分寺村の立木伐採

大正 8(1919)年 3 月 24 日砂川用水組合は、国分寺村字花沢の土揚敷の維木伐採の願い(国分寺村長提出)を許可した ¹⁹。場所は花沢 2874 番地から 2821 番地先の土揚敷で、現在の日立製作所中央研究所の東側、本町 4-24-22 から本町 4-17 の南側になる。この雑木の売却代金 32 円は付近の水路の浚渫と護岸費、下流の暗渠の修繕工事費に充当した。

(7) 京王電気軌道(株)の水路・堤塘敷の使用

大正 2(1913)年 4 月 15 日京王線の笹塚一調布間が開通したが、当時は単線で、路線も現在とは異なっていた。仙川から西は甲州街道に出て、図 20 のように金子停留場付近は甲州街道沿いに線路が設置され、その先は

柴崎、国領、布田駅の先 まで一直線であった。 金子停留場周辺(現・つ つじケ丘駅北東)の甲 州街道は、京王電気軌 道の敷設に伴い、沿線 住民の所有地を買い上

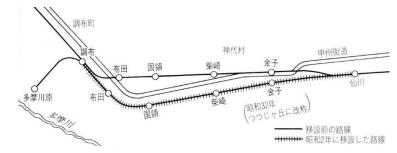


図 20 仙川一調布間新旧路線図(『京王帝都電鉄 30 年史』)

^{17 『}国分寺市史 中巻』国分寺市 1990年 p.663

¹⁸ 前掲5

¹⁹ 前掲5

げて道路を拡張し、砂川用水を暗渠にした。この水路変更の申請は、明治 44(1911)年 12 月 15 日京王電気軌道が代々木一府中間の工事認可申請を 出願した後、同年 12 月 21 日に提出され、12 月 26 日許可されたようである。代々木一府中間の工事施行の許可は明治 45 年 4 月 25 日であることから、事前に許可を得たようである。

大正 9(1920)年 2 月京王電気軌道(株)は、神代村金子地内の京王線の複線化のため電柱を設置することにした。図 21 のように、当時京王線は甲州街道内北側にあり、それと並行した軌道を道路中央寄りに新設しようとした。電柱はこの軌道の南北に対で設置されたが、南側の電柱を補強する支線を設置することにした。この場所が、暗渠の砂川用水の水路敷と堤塘敷に当たることから、砂川用水組合に使用願いを出した。

当時、砂川用水は金龍寺の東方を南下し、図 21 のように、つつじケ丘駅前のT字路付近で甲州街道を暗渠で横断し、その後は暗渠で甲州街道の南側を西に向かい、途中、西つつじケ丘 3-21-8 にあった石井水車の水車用水路が分岐し、本流は西つつじケ丘の信号で南に曲がった。このつつじケ丘駅前から西つじケ丘の信号までの間に電柱 13 本の設置を計画した。なお、図 21 中央の◎が金子停留場で、現・つつじケ丘信号付近になる。この工事設計は次の通りである。

- 1. 支線ハ B. W. G#8 亜鉛引鉄線参線ハ 5 條ヲ撚リ合セ地下ニ末ロ 5 寸 5 分 長サ 4 尺ノ松丸太壱本ヲ埋設シ概丸太ヲ上記鉄線ニテ搏シ埋モドシヲ 成スモノナリ
- 1. 設置位置穴掘リハ幅 1 尺 5 寸長 5 尺深最大 5 尺程度ニ掘下ゲ埋モドシ



ハ 少クモ3回ニ分チ各充分ニ突 キ固メ旧形ニ地均シク成スモノ トス

1. 穴堀位置ト水路側壁トノ関係ハ 水路ヨリ道路側ニ設置スル個所 ニアリテハ離レ最少 2 尺以上反対 ノ場所ハ最少 3 尺以上トス

つまり、幅 1 尺 5 寸(約 45 cm)、 長さ 5 尺(約 151 cm)、深さ 5 尺の穴 を掘り、末口 5 寸 5 分(約 17 cm)、

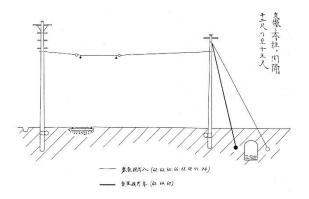


図 22 電柱の支線設置場所 中央は 甲州街道、左の電柱の右が京王線、右 の暗渠が砂川用水(出典は図 21 と同じ)

長さ4尺(約121 cm)の丸太に支線の先を縛り埋めるものである。図22によると、穴を掘る場所と水路側壁の距離は2尺(約61 cm)、もしくは3尺(約91 cm)としている。また、図21によると電柱は14本で通し番号の61から74になる。11本は水路の南側に設置し、そのうち2本は斜面になる。この電線と埋設支線の距離は15尺(約454 cm)、水路の北側に設置するのは3本で電柱から支線埋設の距離は12尺(約363 cm)になる。

これに対し、同年 3 月 19 日砂川用水組合は図面の通りに工事し、暗渠を壊したり、流水に支障が出たりした時は会社の費用で予防・修繕する。これは今後も変わらないし、履行しない時は当組合が実施し、費用を徴収するという条件で許可した。なお、昭和 2(1927)年 12 月この仙川一調布間の京王線の路線は廃止された。

(8) 榎戸新田の田用水路払下げ

大正 10(1921)年 4 月 20 日国分寺村の第 3 回村会で水路の払下げが認め

られた。場所は、図 23 の榎戸新田字弁天 890 番地と 891 番地を囲む水路で、弁天八幡宮の北側になる。弁天通り西側沿いの水路から引込んで田用水として使用したが、数十年前に畑や宅地となり、個人宅の水路敷にしておく必要がなくなったとから払下げを願い出た。これは

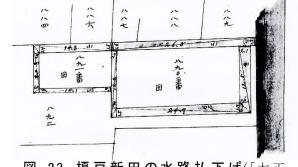


図 23 榎戸新田の水路払下げ(「大正 10年官有地 冊の3」東京都公文書館)

同年5月20日東京府から認められた。

(9) 隧道上の使用許可

この隧道は前項の(7)とほぼ同じ場所である。京王線の敷設に伴って、沿線住民の所有地を買い上げて道路を拡張し、砂川用水を暗渠にした。この暗渠の上面は雑草が繁茂していたが、大正 12(1923)年 2月沿線住民 13 名は、農事実行改良組合の設置により、共同集荷場と付属の物品置場が必要となり、さらに消防器具場も暗渠の上面に設置したいと願い出ている。これは、大正 13(1924)年 4月次の条件で許可された ²⁰。

- 1. 使用ノ場所ハ北多摩郡神代村金子字清水所在出願各地番地先タル本組合隧 道上面トス
- 1. 使用許可ヲ受ケタル者地先タル其土地所有権ヲ失ヒタルトキハ使用権ヲ失フ。但シ公共ノ用ニ供スル工作物施設ニ関シテハ此ノ限ニ在ラス本願ニ依ル 工作物ハ公共用ト認メ使用料ヲ徴収セス
- 1. 水路隧道上面使用ノ為隧道及通水ニ故障ヲ生シ又ハ生スル虞アルトキハ之ヲ現況ニ復旧又ハ予防施設ヲ為スヘシ
- 1. 本願以外ノ工作物施設セントスルトキハ更ニ本組合ノ承認ヲ経ヘシ
- 1. 本組合ニ於テ必要アリト認メタルトキハ期間内ト雖許可ヲ取消シ又ハ変更 スルコトアルヘシ此場合損害ヲ被リタルトキト雖該損害ノ賠償ヲ要求スル コトヲ得ス
- 1. 使用期限許可ハ満十ヶ年トシ継続使用ノ必要アルトキハ更ニ本組合ノ許可 ヲ受クヘシ

つまり、隧道に影響のない範囲で使用し、期間は 10 年間で継続は可能であり、 公共用であることから使用料は徴収しないことにした。

(10) 榎戸新田の分岐点

砂川用水は、図24のように砂川10番の東で南北二手に分かれ、南野中・榎戸の農家の裏を西から東に流れた。ここは、元来南野中分水であったが、明治

²⁰ 前掲5



3年の分水口の統合で元堀に組み込まれた。大正 13(1924)年 4月この分岐点(榎戸新田1番地の2号先)が壊れたことから、分水流量を定めてコンクリートで水路を建設することにした。高さ2尺(約61cm)、厚さは5寸(約15cm)のコンクリート壁で水路の分岐が作られ、北側の水路幅は1尺4寸8分(約45cm)、南側は2尺5寸2分(約76cm)と決められた。この分岐の幅は7対3と言われているが、厳密には6.3対3.7であった。また、水路の底の高さは変更しないことにした。この築造費は、水量に準じて榎戸廣太郎が75円60銭(約64%)、池谷喜作が42円40銭(約36%)、計118円を水利組合に寄付した。2人は南側と北側の水路総代であり、榎戸水車は設置されていたが、池谷喜作は大正10(1921)年に流水使用は許可されたものの水車を設置していなかった。

(11) 中央線と西武(川越)鉄道の利用

明治 22 年 (1889) 4 月甲武鉄道 (現・JR 中央線) の新宿一立川間が開通し、同時に国分寺駅も開業した。当時は、蒸気機関車を使用したことから、水が必要であった。これは、同年 10 月国分寺分水から水積 4 坪を譲り受けて使用した。流路は、現在の西武多摩湖線の西側に沿って同駅に流したか、もしくは花沢橋から線路の北に沿って同駅まで流したか、どちらかである。その後、明治39(1906)年 10 月甲武鉄道は国有化され、明治 42(1909)年 10 月中央東線、明治44 年中央本線と名称が変更される。大正 11 年 (1922) 国分寺駅まで複線電化

されたので、用水の使用量は減少した可能性がある。なお、鉄道局は水積4坪に対し、1円80銭を納めていた。

大正 14 年 (1925) 9 月国分寺駅構内の線路の変更に伴う水路の変更願いが東京鉄道局から東京府に提出されたが ²¹、砂川用水組合の管理であることから、同年 10 月 28 日同組合の管理者と常設委員、議員が協議をした。その上で、大正 15 年 5 月東京鉄道局と水利組合常設委員等は工事場所の実地調査をした。昭和 3(1928)年 10 月国分寺駅から国立駅間の複線が開通しているので、これに関連した工事のようである。主な工事は、図 25 で示した駅西の跨線橋である花沢橋が長さ 96 フィート 6 インチ (約 29.3 m)、幅 18 フィート (約 5.5 m)のワーレントラス橋に改築され、橋の東側に砂川用水の流れる直径 2 フィート (約 61 cm)の吮放管 (鉄筋コンクリート造)が伏設された ²²。

一方、明治 27(1894)年 12月甲武鉄道の子会社であった川越鉄道は国分寺―

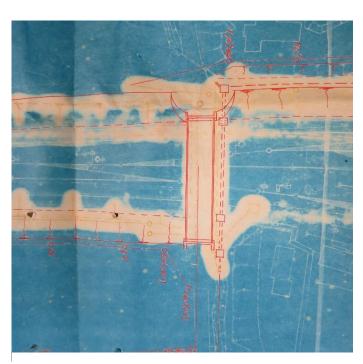


図 25 花沢橋の改修(立川市歴史民俗資料館蔵)

^{21 「}明治 29 年 第一課文書類別・庶務・議員其他選挙、公共組合ニ関スル書類」 (東京都公文書館)

²² 前掲5

²³ 前掲5

第5節 昭和時代の新展開

1. 戦前の動向

(1) 昭和5年度の歳入出決算

砂川用水組合の昭和 5(1930)年度の歳入は、表 31 によると繰越金が約 43%

と多く、組合費と流水使用料はそれぞれ約 1/4 になる。歳出は水路費が約 25%で、浚渫、枝堀浚渫、護岸、圦樋修繕、圦樋開閉に使用された。諸税負担 210 円余のうち水賦金が 209 円 61 銭になる。繰越金は前年度の約 692 円に比べ、約 440 円で約 2/3 に減少した。

(2) 昭和6年の調査

明治時代末期から東京市は目覚ましい発展を遂げ、近郊を含めた給水計画が必要とされた。そこで、大正 12(1923)年 5 月大東京水道案を作成、その修正案の一部が後に第 2 水道拡張事業として実施された。その過程で、昭和 6(1931)年 6 月玉川上水の分水調査が行われた。ここでは、大正 11(1922)年と昭和 6(1931)年の砂川用水分の水利用を表 32

	表31 昭和5年	度組合決	:算
	項目	金額 円	%
	組合費	435.42	27
歳	積立金利子	92.71	6
	流水使用料	384.2	24
入	前年度繰越金	692.24	43
	計	1,604.57	100
	管理費	94.05	9
歳	会議費	33.9	3
	水路費	251.92	24
	諸税負担	210.49	20
出	組合費取扱費	32.75	3
	残金	440.73	41
	計	1,063.84	100

(「自大正7年 庶務書類」 立川市歴史民俗資料館蔵)

	表32 オ	正11	年、昭和6	训用							
年	大	正11(1922)年12			昭	和6(1931)	年6月	•		
利用町村	田反別(町)	水車	飲用人口	工場	庭園	田反別(町)	水車	飲用人口	雑用人口	工業	庭園
砂川村	0	9	550			0	9	550	5,567		1
立川村(町)	0	0	0			0	0	0	200		
国分寺村	15.9019	8	3,600			15.5	10	2,800	4,000	2	
小平村	0	3	500			0	3	587	587		
小金井村	31.9129	8	2,800			27.862	5	2,000	3,500		
武蔵野村(町)	0	1	0			0	0	100	780		3
三鷹村	0	2	0			0	2	100	500		
神代村	25.6804	7	0			42	11	0	1,145	3	
計	73.4952	38	7,450	0	2	85.362	40	6,137	16,279	5	4

昭和6年 飲用・雑用人口は推定、水車は休業中を含む

(大正11年「玉川上水所属分水流域第1次調書」、昭和6年「東京市第2水道拡張計画参考書」)

にした。これによると、水田は小金井村がやや減少したが、神代村が約 17 町増え、全体としては約 12 町増えている。水車も小金井村は 3 台減少したが、神代村や国分寺村が増え、全体としては 2 台の増加になる。飲用人口は武蔵野町、三鷹村、小平村は増えたが、国分寺村、小金井村が各 800 人減り、全体としては約 1,300 人減った。雑用水は大正 11(1922)年のデータはないが、昭和6(1931)年は約 1 万 6 千人で、よく利用されていた。昭和 6 年の工業は国分寺村 1 と神代村 3 であるが、実際には撚糸工場で撚糸水車と重なっているようである。但し、国分寺村の他の 1 は国分寺駅での利用になる。区域外は狛江村で、下流域に利用が広がった。以上のように、飲用はやや減少したが、水田や水車は増え、雑用水などによく利用された。

(3) 殿ヶ谷戸庭園周辺の水路の廃止

国分寺村字殿ヶ谷戸 388 番地から 395 番地などにある幅 1 間(約 1.82m)、長さ 192.45 間(約 350m)の図 26 の水路(斜線部)は灌漑用水として設置され、公費で維持されてきた。しかし、中央線が敷設され、停車場が開業して土地の状況が一変して市街地となった。明治 21、2 年以後は水が流れず、周辺は東京市

本郷区の岩崎彦弥太の所有地となり、排水路としても必要が無かった。そこで、国分寺村長は水路の廃止を昭和 11(1936)年 7月 12 日村会で議決した上で、同年 7月 18 日東京府に願い出た。

ここは、図 27 のように現在の国分寺市南町 2 -11、12 付近で、殿ヶ谷戸庭園の東である。同庭園は大正 2(1913)年から同 4 年にかけて江口定条が別荘として造園し、昭和 4(1929)年三菱合資会社副社長や三菱地所取締役を勤めた岩崎彦弥太(1895-1967年)が買い取った。この水路の周辺は彼の所有地で、水路の払下げを希望したという。

昭和 10(1935)年頃、国分寺村は停車場地域を 学区とする東分教場の児童の増加が著しく、東 西の分教場の増設をめぐって、予算が少ないこ とから村会が紛糾した¹。そこで、昭和 11 年 8 月 13 日の村会で廃水路敷は国分寺村が無償で譲

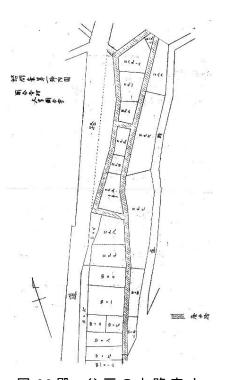


図 26 殿ヶ谷戸の水路廃止 (「昭和 12 年国有地籍冊の 7」東京都公文書館蔵)

与を受け、村有財産とした上で岩崎彦弥太に払下げ、その代金を尋常高等小学校西分教場敷地購入資金の一部に充当することを決めた。これは実施されたが、それでも学校問題は解決せず、その後も紛糾した。

(4) 昭和 16 年度の歳入出決算

昭和12(1937)年7月盧溝橋事件を契機に日中戦争が本格化する

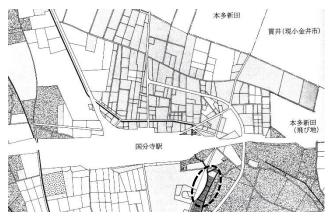


図 27 昭和 15 年国分寺駅周辺土地利用 黒線が水路 (『国分寺市の民俗 4』から転載)

中で、町や村全体が戦争遂行のために再編された。また、米の凶作もあり、昭和 15 (1940) 年臨時米穀配給統制規則と米穀管理規則が制定された。これは、限られた食料の需給の調整と価格の安定を図ったものである。さらに、昭和 16年 12 月太平洋戦争が勃発し、昭和 17 (1942) 年食糧管理法によって麦などの主要食糧の生産・流通・消費が政府によって管理された。

このような状況下にあった昭和 16 年度の決算を表 33 にした。歳入は前年度繰越金が 8%、組合費が 49%、流水使用料(水車)が 40%、計 97%でほぼ受益者負担になる。歳入総額も 20 年を経過しているのに大正 10(1921)年の半額である。歳出で多いのは水路費 34%、諸税・諸負担 29%で、計63%になる。このように、経済的に統制が厳しいことから、用水組合も緊縮財政で繰越残金も前年度の 2 倍ではあるが、昭和 5(1930)年度の 1/3 に近い。

(5) 昭和 20年の組合総会

昭和 19(1944)年 11 月 24 日から東京都は空襲を受けるようになり、翌年 3 月 10 日は下町の大空襲があった。砂川用水が流れていた武蔵野町でも昭和 19(1944)年 11 月からゼロ戦など軍用飛行

表33 昭和16年度組合決算

	項目	金額 円	%
	組合費	348.3	49
歳	積立金利子	0	0
	流水使用料	285.99	40
入	前年度繰越金	61.19	8
	雑収入	18.52	3
	計	714	100
	管理費	89.71	12
			14
歳	会議費	22.56	3
歳	会議費 水路費		
歳		22.56	3
歳出	水路費	22.56 240	34
	水路費 諸税負担	22.56 240 209.61	3 34 29

(「地方行政 行政監督」都公文書館)

^{1 『}国分寺市史 下巻』国分寺市 1991年 pp.837~846

機のエンジンなどを生産していた中島飛行機武蔵野製作所を中心に、立川市や砂川村でも昭和 20(1945)年 2 月から陸軍の立川飛行場とその周辺の軍需工場を中心に空襲を受けた。

そこで、昭和 20 年 3 月 23 日管理者の砂川村長は、昭和 20 年度の予算と昭和 18 年度の決算の確定について組合総会を開催したいが、空襲の恐れがある中で砂川村への出張は不安が大きい。新規事業などは実施できない状況なので前年度を踏襲することにした。書面で議決したいので 3 月 30 日までに回報してほしい。返事がない時は賛成とみなす。また、水路の定期浚渫は戦局の状況を見て実施したいと関係者に連絡をした²。

なお、昭和 18(1943)年の定期浚渫は、例年のように 4 月 17 日より 4 月 23 日まで 1 週間断水して実施することにしたが、雨天順延の他に「警戒警報発令の場合は中止す」という一項があり 3、すでにこの頃から空襲の恐れがあった。

2. 第2次世界大戦直後の用水組合の活動

(1) 昭和 22 年度の用水組合

第2次世界大戦後の水利組合の名称は、砂川村外七ヶ市町村普通水利組合で、管理者は砂川村長である。組合会は昭和22(1947)年8月15日に行われ、議題は、①議員選挙長、選挙立会人、常設委員報酬並びに費用弁償額及びその規定制定、②職員旅費支給規定制定、③流水使用に関する規定の一部改正、④組合費賦課率及徴収期限厚正、⑤昭和22年度歳入歳出追加更正予算、⑥昭和21年歳入歳出決算である4。以上の中から③、④、⑥について見ていく。

(2) 流水使用料と組合費

昭和 22(1937)年、翌 23 年に改定された流水使用料を表 34 にした。金額が増えたのは、第 2 次世界大戦後のインフレーションの影響によるもので、昭和 20 (1945)年 10 月から昭和 24 年 4 月までの 3 年 6 カ月間に消費者物価指数は約 100 倍に増えた。昭和 22 年の本堀の臼や機械は枝堀の約 1.6 倍で、挽臼は搗臼の約 7 倍になる。昭和 23 年は、昭和 22 年の 2 倍に増加した。さらに、昭和 23 年の流水使用料の予算総額が 3,600 円、昭和 24 年の場合は 7,200 円であるこ

^{2 『}武蔵野市史 続資料編 13』武蔵野市 2012 年 pp. 298~299

³ 国分寺市中村栄次家文書

⁴ 武蔵野市高橋沖右衛門家文書

とから資料は無いが、流水使用料が 2 倍に増えたと考えられる。

なお、組合費(反別割) は、全部で35 町歩あり、 昭和22 年は1 反につき15 円、昭和23 年は流水使用 料と同様に2 倍の30 円、

	表34 昭和2	2年 流水包			
白	1.3-5-	昭和22(昭和22(1947)年		(1948)年
機械	大きさ	本堀	枝堀	本堀	枝堀
挽臼	1尺5寸以上	58円80銭	35円30銭	117円60銭	70円60銭
7先口	1尺5寸未満	33円60銭	20円20銭	67円20銭	40円40銭
搗臼	3斗張以上	8円40銭	5円	16円80銭	10円
1句口	3斗張未満	5円	3円20銭	10円	6円40銭
機械運転	1馬力	84円	50円40銭	168円	100円80銭
	(武蔵野市 高橋沖右衛門家文書)				新門家文書)

昭和24年は3倍の45円になる。

(3) 昭和 21 年度の歳入出決算

昭和 21(1946)年度の歳入出決算のうち、表 35 によると、歳入は組合費が約 41%で比率は高い。 流水使用料と合わせると 70%弱で、残りは前年度 繰越金である。

歳出は、会議が実施されなかったようで 0 円、 水路費が約 53%で半分以上になる。交付金・諸負 担は 25%、昭和 16 年は 36%であるから約 10%減 ったが、金額的には昭和 21 年が増えている。次年 度繰越金は約 12 円になる。

(4) 境分水の工事

昭和24(1949)年5月境分水は、飲料水として使用されてきたが、当時は主に防火用水として使用された。しかし、梶野橋付近の分水口が破損し、

表35 昭和21年度組合決算

	項目	金額円	%
	組合費	376.42	41
歳	積立金利子	0	0
	流水使用料	234.21	26
入	前年度繰越金	306.94	33
	雑収入	0	0
	計	917.57	100
	管理費	194.2	21
歳	管理費 会議費	194.2	21
歳			
歳	会議費	0	0
歳出	会議費水路費	0 480	0 53
	会議費 水路費 交付金諸負担	0 480 231.48	0 53 25
	会議費 水路費 交付金諸負担 予備費	0 480 231.48 0	0 53 25 0

(武蔵野市 高橋沖右衛門家文書)

流量が減少して渇水状態になった。また、山中地地区(境 1,216 番地付近)内の 枝堀と悪水路(仙川)の交点で漏水があった。そこで、利用者はこれらの修理を 武蔵野市へ陳情し⁵、同年 7 月には工事が終了した。

3. 土地改良区の結成

(1) 土地改良事業

第2次世界大戦直後の日本の食糧問題は深刻で、海外駐留軍人の復員や海外

⁵ 武蔵野市高橋沖右衛門家文書

在住者の帰国などによる人口増加に加え、昭和20(1945)年の稲の不作などによって拍車がかけられた。

一方、占領軍総司令部は日本の民主化のためには、地主所有地の多くを国が買い上げて耕作者に売り渡す農地改革が必要と考えた。それに沿った形で、昭和 21(1946)年 10 月自作農創設特別措置法の制定と農地調整法の改定が行われた。この改革がほぼ一段落した昭和 24(1949)年 6 月土地改良法が制定された。これは、それまでの地主を中心とした農業水利、土地改良制度から自作農中心に再編成を目ざしたもので、主な特徴は次の通りである。

- ① 国営、県営、団体営による土地改良事業が実施可能になった。
- ② 耕地整理組合や普通水利組合を廃止して、農林省のもとに土地改良区に一本化した。
- ③ 耕地整理組合や普通水利組合は組合員を土地所有者としたが、土地改良区 は原則として農民が構成した。
- ④ 土地改良事業は、原則として関係者の 2/3 以上の同意のもと、受益農民が申請した。
- ⑤ 土地改良事業は地補助事業であるから、受益者も事業費の一部を負担する。これによって、土地改良事業は政府による農村への補助金政策の中心となり、既耕地の改良を目指すようになった。また、米の増産が求められたことから食糧管理制度と結び着いて米経済に偏るようになった。この構成員は耕作農民であるが、水配分に関しては地域的な利害が絡むことが多く、運営は集落が中心となった。なお、土地改良区は土地改良施設の維持管理も行った。

この法律の制定に伴って、耕地整理組合や普通水利組合は昭和 27 (1952) 年 8 月 3 日に解散することになり、農林省は「土地改良区への組織変更の仕方」などの小冊子を作成し、切替えを促進させた。昭和 27 年 7 月 28 日砂川村外七ケ市町村普通水利組合は砂川村外七ケ市町村用水土地改良区(以下、砂川用水土地改良区とする)になった。

(2) 砂川用水土地改良区定款と土地改良区規約

昭和27年7月28日砂川用水土地改良区は東京都土地改良区第16号として認定された。その定款を巻末の資料7とした。これによると、目的は「農業経営を合理化し農業生産力を発展させるため土地改良事業及びこれに附帯する事業を行い食糧増産に寄与すること」(第1条)であり、その地域は砂川村から神代村に跨る範囲である(第3条)。事業は①玉川上水路から松中橋で引水する

用水施設の管理、②地区内田用水路の管理、③施設の災害復旧(第4条)になる。第2章は会議で、総会に代わり通常総代会が4月に実施される。総代の定員は100人で、表36で示したように各地区の定員を決めた。第3章は役員で理事12人、監事2人を置き、その選出方法も定めた。理事長は理事の互選で決めた。第4章は経費の負担、第5章は雑則になる。

法令や定款以外の土地改良区の 選挙や業務の執行については「砂川 村外七ヶ市町村土地改良区規約」を 設けた。これを巻末の資料8とした。 第1章で目的を記し、第2章で総代

	表36 砂川用水土地改良区の総代	
区	地 区	総代
1	立川市高松町 砂川村南砂川	6
2	砂川村四番組	1
3	砂川村九番組 国分寺町平兵衛新田	1
4	国分寺町中藤 平兵衛 戸倉 榎戸新田 野中新田六左衛門組	8
5	国分寺町国分寺 恋ヶ窪 小金井町貫井	6
6	小平町鈴木新田	2
7	小金井町小金井	10
8	武蔵野市境	5
9	小金井町梶野新田 関野新田 武蔵野市 境新田 三鷹市井口新田 野崎	8
10	神代村深大寺 佐須 芝崎 金子 大町	15
11	砂川村一番組以東十番組まで国分寺町 榎戸野中新田六左衛門組 戸倉新田 小平町鈴木新田 野中新田善左衛門組 小金井町貫井 小金井新田	38

(「国分寺市 榎戸敏雄家文書)

会と土地改良法第 48 条第 2 項の会議、第 3 章で役員(理事と監事)、第 4 章で業務の執行のため庶務係、会計係、用水常設委員会を設け、事務と技術の職員を置くこと、第 5 章会計、第 6 章事業の施行、第 7 章補則が掲げられている。なお、この規約は昭和 28 年 4 月 30 日の第 1 回土地改良区総代会で異議無く認められたが、施行は遡って昭和 27 年 7 月 28 日である。

(3) 砂川用水の状況

当時の砂川用水土地改良区の地域は、表 37 のように砂川村、国分寺町、小

平町、立川市、小金井町、三鷹市、 武蔵野市、神代町の3市4町1村 の東西約19km、南北約7kmにわた り、関係地積は合計35町2反6畝 23歩になる。しかし、これには田 ばかりでなく、畑や宅地も含まれ ている。田は国分寺と小金井、神 代の3町しかなく、二毛作が行わ れた。畑は武蔵野、国分寺と小金

表37 砂川用水土地改良区の地積									
田畑宅地計農家									
砂川村			348.16	348.16	319				
国分寺町	491.27	100	285.02	877	217				
小平町			80	80	37				
立川市			45.07	45.07	22				
小金井町	685.06	60.27	243.27	990	163				
三鷹市			80	80	47				
武蔵野市		242	18	260	55				
神代町	846			846	154				
計	2023.04	402.27	1100.2	3526.2	1014				
而和	野の単位:畝	(国分	寺市 榎	戸敏雄家	(書文家				

	表38 砂川用水土地改良区の水門と取水量								
区	所在地	構造	連数	門扉	製造年月 日(明治)	取入 水量	灌漑 面積	水 延長	路 勾配
1	砂川村三番組	コンクリート	一連	角落	39.10.3	9坪	9反	6000m	1/500
2	砂川村四番組	木造	IJ	"]]	3	3	400	1/500
3	砂川村九番組	コンクリート	IJ]]]]	13	13	3,500	1/310
4	IJ	IJ	IJ	IJ	IJ	25.8	25.8	2,000	1/450
5	国分寺町	IJ	IJ	IJ	IJ	64.5	64.5	4,300	1/370
6	IJ	木造	IJ	IJ	IJ	3	3	500	1/500
7	小金井町	コンクリート	IJ	IJ]]	58.5	58.5	5,000	1/500
8	武蔵野市境	IJ	IJ	IJ]]	26	26	7,000	1/320
9	小金井町梶野新田	IJ	IJ	IJ]]	30	30	5,600	1/290
10	神代町深大寺	IJ	IJ	IJ]]	84.6	84.6	9,200	1/200
11	砂川村一番組	JJ.	二連	巻揚式	43.6.15	35.275	35.223	14,000	1/350
						(国分	冷寺市 榎	夏戸敏雄:	家文書)

井の1市2町になる。農家数は1,014軒で、大正12(1923)年から約160軒減少しているが、砂川、国分寺、小金井、神代が多く、4町村で約84%を占める。表38から、当時の砂川用水の分水口を見ていく。玉川上水からの取水口は第11区で二連式の巻揚式である。第11区が本堀(元堀)で、その分水が第1区~第10区になる。第2区と第6区(木造)を除いて、分水口はコンクリートの角落し堰である。灌漑面積は、実際の田畑の面積ではなく、使用する水積に対応している。つまり、水積1坪は灌漑面積1反として計算した。これは、明治39(1906)年の普通水利組合の設立時から変わらない。各水路の底幅は0.8~1.5m、上幅は1~1.81m、深さは0.5~1.5mになる。水路の浚渫とそれに合わせた護岸工事は5月10日から同月30日までに行われた。

(4) 昭和30年前後の砂川

用水土地改良区

① 昭和 27 年度 収支決算

表 39 によると、 昭和 27(1952)年 度の砂川用水土地 改良区の収支決算 のうち、収入の 47 %は組合費であり 34%は東京都から

	表39 昭和2	27年 砂川.	用水土地改良区収入支出決算
	区分	決算額	備 考
収	反別割	11,930.40	
入	流水使用料	3,407.00	
の	繰入金	1,407.28	水利組合会計より編入
部	都補助金	8,800.00	都より土地改良区に組織変更費補助金
	収入合計	25,544.68	
	会議費	7,225.00	理事報酬13人分3,900円 理事会賄代3,325円
	選挙費	1,795.00	選挙人名簿用紙代及事務打合会茶菓子代
支出の部	一般 管理費	13,274.00	郵便切手代1,280円 組合費徴収交付金 及分水料904円 沼浚い用資材代2,940円 自動車賃3,500円 人夫賃300円 理事長費用弁償及書記手当2,500円 職印他代1,850円
	支出合計	22,294.00	
			単位:円 (国分寺市 榎戸敏雄家文書)

の土地改良区への組織替えの補助金である。流水使用料は 13%に減少した。支出の 60%は一般管理費で、残り 32%が会議費になる。選挙費は、昭和 27(1952)年 9月 25日に実施された総代選挙の費用である。 なお、この決算の期間は、土地改良区になった昭和 27年 8月から昭和 28年 3月までになる 6。

② 昭和28年度総代会

昭和 28 (1953) 年 4 月 30 日土地改良区の総代会は砂川中学校で開催され、① 昭和 28 年収支予算、②規約の設定、③預金先の決定、④役員選任、⑤昭和 28 年度組合費賦課徴収について、原案の通り異議無く決められた。①の予算は残金なしで計画され、款内の流用は理事長に任された。④は当日選挙が行われ、理事 12 人、監事 2 人が選出された。⑤は、反別割は 1 反につき 100 円、流水使用料は臼の種類や大きさ、数などに関係なく、営業用 1,500 円、その他 500 円と決められた。

③ 昭和29年度総代会

昭和 29 (1954) 年度の総代会は同年 4 月 23 日砂川中学校で開催され、①定款の改正、②規約の改正、③昭和 29 年度収支予算、④監事の選挙、⑤昭和 27 年度収支決算について審議された。定款、規約の改正は部分的なもので、その改

正点は巻末の資料 9、10 に掲載した。

④ 昭和30年度の水路の変更

例年総代会では、その年度の収支予算と2年前の決算が審議される。昭和30年度は5月25日に開催され、理事12人の選挙が行われた。また、図28のように、水路の付替えも決められた。場所はJR武蔵小金井駅の東側を南北に通る都道81号(現・小金井街道)と町道7号線の①交差点の東側(小金井町字桜並1,916~1,924番地、イ号)と、②補助1号の交差点の北東(小金井町字小長久保2,592~2,593番地、口号)になる。①は現在の本町5-7の北側で、水路をコンクリート

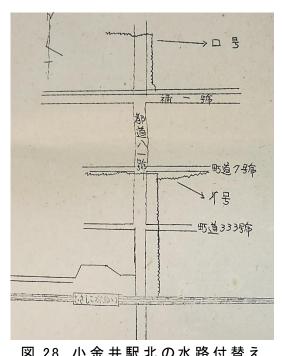


図 28 小金井駅北の水路付替え (国分寺 榎戸敏雄家文書)

⁶ 国分寺市榎戸敏雄家文書。以下、土地改良区関係の出典は同じ

にし直線化した。②は小金井街道を越えて東側に流れ南下した水路を、現在の本町 4-12 と本町 4-2 の間から小金井街道の西沿いに南下させた。なお、ここには北からの水路を合流させた。

さらに、武蔵野市では水路を道路に用途変更した。場所は大字境字上水端1,623番地1から1,632番地までの幅3尺の水路敷60坪と土揚敷44.1坪で、現在の桜堤小学校北西から境北小学校の間の道路西沿いになる。

また、都道 75 号線の南、大字境字水吐 469 番地 1 から 476 番地 2 までの川幅 3 尺と土揚敷 3 尺、面積にして水路敷 25.3 坪と土揚敷 25.3 坪を

表40 昭和31、32年度収支決算

	項目	31年度	32年度
	使用料	14,609	14,600
収	組合費	105,810	105,810
入	前年度繰越	1,149	21,767
	雑収入	0	100
	計	121,568	143,177
	会議費	121,568 17,870	143,177 25,050
支	, .		
支出	会議費	17,870	25,050

単位:円(国分寺市榎戸敏雄家文書)

市道第 68 号道路と共用することを決めた。ここは現在の境 1-6 の南側で、水路を暗渠にし、その上を道路にしたようである。

⑤ 昭和 31 年度収支決算

昭和31年度の収支決算は、表40によると収入の87%が組合費で、1反につき300円を徴収した。動力による電化が進み、水車による使用料は12%と少ない。支出で1番多いのは事業費で55%、次に管理費27%になる。収入はその年度内で支出することになったが、残金22,767円は次年度に繰越した。また、4月13日の総代会で監事2人の選挙、11月20日に総代の選挙が行われた。

⑥ 昭和 32 年度役員会

昭和 32(1957)年度の決算も、表 40によると事業費の支出が多い。このうち、6万2千円が沼浚い関係で、他は砂川9番組の暗渠の工事5千円になる。この年度の残金も36,610円と多い。同年4月1日に役員会を開き、①昭和32年度収支予算、②昭和30年度決算、③理事12人の選挙、③土地の払下げ、④水路用地交換、⑤用途変更2カ所について協議した。③は昭島市上川原町字二宮台299番地1にある山林8畝3歩を砂川町1番組の青年団が試作用桑園として使用することから、公共用として1番組総代に払下げることにした。場所は松中橋の南東、柴崎分水の南側で、用水組合が明治33(1900)年に取得した。⑤のうち、1カ所は武蔵野市字境大字寺前640、641番地(現在の境南町2-9、10)の北側を流れ杵築大社に入る水路敷87.6坪、土揚敷175.2坪を廃止して排水路にする。④は同じ場所の南側に、西から東に直線的に129坪の水路敷を新しく

作り、⑤と土地を交換するものである。なお、⑤の他の1カ所は、現在の武蔵境駅の北東、境1丁目11、14と2の間の斜めの水路敷38坪と土揚敷76坪を廃止し、道路敷に用途を変更するものである。なお、総代会は4月13日に開催され、①、②が協議され、③が実施された。④と⑤は役員会で決定したようである。用水浚渫の水止めは4月16日から4月22日になる。

⑦ 昭和33年度総代会

昭和 33(1958)年 4 月 17 日総代会で監事 2 人の選挙が行われた。第 8 区の上流が日本住宅公団建設予定地にかかることから、現在の JR 中央線までが除外(廃止)された。また、枝堀もほとんど除外され、その西側を南北方向に流れていた第 9 区の水路も除外された(図 29 参照)。その後、昭和 34 年 4 月 7 日理事12 名の選挙を実施した。

4. 人口の増加と砂川用水への影響

(1) 東京のベッドタウン化

第2次世界大戦後の昭和30年頃から昭和48年までは、日本が経済的に飛躍した高度経済成長期になる。この間、多摩地域は東京のベッドタウンとして人口が急増した。砂川用水が流れていた地域の大正9(1920)年の人口をもとにした、昭和35(1960)年の人口の増加率を表41にした。特に、急増したのは23区に隣接した武蔵野・三鷹市で、小金井、国分寺、立川と中央線沿いに西に向かうほど増加率が低くなるが、それでも全体的に8倍以上になる。

武蔵野・三鷹市域は、大正 12 年の関東大震災後、徐々に人口が増えていく。 昭和初期から 10 年代にかけては、満州事変(昭和 6 年)を契機として軍需産業

は好況を迎え、その工場を東京市部から多摩地区へ次々と移転させた。武蔵野・三鷹市域はその典型の1つで、武蔵野市域では昭和5(1930)年横河電機製作所、昭和13年中島飛行機株式会社、武蔵野製作所、三鷹市域では昭和8年正田飛行機製作所、三鷹航空工業株式会社、昭和9年千代田製作所工学工場などが移転したり、創業したりした。これらの軍需工場は、敗戦と同時に閉鎖になるが、平和産業に転換して民需工場として再出発したものが多い。その後も操

表41 関係市の人口の増加							
	大正9年 1920	昭和35年 1960	増加率				
武蔵野市	4,931人	120,337人	24.4				
三鷹市	5,725	98,038	17.1				
小金井市	3,866	45,734	11.8				
国分寺市	4,168	39,098	9.4				
立川市	9,987	81,398	8.2				
調布市	8,619	68,621	7.9				
小平市	6,068	52,923	8.7				
/ [// 15 T		- A≡4 . \				

(「第47回東京都統計年鑑」)

業する工場が増加し、それに伴う社宅などによって人口が増加した。

さらに、昭和30(1955)年大都市への人口集中により生じた住宅不足を解消するため、日本住宅公団が設立された。賃貸住宅や分譲住宅を大量に建設し、大規模な宅地造成を目指した。この公団は、三鷹市に昭和31年牟礼団地、武蔵野市に同33年緑町団地、同34年桜堤団地等を次々に建設した。このため、人口の社会増加が著しくなり、ベッドタウンとしての性格をもつようになった。

宅地開発の対象の多くは農地や雑木林である。特に、日本住宅公団の大規模な宅地造成によって、農地が広く宅地化された。しかし、道路や下水道などのインフラの整備が遅れたことから、家庭からの雑排水や道路の雨水が用水に流入する所もあり、水質が悪化した。このため、稲が病気になったり十分生育できず倒伏したりして、田用水として使用できなくなった。また、水道水や電力の普及で飲料水や生活用水、水車の利用も少なくなった。

(2) 水道の普及と旧・境分水の廃止

砂川用水の沿線地域では、表 42 のように昭和 30 年代前半に水道の給水が始まった。これは、東京のベッドタウンとして多摩地区の人口が急増した時期に当たる。また、昭和 32(1957)年 6 月の水道法公布によって、その敷設が後押しされた。

水道が敷設されるまでは、砂川用水は他の玉川上水の分水と同様に、飲料水や生活用水(洗面、炊事、洗濯、風呂など)に使用された。年末は、餅つきに使うもち米のとぎ汁で用水が白濁することもあったと言われ、養蚕が盛んな時はその道具の洗浄にも使用された。しかし、水道の普及によって飲料水や生活用水としての利用は減少し、昭和33(1958)年度には枝堀をほぼ廃止した境分水の

本堀も、昭和35(1960)年4月には廃止を願い出ている。

旧・境分水は図 28 に示し、江戸時代の項でも見たように各家に給水できるように枝堀が発達していた。この使用料金は、小さな池を設置した場合と川沿いで流水を使用する場合では異なっていた。しかし、既に見たように、人口の増加とともに水路を付替えたり、道路と共用したり、一部廃止したりして対応したが、公団の設置などで大きな枝堀も廃止になり、水道の普及によってその役目を終えた。

(3) 第2水道拡張事業と玉川上水の分水

昭和7(1932)年7月東京市は第2水道拡張事業を市会で決

表42 水道の給水

市町村名	開始年月
武蔵野市	S29.10
小金井町	30.11
砂川町	33.2
国分寺町	33.4
三鷹市	34.4
調布市	34.1
小平町	34.12

(『府中市水道史』 『立川市水道史』)

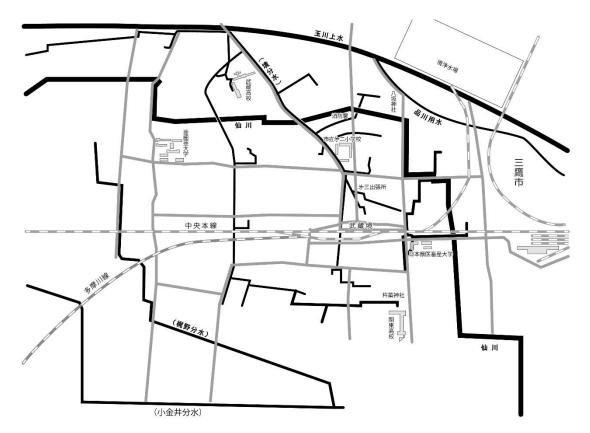


図 29 旧・境分水水路図 (国分寺市榎戸敏雄家文書から)

定した。これは、水道水の不足を解決するために、多摩川に小河内ダムを設けて貯水し、東村山浄水場で水道水にする計画である。東村山浄水場へは山口・村山貯水池を経由する導水路と、予備として玉川上水を利用した小平監視所からの導水路が設定された。

その後、昭和 33(1958)年7月首都圏整備委員会は、都心部に各種の機能が集中し、都市施設の不足や交通の渋滞など種々の弊害が生じたことから、周辺の新宿や渋谷、池袋を副都心として整備し、都市機能を分散させようとした。新宿にあった 340,000 ㎡の淀橋浄水場を東村山浄水場に移転・併設し、その跡地周辺 960,000 ㎡を官庁街・業務街にしようとした(現・都庁とその周辺の高層ビル街)。淀橋浄水場の移転は昭和 40(1965)年 3 月に行われ、小平監視所から東村山浄水場間に導水路を新設した。当時、玉川上水には 16 カ所の分水があったが、これらへは次のような対応をした⁷。

① 玉川上水の水は、砂川から導水路で東村山浄水場へ送られるので、羽村-

^{7 『}淀橋浄水場史』東京都水道局 1966 年 pp. 208~209

砂川間にある福生、熊川、殿ヶ谷、拝島、砂川、源五右衛門の6分水は、現状と変わらない。

- ② 小川、野火止分水は、砂川-東村山浄水場間の導水路から分水する。
- ③ 千川、品川用水は、砂川堰から必要量 0.7 m³/秒を下流の玉川上水に流す。
- ④ 牟礼、烏山、北沢、下高井戸、三田の5分水は、合計0.38 m³/秒を必要と するが、境浄水場より0.5 m³/秒排水する。

このように、計画では一応各分水の水量の確保について考慮されたが、分水の 周辺は急速に都市化が進み、これを契機に③や④の分水は廃止した。

5. 砂川用水利用組合

(1) 土地改良区の解散

法律の改正によって、砂川町外七ヶ市町村土地改良区になったが、耕地の宅地化により個人の組合費の徴収が困難になり、市や町が負担した。そこで、昭和 37(1962)年 5 月同土地改良区は構造物の管理を担当市町に移管して解散した。同時に用水利用組合を設立して、耕地および水車その他に灌漑用水の配分を行うので、従来通りの通水と組織変更を願い出た。これは昭和 38 年 3 月 1 日東京都に認められ、昭和 39 年 4 月 1 日立川市外 6 市砂川用水利用組合規約が施行された。

(2) 砂川用水上流部の暗渠化工事

多摩地域は、東京のベッドタウンとして人口が増加し、交通量も増加した。 道路沿いの玉川上水の分水に、自動車や人が落ちる事故や渋滞などが多発した。 このため、暗渠化工事が進められ、その上を歩道にした。また、一部を廃止し て下水の敷設や埋設をした。下水が用水に入ると悪臭がし、蚊が発生する。さ らに、舗装によって雨水が道路に溢れ、周辺を浸水した。このため、多くの用 水が暗渠にされたり、廃止されたりした。

特に、砂川地区の南側の旧陸軍の航空隊の施設は、戦後アメリカ空軍基地に接収され、拡大された。そのため、五日市街道などは大型の軍用自動車の往来も激しくなった。もちろん、人口増加に伴う交通量も増加し、交通事故が頻発することから、昭和39(1964)年2月12日砂川用水を暗渠にして上を歩道にする工事実施の請願を立川市議会は採択した。さらに、同年9月29日都知事と都議会議長宛てに立川市内五日市街道側溝改修工事促進に関する要望を議決した。また、夜間の事故が増加したことから街灯の設置も進めた。これを受

けて、天王橋から国分寺市の境まで 5,778.9mのうち、砂川 3番の一部(現・上砂町 4丁目、砂川町 3丁目の一部)を除いて、昭和 41(1966)年 12月から 44年 3月までの間に暗渠工事が実施された。

(3) その後の砂川用水

昭和 47(1972)年 11 月玉川上水の分水の調査報告 9には、羽村から小平監視所までの福生、熊川、拝島、殿ヶ谷、立川、砂川、源五右衛門の 7 分水と砂川導水路から取水している野火止、小平分水の 2 分水、計 9 分水が取り上げられている。そのうち、砂川用水について要約すると、かつては飲料水として使用されたが、現在は消防用である。五日市街道に沿って流れる水路は暗渠化が進み、その上を歩道として使用している。流路は、以前は調布市の野川まであったが、水は小金井市梶野町でマンホールに流れ込む。

このような状況であったので、昭和 54(1979)年 4 月 1 日調布市と三鷹市が 抜けて、立川市、国分寺市、小平市、小金井市、武蔵野市による「立川市ほか 4 市砂川用水利用組合」が結成され、組合規約が施行された。規約は、巻末資料 11 に示したように全 12 条・附則と短く、砂川用水の取水口と樋管の管理を 行うことで、用水の利用配分を円滑にすることを目的(第 1 条)としている。理 事、幹事の定数は各 5 人で、理事は市長が勤め(第 6 条)、任期は 2 年とし(第 7条)、毎年 5 月に理事会を開催することにした(第 9 条)。

(4) 国分寺市の砂川用水調査委託

国分寺市内の砂川用水は北側が空堀となり、南側は家庭雑排水等が流入し、ドブ川状態である。しかし、公共下水道の整備により汚水を排除し、清流が復活できることから、昭和 62(1987)年 9 月砂川用水の歴史的役割を再認識するとともに、国分寺を「ふるさと」とする次世代へ継承することとし、①流水路、散策路としての整備、②防火用水などへの利用、③野川へ放流するルートの調査を実施した 11。①は流水部の河床を浸透防止構造にし、水深を浅くして幅に

^{8 『}立川市議会報』昭和 39 年 5 月 31 日号、昭和 39 年 12 月 10 日号

^{9 『}玉川上水路に関する分水の実態調査報告書』東京都水道局 1972年

^{10 「}玉川上水分水状況調べ」(東京都水道歴史館)

^{11 『}砂川用水調査委託業務報告書』国分寺市建設部、(株)日水コン 1987 年

変化をもたせるようにすると、水量の保存に主眼が置かれた。また、護岸や植生の提案、問題点の指摘が行われ、②はバケツリレーによる消火活動がしやすい水路をつくる程度の提案であり、③は恋ヶ窪分水の利用である。

(5) 小平市の用水路活用計画

平成 7(1995)年 3 月、小平市は『小平市用水路活用計画』¹²(以下、活用計画とする)を発表した。この活用計画は、市のめざす「緑豊かな住宅都市」づくりを進めるにあたり、歴史的・文化的遺産としての用水路を見直し、地域環境にあった整備・活用方法を検討する必要から作成された。

これに先立って平成 4 年に実施された現況調査で明らかになった問題点は、①用水路の渇水、②水路形態の喪失、③親水機能の低下、④水質の悪化で、その根本原因は、用水路沿いの都市化の進行にあるとしている。これらを踏まえ、活用計画では基本的な考え方を①地域住民と用水路の関わりを豊かにし、公共の財産として次の世代に継承する、②水と緑のネットワークを形成する、③用水路本来の姿を保全・再生する、④地域の地域性(ママ)を生かす、としている。さらに、市内に残る玉川上水の分水約 55.5km (石神井川約 2.3km を含む)の具体的な活用を、次のように区分した。

- ① 保全…現状のまま保全を進めていく(55%)。
- ② 転用…緑道などを併設し、親水空間(16%)をつくる。また、暗渠にして緑道(4%)や道路(15%)、下水道(3%)にする。
- ③ 保留…上記の①②に属さないもの(7%)。

その水源としては、東京都の清流復活事業で使用されている下水高度処理水、地下水、雨水、公共余剰水を考え、また循環利用や地下浸透の低減策も取り上げている。これによると、砂川用水は全体として 3,071mあり、そのうち①上鈴木稲荷西方の旧・上鈴木分水は上流の接続がないので水を流すことができない。また、緑道整備が進んでいるので、緑道として活用する。未整備地区は保留。②五日市街道沿いは、上流は拡幅予定地に含まれることから道路として活用し、下流は親水活用する。③南方の旧・国分寺用水(貫井分水)は連雀通りとして、道路に利用されている。

(6) 平成 10 年前後の利用組合

^{12 (}株)ラウム計画設計研究所『小平市用水路活用計画』小平市建設部特定財産 課 1995 年

平成 10(1998)年 5 月 13 日立川市ほか 4 市砂川用水組 | 表43 平成9年度決算 合は理事会と幹事会を合同で実施した。協議事項は平成 9年度の事業と決算の報告、平成 10年度の事業計画と予 算案になる。そのうち、決算報告を表 43 にした。負担金 は各市 5,000 円になる。支出は、理事会・幹事会の会議 費が57%になり、維持管理費は水衛場への謝礼である。 内容的には、砂川用水に関する情報交換が主で、残高 38,560 円が次年度繰越になる。

平成 10 年度の事業目的は「適時の清掃、浚渫等を実施 することにより用水環境の改善を図り、又、地域住民に 親しめる清流を復活させることにより、ニーズに応じた 用水の実現」をめざすことにある。その内容は、①砂川用

衣43 干队9干及沃昇					
	項目	金額円			
	繰越金	40,890			
収	負担金	25,000			
入	雑収入	24			
	計	65,914			
	会議費	15,600			
	維持管理費	4,404			
支出	事務費	7,350			
ш	予備費	0			

(「砂川用水利用組合」)

27,354

計

水取水口付近の維持管理を行うため、月5回程度の巡回点検、適時の清掃・浚 渫・補修、②水質改善のための下水道へのつなぎかえの指導・促進、③各市の 浚渫・清掃及び改修工事になる。③は、小平市の場合、5 月 18 日に市内の自治 会と農協支部が合同で沼浚いをし、上水本町1丁目の簡易護岸整備をする。小 金井市は 100 万円で貫井北町 3 丁目や桜町 1 丁目の浚渫や除草をする予定で、 武蔵野市は流水機能がないので摩滅水路の現況調査を実施し、今後の処分につ いて引続き検討するとしている。国分寺市は状況を見て、五日市街道沿いの用 水路の一部浚渫や枝伐り、清掃を予定し、立川市は泥溜 71 カ所と開渠部 310m の浚渫、遊歩道 570m の除草清掃、ごみ揚げスクリーンの清掃、取水口と導水 管の巡回点検を計画している。

6. 現 状

(1) 地方分権による水路の移譲

平成 12(2000)年施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等 に関する法律」では、国と地方の関係を上下関係から対等・協力の関係にする とされ、各省庁の指揮系統のもとに仕事をする機関委任事務が廃止された。

これによって、住民に身近な行政は地方公共団体が担い、自主性を発揮する とともに、地域住民が行政に参画し協働することを目指した。この一環として、 地方分権一括法に関係する法定外公共物として用水路が国から市へ移譲され た。砂川用水路も立川市は平成14(2002)年4月、国分寺市は同年10月、小平 市は上流部が同 15 年 4 月、下流部は同 16 年 4 月、小金井市は同 17 年 3 月移管された。この移管に合わせて、水路条例や水路条例施行規則を施行した市もある。立川市の場合は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)の規定が適用されない公共の用に供する水路は、堤防・護岸なども含めて、市長が良好な状態で維持し、適正な利用が図られるよう管理する(第 3 条)としている。

なお、平成 14 年 4 月立川市ほか 4 市砂川用水利用組合は廃止され、砂川用水連絡協議会となり、年 1 回情報交換をしている。なお、武蔵野市は砂川用水の水路敷は存在しないが、仙川の水源確保の関係から引続き砂川用水連絡協議会に所属している。

(2) 恋ヶ窪分水の文化財指定

恋ヶ窪分水は、国分寺用水の分水で西恋ヶ窪 1 丁目の緑地内に深堀が残っている。ここは、東西方向に延びる"さんや谷"と"恋ヶ窪谷"に挟まれた高台に当たる。2 つの谷を越える必要があることから、その堀幅は上端部で約6~9m、堀底で約50 cm、深さは約5mで、玉川上水の分水にしては規模が大きい。堀底は北から南に向って低く傾斜している。開削当



恋ヶ窪分水

時の古い形の堀跡を残していることから、江戸時代の貴重な土木遺産として、 開削 360 年目にあたる平成 29 年 12 月国分寺市重要史跡として指定された。

(3) 分水をめぐる最近の動向

平成 28(2016)年大学研究者と関連市民団体が連携して「玉川上水・分水網を生かした都市東京連絡会」を設立し、玉川上水と分水網、外濠、日本橋川を含めた 100 選を選定したり、シンポジウムの開催や関係機関への提言を行ったりしている。具体的には、①玉川上水の試験的通水によって外濠、日本橋川などの水質浄化の促進、②玉川上水域の水循環再生計画の策定と緊急時防災水利等の確保などを目指している。

平成 29(2017)年 1 月玉川上水やその分水の流域で自然環境と歴史的・文化的な景観の保全活用に取り組む市民団体 23 団体 6 個人からなる「玉川上水ネット」は、その活動が未来遺産に認定された。未来遺産とは、日本ユネスコ協会連盟の活動の 1 つで、日本の長い歴史と伝統のもとで豊かに培われてきた地域の文化や自然遺産を、100 年後の子供たちに伝えるための運動である。

第3章 本研究を生かした「町歩き」事例

「はじめに」で記したように、地下水位の低い武蔵野台地にあっては玉川上水の分水を飲料水や生活用水、灌漑用水、水車に使用することによって、継続的に居住することができた。今回の調査は、その分水の歴史を明らかにし、地域の資源として活用することにある。町歩きに、実際に活用できるように、事例として砂川用水の上流部のテキストを作成した。もちろん、用水や水車だけではなく、玉川上水や周辺の歴史も含めた。なお、これは立川市歴史民俗資料館やたちかわ市民交流大学市民推進委員会の主催で、実際に町歩きをした時に作成したテキストをもとにしている。

第1節 松中橋から砂川8番まで

集合:午前8時30分 西武立川駅

解散:午後12時30分 多摩都市モノレール砂川七番駅

コース: 玉川上水暗渠→松中橋(柴崎分水口と砂川分水口)→天王橋(石橋 供養塔、内野水車跡)→殿ヶ谷分水→上宿橋、上水橋(残堀川と玉川上水 の立体交差)→砂川 1番の共有水車跡→砂川 2番の共有水車跡→砂川 3 番(源五右衛門分水、タマグルマ跡)→砂川 5番の共有水車跡→砂川 6番 の共有水車、原島水車跡→田用水跡→砂川 7番の水車跡→砂川七番駅

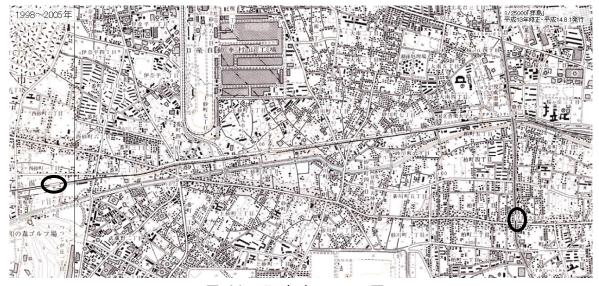


図 30 町歩きコース図

1. 導 入

歩くコース(主に砂川用水沿い)と地形の特徴、玉川上水の概要を話す。

(1) 武蔵野台地

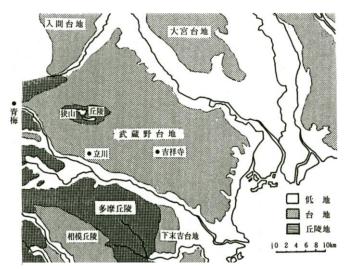


図 31 武蔵野台地と周辺図

(『玉川上水と分水』)

東西に近い方向は約 40km、南北に近い方向は約 20km になる。西部中央に狭山丘陵があるが、他は東方に緩やかに傾斜する平坦な地形になっている。その高度は、西端の青梅周辺で約 190m、東端で約 20m になる。

武蔵野台地は隆起扇状地で、その地質は表面に火山灰の堆積したローム層があり、その下は武蔵野礫層で水が浸透しやすい。このため、地下水位が低く水の乏しい地域で、玉川上水が開削される前は人々が継続的に居住することは難しかった。

(2) 玉川上水の工事

玉川上水の工事に関する直接的な資料はなく、謎が多い。

① 承応元年頃、町奉行神尾備前守が庄右衛門・清右衛門に調査を命じ、後日2人は総図などを評定所に提出した。それを阿部豊後守、松平伊豆守たち老中や寺社奉八木勘定奉行が検討し、さらに牧野織部、八本調査をした。そして、同年12月25日の両を支給した。そして、同年12月25日の両を支給した。工事は、承応2年4月4日掘り始め、11月15日に四谷大木戸まで掘った。工事費の不足は自己資金2,000両と屋敷3



玉川兄弟像(羽村市)

カ所を売った代金1,000両を出し、虎ノ門まで掘った。(『上水記』)

- ② 上水工事には2度の失敗があった。初めは日野の渡しの近くの青柳村 (現・国立市)から取水した。しかし、府中の八幡下で地形が高くなり、水が流れなかった(その跡を、府中用水が使用したという説がある)。2 回目は福生から掘り始めたが、熊川村内で水が地面に吸い込まれてしまった。ここを水喰土と言った。3回目に松平信綱の家臣安松金右衛門の測量によって羽村から掘り、成功した(『玉川上水起元』)。
- ③ 承応 2(1653)年 1 月 13 日工事が許可され、7,500 両が渡される。承応 3 年 6 月 20 日に完成し、褒美として 300 両が渡された(『徳川実紀』)。 →玉川家は約 85 年間水元役として玉川上水の管理に関わるが、元文 4(1739)年賄賂による水量の手加減があるとして戸締めになる。これは 噂ほどではないことが後に判明するが、職務怠慢で罷免される。

《背景》この背景について次の説もある。

- ・幕府の官僚機構の整備…中間的支配を排除する。
- 新田政策を進める大岡越前守忠相と玉川家との間に対立があったのではないか。

(3) 現在の玉川上水の水の行方

- ① 羽村導水路…村山・山口貯水池…東村山浄水場・境浄水場
- ② 玉川上水(12 km 開渠)…小平監視所…砂川導水路…東村山浄水場
- ③ 羽村·小作線導水路(3km)…小作浄水場



図 32 第 3 水門からの流れ(東京都水道局の羽村の説明板)

- (4) 玉川上水の国史跡指定申請の理由(平成 15 年 1 月 20 日東京都水道局)
- ① 玉川上水の導水路は、350年前の優れた土木技術を伝える土木構造物であり、我が国の土木史の中でも重要な位置を占めるものである。
- ② 近世都市江戸における給水施設として、重要な役割を果たしていた貴重な土木遺産である。
- ③ 武蔵野の灌漑用水としての役割を果たした価値ある土木遺産である。
- 2. 玉川上水の蓋掛け(昭和の森ゴルフコースの北)

昭和の森ゴルフコースの北側約 300mの玉川上水は、鉄筋コンクリートで蓋掛けがされている。これは、大型の軍用輸送機を製造していた昭和飛行機工業(株)が玉川上水の南側に長さ約 1,200mの軍用機の滑走路を作り、昭和 14(1939)年 10 月北に延長する計画で蓋掛けしたもので、30 トンの重さに耐えられるよう丈夫に造ってある。その時に、上水沿いのマツやケヤキが伐採された。なお、昭和の森ゴルフ場は、昭和飛行機工業(株)のグループ企業になる。

3. 柴崎分水と砂川用水(松中橋周辺)

(1) 柴崎と砂川の分水口の変遷

① 江戸時代、柴崎と砂川の2つの分水口は離れていた(「上水記」:図33)。砂川分水:明暦3(1657)年に天王橋の下流に開削され、7寸四方の分水口。

柴崎分水:元文 2(1737)年天王橋の上流 に幅 1 尺、高さ 1 尺 5 寸の分水口が作 られた。→天保 15(1844)年 2 月の調査

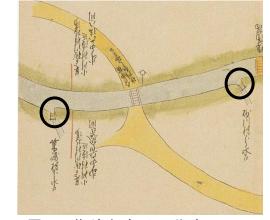


図 33 柴崎と砂川の分水口 (上水記)

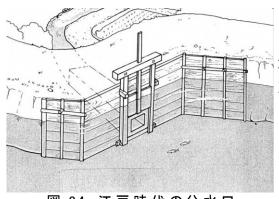
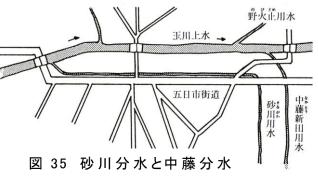


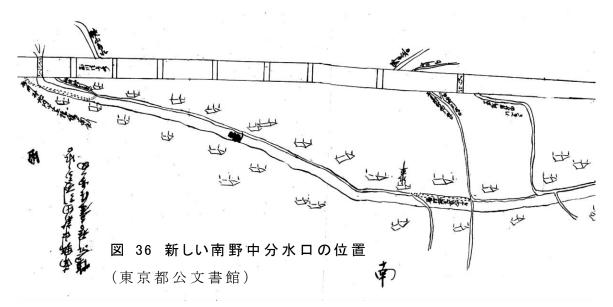
図 34 江戸時代の分水口



(『玉川上水と分水』)

では分水口は幅1尺5寸、高さ1尺である。

② 慶応 3(1867)年南野中分水が取水しにくくなったことから、分水口を 小川橋の下流から、図 36 のように天王橋上流へ移動した。ここから砂 川分水に合流させて、砂川分水が砂川 8 番で南下する所から東に水路を 新しく掘り、南野中分水に合流させた。



③ 明治 3(1870)年 6月分水口の統合によって砂川分水は松中橋に移動した。この時、柴崎分水も砂川用水に組み込まれた。南側元堀(後の砂川用水)は図 37 のように柴崎、南野中、砂川、平兵衛、中藤、上鈴木、国分寺、下小金井、下小金井新田、梶野、境の 11 分水が統合され、現在の昭島市、立川市、国分寺市、小平市、小金井市、武蔵野市、三鷹市ま



で流れた。

④ 明治 4(1871)年 5月、田用水として砂川用水 500 坪(1 坪=1 寸四方から入る水量)、殿ヶ谷分水 30 坪、深大寺分水 169 坪 2 合などが認められる。三鷹市まで流れていた砂川用水の下流に深大寺分水が新設され、調布市の野川まで約 25.6 kmの長さになる。なお、砂川用水は、表 43 のように上流側は南側(甲)と北側(乙)の田用水に分けて使用したが、明治 10年東京市街が水不足になり、増加分を半分返すことになった。そこで、全ての田に水が行き渡るように、甲、乙、丙分水の 3 分水にした。

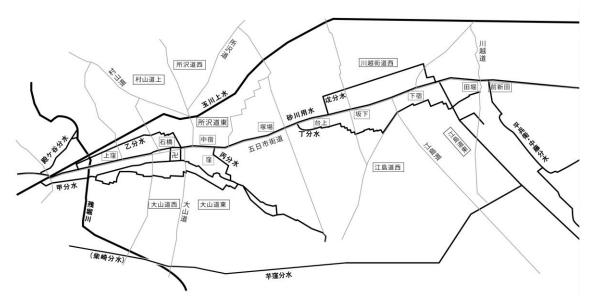


図 38 砂川村の田用水

		表43 明治					
田用水名		分岐点	長さ	幅	深さ	水田の場所	Tと面積
南側田用水	甲	拝島道南	2005間(3645m)	3尺	1尺	大山道西	9反8畝10歩
北側田用水	Z	上水内	1175間(2136m)	3尺	1尺	上水内	3町1反9畝6歩
下南側田用水	丁	江ノ島道西	1260間(2290m)	3尺	1尺	江ノ島道西	7反
下北側田用水	戊	川越道西	1157間(2103m)	3尺	1尺	川越道西	8反8畝10歩
		(「皇国地誌、村誌」『砂川の歴史』から作成)					

⑤ 明治 43(1910)年柴崎分水が砂川用水から独立し、現在の形(分水口が2つ並ぶ)になる。

(2) 松中橋 ※高欄:欄干(手すり)の模様水道用地使用許可年月日:昭和 47 年 1 月 10 日使用目的:橋りょう設置 地積:369.83 ㎡

(3) コンクリート堰

第1水道拡張事業:羽村の第3水門から村山貯水池に水を導入、境浄水場で水道の水にし、和田堀浄水池から東京市内へ配水する。このため、分水関係者は取水量が減るのではないかと危惧した。実際、水量が減ったことから、大正13(1924)年8月から大正14年3月まで、分水口の下流約7.3mにコンクリートの堰を設置した。玉川上水を散策する時、コンクリート堰を見つけたら、その上流に分水口があることが多い。

(4) 柴崎分水

柴崎分水は、「上水記」によると元文 2(1737)年に開削された。分水口は幅1尺5寸、高さ1尺で、柴崎村と芋窪新田が使用し、長さは1里半程になる。明治 22(1847)年甲武鉄道(現・JR 中央線)の開設に当り、柴崎分水 51 坪から6坪2合5勺を使用したいと申し入れがあった。しかし、柴崎村が躊躇している間に、砂川村名主源五右衛門が用水の提供と引換えに北側に駅舎を作ることを提案し、受け入れられたという。その結果、以前は「立川駅の南北格差」と呼ばれたように、北口に伊勢丹や高島屋、中武デパート(フロム中武)などの大型店ができ、南口は中小企業や個人経営の商店が多かった。このように、分水の水利用が、結果的に立川駅の南北の町づくりに大きな影響を与えた。現在は、モノレール設置に伴う再開発で格差が解消しつつある。

大正 12(1923) 年柴崎分水の利用は、水田 15 町歩、水車 7 台、飲用人口 200 人(上流の一部) であった。なお、総人口は 4,740 人で、集落の中心に は井戸が 150 本あった。流末は九ヶ村用水に流入していた。また、雑用、防火用としても柴崎分水を使用した。なお、大正 11 年には中心となる 7 つの集落(現・富士見町・柴崎町) 227 世帯には 2 軒に 1 つの割合で井戸が あった。昭和 38(1963) 年の水積は 50.475 坪になる。

(5) 砂川用水(現在は五日市街道の北側の歩道の下)

明暦3年天王橋の下流に7寸四方の分水口が設けられた。これは、玉川上水の分水の中でも、野火止用水に次いで、国分寺、小川分水とともに古い。砂川村だけが使用し、長さは1里余りであった。しかし、明治3(1870)年に柴崎、砂川、平兵衛、中藤、南野中、上鈴木、国分寺、小金井、下小金井新田、梶野、境の11分水口が南側元堀(現・砂川用水)に統合され、武蔵境まで流れるようになった。翌4年深大寺分水が梶野分水の流末から

開削され、調布市の野川まで流れるようになった。しかし、組合としての水利用が意識化されるのは、明治 8(1875)年 3 月用水組合規定書が作成されてからになる。

明治 29(1896)年9月16日砂川用水を利用していた砂川村、立川村、国分寺村、小平村、小金井村、武蔵野村、三鷹村、神代村は普通水利組合になることが求められたが、田用水、飲用水、水車用水と用途が混在することから特設水利組合規約として認可された。しかし、明治 35(1902)5月規約の改正が認められなかった。そこで、明治 39(1906)年10月3日田用水に限定した規約を作成し、北多摩郡砂川村外七ヶ村普通水利組合として認可された。当時、砂川村には水積174坪(1坪:1寸四方の面積から取水できる水量)の田用水があり、明治39(1906)年東京砲兵工廠板橋火薬製造所、明治43(1910)年東京市に売却された。その理由は、日露戦争で必要な火薬の増産や近代水道の拡大であった。日本の近代化の進展に関係した水不足を砂川用水の譲渡によって補った。さらに、明治43(1910)年砂川用水から源五右衛門分水と柴崎(立川)分水が独立した。

大正 12(1923)年の調査では 11 区に分かれていた。水田約 73.5 町、水車 38 台、飲用人口 7,450 人、雑用・防火用、国分寺や境停車場では機関車に使用した。昭和 38(1963)年の水積は 352.3 坪になる。

4. 1番橋(コンクリートの擬木)

水道用地使用許可年月日 昭和 53 年 12 月 21 日

使用目的:橋梁敷 地積:165.65 m²

5. 天王橋周辺

(1) 石橋供養塔:高さ 90 cm、幅 26 cm、厚さ 21 cmの角柱。寛政 4(1792) 年 正面:玉水分派 邈護公居 厲掲無苦 渡馬渡驢

左側面:維時寬政四龍壬子仲春月如意日 流泉現住 原説山比丘誌焉願主直入

右側面は省略したが文字が刻まれ、砂川分水の橋が洪水で流され、その被害者と石橋を再建するために苦労し、完成するまでの間に亡くなった人たちの供養のために作られたという(『立川の野仏をたずねて』)。左側面の大意は「玉川上水の分水の橋を遠くから見守ってほしい。この橋ができて馬やロバも苦労しないで分水を渡ることができる。寛政 4年 2月 のよき日、流泉寺の住職。元の文は修行僧が書いた。願主は直入」のようである。

(2) 内野水車(ジュウベエグルマ、武蔵屋のクルマ、天王橋のクルマ)

所在地 砂川村字拝島道南割 414 番地(立川市一番町 1-3-2) 使用水路 砂川分水 水車水路 縦 1 丈 2 尺(約 3 m 64 cm)、横 4 尺 5 寸(約 1 m 36 cm)、

水深 6尺(約 1m82 cm)

目 的 精穀・製粉

水 輪 1 丈 8 尺 (約 5 m 45 cm)

臼 数 明治 31(1898)年 3月 搗臼 36 個、挽臼 6 個

明治 42(1909)年 3 月 搗臼 25 個、挽臼 2 個

機械
精米機、製粉機、精麦機、精穀機、押麦機

馬 力 8

稼働期間 | 明治3(1870)年頃~昭和23(1948)年頃

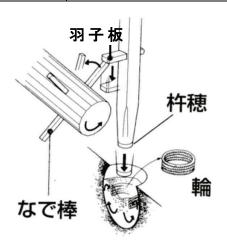


図 39 杵と搗臼(『水車屋ぐらし』)

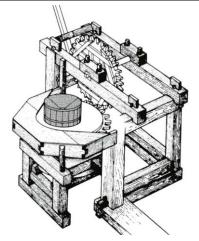


図 40 挽臼(『水車屋ぐらし』)

水車は小屋のほぼ中央にあり、杵と搗 臼のある搗き場(大麦などの精白)と挽臼 のある粉場(小麦の製粉)が分かれていた。 江戸時代の水車の平均的な臼数は搗臼 10 個、挽臼 1 個であったが、この水車には、 明治 31(1898)年に搗臼 36 個、挽臼 6 個も あった。

(3) 八雲神社

砂川1番組で祭られている神社で、「天



図 **41** 八雲神社 (明治 14年 10月迅速図)

王様」と呼ばれた。明治 39(1906)年阿豆佐味神社に合祀されたが、昭和 4(1929)年の大火事の後、再度祠を建てて祭りをするようになった。5月 5、6日が祭日で、御神体は幣束、祭神は素戔嗚尊(スサノオノミコト)である。

- (4) 高札場跡:天王橋の下流、北側にあった。文面は「この上水道において魚を取り、水をあび、ちりあくた捨つる輩あらば曲事たるべき者なり元文4年12月奉行」である。
- (5) 天王橋(五日市橋、砂川一の橋)

欄干と親柱は平成9年3月、用地使用許可は平成7年9月29日、地積368.23 ㎡。次に、現地の説明版を挙げる。

◎ 玉川上水橋梁群整備 東京都 平成 4 年 新天王橋 新天王橋

現在の新天王橋は、昭和 45 年 3 月に建設されたもので、上流部には昭和 6 年に架設された天王橋があります。天王橋の橋名は、むかし南側に松や 杉の茂森があり、天王社を奉っていたのでついたと言われています。天王 橋の北詰には、昔ここに上水を砂川に分水していた頃、架かっていた石橋 が洪水で流失したため、橋を架けなおす際に建てられた「石橋供養塔」が あります。

平成4年度に行った玉川上水橋梁郡整備では、石と鋳鉄を用いて光と影を強調し、存在感の強い橋空間を形成するため、親柱や高欄、歩道舗装の改善などを行いました

- 橋長 20.8m 幅員 11.5m 構造形式 H型鋼桁橋
- ·架設年次 昭和 45 年 3 月

※石橋供養塔は、今は玉川上水の南岸にあり、新天王橋の竣工は昭和 45 年 12 月である。

(6) 五日市街道

五日市街道は、杉並区梅里(JR新高円寺駅近く)で青梅街道から分かれ、杉並区、武蔵野などを経て立川市を通り、福生市で多摩川を越えてあきる野市五日市に至る。都道7号杉並あきる野線とほぼ同じ経路になる。江戸時代の初めに成立し、五日市や檜原の木材や炭などを江戸へ運ぶのに利用された。



平成 4 年玉川上水橋梁群整備

その後、武蔵野台地の新田開発に伴い、多摩地区と江戸を結ぶ道として発展した。武蔵野市~立川市間は玉川上水とほぼ並行している。

6. 殿ヶ谷分水

享保 5(1720)年殿ヶ谷新田、宮沢新田の飲料水として開削した。大きさは8寸四方 64 坪である。明治 3(1870)年分水口改正で 4 寸四方 16 坪にな

り、324人が使用したが、地形が高いことから取水が難しいとして縦3寸、横8寸の24坪に増加された。後に、中里新田の水利用が許可された。大正11(1922)年の調査では井戸の深さは約15~18mで掘るのに約500円かかり、5~6軒の農家で共有するのも難しいことから分水を利用した。現在は上流部は殿ヶ谷緑道となる。平成23年阿豆佐味天神社に殿ヶ谷分水碑を建立した。



殿ヶ谷分水碑

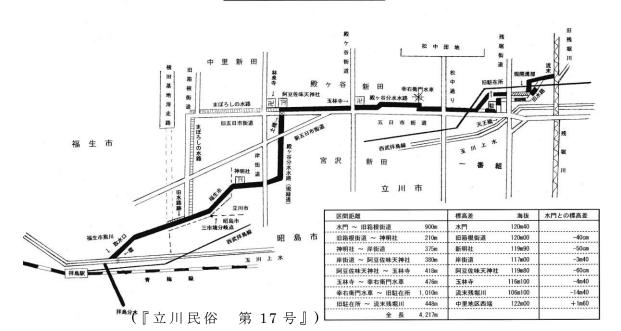


図 42 殿ヶ谷分水水路(現緑道)図

7. 稲荷橋

江戸時代は二の橋と言われた。現在の名称は砂川 1番組の稲荷社が橋の近くにあったことに由来する。今の橋は昭和 45(1970)年 3月 30日竣工し

た。すぐ下流に古い橋跡がある。稲荷社の隣に1月15日祭日の水神がある。元は八雲神社にあった水神を4番の阿豆佐味神社に納めたが、怒って火事を起こすと言われ、玉川上水沿いに祠をたてた。その後、昭和52(1977)年頃、橋の架け替えで現在地に移転した。(『砂川の神社と寺院』)

8. 玉川上水と残堀川

(1) 砂川水衛所跡

砂川 3 番から移転してきたが、昭和 55(1980)年 3 月熊川とともに小平 監視所に統合された。

(2) 玉川上水の伏越(現地の説明板)

ふせこし(サイホン工法)

玉川上水と唯一交差している川、残堀川(村山川、砂川或いは蛇掘川とも言った)が、西武拝島線武蔵砂川駅近くを流れている。かつては「狭山池(箱ヶ池)助水」として玉川上水に合流していたが、明治時代になって川が汚れてきたため、玉川上水の下を潜らせて多摩川に放流するように改修された。その後、残堀川の洪水対策として、サイホンの原理を応用した「ふせこし」と呼ばれる工法で再改修され、現在では残堀川の下を玉川上水が潜っている。

「小平市玉川上水を守る会編、玉川上水事典より」

(3) 残堀川の変遷

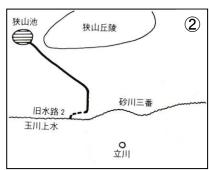
① 玉川上水ができる前

残堀川は狭山池などを水源とし、武蔵野台地を北西から南東に横切るように流れ、多摩川に合流していた。砂川村の開発は、初め3、4番付近を流れる残堀川中心に進められた。しかし、大雨が降ると蛇のように暴れることから"蛇堀川"、平素は水が少ないことから"砂の川"と呼ばれた。

② 玉川上水の補助水

玉川上水を開削する時、残堀川の水を玉川上水の助水にした。しかし、砂川 3番から取水できないので、愛宕松から南へ流し、現在の約500m上流で合流させた。明暦3(1657)年



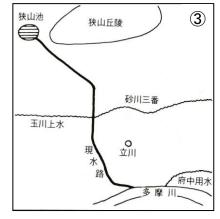


砂川分水ができ、五日市街道沿いを流したことから、細長い新田村に発展した。

③ 玉川上水と残堀川を切り離す

(玉川上水が上、残堀川が下)

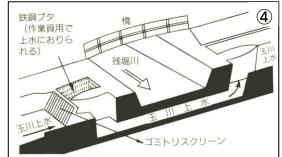
明治 41 (1908)年 12 月残堀川の水が汚れてきたこと、水量が一定しないことから合流していた残堀川を切り離して立体交差にした。つまり、残堀川を玉川上水の下に潜らせて流した。



④ 現 在

(残堀川が上、玉川上水が下)

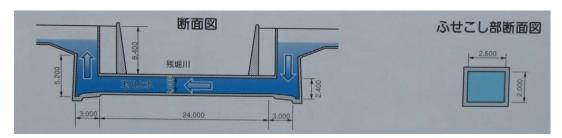
昭和 38(1963)年残堀川沿いに家が建ち並び、生活排水が流れ込んで水量が増加し、度々氾濫した。そこで、



残堀川を開渠にし、その下に玉川上水をサイフォンで流している。

⑤ 上流の流路の直線化

昭和 60(1986)年瑞穂町での氾濫を防止するため日産自動車を作る時、 流路を直線化した。



(イラスト:図43①~③は『立川市の歴史散歩』、④は『玉川上水 水と 緑と人間の賛歌』、一番下は現地の看板)

(4) 上宿橋と上水橋 上宿橋 昭和59 (1984)年3月 東京都建造 上水橋 昭和60 (1985)年3月

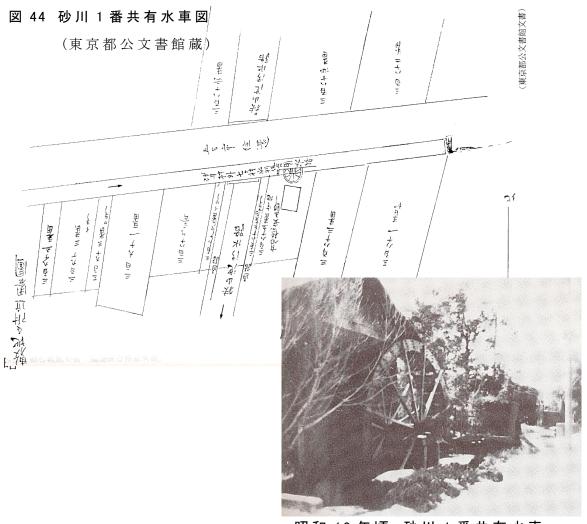
9. 砂川1番の共有水車

所在地砂川村字拝島道南割 358 番地 (立川市上砂町 3-51-4)使用水路砂川分水水車水路用水幅 5 尺 (約 1.52 m) の う ち 2 尺 (約 61 cm) 使用

126

目	的	精穀
水	輪	明治 45(1912)年 6 月 1 丈 5 尺(約 4.6m)、幅 1 尺 8 寸(55cm)
機	械	明治 45(1912)年 6 月 搗臼 10 個
稼賃	期間	明治 45(1912)年 6月~?

願人は豊泉武之助、地主は高橋安五郎。願書によると「水路ニ木材ヲ以テ柱ヲ建テ、松板ニテ 1 尺 5 寸(約 45 c m : 以下カッコ内は筆者)堰上ゲ水深 7 寸(約 21 c m)、水落 3 尺(約 91 c m)」また、水車場については「桁行 4 間(約 7.27m)、梁間 2 間半(約 4.55m)、総建坪 10 間ニシテ入口 6 尺(約 1.82m)ノ外ハ、周囲総テ松 5 分(約 1.5 c m)板ノ腰羽目ヲ張リ、土台ョリ 6 尺上リ、高サ 2 尺(約 61 c m)ノ無双窓ヲ設ケ、屋根ハ板葺」と書かれている。

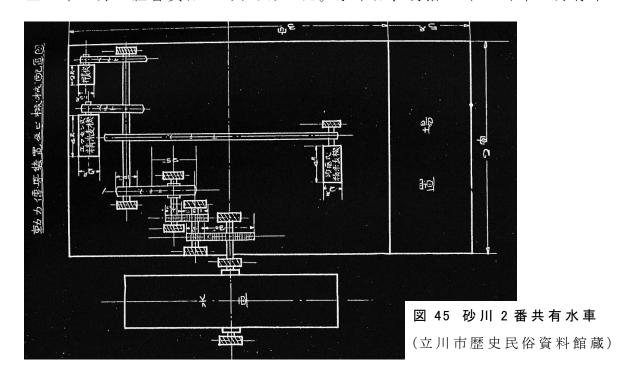


昭和 12 年頃 砂川 1 番共有水車 (『写真集 たちかわ』)

10. 砂川2番の共有水車

所在地	砂川村上水内 356 番地 (立川市上砂町 4-28-1)
使用水路	砂川分水
水車水路	用水のうち 1 尺 5 寸(約 45cm)使用(?:小坂)
目 的	明治 44(1911)年 8 月 製糸
	大正元(1912)年 12月 製糸・精穀
	大正 13(1924)年頃 精穀・押麦
水輪	明治 44(1911)年 8 月 1 丈 2 尺(約 3.64m)、
	幅 1 尺 8 寸(約 55 c m)
臼	大正 13(1924)年頃 1 丈 2 尺(3.64m)、幅 3 尺(91 c m)
	明治 44(1911)年 8 月 揚返台 12 台揚枠 36 個
	大正元(1912)年 12月 搗臼 6個
機械	大正 13(1924)年頃 須藤式精麦機 1 台、エクセン式精麦米
	機1台、甲式参号押麦機1台
馬力	明治 44(1911)年 8 月 0.41
	大正 13(1924)年頃 3
稼働期間	明治 44(1911)年 8月~昭和 25(1950)年頃

明治 37(1904)年武州鶴見川社組合に加入し、第 39 号揚枠所になる。大正 3 年 9 月の組合員は 17 人であった。水車は、明治 44(1911)年 2 月青木



直次郎が出願し、同年 8 月製糸揚枠所が完成する。揚枠所は間口 2 間(約 3.6 m)、奥行 11 間 3 尺(約 11 m)で 4 間 3 尺(約 9.8 m)と 3 尺(約 90 c m)の下家がある。工場は 20 坪、宿直室 3 坪、事務室 3 坪、台所 2 坪、乾燥室 1.5 坪、便所半坪があった。

11. 砂川新田の開発と砂川分水

① 慶長 14(1609)年狭山丘陵の麓岸村 (現・武蔵村山市)の村野家によって砂 川村の開発願が出されたが、実質的な

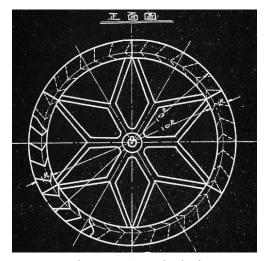


図 46 砂川 2 番共有水車

(立川市歴史民俗資料館)

開発は寛永 4(1627)年頃からで、残堀川周辺の限られた地域だった。その後、明暦 3(1657)年に砂川分水が五日市街道沿いに開削されたことから、東西に広がる街村が成立した。

- ② 享保 7(1722)年財政不足の解決の一環として新田開発令が出され、親村が開発の許可を受け、人や金を出して新田(子村)を作った→武蔵野台地の中央に多数の新田ができ、現在の立川市や小平市などが形成された。
- ③ 元文 3(1738)年大飢饉で武蔵野新田 1,320 軒のうち、生活できたのは 35 軒だけであった。そこで、代官川崎平右衛門は分水の工事をさせ、食糧の支給や換金作物の栽培を奨励した。また、飢饉に備えて貯蓄(アワやヒエ)させた。彼は、福生市の新堀の植樹をしたと言われている。
- ④ 新田村の様子

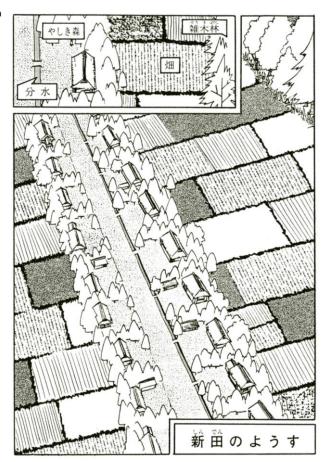


図 47 新田村(『玉川上水と分水』)

村は五日市街道沿いに分水、宅地、畑と計画的に作られ、宅地は畑と共に短冊形に区切られた。分水は、主に街道の北側沿いに直線的に流れ、各家では洗い場で水を汲み、朝はその水で洗面し、たらいに入れて洗濯をした。その水は分水に流さないで堆肥にかけたり、庭に撒いたりした。桶で汲んだ水を天秤で台所に運び、水瓶に入れて炊事などに使用した。また、風呂桶に汲み込んだ。街道と屋敷の間の広い庭では大根を干しや棒打ち(大麦の脱穀)などの農作業をした。冬には「神棚にごぼうの種がまける」とか「床の間にナスの種がまける」などと言われる程、空っ風が吹いたので、庭や家の周りには屋敷森といわれる防風林が植えられた。畑の奥に雑木林があり、その落ち葉は肥料、枝は燃料、幹は建築材料に使用した。

12. 砂川村名主家

砂川村名主で代々源五右衛門を名乗り、玉川上水水見廻り役を兼任した。 村野姓であったが、明治に砂川に改姓した。

(1) 源五右衛門分水

明治 43(1910)年 3 月北側田用水の売却時に分水口を設置した。分水口は見影橋の上流南岸にある。砂川家の池の水の排水は、明治 44(1911)年砂川用水の下を潜り、五日市街道の北側に沿って下水を作り、東に流下した。大正 12(1923)年水田 2.45 町、450 坪と 600 坪の



水田(東京都立水道歴史館)

池(養魚場)に使用した。また、立川駅前の街路の両側に流下させ、雑用、防火用と使用した。なお、立川駅では蒸気機関車に使用した。

(2) 砂川3番のタマグルマ

所在地	砂川村上水内 315 番地 (立川市上砂町 3 - 1 0 - 2)
使用水路	砂川分水
水車樋口	縦 6 尺(約 1.8m)、横 6 尺(約 1.8m)、深さ 8 寸(約 24 c m)
目 的	天明 8(1788)年 12 月 精穀・製粉
	大正 11(1922)年 12月 押麦機導入
水輪	安永 6(1777)年 1 丈(約 3m)

弘化 3(1846)年 1 丈 4 尺 4 寸(約 4.4m) 明治 31(1898)年 1 丈 5 尺(約 4.6m) 大正 9(1920)年 1 丈 4 尺 5 寸(約 4.4m)幅 3 尺 5 寸(約 1m) 臼·機械 天明 8(1788)年 12月 搗臼 8個、挽臼 1個 文政 5(1822)年 搗臼 10個、挽臼 1個 明治 31(1898)年 3月 搗臼 20個、挽臼 4個 明治 42(1909)年 3月 搗臼 20個、挽臼 3個 大正 9(1920)年 11 月 搗臼 20 個、挽臼 4 個、挽割臼 1 個 大正 11(1922)年 11 月 押麦機導入 搗臼 20 個、挽臼 2 個、挽割臼 1 個 昭和 3(1928)年 同 年 4 月 精米機 1 台、精麦機 2 台、昇降機 3 台 精米機2台、乾燥機1台 昭和 14(1939)年 搗臼 20個、挽臼 2個、精米機 1台、 精米機2台、乾燥機1台 同 年2月増設 押麦機1台、製粉機1台、籾摺機1台 昭和27(1952)年 押麦機4台、精米機2台、製粉機2台 馬力 | 明治 31(1898)年 3月 5 安永 6(1777)年~昭和 40(1965)年 稼働期間

安永 6 (1777) 年尾張鷹場役所に願書を出して水車を設置した。冥加永は200 文であった。天明 8 (1788) 年所有者は砂川村名主源五右衛門で、冥加永は260 文、弘化 3 (1846) 年には302.5 文に増加した。大正 9 (1920) 年11 月水車の建坪は71.5 坪で、工場は15.5 坪、他は住居などであった。水輪の水受けは28 枚、搗臼は20 個あり、当時の営業人は島田又一郎である。島田家は万吉・又一郎・美清と3 代が水車営業をした。

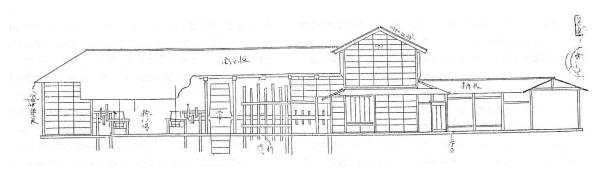


図 48 砂川 3番タマグルマ(立川市 島田美清家文書)

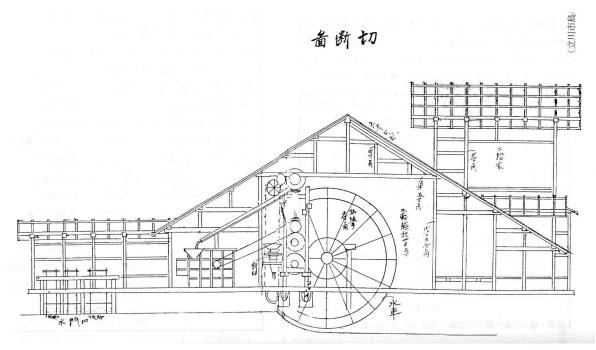
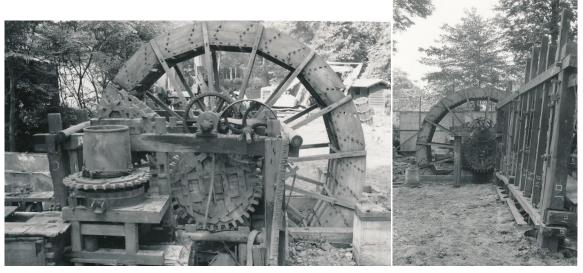


図 49 砂川 3番タマグルマ(立川市 島田美清家文書)



砂川 3番の水車(写真:立川市歴史民俗資料館)

(3) 流泉寺(天龍山流泉禅寺)

立川市柴崎町の普済寺と同じ臨済宗建長寺派の寺院で、本尊は十一面千 手観世音菩薩。寛永 5(1628)年頃から荻原、宮崎、矢崎、清水、内野、豊 泉の 6 人衆によって計画され、慶安 3(1650)年村野肥後守安次が創建した という。開山は殿ヶ谷村福正寺の東林香玉禅師。天明 5(1785)年焼失した が、寛政 2(1790)年再建された。村の教育の中心的役割を担った。

13. まいまいず井戸跡

スリバチ型に掘った井戸を上り下りする道が、まいまい(カタツムリ) の殻のようになっていることから名付けられた井戸で、羽村五ノ神のものが有名であるが、砂川3番のT字路南方にもあったと言われている。

14. 阿豆佐味天神社

寛永 6(1629)年村の鎮守として、殿ヶ谷村(現・瑞穂町)から分社。祭神は少彦名命(スクナヒコナノミコト)で4月 15日が春祭、9月 15日が例祭、12 月の大晦日に古いお札やダルマなどでオカガリを焚く。元旦はだるま市がたち、初詣客で賑わう。宮司は宮崎家で、他に殿ヶ谷の阿豆佐味天神、中里の神明社、芋久保の愛宕社を兼務している。拝殿は、総ケヤキ造りで、見事な彫刻が施されている。幕末から明治にかけては、社前に 1 番から10番までの山車が勢ぞろいしたという。弘化 3(1846)年、鶴見の名工・飯島吉六が作った、唐子 4 人が片膝をついて担いでいる珍しい漱盤(そうばん:手水鉢)がある。

◎ 蚕影神社

阿豆佐味神社境内には、疱瘡神、琴刀比羅社とともに蚕影神社がある。 蚕の天敵は鼠なので、それを追い払う猫を守り神にしている。ジャズピア ニストの山下洋輔氏の飼い猫が戻ってきたことから、猫返し神社と称され、 愛猫の無事や健康を祈りにくる方が多い。

15. 立川基地拡張予定地

大正 11(1922)年帝都防衛の中核として、陸軍第 5 大隊の飛行場が造られたのが立川基地の始まりになる。当初は約 45 万坪あり、人口が増えた

ことから、立川は村から町になる。昭和時代の初めは民間空港としても使用された。しかし、昭和8年から陸軍専用となり、昭和20年8月敗戦によって米軍に占領される。昭和30年防衛負担の削減と引換えに基地拡張がされ、1,650mの滑走路を2,100mにし、さらに制限区域を設ける計画が立てられた。

しかし、昭和 44(1969)年アメリカ軍が 活動を停止し、昭和 52年全面返還された。

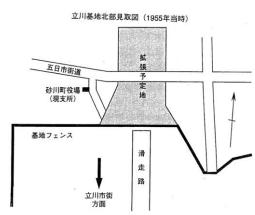


図 50 立川基地の拡張計画 (砂川地域センターパネル)

16. 砂川5番の共有水車

所在地 砂川村 240 番地 (立川市砂川町 5-13 付近) 使用水路 砂川分水 水車水路 用水幅 6 尺 (約 1.8 m)のうち 3 尺 (約 91 cm)使用 目 的 精穀 水 輪 大正 3(1914)年 7 月 1 丈 3 尺 (約 3.9 m)、幅 2 尺 8 寸 (85 cm) 機 械 大正 3(1914)年 7 月 搗臼 8 個

稼働期間 大正 3(1914)年 7月~昭和 27(1952)年頃

大正 3(1914)年 4 月篠崎良介が代表 する約 20 軒の共有水車で、砂川分水 6 尺(約 1.8 m)のうち 3 尺を使用し、1 尺 (約 30 c m)堰上げて 3 尺の落差を設け た。水車場は「桁行 3 間(約 5.5 m:以 下カッコ内は筆者)、梁間 2 間(約 3.6 m)、総建坪 6 坪ニシテ入口 6 尺ノ外、

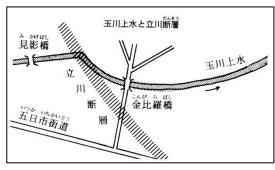
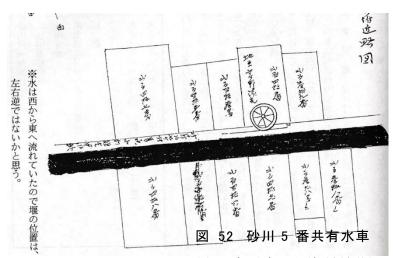


図51立川断層 (『玉川上水と分水』)



(立川市歴史民俗資料館蔵)

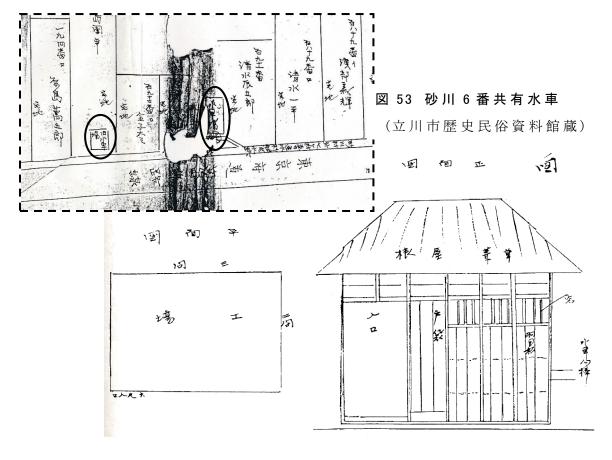
きな穴の中に水車を設けた感じだった。水車に行くには、五日市街道から下に降りて橋を渡った。道路から見ると、水車のトタンの屋根だけが見えた。

搗臼は2列で8個あるが、1度に利用できるのは片側4個ぐらい。砂川6番の水車を使用すると、下流から増水して回転に影響が出た。大雨が降

ると水車場が水浸しになる。そこで堰を払うと、下流で溢れた。大麦の精白が主で、小麦の製粉や大麦の押麦には3番のタマグルマを利用した。

17. 砂川 6番の共有水車

大正 8(1919)年 2月、6番組の共有水車は原島萬吉が代表として水車を出願した。幅 6 尺の砂川用水の中央を松杭で仕切り、1 尺(約 30cm)堰上げて、落差 4 尺(約 1.2m)を設けた。当初、搗臼 10 個を予定したが、用水組合の実地調査で 7 個に制限された。水車場は間口 2 間(約 3.6m)、奥行 3間(約 5.5m)の大きさであった。原島萬吉は大正 15(1926)年に死亡し、その後休業状態で、廃止の届け出は昭和 6(1931)年 3 月 16 日に出された。



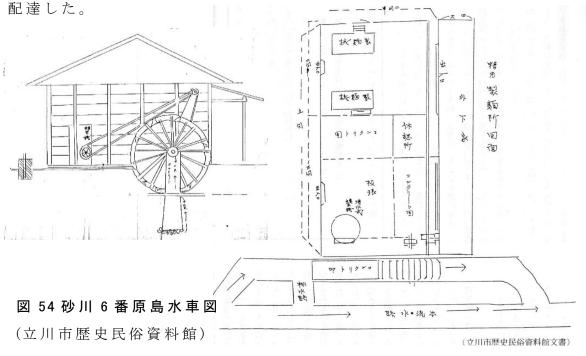
18. 馬頭観世音

馬を供養するための石碑があったが、道路工事で埋めてしまったことから、工事を請負った高松建設(1番組の共有水車の後の所有者)が昭和43(1968)年4月新築した。

19. 砂川 6番の原島水車

所在地	砂川村 191 番地 (立川市柏町 3-48-3)
使用水路	砂川分水
水車水路	砂川分水より分岐し、幅4尺(約1.2m)
目 的	精米・製麺
水輪	昭和 6(1931)年 1 丈 2 尺(約 3.6m)、幅 2 尺 7 寸(約 82cm)
機械	昭和 6(1931)年 清水式精米機 1 台、真崎式製麺製造 2 台
馬力	昭和 6(1931)年 3
稼働期間	昭和 6(1931)年~昭和 16(1941)年頃

昭和 6(1931)年原島真作が水車設置願を提出した。水車場の大きさは間口 5 間(約 9.1 m)、奥行 2 間 3 尺(約 4.6 m)に 5 間と 4 尺の下家がついた。目的は、うどん製造で岩崎商店から小麦粉を購入した。小麦粉 2 袋をこね器に入れ、塩と水を加えてこねる。次に、鉄のローラーに 2 回通した後、溝が切ってあるローラーにかけてうどんにした。それを天日干しにし、100 匁の東にして、砂川や立川北口の商店へ卸した。冠婚葬祭時は生うどんで



20. 丁分水口と戊分水口

明治31年田用水の丁分水口は砂川村川越道西にあり、木樋の内法は幅6寸(約18 cm)、高さ5寸(約15 cm)で30坪あり、灌漑反別は1町8反8畝余りであった。戊分水口は砂川村江ノ島道西にあり、木樋の内法は幅6寸、高さ5寸で30坪あり、灌漑反別は1町2反2畝余りであった。

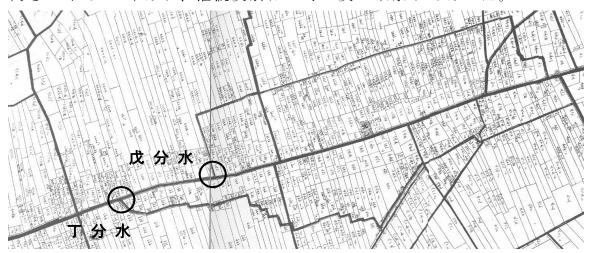


図 55 明治 31(1898)年 丁分水口と戊分水口(『立川変遷地図集』)

21. 砂川 7番の水車

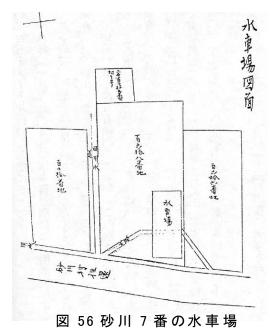
所在地	砂川村川越道西 168 番地 (立川市柏町 3-24)			
使用水路	砂川分水			
水路樋口	縦 1 丈 2 尺(約 3.6m)、横 4 尺(約 1.2m)、水深 1 尺(30 c r			
目 的	天明 8(1788)年 12 月 精穀・製粉			
	昭和 18(1943)年頃 ベントナイト粉砕・カレー材料製粉			
水輪	明治 28(1895)年 5 月以前 1 丈 6 尺(約 4.9 m)			
	明治 29(1896)年 5月 1 丈 8 尺(約 5.5m)			
臼・機械	天明 8(1788)年 12 月			
	文政 5(1822)年			
	明治 28(1895)年 5 月以前 搗臼 21 個、挽臼 6 個			
	明治 29(1896)年 5月 搗臼 30個、挽臼 4個			
	同年6月 搗臼20個 挽臼4個			
	昭和 27(1952)年 搗臼 10 個、クラッシャー1 台、粉			
	砕機 1 台、篩 1 台			
馬力	明治 31(1898)年 3月 7			

天明8(1788)年「上水記」の調査では、所有者は村蔵と源五右衛門で冥加永260文であったが、水車は壊れて休業中であった。その後、再建されたが、明治28(1895)年5月23日夜、火事になる。この時の所有者は砂川憲三で、営業人は滝島倉次郎であった。これは1年後に再建される。明治34(1901)年7月所有者は砂川憲三から原島善兵衛・尾崎萬五郎・須崎梅太郎・井滝博太郎の4人の共有になるが、営業は滝島勇太が行った。大正3(1914)年10月この水車を利用して砂川村の発電計画が立てられた。当時は、村内600戸余りのうち550戸以上が養蚕をし、灯火の過失で火事が多かった。そこで、工事費1万7千円でタービン水車〈25馬力、850円〉を導入し、電気を供給する予定であったが、砂川村に電気が供給される(大正6年5月実施)ことになり、中止した。昭和5(1930)年に所有者は須崎平吉・尾崎岡之助・須崎梅太郎・井滝博太郎の共有から島田トメに変更し、昭和18(1943)年中野元右衛門が営業した。クレンザー代わりのベントナイトを粉末加工したり、カレー材料のウコン、肉桂、唐辛子を製粉したりした。

22. 中野絹篩

水車では、石臼で小麦粉を殻ごと 潰し、篩によって粉と麩 (ふすま)を 分けるが、この時に使用する絹篩を 売っていた。やっこ篩の場合、木の 枠に絹篩を米の糊と竹釘を使って固 定する。中野絹篩は後に、現在の NBC に吸収合併される。

- **23**. **まとめ**(砂川用水を中心に振り返りをする。そのポイントを示す。)
- 砂川用水口の変化
- ・砂川用水の歴史と現状
- ・田用水への分岐点
- ・洗い場(飲料水、生活用水として使用)
- ・水車への利用



(東京都公文書館蔵)

おわりに

立川市から昭島市に跨る地域には、国立の昭和記念公園がある。東京ドーム約40倍の広さがあり、日本を代表する公園の1つであるが、以前はアメリカ空軍の立川基地であった。このことを知らない地元民が増えていると聞く。それ以前は日本陸軍の飛行場で、昭和初期には民間の利用もあったことなどは、さらに伝わっていないことであろう。

このように、社会情勢によって地域の土地利用が大きく変化し、以前の姿が失われると、その歴史も全くわからなくなることが多い。現在でも五日市街道沿いの立川市域は砂川用水が流れているが、一部を除いてほとんど歩道の下の暗渠になっている。"町歩き"で歩道を歩きながら「この下に砂川用水が流れています。」と話しても、「本当ですか?」と聞き返す人が何人かいる。開渠で残されている旧・砂川3番周辺まで来ると、砂川用水が暗渠であることを納得してくれる。まして、この用水を使って水車が動かされ、人々の生活に必要な米や大麦の精白、小麦の製粉に使用されたことなどは、自ら思いつくことはない。

開渠の場合も同様である。昭和記念公園内にも、明治 3(1870)年から約40年間砂川用水に所属し、現在は独立している柴崎分水が流れている。明治 41(1908)年残堀川が玉川上水から切り離され、玉川上水の下を流れるが、途中にある柴崎分水との交点は、伏越(サイフォン)で残堀川の下を流している(玉川上水口の南西)。さらに、その下流は公園内のみんなの広場の南側、残堀川に沿って開渠で流れている。しかし、それに気づく人はほとんどいない。

かつての私もそうであった。砂川用水は、その名称から砂川村だけの使用であったと思っていたし、「上水記」にも同様に記されている。それゆえ、小金井市域にも流下していたことを初めて知った時は驚いたし、旧・砂川 9 番付近の高台をどのように流れたのか疑問に思った。

また、砂川用水を環境用水として使用したいという調査書や計画書には、 用水が果たした歴史的役割を再認識する必要があると記されている。しか し、実際にどのような水利用の歴史があったのか、ほとんど記述が無い。 江戸時代は玉川上水の南岸の柴崎分水から境分水までの11分水は、そ れぞれが独立し玉川上水から直接取水していた。しかし、明治3(1870)年 の分水口の統合によって、現在の流路の原型が作られた。翌4年に深大寺 分水、砂川村の田用水が開削された。明治8(1881)年に約定書が作られ、 これを契機に江戸時代の分水ごとの水(みず)利用組合から、統合された砂 川用水の水利用へ歩み出す。さらに、法律に準拠した普通水利組合や土地 改良区になったが、その経緯などはほとんど知られていない。

また、砂川村役場の引継文書目録からは用水組合を所管していた同村役場には、多くの関係文書が残されていたことが判明した。しかし、その多くが失われ、現在一部が立川市歴史民俗資料館に残されている。また、願書などの提出先の東京都公文書館にも一部が残されている。今回は、これらの文書を主に調査し、成果として次のことを明らかにした。

- ・明治 4(1871)年砂川村の水田計画と田用水の流路の分析をした。さらに、 実際に開削された田用水が、やがて熊川分水や日本麦酒醸造会社、板橋 火薬製造所、東京市などに売却され、麦酒製造や火薬製造、近代水道の 原水など日本の近代化を支える産業や水道などに使用された。
- ・分水関係者は、明治 3(1870)年分水口の統合に反対し元に戻すよう働きかけたが、許可されなかったことから、明治 8(1875)年 3 月約定書を作成し、砂川用水の共同利用に歩み出した。また、平兵衛・中藤分水では分水内での水使用の約定が作られた。
- ・明治 22(1889)年の小金井村を事例に、水賦金の徴収法や金額が分水によって異なる実態を明らかにした。
- ・明治時代には新たな水利用として製氷場が作られた。また、水路の維持・管理に関しては境分水口や上鈴木分水口の移動、小金井新田分水口の統合、築樋の修理などが行われた。
- ・飲用、田用、水車用と用途が混在することから、明治 29(1896)年特設 水利組合規約が認可されたが、その後紆余曲折があり、10年後の明治 39年に普通水利組合として認可された。その経緯を明らかにした。
- ・明治 40 年代の普通水利組合としての組合会の議事を中心に、その活動を明らかにした。
- ・今まで不明であった源五右衛門分水の開削時期を明らかにした。つまり、明治 43(1910)年北田用水の流末に源五右衛門分水が開削され、また、同年柴崎分水が砂川用水から独立した。
- ・水車が用水を使用する料金(流水使用料)の変遷を明らかにした。

- ・大正時代の水利用を明らかにし、組合の歳入出の決算状況、関東大震災 後の対応、管理者の変更(北多摩郡長から砂川村長へ)について明記した。
- ・大正期には小金井村や砂川村、平兵衛新田での水路変更、神代村での京 王電気軌道(株)の電柱設置、同所の暗渠上の土地利用、国分寺駅での中 央線と西武線の水利用などが行われた。
- ・昭和初期や昭和 20 年代の用水組合の活動、殿ヶ谷庭園東方の水路の払 下げ、境分水口の修理が行われた。
- ・昭和 27(1952)年普通水利組合から土地改良区になった経緯、その定款 と規約、当時の水利用の状態について明らかにした。
- ・昭和 30(1955)年前後の土地改良区の活動を取り上げ、その後の人口増加と水道敷設により、水利用が変化した。
- ・昭和 38(1905)年土地改良区が解散し、昭和 40 年代初めに砂川町で用水の暗渠工事が行われた。
- ・昭和末期から平成初期にかけては、環境用水としての見直しも行われるようになってきたが、市によって取り組みがやや異なる。

以上、明治期以降現代までの主なものを取り上げた。本人としては水車 そのものの記述は少ないが、とうきゅう環境浄化財団から研究助成を受け て、上梓した『玉川上水の水利用と水車(I)』(2000年)の続編と考えて いる。

今回、いくつかの市民グループと交流する機会があり、その中で分水の歴史が明らかにされていないことから、勘違いや誤解のあることに気づいた。今後の課題として、今回の調査の成果を市民に広く伝える必要を痛感している。そのため、当初予定していなかった"町歩き"の事例を取り上げ、それに多くの頁をさいた。本報告では、最上流部の砂川用水の分水口から砂川8番までを取り上げたが、できれば今後市民を対象とした"町歩き"を関係機関や市民グループと協力して調布市まで実施し、その地域に合わせたレジュメの作成をしたいと思っている。

「地方の活性化」、「地域おこし」という言葉をよく聞くが、意外に自分の住む地域の歴史を知らないことが多い。地域の活性化を図るためには、住民一人一人が地域の歴史をよく知り、地域に対して愛着や誇りをもつ必要がある。地域に残る水路を見て歩き、地域の歴史を振り返ることが、地域に愛着をもつ契機になることを願っている。

資 料

資料 1 明治 8 年 3 月 13 日 用水組合約定書

玉川上水ヨリ分水元樋ノ義流末村々組合引取同様相心得候様被仰渡候ニ付村々規定左之通

- 第1条 一砂川村ニテ1人惣代人相立外村ニテ1人年番相定置取扱可申事
- 第2条 一元樋幷堀筋修膳之儀ハ右両人立会入費ハ上下之無差別寸坪ニ割合 出金可致候事 但金高 30 円以上ト見積リ候修繕ハー同相談ノ上取計可申 候事
- 第3条 一右堀筋川浚ノ義ハ其村限リ引受ケ聊無等閑年々浚立可申候事
- 第4条 一堀筋普請ニ付地元ニ於テ聊故障申間敷筈就テハ平常水見路廻リノ モノ通行之節川縁通行無差支様兼テー同へ申聞置可申事
- 第5条 一元堀筋為見廻樋元ハ総代人ノ内申合壱人毎年5月ヨリ7月迄3ヶ月之間1ヶ月3度ヅゝ見廻リ可申尤旅費之義ハ1人ニ付金30銭宛ニ支給可致事
- 第 6 条 一元樋開鎖之義ハ砂川村ニテ引受入費ハ詳細帳簿へ記載致シ置其都 合又ハ歳 1 両度年番立会之上計算割賦可致事
- 第7条 一各分水口二水冠リ多少無之様一定相成候様可致事 但右入費之義 ハ其村限リ請持可申事
- 第8条 一分水口前二於テ水堰留外分水口ョリ余多ノ水冠リニ致候カ又ハ宅地畑畔等へ自侭ニ水引入候節ハ見附次第其村役人又ハ惣代人年番之内為立会為取払候ハ勿論罰金2円宛ニ当人ニ負担其村方ョリ差出可申事 但出火其外非常ノ節ハ別段之事罰金之義ハ見附人へ3分ノ1給与致シ其余ハ其年入費ニ遣払可申事
- 第9条 一各分水口洩水有之候節ハ総代又ハ年番見廻リ候後ヨリ見附候迄ノ 日数丈ケ分水口皆留致シ可申事
- 第 10 条 一爾今堀筋へ水車取建候節ハ樋元砂川村ハ勿論流末村々へ故障 有無取糺ノ上水路水盛等差図ヲ受ケ補理可申候事
- 第 11 条 年番割 明治 8 年 柴崎村組合

同 9年 中藤新田組合

同 10 年 境村

同 11年 上下小金井村組合

同 12年 国分村組合

同 13年 下小金井新田

同 14年 深大寺村梶野新田組合

右余ハ順番ノ事

右之条々確定候上ハ已後万一違犯シ致候村方ハ分水口取潰可申依之約定証書如件

明治 8年第3月13日

神奈川県管下第 12 大区 3 小区武蔵国多摩郡砂川村 戸長 砂川助左衛門

同管下第 11 区 9 小区同郡榎戸新田 村用掛り 清水藤五郎

中藤新田代兼同大区同小区平兵衛組合 村用掛り 川島伝兵衛

同大区同小区同郡野中新田 代議人 関田安太郎

同大区四小区同郡梶野新田組合 村用掛り 梶野直治

同大区同小区同郡境村同新田 村用掛り 清本仲右衛門

同大区 1 小区同郡上鈴木新田 代議人 向野与五兵衛

同大区2小区同郡上下小金井村 村用掛り 小川慶治郎

同大区同小区同郡下小金井新田 村用掛り 鴨下文左衛門

同大区同小区同郡貫井村同新田 村用掛リ 平井六左衛門

同管下 10 大区 3 小区同郡恋ヶ窪村 戸長 鈴木作左衛門

同大区同小区国分寺村 村用掛り 小柳直右衛門

同大区8小区同郡深大寺村 戸長 富沢松之助

同管下第 12 大区 4 小区同郡柴崎村 戸長 鈴木平九郎

第12条 一元堀通リ水税其他諸入費割賦方之義ハ右掛リ金額之内5分惣体水車臼73枚へ割リ元堀通リ水車臼杵ニテ左ノ割合之通出金尚惣事金額ノ内右73枚ヘワリ3分当リヲ内川水車臼杵数ニテ左ノ通リ出金候筈尤右臼杵数多分増減之出来候節ハ其都度至当ノ賦課相談可致依之左ノ通リ割合但杵10本ニ付臼1枚ニ換ル

組合元樋高 一水積 1022 坪 水税金 此金 311 円 71 銭 但寸積 1 坪ニ付金 30 銭 5 厘

5 分金 155 円 85 銭 5 厘 臼 73 枚二割 1 枚二付 金 2 円 13 銭 5 厘

3 分金 93 円 51 銭 3 厘 臼 73 枚へ割 1 枚ニ付 金 1 円 28 銭 1 厘

臼 41 枚 一金 87 円 53 銭 5 厘 元堀水車

臼 32 枚 一金 40 円 99 銭 2 厘 内川水車

合金 128 円 52 銭 7 厘 差引 金 183 円 18 銭 3 厘

水積 1022 坪ヘワリ 1 坪ニ付 金17 銭9 厘2毛

右之通リ割賦方法相極候ニ付明治8年分ヨリ自今聊無相違出金可致候事、 (明治27年「第2種第一課文書類別・庶務、水利組合ニ関スル書類」東京都公文書館蔵)

資料 2 明治 14 年 4 月 玉川上水分水字南側元堀用水組合北多摩郡砂川 村外弐拾壱ヶ村関係人民集会規則

第1章 総則

- 一第1条 本会ハ該用水ニ関スル事件及ヒ経費支出徴収方法ヲ議定ス
- 一第2条 本会ハ通常会ト臨時会ト2類ニ分ツ、其定期ニ於テスルモノヲ通 常会トシ、臨時ニ開クモノヲ臨時会トス
- 一第3条 通常会・臨時会ヲ論セス会議議案ハ、組合村々戸長集議ノ上之ヲ 発シ、尋常事件ハ樋元戸長・年番戸長ヲ以テ主任者トシ之ヲ施行シ、非常 ノ事件ハ郡長ノ施行ヲ乞者トス
- 一第 4 条 通常会・臨時会ヲ論セス、関係アル人民ヨリ主任者及ヒ議長へ意 見書ヲ出ストキハ、直ニ之ヲ議会ニ問ヒ会議ノ議案トナスコトヲ得ヘシ
- 一第5条 会議ノ決議ハ、議長ヨリ事務ヲ施行スル戸長及ヒ郡長へ届出ヘシ、 主務者ニ於テハ之ヲ各戸長へ報告シ、各戸長ハ部下人民へ直ニ広告スヘシ
- 一第6条 会議中該用水ノ利害ニ関スル事件ニ付、県令へ建議セントスル者 アルトキハ、之ヲ会議ニ附シ過半数ノ同議ヲ得タルトキハ、議長ノ名ヲ以 テ建議スル事ヲ得
- 一第7条 議長・副議長及ヒ議員ノ日当は、各村用水ニ関スル人民ヨリ支給 スヘシ 但、書記ノ給料ハ会議費中ヨリ支給スルモノトス
- 一第8条 該会へ出会スルモノハ、各村戸長其関係人ノ代議タルモノナレハ、 此会ニ於テ決議スル事件ハ則各村人民一同之決シタルモノト認ルヲ以テ、 各村人民ニ於テ後日之ニ異議ヲ唱フルノ権利ナキモノトス

第2章 選 举

一第9条 本会議員定員ヲ定ムル事左ノ如シ

第1項 各分水口1ケ所ニ付1人ヲ挙ル者トス

但、本堀通水路村々組合4人ヲ挙ル者トス

第2項 1ト引取ロニシテ、30坪以上引取ロハ30坪毎議員ヲ増加スル者

トス

- 一第 10 条 本会議員タルヲ得ヘキモノハ、満 20 年以上ノ男子ニシテ、其村 内ニ本籍ヲ定メ用水ヲ使用スル者ニ限ルヘシ
- 議長・副議長ハ議員中ヨリ公選シ、主任者及ヒ郡長へ届出ヘシ 一第 11 条
- 一第12条 書記ハ議長之ヲ撰シ庶務ヲ整理セシム
- 一第 13 条 議長・副議長任期ハ 20 年トシ、2 年毎ニ改選シ、議員ノ任期 4 年トシ2年毎二半数ヲ改選スヘシ 但、前任ノ者再選スル事ヲ得

第 3 章 議則

- 一 第 14 条 当 日 定 刻 ニ 至 リ 議 員 半 数 以 上 欠 席 ス ル ト キ ハ 、会 議 ヲ 開 ク 事 ヲ 得 ス
- 一第 15 条 会議ハ過半数ニ依ヒ(ママ)決ス、可否同数ナルトキハ議長ノ可否 スル処ニョル
- 一第16条 主任者若クハ意見書ヲ出セルモノハ、議案ノ旨意ヲ弁明スル事ヲ 得ルト雖モ、決議ノ数ニ入ル事ヲ得ス
- 一第 17 条 議員ハ会議ノ事項方リ充分討論スルヲ得ルト雖モ、人身上ニ附テ 褒貶毀誉ニ渉ル事ヲ得ス
- 一第18条 議事ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス、若シ規則ヲ皆キ議長之ヲ制止 シテ、其命ニ順ハサル者アルトキハ、議長之ヲ議場外へ退出セシムルヲ得、 其強暴ニ渉ルモノハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルヲ得

開閉 第4章

- 一第19条 本会ハ毎年3月之ヲ開ク、其開閉ハ戸長ヨリ之ヲ命ス、開期ハ5 日以内トス、尤会期中終ラサル条件有之節、議長ハ会議ノ衆議ヲ取リテ日 限ヲ伸フル事ヲ得、然ルトキハ其旨主務者へ届出ヘシ
- 一第20条 通常会議ノ外会議ヲ附スヘキ事件アリテ、主務者若クハ議長ヨリ 開会ニ委スルトキハ、臨時会ニ開ク事ヲ得

北多摩郡砂川村 人民総代 幸介

明治14年第4月 梅田五郎右衛門

> 宮崎弥次郎 小峰庄之助

同郡立川村 小川弥五左衛門

石川四郎左衛門

同郡中藤新田 池ノ谷市之丞

同郡平兵衛新田 尾又五郎右衛門

 同郡戸倉新田
 田倉市五郎

 同郡野中新田
 水村仙太郎

 同郡榎戸新田
 須崎力太郎

 同郡国分寺村
 小柳直右衛門

恋ヶ窪村 尾崎平九郎

関野新田

梶の新田梶の藤五郎境村平野佐七

 鈴木新田
 粕谷伊左衛門

 堀野中
 福島藤左衛門

深大寺村

金子村

大町村榎本佐次兵衛佐須村山越水之介柴崎村鴨志田八三郎小金井村芳須善兵衛小金井新田田中伝右衛門

貫井村 鈴木兵左衛門

神奈川県令野村靖殿

『小金井市誌編纂資料第35編』小金井市教育委員会 1996年 pp. 162~163)

資料 3 明治 29 年 9 月 16 日 砂川村外七ヶ村関係用水規約書

内1乙1601号ノ8 北多摩郡砂川村 外七ヶ村 明治29年3月15日稟申用水組合規約設定ノ件特ニ聞置ク 明治29年9月16日

東京府知事侯爵久我通久印

砂川村外七ヶ村関係用水組合規約書

第1条 本組合ハ玉川上水分水南側元堀掛ノ左ノ村々用水ニ関スル事業ノ為 メ設置スルモノトスル

一原樋寸積 617 坪 4 合 北多摩郡砂川村外 6 ヶ村合樋

内訳

分水 水積 59 坪 4 合 7 勺 5 才 立川村、砂川村字芋久保新田

同 水積 3 坪 砂川村字久保

同 水積 15 坪 砂川村田用水

同 水積 57 坪 8 合 同

同 水積 37 坪 2 合 同

同 水積 4 坪 同

同 水積 30 坪 同

同 水積 30 坪 同

同 水積 13 坪 砂川村字弁天、国分寺村大字平兵衛新田

同 水積 25 坪 8 合 国分寺村大字中藤新田、平兵衛新田、戸倉

新田、榎戸新田、野中新田六左衛門組

同 水積 64 坪 5 合 国分寺村大字国分寺、恋ヶ窪、小金井村大

字貫井

同 水積 3 坪 小平村大字鈴木新田

同 水積 58 坪 5 合 小金井村大字小金井

同 水積 40 坪 1 合 5 勺 小金井村大字下小金井新田

同 水積 26 坪 武蔵野村大字境

同 水積 114 坪 6 合

内

水積30坪 小金井村大字梶野新田、関野新田、武蔵野村

大字境新田、三鷹村大字井口新田、野崎

水積84坪6合 神代村大字深大寺、佐須、柴崎、金子、大町

元堀汲取

飲用水積 35 坪 3 合 7 勺 5 才 砂川村 国分寺村大字榎戸新田、野中 新田、戸倉新田 小平村大字鈴木新田、野中新田 小金井村大字貫井、下小金井新田

- 第 2 条 本組合元堀ト称スルハ砂川村原樋ヨリ国分寺村小平村ヲ経テ流末 小金井村大字梶野新田地内深大寺用水組合入口迄ヲ云フ
- 第3条 本組合会議員ノ定数ヲ定ムルコト左ノ如シ

第1項 各分水口1ヶ所二付議員1人ヲ挙ルモノトス

但30坪以上ノ分水口ハ30坪毎ニ議員1人ヲ増加スルモノトス

第2項 元堀通水路村々汲取飲用者ニ於テハ議員2人ヲ選出スルモノトス 第4条 議員タルコトヲ得ベキ者ハ満25歳已上ノ男子ニシテ其区域内ニ住居 シ此用水ニ関係アル者ニ限ル 但左ニ掲クル者ハ議員タルコトヲ得ズ

- 1 瘋癲白痴ノ者
- 2 公権ヲ剥奪セラレタル者及停止中ノ者
- 3 治産ノ禁ヲ受ケタル者
- 4 選挙ニ関スル犯罪ニ依リ選挙権及被選挙権停止中ノ者
- 5 組合管理ニ関係スル町村吏員
- 第 5 条 議員任期ハ 4 ケ年トシ満期ニ其全数ヲ改撰ス 退任ノ議員ハ再撰セラルゝコトヲ得
- 第6条 議員定数3分ノ1以上欠員アルトキ又ハ3分ノ1ニ至ラザルモ管理 者ニ於テ補欠ヲ必要ト認ムルトキハ其補欠選挙ヲ行フ 補欠議員ハ其前任 者ノ残任期間在職スルモノトス
- 第7条 議員ノ選挙ハ本組合用水各分水口又元堀汲取飲用者ハ其飲用者ニ 於テ第3条ノ定員ヲ撰挙シ其村長ニ於テ之ヲ管理シ其当撰者ヲ該用水管理 者ニ直ニ報告スルモノトス 但1分水口ニ於テ数村ニ渉ル者又飲用使用者 ヨリ選出スル議員ハ関係村長協議ノ上選挙管理者ヲ定ムルモノトス
- 第8条 議員選挙人ハ其区域内ニ居住シ其用水関係者ニシテ丁年以上ノ男子 タル可シ 但第4条ノ5項ヲ除クノ外他ノ各項ニ触ル者ハ選挙人タルコト ヲ得ズ
- 第9条 議員選挙ハ投票多数ヲ得ル者ヲ以テ当選者トス投票相同ジキ者ハ年 長者ヲ取リ同年ナルトキハ管理者抽籤シテ其当選者ヲ定ム
- 第10条 議員選挙ノ手続ハ其管理者ニ於テ之ヲ定ム
- 第11条 議員ニシテ第4条ニ掲グル各項ノ1ヲ失ヒ又ハ同条ノ各項ニ触ルモ ノハ其職ヲ失フモノトス
- 第12条 組合会ノ議決ス可キ事件ノ概目左ノ如シ
 - 1 組合規約ヲ改正追加シ及組合区域ヲ変更スルコト 但此議決ハ議員3分ノ2以上ノ同意ヲ得ルヲ要ス
 - 2 組合費ノ予算ヲ定メ及決算報告ヲ認定スル事
 - 3 各分水口場所替樋口用水増減或ハ水路変更及ヒ水路へ胎内ヲ設クル等 ノ諸件ヲ処理スル事
 - 4 予算ヲ以テ足ムルモノヲ除クノ外新タニ義務ノ負担ヲナシ及権利ヲ棄

却スルコト

- 第 13 条 議員選挙ノ効力若クハ議員ノ資格ニ関スル異議ハ組合会之ヲ議決 ス可シ
- 第 14 条 組合会ハ管理者ヲ以テ議長トシ管理者故障アルトキハ其代理者之 ニ代ハルモノトス
- 第15条 組合会ハ毎年3月通常会ヲ開キ其他必要アルトキ臨時会ヲ開ク
- 第16条 組合会ハ管理者之ヲ招集ス但議員4分ノ1以上ノ請求アルトキハ必 ズ之ヲ招集ス可シ
- 第17条 招集状ハ急速ヲ要スル場合ヲ除クノ外遅クモ開会ノ3日前ニ之ヲ発 ス可シ
- 第18条 組合会ハ議員3分ノ1以上出席スルニ非レバ議事ヲ開キ議決ヲ為ス 事ヲ得ズ 但同一ノ議事ニシテ招集再回ニ至ルモ議員尚定数ニ満タザル トキハ此限ニ非ズ
- 第 19 条 組合会ノ議決ハ過半数ニ依リ之ヲ定ム可否同数ナルトキハ議長可 否スル所ニ拠ル
- 第20条 組合会議ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第21条 管理者職務ハ概目左ノ如シ
 - 1 組合一切ノ事務ヲ管理スル事
 - 2 組合会ノ議事ヲ準備シ及其議決ヲ執行スルコト若組合会ノ議決不都合ト認ムル場合又ハ公益ニ害アリトスルトキハ其議決ヲ停止シ及之ヲ再議セシムルコトヲ得
 - 3 組合権利ヲ保護シ歳入出予算其他組合ノ議決ニ依リテ収入支出ヲ命令 シ会計及出納ヲ監視スル事
 - 4 諸証書及其他書類ヲ保管スル事
 - 5 外部ニ対シテ組合ヲ代表スル事
- 第 22 条 管理者ハ特ニ組合会ノ委任ヲ受ケ又ハ其議決ヲ経タル事件ニアラ ザレバ組合ノ為メ契約ヲ締結シ又ハ義務ヲ負担ス可キ証書若クハ委任状 ヲ発スルコトヲ得ズ
- 第23条 組合会ハ常設委員2名ヲ置ギ其委員ハ無報酬ニシテ実費ヲ支給スルモノトス
- 第24条 委員タルコトヲ得ベキ者ハ第4条ニ掲クル組合会議員資格ニシテ選 挙ハ組合費会ニ於テ之ヲ行ヒ投票多数ヲ得タル者ヲ以テ当撰者トシ投票

相同ジキ者ハ年長者ヲ取リ同年ナルトキハ議長抽籤シテ其当選者ヲ定ム第 25 条 委員ノ任期ハ 4 ケ年トシ満期ニ至リ改選スルモノトス 但シ前任者再選セラルゝコトヲ得

- 第 26 条 委員欠員アルトキハ補欠選挙ヲ行フ補欠委員ハ其前任者ノ残任期間在職スルモノトス
- 第 27 条 組合用水ニ係ル費用ハ各分水寸積元堀飲用者ハ該用水ニ属スル水積ニ依リ賦課シ各村長ニ於テ之ヲ徴収シ砂川村役場へ送付スルモノトス
- 第28条 水車其他契約上ノ取得ハ雑収入トシテ組合費ニ充ルモノトス
- 第 29 条 組合費用ヲ徴収期日ヨリ 30 日以上怠納スルモノハ該用水ヲ停止ス ルモノトス
- 第 30 条 管理者ハ毎会計年度ノ歳入出予算ヲ調製シ会計年度前ノ通常組合 会ノ議決ヲ経可シ
- 第31条 決算ハ収入役ニ於テ会計年度ノ終リョリ3ケ月以内ニ之ヲ結了シ証書類ヲ併セテ之ヲ管理者ニ提出シ管理者之ヲ審査シ意見ヲ付シ之ヲ次会ノ通常組合会ノ認定ニ付スベシ
- 第 32 条 此組合規約ニ依リ始メテ議員ヲ選挙スル場合ニ於テ組合会ノ議決ニ附ス可キ事項ハ其成立ニ到ル迄ノ間管理者ニ於テ之ヲ行フ可シ
- 第 33 条 左ノ事項ハ其時々組合会ノ決議ヲ要セズ用水管理者ニ於テ処理スルモノトス
 - 1 原樋幷ニ元堀修繕ハ管理者委員立会ノ上取計フ可キ事
 - 2 毎年元堀浚渫ハ水路村々飲用使用者ニ於テ従前ノ通リ浚渫致ス可キ事 但シ砂川村一ノ橋以西及前新田胎内深堀等ハ組合村々ニ於テ負担スル モノトス
 - 3 平常用水路見回ノ節川縁通リ差支ナキ様致シ置ク可キ事
 - 4 元堀筋見回リハ毎月管理者又ハ委員1人1回宛為ス可キ事
 - 5 各分水口ハ水冠リ多少無之様可致且其費用ハ該引取口ニ於テ負担ス可 キ事
 - 6 分水口前ニ於テハー切堰ス可カラズ若シ犯ス者アルトキハ其都度管理 者ニ於テ30日間其用水半減ジニ為ス可キ事
 - 7 元堀管理者ハ水路ニ於テ宅地畑畦等へ用水引入ルルモノアルトキハ直 ニ為差塞若シ拒ム敷又ハ再ビ犯ス者アルトキハ速ニ告発ノ手続ヲ為ス 可キ事

- 8 管理者ハ各分水口ニ於テ漏洩水アルトキハ其用水ヲ30日半減シ再ヒ漏 洩水アル樋口ハ30日間皆留ス可キ事
- 9 分水樋破損シタルトキハ管理者ノ通知次第20日巳内ニ伏替ノ準備ヲナシ管理者へ届出立会ヲ乞フ可シ尤モ該費用ハ其引取口ノ負担タル可キ 事 但シ用水々積ニ関スル破損ハ速ニ仮繕ヲ為スモノトス
- 10 用水元堀へ水車新設等ノ義申出候者アルトキハ管理者ニ於テ篤ト通水可否見込ヲ立組合会ノ承諾ヲ経ル后ニ非サレバ新設ヲ許サズ 但シー旦承諾シタル后ト雖モ差支ノ場合ニ於テハ之ヲ変更或ハ取払スルコトヲ得ベキ様契約為シ置ク可シ且又器械増設モ本文ニ準ス可キ事
- 11 渇水ニ依リ原樋ヲ縮少シタル場合及原水減少シテ組合用水ニ不足ヲ生ジタルトキハ管理者委員立会ノ上水配ヲ施行スルモノトス
- 第 34 条 本組合用水ノ管理者ハ樋元砂川村長ニ収入役ハ同村収入役ニ嘱託スルモノトス

右ノ通リ規約調製候ニ付御認可被成下度候也

北多	摩郡	砂川村長	宮崎五百里印
同	郡	立川村長	井上善次郎印
同	郡	国分寺村長	小柳九一郎即
同	郡	小平村長	高橋 恭寿印
同	郡	小金井村長	鈴木兼三郎印
同	郡	武蔵野助役	秋元 喜七印
同	郡	三鷹村長	井上慶三郎印
同	郡	神代村長	清水彦太郎印

(「明治29年 第一課文書類別庶務・公共組合」東京都公文書館)

資料 4 明治 39 年 10 月 3 日 砂川村外七ヶ村用水普通水利組合規約書

北多摩郡砂川村外七ヶ村用水普通水利組合規約

午1甲第4784号2 砂川村外七ヶ村普通水利組合

創立委員 北多摩郡砂川村長

" 立川村長

" 国分寺村長

" 小平村長

" 小金井村長

- " 武蔵野村長
- " 三鷹村長
- " 神代村長

明治 39 年 8 月 13 日申請普通水利組合規約之件 右水利組合条例第 12 条ニ依リ之ヲ認可ス 明治 39 年 10 月 3 日

東京府知事男爵千家尊福

北多摩郡砂川村外七ヶ村用水普通水利組合規約

- 第1条 本組合ハ北多摩郡砂川村外七ヶ村用水普通水利組合ト称ス
- 第2条 本組合ハ水利ニ関スル事業経営ノ為設置スルモノトス
- 第3条 組合ノ区域ハ左ノ通リ之ヲ定ム
 - 1 北多摩郡砂川村 玉川上水一ノ橋以東1番組ヨリ10番組及八軒ニ至ル 16町3反4畝歩
 - 1 同郡立川村 5町5反歩
 - 1 同郡小平村 大字鈴木新田、野中新田善左衛門組 8 反歩
 - 1 同郡国分寺村 大字平兵衛新田、中藤新田、戸倉新田、国分寺、野中新田六左衛門組、榎戸新田、恋ヶ窪8 町 7 反 7 畝歩
 - 1 同郡武蔵野村大字境

3 町 3 反歩

1 同郡三鷹村大字井口新田、野崎

- 8 反歩
- 1 同郡小金井村 大字貫井、小金井、下小金井新田、関野新田、梶野新田 9町2反7畝歩
- 1 同郡神代村大字深大寺、佐須、柴崎、金子、大町 8町4反6畝歩第4条 組合会議員ハ19名トシ其ノ選挙区及選出議員ノ数ヲ左ノ如ク定ム
 - 第1区1人 立川村、砂川村大字芋窪新田
 - 第2区1人 砂川村字久保
 - 第3区1人 砂川村、拝島道南割
 - 第4区1人 砂川村上水内西
 - 第5区1人 同村大山道西
 - 第6区1人 同村上水内東
 - 第7区1人 同村江之島道西
 - 第8区1人 同村川越通西

- 第9区1人 同村弁天、国分寺村平兵衛新田
- 第 10 区 1 人 国分寺村中藤、平兵衛、戸倉、榎戸新田、野中新田六左衛 門組
- 第11区2人 同村大字国分寺、恋ヶ窪、小金井村大字貫井
- 第12区1人 小平村大字鈴木新田
- 第13区1人 小金井村小金井
- 第14区1人 武蔵野村境
- 第 15 区 1 人 小金井村大字梶野新田、関野新田、武蔵野村大字境新田、 三鷹村大字井口新田、野崎
- 第16区2人 神代村大字深大寺、佐須、柴崎、金子、大町
- 第 17 区 1 人 国分寺村榎戸、戸倉、野中新田六左衛門組、小金井村貫井下小金井新田、小平村鈴木新田、野中新田善左衛門組、砂川村
- 第 5 条 選挙人選挙区ノ所属ハ其ノ住所地トス若シ住所ヲ有セサル者アルト キハ其ノ居所ニ依リ之ヲ定ム 選挙人ニシテ選挙区内ニ住居所ヲ有セサル トキハ所有土地ノ所在地トス 但シ数選挙区ニ渉リ土地ヲ所有スルモノハ 其ノ組合費負担額ノ最多キ土地ノ所在地トシ負担額相同シキトキハ管理 者之ヲ定ム
- 第6条 議員タルコトヲ得ル者ハ満25歳以上ノ男子ニシテ其ノ選出部内ニ住居シ此ノ用水ニ関係アル土地ヲ所有スル者ニ限ル

左二掲クル者ハ議員タルコトヲ得ス

- 1 禁治産者及準禁治産者
- 2 租税怠納処分中ノ者
- 3 家賃分散破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ身代限ノ処分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ免 レサル者
- 4 公権ヲ剥奪セラレタル者及停止中ノ者
- 5 選挙ニ関スル犯罪ニ由リ選挙権及被選挙権停止中ノ者
- 6 陸海軍ノ現役ニ服スル者
- 第7条 議員ノ任期ハ4年トス
- 第8条 議員定数ノ3分ノ1以上欠員ヲ生シタルトキ又ハ管理者若クハ組合 会ニ於テ必要ト認メタルトキハ補欠選挙ヲ行フ 補欠議員ハ前任者ノ残任 期間在職スルモノトス
- 第9条 管理者ハ選挙ヲ行フ毎ニ選挙前30日ヲ限リ其ノ日ノ現在ニ依リ選挙

人名簿ヲ製シ公告ノ上選挙前7日間便宜ノ場所ニ於テ之ヲ関係者ノ縦覧ニ 供スヘシ若シ関係者ニ於テ脱漏又ハ誤載アルコトヲ発見シタルトキハ其 ノ縦覧期限内ニ之ヲ管理者ニ申立ツルコトヲ得

管理者前項ノ申立ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査シ名簿ヲ修正スヘキモノナルトキハ修正ノ上其ノ要領ヲ公告シ選挙期日前 10 日ヲ限リ確定名簿トナスベシ 本条ニョリ確定シタル名簿ハ確定ノ日ヨリ 1 ヶ年以内ニ於テ行フ選挙ニ適用スルコトヲ得

- 第 11 条 選挙ヲ行フトキハ管理者ハ各選挙区ニ於テ委員又ハ組合員中ヨリ 選挙掛長 1 名選挙掛 2 名乃至 4 名ヲ選任シ選挙ニ関スル事務ヲ処理セシム 選挙掛ハ名誉職トス
- 第 12 条 選挙開会中ハ選挙人又ハ選挙ノ事務ニ関スル者ノ外何人タチトモ 選挙会場ニ入ルコトヲ得ス但シ監視ノ権アルモノハ此ノ限ニアラス 選挙人ハ選挙会場ニ於テ協議又ハ勧誘ヲ為スコトヲ得ス
- 第 13 条 選挙ハ投票ヲ以テ之ヲ行フ 投票用紙ノ式ハ管理者ニ於テ之ヲ定 ム 選挙人ハ選挙ノ当日自ラ選挙会場ニ至リ選挙人名簿ノ対照ヲ経テ投票 簿ニ捺印シ投票用紙ノ交付ヲ受ケ自ラ被選挙人ノ氏名ヲ記シ投票函ニ投 入スベシ

投票用紙ニハ選挙人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス 自ラ被選挙人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサルモノハ投票ヲ為スコトヲ得ス 投票函ハ投票ヲ終ル迄之ヲ開クコトヲ得ス

- 第 14 条 投票ニ記載ノ人員其ノ選挙スヘキ定数ニ過キ又ハ不足アルモ其ノ 投票ヲ無効トセス其ノ定数ニ過クルモノハ末尾ニ記載シタル人名ヲ順次 ニ棄却スヘシ 左ノ投票ハ無効トス
 - 1 成規ノ用紙ヲ用ヰサルモノ
 - 2 被選挙人ノ氏名ヲ記載セサルモノ
 - 3 文字ノ読ミ難キモノ
 - 4 被選挙人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ
 - 5 被選挙権ナキ人名ヲ記載シタルモノ
 - 6 被選挙人氏名ノ外他事ヲ記入セルモノ

但シ身分住所又ハ敬称ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニアラス

- 第 15 条 投票ノ受理並ニ効力ニ関スル事項ハ選挙掛之ヲ議決ス可否同数ナルトキハ選挙掛長之ヲ決ス
- 第16条 選挙人ハ開票ノ節参観ヲ求ムルコトヲ得
- 第 17 条 議員ノ選挙ハ有効投票ノ多数ヲ得タルモノヲ以テ当選トス但シ其ノ選挙区内ノ議員定数ヲ以テ選挙人名簿ニ記載セラレタル者ノ内同区選挙人ノ総数ヲ除シテ得タル数ノ 10 分ノ 1 以上ノ得票アルコトヲ要ス
- 第 18 条 前条ノ選挙ヲ終リタルトキハ選挙掛長ハ選挙録ヲ製シ選挙ノ顛末 ヲ記載シ選挙掛ト共ニ署名捺印スヘシ

選挙掛長ハ前項ノ手続ヲ終リタルトキハ直ニ選挙人名簿、選挙録、投票、並ニ関係書類ヲ添ヘ当選者ノ住所氏名年齢ヲ管理者ニ報告スベシ

第 19 条 前条ノ報告ヲ受ケタルトキハ管理者ハ直ニ当選人ニ其ノ当選ノ旨 ヲ告知シ当選人ハ其ノ当選ヲ承諾スルヤ否ヤヲ告知ヲ受タル日ヨリ 5 日以 内ニ管理者ニ申立ツヘシ若シ其ノ期限内ニ申立ヲ為ササルトキハ当選ヲ 辞シタルモノト見做ス

当選ヲ辞シタル者アルトキハ逐次有効投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ当選トス投票数相同キモノハ年長者ヲ取リ同年月日ナルトキハ管理者抽選シテ其ノ当選ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テモ本条第1項ヲ適用ス当選人其ノ当選ヲ承諾シタルト キハ管理者ハ当選証書ヲ交付シ当選人ノ住所氏名ヲ公告スヘシ

選挙録、選挙人名簿、投票、其ノ他関係書類ハ其ノ議員ノ任期間管理者 ニ於テ保存スルモノトス

- 第20条 選挙ノ効力ニ関シ異議アル者ハ選挙ノ日ヨリ7日以内ニ之ヲ管理者 ニ申立ツルコトヲ得
- 第 21 条 選挙ノ規定ニ違反シタル選挙ハ無効トス但シ選挙ノ結果ニ異動ヲ 生スル虞ナキモノハ此ノ限リニアラス

選挙若ハ当選無効ト確定シタルトキハ更ニ選挙ヲ行フ但シ投票又ハ年齢ノ査定若ハ当選ノ順序ニ錯誤アリタル為メ若ハ選挙ノ際選挙権ヲ有セサル為メ当選無効ト確定シタルトキハ第 19 条第 2 項乃至第 4 項ノ規定ヲ準用ス

第22条 議員ニシテ被選挙権ヲ喪失スル者ハ其ノ職ヲ失フ

議員ハ自己ノ当選又ハ資格ニ関スル会議ニ於テ弁明スルコトヲ得ルモ其 ノ議決ニ加ハルコトヲ得ス 議員ハ其ノ当選ヲ無効トシ又ハ資格ヲ有セストスル決定若ハ裁決確定シ 又ハ判決アル迄ハ会議ニ列席シ及発言スルノ権ヲ失ハス

組合会ニ於テ当選ヲ無効トシ又ハ資格ヲ有セストノ議決ヲ為シタルトキハ管理者ハ其ノ議決書ヲ本人ニ交付シ直ニ之ヲ公告スルモノトス

- 第23条 組合会ハ毎年1回通常会ヲ会計年度開始前ニ関キ臨時会ハ必要アル 場合ニ開ク但シ通常会ノ期間ハ7日以内トシ臨時会ハ3日以内トス
- 第24条 組合会ノ会議ハ公開ス但シ議長ノ意見ヲ以テ傍聴ヲ禁スルコトヲ 得
- 第 25 条 管理者ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合会ノ議事ニ参与スルコトヲ得但 シ議決ニ加ハルコトヲ得ス

前項ノ列席者ニ於テ発言ヲ求ムルトキハ議長ハ何時ニテモ之ヲ許スヘシ 第 26 条 議員ハ自己及其ノ父母兄弟若ハ妻子ノー身上ニ関スル事件ニ付テ ハ組合会ノ議決ニ加ハルコトヲ得ス

- 第 27 条 組合会ハ書記ヲシテ議事録ヲ製シ其ノ議決ノ顛末並ニ出席議員ノ 氏名ヲ記載シ議長及議員 2 名以上之ニ署名捺印スヘシ
- 第28条 組合会ノ会議細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第 29 条 非常事変ニ際シ臨時会ヲ召集スル暇ナキトキハ管理者ハ組合会ノ 権限ニ属スル事件ヲ専決処分スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ次会ノ会議 ニ報告スヘシ
- 第 30 条 本組合ニ於テ費用ヲ負担スル堤塘敷及水路ノ敷地若クハ流水ヲ使 用セントスル者ハ管理者ノ許可ヲ受クヘシ但シ特ニ民法上使用ノ権利ヲ 有スル者ハ此ノ限ニアラス

旧来ノ慣行ニョリ前項ノ堤塘敷水路敷流水ヲ使用スル権利ヲ有スル者アルトキハ組合会ノ議決ヲ経ルニアラサレハ其ノ旧慣ヲ改ムルコトヲ得ス

- 第 31 条 本組合ハ堤塘敷水路敷流水ノ使用料金ヲ徴収スルコトヲ得其ノ使 用料金ハ組合会之ヲ定ム
- 第 32 条 委員ハ組合内ノ町村吏員又ハ組合員ノ中ヨリ之ヲ選任ス
- 第33条 委員及附属員ハ管理者ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事スルモノトス
- 第34条 本組合ノ会計年度ハ政府ノ会計年度ニ同シ
- 第35条 組合費ハ関係土地ノ反別ヲ標準トシテ其ノ所有者ニ賦課ス組合費ノ納期ハ組合会ノ意見ヲ聞キ管理者之ヲ定ム
- 第 36 条 事業ノ必要ニ依リ夫役現品ヲ賦課セントスルトキハ予メ相当ノ価

格ヲ定メ之ヲ賦課スルモノトス但シ特別ノ必要アル場合ヲ除ク外本人ノ 便宜ニ任セ代人ヲ出シ又ハ金円ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第37条 組合会議員ニハ其ノ職務取扱ノ為メ事実ヲ弁償ス

第 38 条 工事及物品調達ノ受負又ハ財産ノ売却貸与ハ公入札ニ付スルモノトス但シ臨時急施ヲ要スルトキ及入札ノ価格其ノ費用ニ於テ得失相償ハサルトキ又ハ組合会ニ於テ随意契約ヲ許シタルトキハ此ノ限リニアラス

第 39 条 此ノ規約ニ規定セサル事項ニシテ組合事業ノ為必要ナルモノハ水 利組合条例ニ依リ組合会ノ決議ヲ経テ之ヲ執行ス

(「明治39年 文書類纂・地方行政・水利組合」東京都公文書館)

資料 5 明治 43 年 4 月 21 日 砂川村外七ヶ村用水普通水利組合規約書の 改正点

第3条 本組合ノ区域ハ左ノ如シ

第1区 立川村 砂川村芋窪新田 水積59坪4合7癪5才

反別 5 町 9 反 4 畝 23 歩

第2区 砂川村久保 水積3坪 反別3反歩

第3区 砂川村弁天 国分寺村平兵衛新田 水積13坪 反別3反歩

第 4 区 国分寺村中藤、平兵衛、戸倉、榎戸新田、野中新田六左衛門組 水積 25 坪 8 合 反別 2 町 5 反 8 畝歩

第5区 国分寺村国分寺、恋ヶ窪、小金井村貫井

水積 64 坪 5 合 反別 6 町 4 反 5 畝 歩

第6区 小平村鈴木新田 水積3坪 反別3反歩

第7区 小金井村小金井 水積 58 坪 5 合 反別 5 町 8 反 5 畝 歩

第8区 武蔵野村境 水積26坪 反別2町6反歩

第 9 区 小金井村梶野新田、関野新田、武蔵野村境新田、三鷹村井口新田、

水 積 30 坪

第10区 神代村深大寺、佐須、芝崎、金子、大町

野崎

水積84坪6合 反別8町4反6畝歩

反別3町歩

第 11 区 砂川村、国分寺村榎戸、野中新田六左衛門組、小平村鈴木新田、野中新田善左衛門組、小金井村貫井、小金井

水積 35 坪 3 合 7 勺 5 才 反別 3 町 5 反 3 畝 23 歩

第4条 組合会議員ノ定数ハ13人トス 選挙区ノ数及各選挙区ヨリ選出スル

議員数左ノ如ク定ム

第 1 区 1 人 第 2 区 1 人 第 3 区 1 人 第 4 区 1 人 第 5 区 2 人 第 6 区 1 人 第 7 区 1 人 第 8 区 1 人 第 9 区 1 人 第 10 区 2 人 第 11 区 1 人

- 第 11 条 各選挙区ニ於ケル選挙会ハ管理者ノ求メニ依ル村長選挙長ト為リ 之ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス管理者ハ選挙区毎ニ選挙人中ヨリ 2 人乃至 4 人 ノ選挙立会人ヲ選任ス
- 第 15 条及第 18 条中 選挙掛長ヲ選挙長ニ選挙掛ヲ選挙立会人ニ改ム
- 第30条 流水の下「ヲ使用セントスルモノハ管理者ノ許可ヲ受クヘシ」を削り「使用ノ許否ハ組合会ノ決議ニ依ル」に改む
- 第31条 本組合ニ常設委員2人ヲ置キ組合員中被選挙権ヲ有スル者ニ就キ管 理者ノ推薦ニ依リ組合会之ヲ選任ス
- 第32条 委員ニシテ其資格ノ要件ヲ喪失スルトキハ其職ヲ失フ
- 第33条 委員ノ任期ハ4ケ年トス
- 第34条 委員中欠員ヲ生シタルトキハ補欠選挙ヲ行フヘシ

補欠委員ハ其前任者ノ残任期間存在ス

第 35 条 水利組合法第 54 条ニ依リ区域内ノ村ニ於テ管理者ノ求ニ依リ組合 費其他ノ収入ノ賦課徴収ヲ為ストキハ之ニ対シテ徴収金 100 分ノ 4 ヲ其村 ニ交付ス

末尾 変 更

明治 43 年 4 月 21 日戊庶第 1598 号ノ 4 許可

(「明治 44 年 文書類纂 地方行政」東京都公文書館、「明治 44 年度 砂川村外七ヶ村普通水利組合関係書類」立川市歴史民俗資料館により、改正点のみを挙げた)

資料 6 明治 44 年 5 月 16 日 砂川村外七ヶ村用水普通水利組合規約書の改正点

第3条 区域中左の通改ム

第 1 区「立川村」ヲ「立川村北立川ニ」水積「59 坪 4 合 7 勺 5 才」ヲ 9 坪 ニ 反別「5 町 9 反 4 畝 23 歩」ヲ「9 反」ニ改ム

末尾 明治44年5月16日亥庶甲第1354号許可

(「明治44年 文書類纂 地方行政」東京都公文書館)

資料 7 昭和 27年 砂川村外七ヶ市町村土地改良区定款

(目的)

第1条 この土地改良区は農業経営を合理化し農業生産力を発展させるため 土地改良事業及びこれに附帯する事業を行い食糧増産に寄与することを目的 とする。

(名称及認可番号)

第2条 この土地改良区は砂川村外七ヶ市町村用水土地改良区という

2 この土地改良区の認可番号は東京都土地改良区第 16 号である (地区)

第3条 この土地改良区の地区は左に掲げる地域とする

砂川村1番組以東10番組まで 南砂川

国分寺町 平兵衛 中藤 戸倉 榎戸新田 野中新田六左衛門組 恋ヶ 窪

小平町 鈴木新田 野中新田善左衛門組

立川市 高松町一部

小金井町 貫井新田 小金井 梶野新田 関野新田 貫井下小金井新田

三鷹市 井口新田 野崎

武蔵野市 境新田

神代村 深大寺 佐須 芝崎 金子 大町

(事業)

- 第4条 この土地改良区は土地改良事業計画定款及び規約の定めるところにより左に掲げる土地改良事業を行ふ
 - 一 玉川上水路1番組松中橋地点に於て引水する用水施設の管理
 - 二 前号に伴ふ地区内田用水路の管理
 - 三前号施設の災害復旧
 - 2 この土地改良区は第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業に附帯しその事業を 害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用せさることができる

(事務所の所在地)

第 5 条この土地改良区の事務所は東京都北多摩郡砂川村役場に置く (公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区 の属する市町村事務所に掲示する (仮住所及び代表者)

- 第 7 条 この土地改良区の地区の属する市町村又はこれに隣接する市町村の 区域内に住所又は居所を有しない組合員が土地改良区の事業に関する通 知又は書類の送付を受けるために仮住所を指定し又は土地の共有者及同 一の土地について2人以上の組合員があるときこれらの者がこの土地改良 区の組合員としての行為(議決権及選挙権の行使を除く)をさせるためそ の内の1人を代表者と定めた時は遅滞なくこれを理事に届出なければなら ない
 - 2 前項の仮住所はなるべくこの土地改良区の地区の属する市町村又はこ れに隣接する市町村の区域内に指定するものとする同項の代表者の住 所についても同様である

第2章 会議

(総代会)

第8条 この土地改良区に総会に代るべき総代会を設ける (総代の定数及び選挙区)

第9条 総代の定数は100人とし選挙区及び各選挙区において選挙すべき総 代の定数は左之通りとする

選挙区 総代数 第1区 立川市高松町 砂川村南砂川 6 人 第 2 区 砂川村 4 番組 1 人 砂川村 9 番組 国分寺町平兵衛新田 第 3 区

第 4 区 国分寺町中藤 平兵衛 戸倉 榎戸新田 野中新田六左衛門組

8 人

1 人

第 5 区 国分寺町国分寺 恋ヶ窪 小金井町貫井 6 人

第 6 区 小平町鈴木新田 2 人

第 7 区 小金井町小金井 10 人

5 人 第 8 区 武蔵野市境

関野新田 武蔵野市境新田 三鷹市井口新田 第 9 区 小金井町梶野新田 野崎 8 人

第 10 区 神代村深大寺 佐須 芝崎 金子 大町 15 人

第 11 区 砂川村 1 番組以東 10 番組まで国分寺町榎戸野中新田六左衛門組 戸倉新田 小平町鈴木新田 野中新田善左衛門組 小金井町貫井 小金 井新田 38人

(選挙人名簿の縦覧及名簿の調整)

- 第10条 理事は総代選挙の選挙期日前16日までに当該選挙の期日前20日現在の組合員の名簿に基き選挙人名簿を新たに調整しなければならないこの場合既に確定した選挙人名簿があるときはこれを修正して用いることが出来る
 - 2 理事は総代選挙の期日前15日から5日間その指定した場所において土 地改良法施行令第7条にいう選挙人名簿の関係部分を関係組合員の縦覧 に供さなければならない

前項の縦覧の場所及び日時は理事が縦覧開始の日前3日までに公告しなければならない

(選挙人名簿の確定)

- 第 11 条 選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは関係組合員はその名簿の縦覧期間内に理事に対して異議を申立てることが出来る
 - 2 理事は前項の申立を受けた場合においてその申立を正当であると決定したときはただちに当該選挙人名簿を修正しその旨を申立人及関係組合員に通知しはわせてこれを公告しなければならない
 - 3 選挙人名簿は総代選挙の期日前6日をもって確定する

(単記制)

第 12 条 総代の選挙にあたり選挙人が投票用紙に記載すべき被選挙人の数は 1 人とする

(総代会の招集)

- 第13条 理事は毎事業年度1回4月に通常総代会を招集するものとする
 - 2 理事は左の場合には臨時総代会を招集しなければならない
 - 一 理事が必要と認める場合
 - 二 組合員又は総代がそれぞれ総組合員又は総代全員の5分の1以上の 同意を得て会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を理事 に提出して総代会の招集を請求した場合
 - 3 前 2 項の場合において理事の職務を行う者がないとき又は第 2 項第 1 号の場合において理事が正当の事由がないのに総代会招集の手続をしないときは監事が通常総代会又は臨時総代会を招集しなければならない

(議決事項の制限)

第 14 条 総代会においてはあらかじめ通知した事項を限って議決するものとする但し定款の変更土地改良事業計画の設定及び変更規約の設定変更及び廃止合併並びに解散その他重要な事項を除いて急施を要することが明白である事項に限って議決することが出来る

(議長)

第 15 条 総代会の議長は出席した総代の内から当該総代会で選任する (代理表決)

- 第 16 条 総代が議決権又は選挙権を行はせる代理人はその総代と同じ選挙 区に属する総代でなければならない
 - 2 代理人は2人以上の総代を代理することが出来ない

第3章 役 員

(役員の定数)

第 17 条 この土地改良区に役員として理事 13 人監事 2 人を置く (役員の被選挙権)

第 18 条 左に掲げる組合員は理事又は選挙による監事の被選挙権を有しない

- 一 法人
- 二 年令 25 年未満のもの
- 三 禁治産者又は準禁治産者
- 四 禁固以上の刑に処せられて執行中のもの

(総選挙の時期)

第 19 条 理事又は選挙による監事の総選挙はその任期満了の日の前 60 日から 10 日までの間に行ふ但し設立当時の役員の時期の役員は第 1 回の総代会に於て選挙し第 35 条の総選挙はこれを行ふべき事由が発生した日から出来るかぎり速に行ふものとする

(選挙の通知及び公告)

第 20 条 理事は役員の選挙を行ふ総代会の通知に投票開始の時刻及び選挙 すべき理事又は監事の数を記載するとともにこれらの事項を選挙の期日 前 5 日までに公告しなければならない

(選挙の管理)

第21条 理事長は選挙管理者となり当該選挙に関する事務を管理する

(選挙の開始及び選挙立会人)

- 第22条 役員の選挙は総代の2分の1以上(書面又は、代理人をもって選挙 を行使する者を含む)が出席しなければ行ふことができない
 - 2 選挙立会人は出席した総代(書面又は代理人をもって選挙を行使するものを除く)のうちから当該総代会で4人選任するものとする

(投票)

- 第 23 条 総代会に出席した総代(総代の代理人を含む)は所定の投票用紙に選挙すべき理事又は監事の氏名を自書してこれを投函しなければならない 但し第 20 条の規定により公告をした投票開始の時刻に総代会に出席してゐない者は投票をする事が出来ない
 - 2 書面をもって選挙権を行ふとする総代はあらかじめ選挙管理者から所 定の投票用紙及び封筒の交付を受けその用紙に選挙すべき理事又は監 事の氏名を自書しこれをその所定の封筒に入れて密封しこれを他の封 筒に入れ署名捺印の上投票開始の時刻までに選挙管理者に送付しなけ ればならない
 - 3 選挙管理者は投票の開始にあたり選挙立会人立会のもとに理事をして 前項の投票を署名捺印のない封筒のまゝ投函させなければならない
 - 4 投票用紙に記載する選挙すべき理事又は監事の数は1人とする
 - 5 投票用紙及び第 2 項の所定の封筒には選挙人の氏名を記載してはならない
- 第 24 条 投票の拒否は選挙管理者が選挙立会人の意見をきいて決定しなければならない

(開票)

- 第 25 条 選挙管理者は投票終了后ただちに選挙人立会のもとに投票函を開いて投票を点検しなければならない
 - 2 投票の効力は選挙立会人の意見をきいて決定しなければならない
- 第26条 左に掲げる投票は無効とする
 - 一 所定の用紙及び封筒を用いないもの
 - 二 選挙すべき理事又は監事の氏名の外他事を記載したもの但し職業身 分住所又は敬称の類を記入したものは此の限りでない
 - 三 第23条第2項の所定の封筒に何事かを記載したもの
 - 四 被選挙権のない者の氏名を記載したもの

- 五 2人以上の選挙すべき理事又は監事の氏名を記載したもの
- 六 選挙すべき理事又は監事の氏名を自書しないもの
- 七 選挙すべき理事又は監事の何人であるか確認し難い氏名を記載したもの

(当選人の決定)

- 第 27 条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする但し選挙すべき 理事又は監事の定数で有効投票の総数を除して得た数の 6 分の 1 以上の得 票数がなければならない
 - 2 得票数が同じてあるときは選挙管理者がくぢで当選人を定める
 - 3 理事と監事の選挙が同時に行はれた場合において第 1 項の規定により 同一人が理事と監事の双方に当選の資格を得たときはいずれか一方を 辞退しなければならない

(選挙録)

- 第28条 選挙管理者は選挙録を作り選挙の次第を記載し選挙立会人2人以上とともにこれを署名しなければならない
 - 2 選挙録は投票その他の関係書類とともに当該役員の任期間保存しなければならない
- 第 29 条 当選人は選挙の期日後において被選挙権を有しなくなった時は当 選を失ふ

(当選の確定)

- 第 30 条 当選人が定まったときは選挙管理者はたゞちに当選人に当選の旨 を通知し同時に当選人の氏名及び得票数を公告しなければならない
 - 2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞する旨の届出がないと きは当選人はその当選を承諾したものとみなす

(繰上補充)

- 第 31 条 当選人の数がその選挙における理事もしくは選挙による監事の定数に達しなくなったとき又は理事若しくは選挙による監事に欠員が生じたときは選挙管理者は直に第 27 条の例により当選を決めなければならない
- 2 前項の規定により当選人が定まった場合には前条の規定を準用する (役員への就任)
- 第32条 選挙管理者は第30条第2項(前条第2項に於て準用する場合を含む)

- の期間満了の翌日当選人の住所氏名を公告しなければならない
- 2 当選人は前項の公告があつた時に役員に就任するものとす
- 3 前項の規定に拘らず当選人は第 33 条又は第 34 条の選挙の場合を除く 外公告の時が現在の役員の任期満了前であるときはその任期満了の時 に就任するものとする

(再選举)

- 第33条 左に掲げる事由の1が生じた場合に於て第31条の規定により当選を決めることが出来ず又は同条の規定により当選人を決めても尚当選人の不足数が次条第1項にいふ理事若くは選挙による監事の欠員の数とを通じて当該理事若くは選挙による監事の定数の3分の1を越えるに至つた時は更に速に選挙を行はなければならない
 - 一 当選人がないとき又は当選人の数がその選挙における理事若しくは選挙による監事の定数に達しないとき
 - 二 当選人がなくなり又は当選人の数がその選挙における理事若しくは選挙による監事の定数に達しなくなったとき
 - 2 前項の事由が理事又は選挙による監事の任期の満了前 4 ケ月以内に生 じたときは同項の選挙は行はない 但し理事又は選挙による監事の数 がその定数の 2 分の 1 に達しなくなつたときはこの限りでない

(補欠選挙)

- 第34条 理事又は選挙による監事が欠員を生じた場合において第31条の規定により当選人を定める事が出来ず又は同条の規定により当選人を定めても尚その欠員の数が前条第1項にいふ当選人の不足数を通じて理事若くは選挙による監事の定数の3分の1をこえるに至つたときは更に速かに選挙を行はなければならない
 - 2 理事又は選挙による監事に関する前条第 1 項又は第 1 項の選挙を同時 に行ふ場合においては 1 の選挙ともって合併して行ふ

(総選挙)

第35条 第33条第1項の事由が生じた場合において理事若くは選挙による 監事又は当選人がすべてないとき又はなくなった時はこれらの規定に拘 らず総選挙を行ふ

(理事長)

第36条 理事は理事長1人を互選するものとする

第 37 条 理事長はこの土地改良区を代表し理事会の決定に従ひ業務を処理 する

理事は予めその互選により定められた順序に従ひ理事長に事故があると きはその職務を代理し理事長が欠けた場合にはその職務を行ふ

(事務の決定)

第 38 条 この土地改良区の事務は理事の過半数により決するものとする 但し規約の定めるところにより軽易な常務については理事長の決すると ころによる

(監事の職務)

- 第39条 監事は毎事業年度少なくとも2回この土地改良区の業務及び財産の 状況を監査しその結果につき総代会及び理事会に報告すると共に意見を 述べなければならない
 - 2 監事は監査についての細則を総代会の承認を経て定めなければならな いその変更についても又同様である

(役員の任期)

- 第40条 理事及選挙による監事の任期は2年とする但し第1回の総代会において選挙する監事の任期は1年とする
 - 2 前項の任期は前任者の任期満了の翌日から起算する
 - 3 知事の任命による監事の任期は知事の定める期間とする

(役員の失職)

第 41 条 理事又は選挙による監事がその被選挙権を失ったときはその職を 失ふ

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第42条 第4条第1項第1号から第3号までの事業に要する経費及土地改良 区一切の事務費に充てるための賦課金及び夫役現品は予算の定めるとこ ろにより地区内にある土地の全部につき地積割に賦課するものとする但 し必要あるときは総代会の議決を経て不均一賦課とすることが出来る

(賦課徴収の方法)

第 43 条 前条による規定による賦課金及夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は総代会で定める

(夫役の履行)

- 第 44 条 夫役を賦課された者はその便宜に従い本人自らこれにあたり又は 代理人をもってこれを履行することが出来る
 - 2 前項の規定による履行については金銭をもってこれに代えることができる

(延滞利息及び過滞金)

- 第45条 第42条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につきこれを 滞納し又は定期内に履行せず若くは夫役現品に代るべき金銭を納めない 場合にはその滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞利息を 徴収するものの外督促1回ごとに金10円の手数料を徴収する
- 2 土地改良法第39条の規定により第42条の規定による賦課金及び夫役現品 に代るべき金銭並びに前項の規定による延滞利息及び手数料を市町村に 依頼して処分する場合にはその徴収金額の100分の4に相当する額の過滞 金を徴収する

第五章 雑 則

(係及び委員会)

- 第 46 条 この土地改良区の事業を公正且つ適切にするため規約の定めると ころにより理事会の補助機関として係を置く
 - 2 この土地改良区の事業の運営を公正且つ適切にするため規約の定める ところにより理事会の補助機関として用水常設委員会を置くことが出 来る
 - 3 理事会は前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める 担当理事はその担任する係又は委員会につき一切の責任をもつものと する

(加入金)

- 第 47 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるとき及組織変更により組合員となつたもので組織変更前組合員の資格を有しなかつた者はその者の土地につき加入金を徴収することが出来る
 - 2 前項の加入金の額は総代会の議決により定める
- 第 48 条 前条の規定による加入金土地改良法第 42 条第 2 項の規定による決済により支払うべき金銭については第 45 条第 1 項第 2 項の規定を準用する

(基本財産)

- 第49条 この土地改良区に基本財産を設けることができる
 - 2 前項の基本財産の設定管理及び処分に関しては規約で定める

(財産の分配の制限)

第 50 条 この土地改良区の財産については解散(合併の場合を除く)のときでなければ組合員に分配することが出来ない

(事業年度)

第51条 この土地改良区の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで とする

(事業執行及び会計に関する規定)

第 52 条 この土地改良区の事業及び会計について必要な事項は別に定める ものゝ外規約の定めるところによる

附則

この土地改良区の組織変更当時の理事及び選挙による監事はこの定款にからはらす土地改良法施行法第 100 条の規定に基づき砂川村外七ヶ村普通用水利組合の組合会の選任するところによる 但しその任期は第 1 回総代会迄とする。

(国分寺市榎戸敏雄家文書)

資料 8 昭和 27年7月 28日 砂川町外七ヶ市町村用水土地改良区規約

第1章 総則

第1条(目的)この土地改良区の運営及び業務の執行に関しては、法令及び定 款に別段の定があるものゝ外はこの規約による。

第2章 会議

第1節 総代会

- 第2条(会議の開催)会議は招集通知の定刻より始め、翌日に亘る場合は継続会とすることができる。
- 第3条(代理人の出席)代理人は議場に入る前に委任状を理事に提出しなければならない。
- 第4条(開会の手続)開会には理事出席人員を報告して、開会を宣し、議長の 選任を総代会にはからなければならない。
 - 2 前項の行為は監事が招集した場合にあっては、招集した監事が行う。
- 第5条(議事録)議長は議事録を作製し出席した総代2名以上の者と共にこれ

に記名押印しなければならない。

- 2 前項の記名押印者は総代会の同意を得て、議長これを指名する。
- 第 6 条 (議場の退去) 出席者は会議中みだりに議場を退くことができない。但 し、止むを得ない事由がある時は議長の許可を得て退くことができる。
- 第7条(議案の確定)議案は議長が先づ議題を宣告し提案者の説明、これに対 する質疑討論及採決の順により確定する。
 - 2 議長は必要ある時は議案の説明を職員、その他の者に行わせることができる。
- 第8条(発言及討論)発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。
 - 2 討論は議題以外のことにわたってはならない。
- 第9条(動議の提出及び採決)出席者より動議の提出があった時は、出席者の 2分の1以上の賛成者を得て、これを採決する。
 - 2 前項の場合において議案の修正の動議の採決の順序は修正案を先にし 原案を後にする。
- 第 10 条 (採決の方法) 採決は挙手起立又は投票のいずれかの方法によって行う。
 - 2 議長は書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。
- 第 11 条(議案等の委員附託)総代会で必要があると認めるときは委員に附記して議案その他の審議をさけることができる。
 - 2 委員はその都度総代会において出席した総代(書面又は代理人を以て議 決権を行う者を除く)のうちから選任する。
 - 3 委員に附議した議案は委員の審議の結果の報告をまって採決しなけれ ばならない。
- 第 12 条(会議中の秩序)会議中は私語その他議事を妨げる行為をしてはならない。
 - 2 会議中出席者が議場の秩序をみだすときは議長はこれを警告し制止し 及び会議の終了するまで発言の停止、取消又は禁止並びに議場外に退去 させることができる。

第2節 土地改良法第48条第2項の会議

第13条(準用規定)土地改良法第48条第2項の会議には第3条から第11条まで及び第13条の規定を準用する。

第3章 役 員

第1節 総 則

- 第 14 条(理事及び監事の責任)理事はこの土地改良区の業務の運営に関し監事はこの土地改良区の業務及び財産状況の監査に関しそれぞれ連帯して その責任を負うものとする。
- 第15条(役員会)役員の会議は理事会及監事会とする。
- 第16条(役員の報酬等)役員に対する報酬、賞与その他の給与は総代会で定める。

第2節 理 事

- 第17条(理事会の開催)理事会は理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3 分の1以上の請求のあった場合開催する。
 - 2 理事会の招集は理事長が行う。
 - 3 理事会の議長は理事長がこれにあたる。
- 第 18 条(理事会に対する附議事項)理事会に附議すべき事項は別に規定する ものの外左の通りとする。
 - 一 定款規約及び総代会の決議により理事に委ねられた事項
 - 二 総代会の招集土地改良法第48条第2項の会議の招集並びにこれらに提 出すべき議案に関する事項
 - 三 その他理事長がこの土地改良区の運営上必要と認める事項
 - 2 理事会は前項の外軽易な事項について規定を定め理事長の専決に委ねることができる。
- 第19条(理事会の議決)理事会の議事は理事数の過半数によって決する。
 - 2 理事は代理人によって議決に加わることができない。
- 第20条(監事の意見陳述)監事は理事会に出席し意見を述べることができる。
- 第 21 条(議事録)理事会の議長は総代会の議事録に準じ議事録を作製し出席 した理事 2 人とともにこれに記名押印しなければならない。

第3節 監事

- 第 22 条(監事の職務)監事は何時でも理事に対して業務状況の報告を求め又は土地改良区の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 第23条(代表監事)監事は代表監事1人を互選する。
- 第24条(監事会の開催)監事会は少くとも毎事業年度2回開催する外代表監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

- 2 監事会の招集は代表監事が行う。
- 3 監事会の議長は代表監事がこれにあたる。
- 第25条(監事会に対する附議事項)監事会に附議すべき事項は左の通りとする。
 - 一 監査計画に関する事項
 - 二 監査細則の制定及び改変に関する事項
 - 三 土地改良区と理事との契約又は訴訟についての土地改良区代表に関する事項
 - 四 土地改良法第 27 条(同法第 48 条第 4 項において準用する場合を含む) の規定による会議の招集に関する事項
- 第 26 条(監事会の議事)監事会は選挙による監事及び知事の任命による監事 の各々2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
 - 2 監事会の議事は出席監事の過半数で決する。
- 第 27 条(意見等の聴取)監事会は必要に応じ理事職員その他の者の出席を求め、意見を徴し又は事情を聴取することができる。
- 第28条(準用規定)監事会には第22条の規定を準用する。但し「理事2人」 とあるを「監事1人以上」と読み替えるものとする。

第4章 業務の執行

- 第29条(係及び委員会)この土地改良区に左の係及び委員会を置く。
- 一 庶務掛
- 二 会計係
- 三 用水常設委員会
 - 2 前項の係及び委員会の事務の分掌に関する規定は理事会で定める。
- 第30条(職員)この土地改良区に左の役員を置く
 - 一 事務職員 人
 - 二 技術職員 人

前項に規定するものの外施設管理人及び事務助手労務者若干人を置くことができる。

- 第 31 条(職員の事務分掌等)職員の事務分掌に関する規定及び職員の任免給 与に関する事項は理事会で定める。
- 第32条(執務時間)この土地改良区の執務時間及び定例休日は左の通りとする。

- 一 勤務時間 午前8時半より午後5時までとし、正午より1時間は休憩時間とする。但し土曜日に限りその執務時間は正午までとする。
- 二 休日、日曜日及び国民休日の外 12 月 29 日より翌年 1 月 3 日までの期間とする。
- 第 33 条(細則の設定)理事会が必要と認めるときはこの規約の範囲内で別に 業務執行に関する細則を設けることができる。

第5章 会 計

- 第34条(収支予算の議決)理事会は毎事業年度の経費の収支予算を調製し、当該事業年度前に総代会の議決を経なければならない。但し、初年度においては土地改良区の成立後遅滞なくこれをしなければならない。
- 第35条(応急工事)応急工事を施行する場合第40条を除くの外は直営とする。 但し理事会の議決により請負に付することができる。
 - 2 理事又は監事及び委員は応急工事の請負をすることができない。
- 第 36 条(競争入札)応急工事の請負又は物品の購入は競争入札によらなければならない。但し理事会の議決により随意契約によることができる。
- 第37条(金銭の保管)金銭は総代会で定めた金融機関に預け入れるものとする。
- 第 38 条(会計に関する細則の設定)会計に関する細則は理事会で定め監事会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

- 第39条(費用負担地域の分割)定款第4条第1項第3号の応急工事を施行する 場合はその事業計画書に費用負担の地域を分けることができる。
- 第40条 定款第4条第1項第3号の事業(以下災害復旧事業という)でその受益地域が土地改良区地域の一部の場合には受益地域の関係市町(以下関係市町という)より災害復旧事業施行の委託要請があった場合は、土地改良区は、これを関係市町に委託することができる。
 - 2 前項の災害復旧事業施行の委託を受けようとする関係市町は、事業計画 書を添えて土地改良区に申請しなければならない。
 - 3 前項の申請があった場合理事長は遅滞なく理事会を招集して委託する か否かを決定し、その旨申請人に通知するものとする。土地改良区は、 委託について条件を附することができる。
 - 4 第 1 項の災害復旧事業施行に要する経費は、関係市町で負担しなけれ

ばならない。但し理事会が必要と認めた時は、総代会の議決を経て経費 の一部を土地改良区が負担することができる。

第7章 補 則

- 第 41 条 (補償金の額)土地改良法第 118 条第 119 条、第 121 条及び第 122 条第 1 項の規定による補償金の額は被害者より損害見積書を提出させ、これに 基いて理事会が常設委員会に諮問して定める。
- 第 42 条(組合員の報告義務)関係区域の市町村は工作物その他の施設について破損、その他修繕を要する箇所があることを発見した時はすみやかに土地改良区に報告するものとする。

附則

この規約は昭和27年7月28日より施行する。

(立川市歴史民俗資料館)

資料 9 昭和 29年 砂川町外七ヶ市町村用水土地改良区定款の改正点

改正点のみを記した。また、句読点や旧仮名遣い、漢字の変換などの改正は 省略した。

第 4 条

- 一、玉川上水路一番組松中橋地点において引水する用水施設の管理
 - 2 この土地改良区は第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業に附帯しての事業を 害しない範囲内で、当該施設を他の目的に使用させることができる。
- 第7条 この土地改良区の組合員が次の事業に該当するときは遅滞なくこれ を理事に届出なければならない。
 - 一 この土地改良区の地区の属する市町村又は、これに隣接する市町村 の区域内に住所又は居所を有しない組合員が土地改良区の事業に関す る通知又は書類の送付を受けるために仮住所を指定したとき。
 - 2 前項第1号の仮住所はなるべく、この土地改良区の属する市町村又は、 これに隣接する市町村の区域内に指定するものとする。同項第2号の代 理人の住所についても同様とする。

第 10 条

3 前項の縦覧の場所及び日時は理事が縦覧開始の日前 3 日までに公告しなければならない

第 13 条

2 二 組合員が総組合員又は総代全員の5分の1以上の同意を得て会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を理事に提出して総代会の招集を請求した場合

第 14 条

但し定款の変更土地改良事業計画の設定及び変更役員の改選規約の設定、変更及び廃止、合併並びに解散その他重要な事項を除いて急施を要することが明白である事項に限って議決することが出来る。

第 16 条 (削除)

- 第20条 理事は、役員の選挙を行う総代会の通知に、投票開始の時刻及び選挙すべき理事又は監事の数を記載しなければならない。
- 第22条 役員の選挙は、総代の2分の1以上が出席しなければ行うことができない
 - 2 選挙立会人は、出席した総代のうちから当該総代会で 4 人選任するものとする。
- 第23条 総代会に出席した総代は、所定の投票用紙に選挙すべき理事又は監事の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。但し、第20条の規定により通知した投票開始の時刻に総代会に出席してゐない者は、投票をする事ができない。
 - 2 投票用紙に記載する選挙すべき理事又は監事の数は1人とする。
 - 3 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

第 25 条

2 投票の効力は選挙管理者が選挙立会人の意見をきいて決定しなければ ならない。

第 26 条

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 選挙すべき理事又は監事の氏名の外他事を記載したもの。但し、職 業身分住所又は敬称の類を記入したものはこの限りでない。
- 三 被選挙権のない者の氏名を記載したもの

- 四 2人以上の選挙すべき理事又は監事の氏名を記載したもの
- 五 選挙すべき理事又は監事の氏名を自書しないもの
- 六 選挙すべき理事又は監事の何人であるか確認し難い氏名を記載した もの。
- 第 31 条 当選人の数がその選挙における理事もしくは監事の定数に達しなくなったとき又は理事若しくは選挙による監事に欠員が生じたときは、選挙管理者はただちに第 27 条の例により当選を決めなければならない。
- 第33条 次に掲げる事由の一が生じた場合において第31条の規定に依り当選を決める事ができず、又は同条の規定により当選人を決めてもなお当選人の不足数が次状第1項にいふ理事若しくは監事の欠員の数とを通じて当該理事若しくは監事の定数の3分の1を越えるに至ったときは更に速に選挙を行はなければならない。
 - 2 前項の事由が理事又は監事の任期の満了前 4 個月以内に生じたときは 同項の選挙は行はない。但し理事又は監事の数がその定数の 2 分の 1 に 達しなくなったときは、この限りでない。

第 34 条

- 2 理事又は監事に関する前条第 1 項又は第 1 項の選挙を同時に行う場合 においては 1 の選挙ともって合併して行う
- 第35条 第33条第1項又は前条第1項の事由が生じた場合において理事若 くは監事の当選人がすべてないとき又はなくなったときはこれらの規定 にかかわらず総選挙を行う。

(土地改良区の代表)

第 37 条

2 理事はあらかじめその互選に依り定められた順序に従い理事長に事故 があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けた場合にはその職務を 行う。

第 40 条 3 (削除)

(賦課徴収の方法)→(賦課方法)

(経費の賦課に対する異議の申立)

第44条の二 第44条の規定により賦課金又は夫役現品の賦課を受けた者は その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けた日から7日以内に、 理事に対して異議を申立てることができる。

第 46 条

- 2 この土地改良区の事業の運営を公正且つ適切にするため、規約の定め るところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。
- 3 理事会は前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。 担当理事は、その担任する係又は委員会につき一切の責任をもつものと する。

第 48 条

基本財産に掲げる金銭については、第45条第2項の規定を準用する。

(国分寺市榎戸敏雄家文書により、改正点のみを挙げた)

資料 10 昭和 29 年 砂川町外七ヶ市町村用水土地改良区規約の改正点

改正点のみを記した。また、句読点や旧仮名遣い、漢字の変換などの改正は 省略した。

第1条(目的)この土地改良区の運営及び業務の執行に関しては、法令及び定 款に別段の定があるものの外はこの規約の定めるところによる。

第 11 条

- 2 委員はその都度総代会において出席した総代のうちから選任する 第 12 条
 - 2 会議中出席者が議場の秩序をみだすときは議長はこれを警告し制止し 又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議の 終るまで発言を禁止し、又は議場外に退去させることができる。

第 13 条 削除

第 18 条

- 二 総代会の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項
- 三 その土地改良区の運営上必要と認める事項
- 2 理事会は前項の外軽易な事項について理事長の専決に委ねることがで きる。
- 第 21 条(議事録)議長は次に掲げる事項を記載した議事録を調製し、出席した 理事二人とともにこれに記名押印しなければならない。
 - 一 開会の日時及び場所
 - 二 出席及び欠席した理事の氏名
 - 三議事の要領

- 四決議事項
- 五 賛否の数

第 25 条

- 四 土地改良法第27条の規定による会議の招集に関する事項
- 第 26 条(監事会の議事)監事会は監事委員の出席がなければ議事を開くこと ができない。
- 第35条(工事)工事を施行する場合第40条の規定に依る工事を除くの外は直営とする。但し理事会の議決により請負に付することができる。
- 第36条(競争入札)工事の請負又は物品の購入は、競争入札によらなければならない。但し、理事会の議決により随意契約によることができる。
- 第 39 条(費用負担地域の分割)定款第四条第一項第三号の工事を施行する場合は、その事業計画書に費用負担の地域を分けることができる。
- 第40条 定款第四条第1項第3号の事業(以下災害復旧事業という)でその受益地域が土地改良区地域の一部の場合には受益地域の関係市町村(以下関係市町村という)より災害復旧事業施行の委託申請があったときは、土地改良区は、これを関係市町村に委託することができる。
- 第 41 条 (補償金の額) 土地改良法第 118 条第 5 項第 119 条第 121 条及び第 122 条第 1 項の規定による補償金の額は被害者より損害見積書を提出させ、これに基いて理事会が用水常設委員会に諮問にして定める。
- 第 42 条(組合員の報告義務)組合員は工作物その他の施設について破損その 他修繕を要する箇所があることを発見したときはすみやかに、土地改良区 に報告しなければならない。

(国分寺市榎戸敏雄家文書により、改正点のみを挙げた)

資料 11 昭和 54 年 4 月 1 日 立川市ほか 4 市砂川用水利用組合規約 (名称)

第1条 この組合は、立川市ほか4市砂川用水利用組合と称する。

第2条 この組合の事務所は、立川市錦町3丁目2番26号立川市役所内に置く。

(目的)

(事務所)

第3条 この組合は、玉川上水路一番町松中橋地点における用水取入口及び

樋管の管理を行うことにより、用水の利用配分を円滑にすることを目的とする。

(区域)

第4条 この組合の区域は、立川市、国分寺市、小平市、小金井市及び武蔵 野市の地域とする。

(役員の種別)

第5条 この組合の役員は、理事及び幹事とする。

(役員の定数)

- 第6条 理事の定数は、5人とし、関係市長とする。
 - 2 幹事の定数は、5人とする。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間と する。ただし、再任することができる。

(役員の任命)

- 第8条 この組合に理事長及び副理事長1人を置き、理事の互選によつて定 める。
 - 2 この組合に幹事長を置き、幹事のうちから理事長が指名する。

(会議)

- 第9条 この組合の会議は、理事会及び幹事会とする。
 - 2 理事会は、毎年 5 月とする。ただし、必要がある場合においては、臨時 に開くことができる。

(役員の職務)

- 第10条 理事長は、理事会を招集し、理事会の議長となる。
 - 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理するものとする。
 - 3 幹事長は、幹事会を招集し、幹事会の議長となる。
 - 4 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指定した幹事がその職務を代理する。
 - 5 幹事は、区域内の用水の状況及び利用について管理上適切な処理を行い、 幹事長に報告するものとする。

(経費)

第 11 条 この組合の経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

(書記)

- 第12条 この組合に書記を置くことができる。
 - 2 書記は、理事長が指名する。
 - 3 書記は、上司の命を受けて、この組合の庶務に従事する。 附 則
- 1 この規約は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 立川市外 6 市砂川用水利用組合規約(昭和 39 年 4 月 1 日施行)は、廃止する。
- 3 この規約は、平成8年5月31日から施行する。

参考文献

佐藤志郎『東京の水道』都政通信社 1960年

東京百年史編集委員会『東京百年史 第2巻』東京都 1972年

全国土地改良事業団体連合会 20 周年記念誌編集委員会『土地改良百年史』 平凡社 1977 年

玉城哲、旗手勲、今村直奈良臣『水利の社会構造』国連大学 1984 年 東京都公文書館『都史紀要 15 水道問題と三多摩編入』東京都情報連絡 室情報公開部都民情報課 1990 年

新多摩川誌編集委員会『新多摩川誌』国土交通省関東地方整備局京浜工事 事務所 2001 年

小坂克信『近代化を支えた多摩川の水』玉川上水と分水の会 2012 年 高嶋修一『都市近郊の耕地整理と地域社会』日本経済評論社 2013 年

謝辞

最後に、今回の研究を助成してくださった東急環境財団をはじめ、お世話になった関係諸機関や皆様にお礼を申し上げたい(敬称略)。

アジア歴史資料センター、東京都公文書館、東京都水道歴史館、立川市歴史民俗資料館、国分寺市ふるさと文化財課、武蔵国分寺跡資料館、立川市中央図書館、立川市錦図書館、たましん地域文化財団、小金井市文化財センター、武蔵野ふるさと歴史館、小平市立中央図書館、日野市立市政図書室、安斎順子、伊藤冨治夫、内野忠司、榎戸敏雄、太田和子、木村孝、小西陽子、高橋遼吉、角田陽次郎、富沢昭二、豊泉喜一、林茂夫、真壁繁樹、吉田雅之。

用水を地域資源として活用するための水利用の歴史—砂川用水を例にして一

(研究助成·一般研究 VOL. 42-NO. 247)

著 者 小坂 克信 発行日 2020年12月 発行者 公益財団法人 東急財団 〒 150-8511 東京都渋谷区南平台町5番6号 TEL(03)3477-6301 http://foundation.tokyu.co.jp